

## 第5編 資料編

- 1 災害記録等に関する資料
- 2 気象観測等に関する資料
- 3 情報・通信・広報に関する資料
- 4 避難等に関する資料
- 5 要配慮者利用施設に関する資料
- 6 消防・医療救護に関する資料
- 7 衛生等に関する資料
- 8 輸送に関する資料
- 9 各種災害における避難情報に関する資料
- 10 危険区域等に関する資料
- 11 相互応援協定等に関する資料
- 12 防災関係機関に関する資料
- 13 防災会議等に関する資料
- 14 その他



# 1 災害記録等に関する資料

## 1-1 魚津市の気象災害等

この年表は、魚津市に影響を及ぼした主な気象災害等を抜粋したものである。

(資料：富山県地域防災計画、魚津市史他)

年 月 日	災害項目	記 事
明治18年(1885) 7月1日	強風 大雨 波浪	(魚津市史：暴風雨、伏木魚津東岩瀬等、港内の難波船惨害を極む。)
明治32年(1899) 9月8日	大雨	台風が紀伊半島を通り、中部地方を横断。各河川出水、県下全般に被害。伏木の降水量(8日)73.9mm。家屋床上浸水3,367戸、床下浸水2,310戸。堤防6か所、橋梁2か所、耕地浸水数10,000ha。
明治38年(1905) 8月7日～8日	大雨	九州西方の海上に台風、日本海中部に低気圧があつて、この影響により県東部に大雨。県東部の河川が洪水となり、下新川郡布施村、魚津町、三日市町で家屋流失2戸、床上浸水144戸、床下浸水687戸、堤防損壊延長11,200m。伏木の降水量(7～8日)212.3mm。
明治45年(1912) 7月22日	大雨	富山港付近の地形性低気圧により県平野部150mm、山間部で250～300mm、県東部の諸河川洪水。県中・東部で死者21名、負傷者4名、家屋浸水床上3,932戸、床下3,170戸、流失全壊107棟。田畑流失1,303ha、同浸水2,850ha。橋梁流失108か所、堤防、道路損壊延長36.4km。伏木の降水量(22日)109.6mm。
大正7年(1918) 9月24日	強風 大雨 波浪	台風、静岡県西部に上陸、中部地方を北上し、日本海に抜ける。伏木の最大風速N18.8m/s。県西部と富山湾沿岸地区に被害多し。死者2名、家屋全半壊183戸、床上浸水200戸、床下浸水83戸、堤防決壊約800m、橋梁流失3か所。(魚津市史：各河川氾濫、住家・漁船・突堤に被害)
大正14年(1925) 12月1日	高波	(魚津市史：魚津町・経田村で民家100余戸床下浸水、沿岸堤危険)
昭和4年(1929) 4月1日～2日	高波	(魚津市史：経田村家屋浸水5戸、納屋浸水12戸)
昭和5年(1930) 7月10日	大雨	梅雨前線が太平洋岸から北上し、中部地方に停滞。県平野部で100～150mmの大雨。伏木の降水量(10日)99.0mm。県中部で死者1名、負傷者6名、家屋浸水70戸、堤防決壊220m、田畑流失620ha、同冠水75ha。 (魚津市史：梅雨豪雨により各河川増水、魚津でも60町歩浸水、橋りょう数か所に被害)

年 月 日	災害項目	記 事
昭和6年(1931) 1月10日	強風 雪 波浪	二ツ玉気圧が北海道南東沖にあり、960mbに達し、日本付近は顕著な冬型気圧配置となり、10日未明から北陸一帯は猛吹雪となった。特に沿岸地域で被害が大きく、死者5名、家屋全半壊56戸、同浸水300戸、堤防決壊90m、橋梁流失1か所、漁船転覆破損20隻。電信電話はほとんど不通となった。(魚津市史：魚津町漁船2隻転覆、2名溺死)
昭和8年(1933) 9月5日	強風 大雨 波浪	台風が日本海南部を北東進。氷見、伏木、四方で浪害。住家全壊52戸、同浸水832戸、非住家全半壊31棟。道路損壊40か所、漁船流失20隻、田畑冠水93,000ha。(魚津市史：経田村で納屋21戸全半壊、浸水32戸)
昭和9年(1934) 7月12日	大雨	梅雨前線が中部地方で活発となり、県平野部で100～150mm、南東山岳部で800mmの豪雨となった。このため、大小の河川がはん濫し、県全域で大きな被害が出た。死者行方不明者31名、重傷者9名、軽傷者300名。家屋流失78戸、同浸水9,958戸、道路損壊28か所、橋梁流失40か所、田畑流失1,000ha、同冠水6,000ha、農作物被害面積5,627ha。(魚津市史：県下各河川で氾濫、堤防決壊、橋流失、家屋浸水、田畑流失など大被害、早月川氾濫)
昭和10年(1935) 11月12日	波浪	低気圧が北海道南東沖で発達し、このため富山湾に寄り回り波。伏木、新湊、四方、滑川の各町と倉垣村で大きな被害。死者1名、負傷者17名、住家流失全壊34戸、同半壊41戸、非住家全半壊215棟、家屋浸水395戸、防波堤決壊1,800m、道路損壊1,100m、橋梁流失2か所、漁船破損37隻。(魚津市史：魚津海岸で家屋流失7戸、半壊7戸、浸水300戸、波除石堤切断85メートル、決壊29メートル、道路決壊500メートル、宅地流失1500平方メートル、漁船流失10余隻)
昭和11年(1936) 6月29日	大雨	(魚津市史：県内東部河川増水はん濫、片貝川・早月川・角川等はん濫)
昭和13年(1938) 12月24日～26日	大雪 着雪	低気圧が太平洋岸を通過し、銚子沖で発達。顕著な冬型の気圧配置となり風雪が強くなった。着雪と強風によって電線の切断や電柱の倒壊があり富山市を中心に県内で電話1,800回線が被害を受け、また、電灯線も同様に被害を受けた。特に魚津、岩瀬間で著しかった。
昭和14年(1939) 8月5日～6日	大雨	台風が関東から北西に進み日本海に抜けた。県東部山岳部で200～250mmの大雨。上市川、片貝川、小矢部川がはん濫した。下新川、中新川、西砺波、東砺波の各郡で被害。死者2名、橋梁流失1か所、堤防決壊640m、道路、石垣等損壊130m。(魚津市史：県内各河川増水、角川で橋1か所、漁船1隻流失)

年 月 日	災害項目	記 事
昭和14年(1939) 7月15日	大雨	(魚津市史:朝からの豪雨で片貝川の堤防100メートル決壊、田地10町歩浸水、3~4町歩の稲流失)
昭和18年(1943) 11月27日	大火	27日未明、魚津町から出火。西風にあおられ住家251戸焼失。死者1名、負傷者34名。
昭和20年(1945) 10月10日	地すべり	(魚津市史:東城地内で地すべり、被害面積21ヘクタール、埋没人家7戸、死亡1人)
昭和24年(1949) 2月15日~16日	波浪	(魚津市史:経田・道下・魚津などで突堤決壊流失、経田港に土砂押し寄せ港口塞ぐ)
昭和24年(1949) 9月1日	台風 大雨	(魚津市史:キティ台風により県下に大水害)
昭和27年(1952) 7月1日	大雨	顕著な寒冷前線が通過。東部山岳地帯に400mmの大雨。黒部川、片貝川がはん濫し、下新川郡、魚津市で大被害。死者7名、負傷者91名、行方不明者5名。住家全壊20戸、同半壊78戸、同流失11戸、同床上浸水4,465戸、同床下浸水12,154戸。住家被害1,483戸。堤防決壊874か所、橋梁流失290か所、道路損壊804か所、山がけ崩れ311か所、田畑流失4,296ha、同冠水41,920ha、被害額59億円の大水害。
昭和27年(1952) 11月28日~29日	波浪	太平洋岸を発達した低気圧が通過。このため28日~29日にかけて富山湾では北東の風が強くなり、沿岸一帯に高波が襲った。新湊、堀岡、四方、滑川、魚津で家屋浸水982戸。田畑冠水2ha。
昭和28年(1953) 1月12日~13日	大雨 波浪 融雪	二ツ玉低気圧の通過による大雨と暖気移流による融雪が重なり、東部の小河川が出水。中新川郡で被害。家屋浸水427戸、堤防決壊8か所(1,005m)。舟小屋流失2棟。(魚津市史:魚津・滑川海岸に被害集中、護岸堤防決壊4か所、合掌杵流失15、舟小屋流失2、浸水家屋51戸)
昭和31年(1956) 1月7日~10日	大雪	南岸低気圧が三陸沖で発達。この後、日本海を低気圧が次々に通過し、降雪が続いた。各地の積雪、富山107cm、魚津130cm、生地145cm。特に沿岸部、平野部で交通網が寸断された。死者行方不明者4名、負傷者2名。住家全壊3戸、一部破損3戸、非住家全壊7棟、電柱倒壊6本、電信施設被害438件。
昭和31年(1956) 7月16日~17日	大雨	梅雨前線の活動が活発化し、県東部山沿いで200mm以上の大雨。東部の諸河川が出水し、相当な被害。下新川郡、黒部市、魚津市で死者1名、家屋一部損壊2戸、同床上浸水3戸、同床下浸水792戸、水田流埋没12ha、同冠水1,087ha、道路堤防決壊37か所、橋梁流失2か所、崖くずれ12か所。(魚津市史:東部山岳に大雨、黒部川、早月川、片貝川、布施川等増水、堤防決壊等被害大なり)

年 月 日	災害項目	記 事
昭和31年(1956) 9月10日	強風 大火	台風第12号が日本海を北上。フェーン現象によって魚津大火。19時45分魚津市真成寺町から出火。乾燥した強風にあおられ旧市街の4割にあたる1,496戸焼失、焼失面積15万坪、り災者7,249人、死者5名、重傷者5名、軽傷者165名、損害見積額75億8千万円。
昭和31年(1956) 12月9日～10日	高波	(魚津市史：魚津水産の大敷網と漁船大破)
昭和32年(1957) 12月12日～13日	高波	(魚津市史：魚津・生地浜に被害)
昭和33年(1958) 4月22日～23日	大雨	(魚津市史：各河川で増水、片貝川では島尻で堤防80メートル、東尾崎で50メートル、平伝寺、青柳でも堤防決壊、早月川でも吉野地内その他で堤防190メートル決壊、経田地内落合橋10メートル流失)
昭和34年(1959) 5月4日～5日	大雨	(魚津市史：布施川、角川で警戒水位突破し被害あり、布施川で堤防決壊1か所、早月川も1か所、片貝川でも1か所、根固め流失1か所の被害)
昭和36年(1961) 1月26日～27日	高波	(魚津市史：魚津漁港内に高波、小型漁船1隻沈没、4隻破損)
昭和36年(1961) 9月16日	台風 大雨	(魚津市史：第二室戸台風により東部山岳に大雨、角川、片貝川で堤防決壊、橋流失、住居浸水など大きな被害を出した。)
昭和38年(1963) 1月～2月6日 〔1月31日県災害対策本部設置〕	大雪 融雪	昭和38年1月豪雪。大陸の高気圧は、1050～1060mbの強い勢力を維持し、一方、日本海では次々に低気圧が発達して通過、本邦は顕著な冬型の気圧配置が長時間維持した。最深積雪は、富山186cm、伏木225cm(累積記録それぞれ第2位、第1位)。11～12日は、西部平野部で70cm、15～16日は、県下全般に40～60cm、18～19日は、山沿地方で60～90cm、21～22日は、県下全般に30～60cm、23～26日は、県下全般に連日30～70cmの降雪があり、その後、2月2日から融雪による浸水被害が加わり、大きな被害となった。県下全般で死者13名、負傷者31名、行方不明者1名。住家全壊46棟、同半壊28棟、同一部損壊2棟、同床上浸水122棟、同床下浸水822棟。橋流失1か所、山崩れ1か所。北陸本線23～28日ほぼ全面運休。
昭和39年(1964) 7月7日～9日	大雨	能登半島沖を東西に伸びる梅雨前線と富山県を通過した熱帯性低気圧のため平野部で100～150mm、西部で200mm以上。東部山岳部500～600mmの大雨。県西部の砺波平野を中心に県全般に被害。行方不明者1名、住家床上浸水53棟、同床下浸水929棟。水田流埋没49ha、同冠水2,201ha。道路損壊42か所、橋流失6か所、堤防決壊20か所、山崩れ16か所。

年 月 日	災害項目	記 事
昭和39年(1964) 7月17日～18日	大雨	台風第7号くずれの低気圧が日本海南部の梅雨前線を進み能登沖を通過。県中・西部の平野部と東部山岳部で250mm以上の大雨となり、富山平野・砺波平野で被害が大。死者・行方不明者5名、住家全半壊23棟、同床上浸水2,153棟、同床下浸水12,156棟。水田流埋没75ha。水田・畑冠水5,853ha、道路損壊172か所、橋流失39か所、堤防決壊117か所、山崩れ90か所。
昭和44年(1969) 8月10日～11日 〔8月11日県災害対策本部設置〕	大雨	北陸地方に前線が停滞し、各地に大雨。県の西部で150～200mm、東部平野部200～300mm、東部山岳部で1,000mmに達する豪雨となった。県東部の大小河川は洪水となり、県東部を中心に200億円を超す大被害となった。死者5名、負傷者24名、行方不明者1名。住家全壊50棟、半壊92棟、一部破損121棟、床上浸水2,132棟、床下浸水7,470棟。非住家11棟。田畑流失埋没669.3ha、冠水65.5ha、農業関係被害額10億8,830万円。農地林務関係50億4,170万円。土木被害1,711か所、同被害額124億430万円。電力・通信・鉄道等其他公共施設36億3,700万円。り災9,865世帯。
昭和46年(1971) 7月24日～26日 〔7月26日県災害対策本部設置〕	大雨	「戻り梅雨」により県内は、23日夜から24日早朝にかけて各地に強い雷を伴った大雨が降り、県下の河川がいつせいに増水し、各地で被害が出た。24日3時～6時の間に黒瀬川、高橋川、角川、布施川、渋江川の中小河川が警戒水位を越え、富山市、滑川市、砺波市等で床上や床下の浸水の被害が出た。
昭和51年(1976) 8月14日	大雨	前線が日本海中部に停滞、台風13号の影響による湿潤な空気の流失と北方寒気の南下のため前線活動が活発となりゆっくり南下、沿岸部を中心に大雨。降水量は、富山137mm、氷見221mm、魚津210mm、伏木184mm、立山287mmで県下全般に被害。死者4名、負傷者1名。住家全壊6棟、同半壊15棟、同床上浸水101棟、同床下浸水1,769棟。耕地流失12ha、同冠水1,074ha、道路損壊39か所、橋流失1か所、山・がけ崩れ94か所。鉄軌道1か所。り災111世帯。
昭和55～56年 (1980～1981) 12月27日～1月20日 〔1月6日県災害対策本部設置〕	大雪 着雪	北半球500mb面では3波数循環の大雪型が続き、地上ではシベリア高気圧が発達し、顕著な冬型の気圧配置となった。強い寒波は12月27日～30日、1月2日～8日、1月10日～14日の3回来襲した。最深積雪は平野部150～200cm、山沿い200～250cm、山間部300～400cmとなり昭和38年豪雪につぐ大雪となった。全県で圧雪による家屋の倒壊や除雪事故、雪崩等による死者が急増した。死者12名、重傷者135名、軽傷者596名。住家全壊5戸、半壊34戸、一部破損761戸、床上浸水101戸、床下浸水1,338戸。非住家全壊124棟、その他814棟。公共用建物42か所。農業災害208億円、林業災害323億円。その他水産関係にも多大の被害が発生した。交通関係では北陸・高山本線全面不通、遅延、除雪費等国鉄関係124億円。全日空欠航、富山地方鉄道関係も

年 月 日	災害項目	記 事
昭和56年(1981) 12月2日	強風 波浪	<p>大きな被害を受けた。電力、通信関係では送電鉄塔(66,000ボルト)11基倒壊、ほかに断線、電柱折損等数億円の被害。</p> <p>本州の日本海沿岸沿いに北東進した低気圧から南西に伸びる寒冷前線が2日早朝富山湾を通過、所々で突風が起きた。魚津沖で漁船(12人乗り込み)が突風と横風を受け乗組員7人が海中に転落、うち6名死亡。</p>
昭和58年(1983) 7月20日~27日	大雨	<p>本州に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、20日から27日にかけて断続的に雨が降り続き、梅雨末期の大雨となった。この間の総降水量は富山332mm、伏木327mm、泊312mm、氷見281mm、魚津383mm、砺波・八尾261mm、上市404mm、福光273mm、立山1,060mmの大雨となり、家屋一部損壊4棟、床下浸水180棟、田冠水671ha、河川215か所、道路178か所の被害を受けた。</p>
昭和58年(1983) 9月27日~28日	強風 大雨	<p>28日午前10時20分ごろ長崎市に上陸した台風10号は、その後急速に衰え同日午後3時温帯低気圧に変わり、29日早朝関東沖に抜けたが、秋雨前線を刺激したため、県内では28日午後から風雨が強くなり深夜まで続いた。最大風速は富山で28日15時20分、北東15.7m/s、伏木17時50分、北北東14.1m/s、泊17時、北東17m/sを記録した。総雨量は富山156mm、泊132mm、氷見116mm、魚津177mm、伏木162mm、砺波189mm、上市188mm、福光208mm、八尾171mm、立山249mmに達した。負傷者3名、床上浸水12棟、床下浸水683棟、道路15か所、橋梁1か所、河川6か所の被害が出た。</p>
昭和59年(1984) 1月25日~3月23日 〔2月10日県災害対策本部設置〕	大雪	<p>冬型の続いた1~3月にかけて数波にわたって強い寒波が襲来し、富山の降雪量合計が692cmに達し、56豪雪に近い大雪に見舞われた。各地の最深積雪は富山で122cm、伏木95cm、氷見で100cm、福光で172cm、八尾で203cm、魚津で136cmを記録した。また、雪害状況は死者21名、負傷者87名、住家の全壊3棟、半壊1棟、部分壊32棟、床上浸水16棟、床下浸水216棟であった。</p>
昭和61年(1986) 2月5日~6日	大雪	<p>冬型の気圧配置が続き、強い寒気が南下したため、5日未明から6日朝にかけては激しい雪が断続的に降り、県東部の平野部を中心に大雪となった。富山市や魚津市では60cmを超える降雪があり、積雪は富山市で117cm、魚津市で148cmに達し、この冬の最深となった。このドカ雪のため、鉄道の運休や遅延、バスや航空機の遅延が相次ぎ、また、道路では圧雪や凍結による車のスリップ事故が多発し、交通網が混乱した。</p>
昭和62年(1987) 9月17日~19日	大雨	<p>17日~19日は、台風13号が日本の東海上をゆっくり北東に進んだため、県内の上空には寒気が流れ込み大気の状態が不安定となった。このため、17日の昼頃から19日の午前中にかけて、東部を中心に1時間に20~30mmの強い雨が断続的に降り、総雨量は魚津市と宇奈</p>

年 月 日	災害項目	記 事
昭和63年(1988) 8月24日～26日	大雨 落雷	<p>月町でともに215mm、朝日町186mm、上市町132mmに達した。この大雨のため、滑川市、魚津市等で、床上浸水12棟、床下浸水207棟、崖崩れ12か所、道路の損壊14か所、護岸堤防の損壊22か所等の被害が発生した。また、JR北陸本線は富山～滑川間が徐行運転となり、特急電車で最高20分の遅れがでた。</p> <p>24日～26日は、秋田沖に前線が停滞し、これに本州南東海上の熱帯低気圧から暖かい湿った気流が流れ込んだ。このため、県内は大気の状態が不安定となり、連日、強い雷雨が発生し、落雷による停電や短時間の大雨による浸水、がけ崩れ等の被害が相次いだ。</p> <p>24日午前3時15分頃、魚津市江口の北陸電力魚津変電所に落雷したため、魚津市、黒部市、宇奈月町等の約22,000戸が7分～2時間余り停電。また、富山地方鉄道の魚津 - 宇奈月間の電車12本が運休した。</p>
平成元年(1989) 1月～2月	暖冬 少雪	<p>1月～2月の県内は、気温の高い日が多く、冬型の気圧配置も長続きしなかったため、記録的な暖冬・少雪となった。</p> <p>この間、富山市では、気温が平均で平年を2.5 上回り、また、降雪の深さの合計は平年の17%と非常に少なく、ともに富山地方気象台観測開始(昭和14年)以来の高温、少雪を記録した。このため、県内では、各スキー場が雪不足となって平年の約40%～50%の減収となった。</p>
平成元年(1989) 7月12日	大雨	<p>梅雨前線の活動が活発となった12日の未明、県内の各地で1時間に20～30mmの強い雨が降り、3時～5時の雨量は、宇奈月町で70mm、上市町で54mm、魚津市50mmに達した。</p> <p>この短期間の大雨のため、魚津市坪野では県道湯上坪野線わきの崖が幅6mにわたって崩れ落ち、また、午前8時頃には、小矢部市矢波で県道谷坪野芹川線わきの山から約200m<sup>3</sup>の土が崩れ落ちる等、小規模な土砂の崩壊が各地で発生した。</p>
平成2年(1990) 1月22日～28日	大雪	<p>冬型の気圧配置が持続したため、雪が降り続くとともに、厳しい寒さに見舞われた。</p> <p>特に24日～27日は、石川県輪島市上空約5,000mに氷点下40～34 の強い寒気が流れ込んで警報級の大雪が降り続き、また、真冬日(1日中氷点下)が連続する顕著な低温となった。</p> <p>この大雪のため、鉄道や路線バスの遅延や運休、飛行機の欠航など交通網が軒並みに乱れ、24日には北陸自動車道で吹雪により視界不良となり乗用車2台、トラック11台が追突する事故が発生した。</p>
平成3年(1991) 6月12日	竜巻	<p>寒冷前線が日本海沿岸に停滞し、その前線に向かって南風が吹き込んでフェーン現象となり、大気の状態が不安定となっていた。午後1時頃県西部で発生した雷</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成3年(1991) 9月27日～28日	強風	<p>雲が発達しながら北東進、午後1時30分から50分にかけて滑川市から魚津市を通過し、局地的に突風や竜巻が発生した。</p> <p>魚津市東山では竜巻のため、プレハブの作業小屋が30m吹き飛ばされて全壊し、近くで働いていた作業員は飛んできた足場の板が頭に当たって10日間のけがをした。また、納屋1棟が全壊したほか、住宅等18棟が一部損壊、半径約200m以内では樹木折損等の被害があった。滑川市江尻では倉庫新築現場の足場が強風によって倒れ、JR北陸本線の架線を切断したため、電車13本に最高2時間30分の遅れがでた。</p> <p>大型で非常に強い台風19号は、長崎県佐世保市の南に上陸し、勢力を保ちながら日本海を北東進、28日午前2時に輪島市の北西170キロを通過した。</p> <p>県内では台風の接近に伴い、27日夕方から次第に風が強まり、午後9時頃から各地で10m/sを超え、28日午前1時～4時にかけて突風を伴った15m/s以上の暴風が吹き荒れた。台風が最も接近した28日午前1時～2時にかけて各地で最大風速と最高気温を観測、又27日夜半を中心に顕著なフェーン現象となった。</p> <p>このため、家屋の損壊や飛来物が当たる等6市町で12名が負傷、住宅の損壊は17市町村で149棟に及びました。小矢部市では強風時に出火し、飛び火等によって全焼29棟、部分焼6棟の被害があったほか、魚津市でリンゴ、福光町や城端町では柿が大量に落下して7～8割の減収被害となり、大豆、水稻、野菜等では倒伏や損傷による被害が広範囲に発生した。その他、ビニールハウスの全半壊192棟、農業漁業施設の破損89棟、プロイラーのへい死は1万羽。道路は落石や倒木等の影響により19路線で一時交通規制が実施された。JR西日本鉄道では特急22本、急行3本、普通115本が運休止、富山地方鉄道も一時不通となった。電力は、高圧配電線の切断や電柱の傾斜等により6万6千戸が停電した。</p>
平成5年(1993) 2月7日	地震	<p>7日22時27分に能登半島沖(北緯37.7度、東経137.3度、深さ25km)で地震(マグニチュード6.6)が発生し、富山、伏木で震度4(中震)を観測した。この地震により、富山湾沿岸には津波注意報が発表された。</p> <p>JR西日本では一時運行を見合わせたため運休や遅れが生じ、大門町の民家のモルタル壁が崩れたほか、富山市、高岡市、小矢部市で天井や窓ガラス等の建物被害が発生したが、津波による被害はなかった。</p>
平成5年(1993) 7月12日	大雨	<p>梅雨前線が北陸付近で停滞し、活動が活発となった。このため、12日朝には1時間20～30mmの強い雨が降り、12日0時から8時までに魚津で72mm、富山で68mmの雨量に達した。日中は小康状態となったが、夕方から14日にかけて断続的に雨が降り、12日から14日にかけての総雨量は立山344mm、宇奈月194mm、平167mm</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成 6 年(1994) 8月18日～23日	落雷 山崖崩れ 浸水	<p>の大雨となった。</p> <p>この雨で、富山市41棟、魚津市6棟、滑川市3棟の床下浸水が発生し、魚津市で護岸決壊1か所のほか、県内で4か所の道路欠損があった。また、12日朝にはJR富山港線で運休や遅れが出たほか、13日から15日にかけて黒部峡谷鉄道が全面運休となった。</p> <p>太平洋高気圧に覆われて晴れの暑い日が続いたが、18日より上空に寒気が入り込んで、大気の状態が不安定となった。このため、雷雲が発達して局地的に短時間で激しい雨が降ったため、18日午後3時頃、上平村上中田の国道156号線の山川斜面から土砂が流出し、長さ15mにわたって道路に広がり、全面通行止めとなった。また、魚津市大光寺の大光寺中橋付近の路面に直径1mの穴があき、橋台が最大30cm沈んで45cm川中央方向へずれた。激しい水流で川床が削られ、橋台付近の土砂もながされる「吸い出し」によるため、18日夕方に降った強雨により発生したと見られている。</p> <p>18日夕方に魚津市鴨川町等に8棟が、19日夜に砺波市三島町で29棟が、23日未明から朝にかけては新湊市堀岡、作道地区で56棟が床下浸水した。</p> <p>18日午後5時10分頃、JR西日本の滑川、魚津駅で1時間40mmの雨量を記録したため、1時間20分にわたって徐行運転をおこなった。このため、特急5本と普通6本に最大20分の遅れが出た。</p> <p>18日は氷見、富山、黒部、滑川地区の9,510戸が最長2時間35分にわたって停電し、20日は氷見地区の681戸が最長2時間16分にわたって停電した。</p> <p>19日午前10時頃、氷見市柳田地区で落雷による延焼で大作業小屋と農機具置き場の2棟が全焼した。</p>
平成 8 年(1996) 4月2日～4日 4月11日～12日	大雪	<p>冬型気圧配置となって上空に強い寒気が流れ込んだ2日～3日及び11日～13日に季節外れの雪が降った。特に、真冬並みの寒気が流入した12日は、東部で20～30cm、西部で2～10cmの積雪となった。このため、県内ではビニールハウスの倒壊、スリップ事故の多発や列車の遅れなどの被害が出た。なお、富山と伏木では、積雪の深さの月最大値、降雪の深さの月・日合計値がともに統計開始以来の極値となった。</p> <p>2日～3日は、1日夜から降り始めた冷たい雨が、2日未明から雪が混じり、日中には本格的な雪となって3日朝まで断続的に降った。特に3日の早朝は一時強く降り、9時の積雪は平野部で5～10cm、東部の山間部(上市)では25cmとなった。</p> <p>11日～13日は、11日昼頃から雨に混じって時々雪が降り、12日未明から昼にかけて本格的な降雪となった。このため、12日9時には上市で28cm、魚津及び泊で20cm、そのほかの地点は2～10cmの積雪となった。</p> <p>この季節外れの雪で県東部を中心に水稻の育苗ハウス約3,000棟が全半壊し、被害額は約3億円にのぼった。</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成 8 年(1996) 6 月24日～26日	大雨 山崖崩れ 地すべり 洪水	<p>24日～26日は、上海付近に低気圧が進んできて、本州南岸に停滞していた梅雨前線が能登半島付近まで北上し、前線の活動が活発となった。</p> <p>このため、県内では24日14時から26日14時にかけて雨が降り続き、特に前線上を低気圧が通過した25日は1時間に10～30mmの強い雨が断続的に降り、東部で150mm～370mm、西部で130～160mmの日降水量を観測、ほとんどの観測所で6月の日降水量の極値を更新する記録的な大雨となった。</p> <p>この大雨による被害は、住家の床上浸水1棟、床下浸水28棟、水田の流失・埋没13ha、道路被害54か所、橋梁3か所、河川被害123か所、砂防19か所。</p> <p>また、県内の河川は、片貝川など県が管理する16河川で警戒水位に達し、国の直轄河川の黒部川、小矢部川、庄川、神通川でも警戒ラインを超えた。</p>
平成 8 年(1996) 7 月 3 日	落雷	<p>3日の日中は、気圧の谷が通過し、上空に冷たい空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となった。このため、県内は昼前頃から夕方にかけて激しい雷雨となり、西部の山沿いでひょうも降った。富山市では、12時07分から同32分にかけて落雷があった。</p> <p>このため、県東部で落雷による停電等の被害が相次いで発生した。富山市弥生町、南田町、向新庄、浜黒崎の5,793戸が停電。雄山町、西公文名、旭町3か所の交差点の信号がストップした。</p> <p>また、12時45分頃には水橋五郎丸の民家の杉に落雷があり、杉の一部を変色させた。一方、富山空港では、雷雲回避のため、福岡便の離発着が15分から25分遅れた。</p> <p>このほか、滑川市辰野では、13時35分頃空き工場の屋根に落雷して約1平方メートルを焼き、魚津市では、小川寺、日尾などで停電し、320戸が影響を受けた。また、城端町と利賀村の一部では、正午前局地的に大粒(直径2cm前後)のひょうが降り、白ネギを折損させる等の被害があった。</p>
平成 9 年(1997) 1 月 7 日	波浪	<p>7日の朝は、冬型の気圧配置で午前7時過ぎ頃、秋田県付近に進んだ低気圧に伴う寒冷前線が通過。このため、県内は南のち北の風が強く、東部の沿岸海域は、午前8時頃から急速に大荒れの状態となった。</p> <p>7日午前9時半頃、魚津市経田西町の海岸から約50m沖(経田漁港白灯台付近)で小型の漁船が高波を受けて転覆。乗っていた2人が死亡した。</p>
平成10年(1998) 7 月 9 日～10日	大雨	<p>9～10日にかけて、日本海から北陸地方を経て日本の東海上に達する停滞前線の活動が活発となった。県内では9日15時～10日9時にかけて、時間雨量10～30mmの強い雨が断続的に降り続き、宇奈月では2日間の雨量が250mmを超えた。</p> <p>住家関係は、黒部市(4)・魚津市(1)で床上浸水5棟、滑川市(47)・黒部市(19)・魚津市(24)・立山町</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成10年(1998) 7月30日	大雨	<p>(1)・宇奈月町(1)で床下浸水92棟。鉄道関係では、富山地方鉄道の宇奈月町内山駅で線路約100mが、深さ10cmまで冠水し、土砂などが線路をふさぎ上下線合わせて14本がストップした。河川関係では、魚津市木下新の布施川の堤防が約250mにわたってえぐられた他、45か所で被害が発生した。道路関係では、46か所で損壊等の被害が発生した。農業関係では、黒部市・魚津市の農地9.4haが冠水した。</p> <p>30日上空に寒気を伴った低気圧が北陸地方を通過し、大気の状態が不安定となった。県内では、30日の5～8時にかけての短時間に東部を中心に強い雨が降った。魚津では7～8時の時間雨量が40mmを超えた。</p> <p>住家関係は、魚津市(4)・婦中町(4)で床上浸水8棟、魚津市(110)・立山町(31)・婦中町(13)・細入村(1)で床下浸水155棟。鉄道関係では、北陸線の魚津駅上り線が冠水し、魚津 - 黒部駅間で急行1本、普通4本が区間運休した。また、高山線でも普通5本が運休した。農業関係では、魚津市の農地1.5haが冠水した。その他に細入村掬原石黒地内の神通川の支流の谷のコンクリート壁が崩れた。</p>
平成11年(1999) 9月15日	大雨	<p>15日は、北陸地方をゆっくり南下した秋雨前線が台風16号の接近に伴い活動が活発となり、県内では多い所で200mmを超える大雨となった。</p> <p>家屋の被害は、富山市で1棟、婦中町で1棟、利賀村で1棟、合計3棟が床上浸水し、富山市で5棟、魚津市で2棟、滑川市で7棟、大沢野町で4棟、上市町で3棟、立山町で2棟、八尾町で1棟、婦中町で1棟、山田村で2棟、合計27棟が床下浸水したほか、6市町村で合計16.75haの田畑が冠水した。交通被害は、JR高山線の東八尾 - 掬原駅間の運転を見合わせ特急列車7本と普通列車36本が運休した。</p>
平成13年(2001) 1月12日～18日	大雪	<p>12日～18日にかけて千島付近に発達した低気圧が停滞し、日本付近は強い冬型の気圧配置が続いて強い寒気が次々と流れ込んだ。12日～14日は山雪型の降り方だったが、15日～16日は里雪・山雪型に変わり、特に沿岸部の魚津・氷見で強い雪が降った。魚津では16日9時までの前24時間に68cmの雪が降り、17日8時に最深積雪が119cmに達し、平成2年以来11年ぶりに積雪100cmを超える大雪となった。</p> <p>人的被害は、14日7時30分頃福光町開発で、15時30分頃滑川市北野でそれぞれ1名が誤って用水に転落し死亡した。また、屋根の雪下ろし中に屋根からの転落(14日高岡市石瀬、17日滑川市下大浦、入善町入善、19日魚津市本江新町)や小型ロータリー除雪機のロータリーに足を巻き込まれる等で9名が重軽傷を負った。魚津市、滑川市、富山市、立山町、入善町で除雪した雪が側溝等にたまったまま解けず住宅等の床下浸水が</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成13年(2001) 6月29日	大雨 雷雨	<p>発生した。交通機関では、道路では車が渋滞しスリップ事故が多発した。JR北陸本線では、15～18日にかけて全区間運休や区間運休が相次ぎ、17日には15年ぶりにすべての特急が運休した。富山空港では、視界不良等で14日を中心に欠航が相次いだ。電力関係では、17日に氷見市仏生寺脇之谷内等で約900戸、小矢部市了輪で約50戸、利賀村百瀬で約500戸が未明から早朝にかけて停電した。水道関係では、富山市、高岡市で水道管の破裂や凍結が起きた。農業関係では、ビニールハウスの倒壊が朝日町、滑川市、氷見市を中心に13市町村で79棟が全半壊した。また、7市町村で果樹の主枝折損等の被害のほか、魚津市で豚堆肥舎や鶏舎の全壊等が発生した。林業関係では、小矢部市スギ1,000本、黒部市でスギ200本が折損する被害が発生した。</p> <p>29日の県内は上空に寒気を伴った気圧の谷が通過し、大気の状態が非常に不安定となり、未明から朝のうちにかけて沿岸部を中心に局地的に雷を伴った激しい雨が降った。高岡市伏木の最大1時間降水量は74.5mm、最大10分間降水量は18.5mmを観測し、共に伏木の6月の第1位を更新した。また、日降水量は130.5mmを観測し、6月の第2位となった。</p> <p>床上浸水3棟(富山市1棟、高岡市2棟) 床下浸水669棟(富山市14棟、高岡市178棟、滑川市457棟、入善町16棟、福岡町4棟) 高岡市万葉ライン城山付近で幅20メートルにわたって土砂崩れ、林道岡田線の路面欠損、太田渋谷川で土石流が発生。魚津市市道金山谷稗畠線で高さ7メートル、幅15メートルにわたって法面が崩壊し道路をふさいだ。滑川市市道改養寺森野新線が20メートルにわたって欠損。福岡町宅地法面が崩壊、滑川市で落雷による出火により納屋の一部と住宅屋根裏の一部を焼いた。高岡市で午前3時頃から1時間にわたって約1,700棟に停電。富山市で道路冠水(岩瀬天神町地内、岩瀬古志町地内、水橋市江新町地内、水橋東出町地内) JR氷見線雨晴駅付近の信号機が落雷の影響で故障し列車2本が最大48分の遅れ。北陸本線は14本が最大112分の遅れ。滑川市など3市1町の水稲5.8ヘクタール、大豆畑31ヘクタールが冠水。</p>
平成13年(2001) 8月4日	大雨	<p>4日の県内は三陸沖の低気圧から延びる寒冷前線が北陸地方を南下したため、県東部で1時間に20～30mm強い雨が降った。</p> <p>朝日町で町道湯ノ瀬北又線の越道峠付近で土砂崩れが発生し、一時通行止めになったほか魚津市で用水があふれ4棟の倉庫などが床下浸水した。</p>
平成14年(2002) 1月7日～8日	強風 雷	<p>日本海を発達した低気圧がゆっくり北東に進んだ影響で県内では、7日夜になって南西から西よりの風が強まった。8日後半には低気圧は北海道に進み上空に寒気が流入して冬型の気圧配置が強まった。7日21時26分魚津市駅前新町の路上に設置されていた看板が風</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成14年(2002) 3月21日	強風	<p>に飛ばされ商店の従業員の額にぶつかり、眉間を約5～6cm切った。</p> <p>8日は富山空港では、雪による上空の視界不良のため富山発着の合計7便に最大1時間半の遅れが出た。また、高速道路では、北陸、能越、東海北陸の各自動車道で50kmに速度規制されたほか、19時頃富山地方鉄道の稲荷町 - 越中三郷駅間の12の踏切が落雷のため故障し、約2時間10分にわたって遮断機が下りなくなり、踏切前で一時停止して運行したため、電車4本のダイヤが乱れ、最大40分の遅れが出た。JR高山線では、7日16時20分頃笹津駅で風速25m/sを記録したため、越中八尾 - 猪谷間の運転を21時40分まで見合わせ、特急列車2本が富山 - 猪谷間で区間運休、普通列車8本が運休または区間運休となった。</p> <p>寒冷前線を伴った発達中の低気圧が日本海北部を通過して、南よりの強い風が吹きフェーン現象となった。この強い南よりの強風で、魚津市役所議場のトタン屋根の一部が飛ばされたほか、砺波市苗加の民家の納屋のトタン屋根の一部も飛ばされた。また、JR高山線笹津駅で風速25m/sを記録したため、同線の富山 - 猪谷と富山港線の富山 - 岩瀬浜間で一時運転を見合わせた。特急列車4本、普通列車6本が運休や区間運休した。</p>
平成14年(2002) 7月9日～10日	大雨	<p>北陸付近に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、10日昼前には県内の所々で1時間に20～30ミリの強い雨が降った。国道41号線細入猪谷 - 楡原間など3か所、県道も一時8か所の通行止め。大沢野町長走の神通川右岸かすみ堤が陥没。魚津市升方の有山用水の護岸が幅7mにわたって崩れた。富山空港では5便が欠航。JRでは高山線などで20本が一部全区間運休。</p>
平成14年(2002) 10月15日	強風 落雷	<p>活動が活発な前線を伴った低気圧が日本海を東に進み、夜には寒冷前線の通過により天気が急激に変化して雷や強風を伴った天気となった。婦中町で208戸、富山市で100戸、滑川市で66戸が落雷のため高圧線の断線などで最大2時間余り停電したほか、強風とひょうによる農作物被害では、魚津市で軟弱野菜などのパイプハウス20数棟に被覆材の破損、リンゴにキズや落下の被害が発生し約20トンに及んだ。このほか、ひょうによる農作物被害では、露地野菜のレタス、ネギ、キャベツ、ハクサイなど2haで葉の損傷や玉割れ、大豆には子実の落下が約12haなどの被害が発生した。また、魚津市金浦町地内の公園の樹木2本が根元から倒木した。寿町地内の住居兼工場の外壁が強風により付近に置いてあった物が当たり一部破損した。</p>
平成14年(2002) 12月25日	落雷	<p>北陸沿岸を東進した低気圧の通過後に上空に寒気が流れ込み大気の状態が不安定となったため、夕方から東部を中心に雷雨となった。18時頃、魚津市江口のバ</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成15年(2003) 8月31日～9月1日	大雨 落雷	<p>チンコ店一階配電盤から落雷により出火し停電となった。また、18時30分頃、JR北陸線の魚津駅 - 入善駅間の踏切5か所が落雷により故障し、約1時間20分にわたって遮断機が下がったままになった。安全を確認するため徐行運転し、特急列車3本、普通列車5本に約20分～30分の遅れが出た。このほか、富山地方鉄道の電鉄黒部駅 - 浦山駅間で約1時間運転を見合わせ、地鉄新魚津駅 - 電鉄黒部駅間で徐行運転を行った。</p> <p>前線が北陸付近に停滞し、県内で大雨となった。各地の降り始めからの雨量は多いところで魚津226ミリ、宇奈月225ミリ、伏木218ミリ、泊176ミリ、氷見158ミリ、富山149ミリ、福光127ミリに達した。この影響で床下浸水が高岡市で18棟、魚津市で4棟、氷見市で19棟、滑川市、入善町、小杉町で1棟。道路冠水が高岡市で8か所、氷見市で5か所。土砂崩れが魚津市で4か所、高岡市で2か所、福光町、黒部市、氷見市で1か所。河川堤防破損が黒部市で1か所の被害が発生。また、河川が氾濫し、高岡市、福光町、魚津市であわせて0.29haの田畑に浸水や土砂侵入の被害が発生した。このほか、高岡市では落雷により264世帯が停電し、JRの運休2本、遅延6本、航空機の遅延1便などの影響が出た。</p>
平成16年(2004) 2月4日～2月8日	大雪 落雷	<p>2月4日から8日にかけて強い冬型の気圧配置となり、5日9時には輪島上空に-38.7度の寒気が流入し、県内は大雪となった。7日富山の降雪量(当9時-翌9時)は52cmに達し、アメダスの積雪観測では猪谷の134cmを最大に魚津、伏木、富山、砺波で50cmを超えた。この大雪のため、大島町の男性が除雪中に用水に転落し死亡、大山町と八尾町では男性が屋根の雪下ろし中に転落し1名が重傷、1名が軽傷を負った。また、大沢野町では投雪により用水が溢れ住家2棟が床下浸水し、八尾町では屋根に積もった雪の重みで非住家1棟が倒壊。大門町では落雷のため民家の一部が焼ける被害があった。JRでは除雪作業等のため運休20本、遅れ9本、航空関係では欠航22便、遅れ7便の影響が出た。</p>
平成16年(2004) 4月2日	強風	<p>発達した低気圧が日本海沿岸を北東に進んだ影響で県内で強風が吹き、最大瞬間風速は、富山で11時54分に27.7m/s、伏木で13時1分に26.9m/sを観測した。このため、魚津市でビニールハウスの破損5棟(710㎡)の被害があった。その他、JRでは強風のため運休6本、遅れ3本の影響が出た。</p>
平成16年(2004) 8月19日～8月20日	強風 高潮	<p>台風15号が19日に日本海を東北東に進み県内に夜半頃接近。20日には東北地方に上陸後太平洋に抜け北海道の南海上を東に進んだ。台風15号による強風等の影響で19日及び20日には高潮により新湊市で床下浸水や道路及び水田約0.6haの冠水。高岡市では道路及び水田</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成16年(2004) 8月30日～8月31日	強風	<p>約50㎡の冠水。富山市及び氷見市では道路の冠水があった。また、県東部を中心に果樹の落下被害があり、富山市などで果実(梨)の落下約125t、魚津市などで果実(りんご)の落下約45tがみられた。また、強風による停電が県内で500戸あった。</p> <p>台風16号は九州に上陸した後、山口県を通り日本海へ抜け、北東に進み北海道に再上陸した。県内には31日明け方頃最接近した。この台風の影響で、氷見市などで建物の屋根が飛ぶ被害が発生したほか、福光町、氷見市で倒木による道路の通行止め、富山市、魚津市などで果樹の落下や稲の倒伏、ビニールハウスの破損などによる農作物への被害が生じた。また、県内1,539戸で停電となったほか、交通機関に運休、遅延が生じた。</p>
平成16年(2004) 9月7日～9月8日	強風 高潮	<p>台風18号は、7日9時半頃長崎市付近に上陸し、その後日本海へ抜け北東に進み秋田沖を経て北海道の西海上を北上した。富山県には7日21時頃最も接近した。台風の強風により重傷者が上市町2名、八尾町1名、福光町1名、富山市他5市町で軽傷者15名の人的被害があった。また、富山市62棟、魚津市20棟他8市町村で住家の一部損壊、婦中町13棟他10市町村で非住家の一部損壊などの被害があった。強風によりごみが用水をせき止めた影響で富山市で床下浸水2棟の被害があった。交通機関では砺波市や氷見市で国道、県道及び主要地方道の一部通行止めや航空機の一部欠航、JRや富山地鉄で遅れや運休があった。富山市他15市町村で8,800戸の停電があった。農業関係ではりんご、なしの落果など被害額5億円以上の被害となった。</p>
平成17年(2005) 7月11日～7月12日	大雨	<p>山陰から北陸にかけて梅雨前線が停滞し、この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み前線の活動が活発となったため各地で大雨となった。このため、魚津市(1棟)、高岡市、氷見市、入善町で床下浸水の被害があり、高岡市や氷見市などでは斜面崩壊や土砂崩れなどの被害があった。</p>
平成17年(2005) 8月6日	大雨 落雷	<p>県内は6日夕方、広い範囲で激しい雷雨に見舞われた。</p> <p>魚津市では午後4時50分 同市文化町10-3の富山地方鉄道「電鉄魚津駅」に停車中の上り列車(2両編成)の車両2両目に落雷。2両目のパンタグラフから出火し、2両目のパンタグラフと台車が焼損。内部の焼損なし。人的被害なし。地鉄本線は、黒部駅～上市駅間で上下線とも終日不通となった。その他、雷の影響により魚津市で約500世帯が一時停電。このうち北鬼江周辺の120世帯は配電線への落雷のため、午後5時20分から2時間20分余りにわたり停電した。</p> <p>また、集中的な雨のため本江と仏田の住宅や駅前新町の店舗など計6棟で床下浸水した。</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成17年(2005) 8月15日～8月18日	大雨	上空に寒気を伴った気圧の谷の影響で、大気の状態が不安定になり各地で局地的な激しい雨が降った。魚津市では雨が強まった午後6時からの1時間で26mmの雨量を記録し、午後7時ごろ同市三ヶの住宅地で近くの用水の水が4戸の玄関先などについた。県内の交通機関も遅延や不通になるなどの被害が発生した。
平成17年(2005) 8月19日	大雨 落雷	南から湿った暖かい空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり局地的に激しい雷雨となった。このため富山市、魚津市、立山町、舟橋村などで落雷により1,700戸が停電し、魚津市では上水道送水ポンプが停電の影響で停止し、1,900世帯が一時断水した。
平成17年(2005) 12月4日～12月5日	暴風	日本海ある発達した低気圧が南下しながら通過し、また上空には強い寒気が入り込み大気の状態が不安定になった影響で、県内では強い風が吹き、所々で雷が発生した。このため魚津市では強風にあおられて女性1名が転倒、重傷を負った。富山市、高岡市、南砺市では落雷により民家が破損するなどの被害が発生した。その他、高岡市、入善町で合わせて約380戸で停電し、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た。
平成17年(2005) 12月26日～12月31日	大雪	県内は強い冬型の気圧配置となったため大雪となった。魚津市では屋根に積もった雪で倉庫1棟(住吉)が全壊したほか、各地で屋根の雪下し中の転落や転倒によるけが人が相次いだ。その他、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た。
平成18年(2006) 1月3日～1月12日	大雪	強い冬型の気圧配置により県内各地で大雪による被害が発生した。魚津市では空き家1棟全壊(大沢)、空き家2棟半壊(六郎丸・三ヶ)、ビニールハウス1棟全壊(島尻)の被害があった。その他、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た。
平成19年(2007) 2月14日	強風	日本海中部を低気圧が発達しながら北東に進み、14日21時には三陸沖に抜けた。このため、県内では、14日は南から西よりの風、15日には西よりの風がともに非常に強く海上ではしけとなった。 この影響で、小矢部市では15日女性が強風にあおられ転倒し、骨折する重傷を負ったほか、魚津市では倒木が電線を切断し320戸が停電する被害が生じた。また、北陸各県の強風により列車に運休や遅延が生じた。
平成19年(2007) 3月25日	地震	25日9時42分に能登半島沖(北緯37.2度、東経136.7度、深さ約11km)で地震(マグニチュード6.9)が発生し、富山市、滑川市、舟橋村、氷見市、小矢部市、射水市で震度5弱を観測した。魚津市では震度4を観測。 この地震により、県内では、富山市で1名が重傷を負った。高岡市(6名)、魚津市(2名)、射水市(2

年 月 日	災害項目	記 事
平成19年(2007) 7月16日	地震	<p>名) 氷見市(1名)、小矢部市(1名)が軽傷を負った。魚津市では、天井や窓ガラス等の建物被害が発生したが、津波による被害はなかった。</p> <p>16日10時13分に新潟県上中越沖(北緯37.3度、東経138.3度、深さ約17km)で地震(マグニチュード6.8)が発生し、舟橋村、氷見市で震度4、魚津市をはじめその他全市町村で震度3を観測。この地震による被害は高岡市での軽傷1名のほかは見られなかった。</p>
平成19年(2007) 12月3日	落雷	<p>前線を伴った低気圧が日本海を発達しながら東北東進した。また、昼前に寒冷前線が当地方を通過し、上空に寒気が入り大気の状態が不安定となり、県内の所々で雷雨となった。</p> <p>魚津市では、民家の屋根に落雷し、天井板やテレビアンテナの配線を焦がした。また、ケーブルテレビの伝送路が落雷による被害を受け、約600世帯がケーブルテレビの視聴ができない状態となった。鉄道では、魚津市内のJR北陸線の踏切設備が落雷により故障したため、並走している富山地方鉄道を含め遅れが出た。</p>
平成20年(2008) 2月24日	高波	<p>23日低気圧が日本海中部を発達しながら東北東に進み、24日に三陸沖に抜け、日本付近では冬型の気圧配置が強まった。この発達した低気圧の影響で、23日から24日にかけて風が強く、富山県の沿岸では24日の明け方から波が高くなった。</p> <p>この高波により射水市(1名)、入善町(1名)で死者が出た。特に被害が集中していた入善町及び黒部市では家屋の全半壊、床上・床下浸水など高波による住宅被害が多数発生した。</p> <p>魚津市では人的被害、住宅被害はなかったが、漁業関係者の刺し網など漁具の被害が出た。</p>
平成20年(2008) 7月7・8日	大雨 山崖崩れ 竜巻 落雷	<p>7日から8日にかけて、南から暖かく湿った空気が入り、上空に寒気を伴った気圧の谷が通過したため、雷を伴う非常に激しい雨が降り、竜巻も発生した。県内のアメダスでは7日23時から8日15時までの総降水量が100ミリを超えるところがあるなど大雨となった。</p> <p>立山町では、増水した川に流されて1人が行方不明になり、富山市などの9市町村では、大雨で床上浸水や床下浸水が合計220棟発生した。各地で、土砂崩れにより道路が通行止めとなり、列車の運休や遅延、停電、農地の冠水なども発生した。</p> <p>魚津市では、床下浸水1棟(三ヶ)、農道法面崩壊(舁田)の被害があった。</p>
平成20年(2008) 7月28日	大雨 山崖崩れ 落雷	<p>北陸地方に停滞する前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となったため、雷を伴って非常に激しい雨が降った。県内の観測所では多いところで1時間に70ミリを超えるところがあるなど、記録的な大雨となった。</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成20年(2008) 8月15・16日	大雨 山崖崩れ	<p>魚津市では、落雷により住宅1棟が火災、大雨による道路冠水が2ヶ所(吉島・高畠) 道路冠水及び土砂堆積が2ヶ所(片貝)で発生した。</p> <p>15日から16日にかけて、日本海に停滞していた前線が北陸まで南下して活動が活発になり、この影響で、雷を伴い非常に激しい雨となった。県内のアメダスでは、15日23時から16日24時までの総降水量が180ミリを超えるところがあった。</p> <p>16日、富山市などの5市で、大雨による床上浸水や床下浸水が合計197棟発生した。</p> <p>魚津市では、人的被害、住宅被害はなかったが、田の畦畔及び法面崩壊(大海寺野)が発生した。</p>
平成20年(2008) 9月26日	山崖崩れ	<p>25日夜半から26日未明にかけての大雨による用水の溢水により、斜面が崩落(布施爪)し、人家敷地内へ土砂や倒木が流入した。</p>
平成21年(2009) 10月8日	強風	<p>台風第18号の接近で暴風となり、海ではしけとなった。魚津市と上市町では女性が風で転倒し、足の骨を折る重傷を負った。富山市と射水市でも、強風による転倒などで3名が軽いケガをした。また、富山県内で強風による住宅の一部損壊が7棟、非住家の被害が21棟発生した。</p>
平成21年(2009) 12月17～22日	大雪	<p>17日から21日にかけて、冬型の気圧配置が強まり大雪となった。県内では降雪や路面の凍結によるスリップ事故が310件発生し、交通事故や転倒で45人が負傷した。魚津市では、人的被害、住宅被害はなかったが、雪による倒木が市道(大熊)を塞ぎ、一時通行止めとなった。</p>
平成22年(2010) 1月14日	大雪	<p>14日の県内は強い冬型の気圧配置に覆われて大雪となった。魚津市では70cmを超す積雪となり、雪が詰まった用水が溢れ、住家3棟、納屋1棟が床下浸水した。また、農産被害として園芸用ハウスが3棟倒壊する被害も発生した。</p>
平成22年(2010) 9月12・13日	大雨	<p>12日から13日にかけて県内では局地的な集中豪雨が発生した。魚津市では、本江地区3戸、経田地区7戸、道下地区1戸の計11戸が床下浸水した。</p>
平成23年(2011) 1月31日	大雪	<p>31日の県内は強い冬型の気圧配置により断続的に雪が降り、鉄道を中心とする公共交通機関がまひした。午後10時現在で魚津市の積雪は80cmに達し、屋根雪下ろし中の男性が転落し重傷を負った。高岡(伏木)では積雪が127cmを観測し、昭和56年の「五六豪雪」以来、30年ぶりに120cmを超えた。</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成24年(2012) 4月3・4日	暴風	3日から4日にかけて吹き荒れた暴風の影響で、魚津市内の女性が風にあおられ転倒し負傷した。また、民家のトタン屋根、雨どい、門扉などの住宅破損、またビニールハウスなどの農作物施設の被害が相次いだ。
平成25年(2013) 11月25日	大火	25日午前1時30分頃、本町二丁目地内の住宅から出火。出火時刻が深夜であり、木造住宅が密集する地域であったため、被害が甚大であった。全焼16棟、半焼4棟、部分焼2棟、ぼや1棟合計23棟が焼損し、り災世帯13世帯30名、死者1名。
平成26年(2014) 7月19日・20日	大雨 洪水 落雷	<p>19日から20日にかけて、上空に強い寒気を伴った低気圧が、日本海を南東に進み、20日9時には能登半島付近まで進んだ。富山県では、19日の夜遅くから20日未明にかけて断続的に非常に激しい雨が降り、魚津市では19日23時54分までの1時間に83.0ミリの猛烈な雨を観測し、降り始め(18日9時)からの降水量は280.5ミリとなった。また、解析雨量では砺波市砺波付近で20日2時までの1時間に約120ミリ、高岡市高岡付近で約100ミリの猛烈な雨を解析した。</p> <p>この豪雨により魚津市では床上浸水3戸(大町地区1戸、本江地区1戸、加積地区1戸)、床下浸水123戸(大町地区41戸、村木地区3戸、下中島地区7戸、松倉地区1戸、上野方地区4戸、本江地区46戸、加積地区10戸、天神地区10戸、道下地区1戸)の被害があった。また、土砂災害も発生し歴史民俗資料館の収蔵庫に市道法面の土砂が流入。東山神社が土石流により崩壊し、上中島地区の民家に土砂が流入した。市道小川寺長引野線、市道日尾1号線が崩壊し日尾・御影集落の交通アクセスが寸断された。また、市道に布設されている水道管も寸断され日尾集落9世帯に配水不能となった。</p> <p>【市道・農林業施設の被害状況】 市道73箇所。水路127箇所、農道47箇所、農地345箇所、林道6箇所、治山7箇所</p>
平成28年(2016) 4月17日	暴風	17日の早朝からの強い南の風(最大瞬間風速31.6m/s)により、住家の一部損壊が14棟、その他の建物の一部損壊が6棟あり、倒木や選挙期間中であったため看板などの破損が相次いだ。
平成29年(2017) 1月12日	落雷	吉島地内での落雷により住家の一部損壊が1件、その他の施設で電気設備の故障があった。
平成29年(2017) 1月21日	暴風	暴風警報発表中、沖合で操業中であった漁船が高い横波を受け、漁師1名が海中に転落したもので、病院収容2時間後、死亡確認となった。
平成29年(2017) 10月22日・23日	大雨 暴風	台風21号が富山県に接近し、10月22日から23日にかけて魚津市では平野部で総降雨量128mm、山間部では総

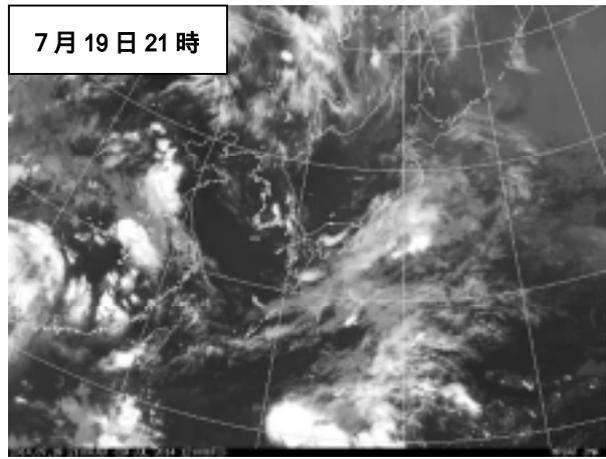
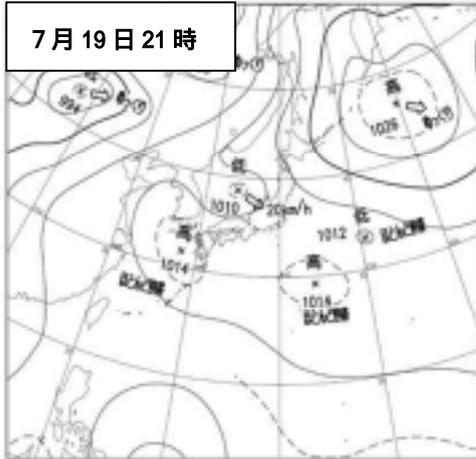
年 月 日	災害項目	記 事
平成30年(2018) 1月27日	洪水 (台風21号)	<p>降雨量273mmとなり、最大瞬間風速25.7mを観測した。 大雨の影響で角川の水位が上昇し氾濫危険水位に達する恐れがあったため、避難勧告を発令(10月23日7時40分)し、対象地区を下中島地区、上中島地区、大町地区とする。避難所を大町小学校体育館、住吉小学校体育館とした。(解除 23日11時30分)</p> <p>この豪雨により、農林水産関係(りんご、ネギ、白菜)や、おさかなランドポンプ小屋、ミラージュランドプール海側フェンス等に被害が相次いだ。</p> <p>【農林業施設の被害状況】 農業用水路等10件。農地畦畔の崩壊7件。林道5件。山林1件。</p>
平成30年(2018) 2月10日	大雪	<p>県内は強い冬型の気圧配置に覆われて大雪となっており、1月27日16時頃から自宅前の除雪作業を行っていた70歳男性(天神野新地内)が1時間経っても帰ってこないため、家族が様子を見に行ったところ姿が無く、付近を捜索したところ、離れた用水内でうつ伏せ状態で発見された。病院収容後、死亡が確認された。</p> <p>目撃者がいないため、詳細不明</p>
平成30年(2018) 2月10日	大雪	<p>2月10日8時30分頃から40代男性(東蔵地内)が1人で自宅納屋の雪下ろしをしていたもの。付近民が大きな音を聞いたため、該当宅へ駆け込み、家人と納屋へ様子を見に行ったところ、用水に落ちている状態を発見し、救急要請。病院収容後、死亡が確認された。</p> <p>目撃者がいないため、詳細不明</p>
平成30年(2018) 7月5日～8日	大雨	<p>4日から8日にかけて、前線が本州付近に停滞したため大気の状態が不安定となり、県内では非常に激しい雨が降り大雨となった。魚津市では、片貝川の水位が上昇し氾濫危険水位に達する恐れがあったため、避難準備・高齢者等避難開始を発令(7月5日17時45分)し、対象地区を経田地区(寿町区、旭町区、港町区)とした。避難所を経田小学校体育館とした。(解除 5日21時30分)</p> <p>【農林業施設の被害状況】 農地畦畔の崩壊1件。農業用水路等1件。農道1件。林道1件。</p>
平成30年(2018) 8月31日・9月1日	大雨	<p>8月31日から9月1日にかけて、前線が北陸地方に停滞したため大気の状態が不安定となり、県内では非常に激しい雨が降り大雨となった。この大雨により、青島保育園の天井ボードが雨漏りのため剥がれ落ちた。</p> <p>【農林業施設の被害状況】 農地畦畔の崩壊11件。農業用水路等6件。山林崩壊1件。林道2件。</p>

年 月 日	災害項目	記 事
平成30年(2018) 9月4日・5日	暴風 (台風21号)	<p>台風21号が富山県に接近し、9月4日から5日にかけて暴風となった。魚津市では瞬間風速30.7mを観測し、9月の観測史上最大値となり、最大風速15.3mは統計開始以来の極値更新となった。</p> <p>この暴風により、1名が転倒し負傷した。住宅のトタン破損や農林水産関係(りんご、なし、ぶどう、もも等)等の被害や、高压電線断線による停電(道下地区)が発生した。</p> <p>【農林業施設の被害状況】 農地被害4件。水路被害1件。農道被害1件。林道被害4件。</p>
令和元年(2019) 10月12日・13日	大雨 暴風 (台風19号)	<p>台風19号が富山県に接近し、10月12日から13日にかけて暴風となった。魚津市では総降雨量116mm、最大瞬間風速23.1mを観測した。</p> <p>避難指示等の発令は行わなかったが、大雨、暴風の影響により、市内13地区に1か所ずつ、「自主避難所」を開設(10月12日14時25分)した。自主避難所は、各地区の公民館、小学校等とした。(閉鎖 13日7時00分)</p> <p>この暴風により、果樹・野菜(りんご、西洋なし、白ネギ、ブロッコリー)や、林道等に被害が相次いだ。</p>
令和3年(2021) 1月7日~11日	大雪	<p>7日から11日にかけて、強い冬型の気圧配置や寒気に加え、雪雲が発生しやすい状態が長く続き、県内8観測地点のうち5カ所で1m以上の積雪があった。この大雪の影響で、車のタイヤが雪にはまる「スタック」が相次ぐなど、数日にわたり県内各地で交通障害が発生した。魚津市では24時間降雪量が、8日午前1時から9日午前1時までに66cmとなり、1997年(H9)の統計開始以降で最大を記録し、雪屋根下し時の転落や用水転落等の人的被害7件、用水溢水による床下浸水で2件、強風によるシャッター等の飛散等2件、ビニールハウスの倒壊等21件の被害が発生した。</p>
令和4年(2022) 3月26日	暴風	<p>26日の早朝から夕方にかけて、発達した低気圧の影響で暴風となった。魚津市では、最大瞬間風速は25.9m/s、最大風速は14.2m/sを記録し、ともに3月の観測史上最大値となった。</p> <p>この暴風により、屋根板金やトタン屋根が剥がれ飛ぶ住家被害が4件、農林水産関係(ビニールハウス、豚舎、倉庫)の破損31件等の被害が発生した。人的被害は無し。</p>
令和5年(2023) 7月12日~15日	大雨 洪水	<p>12日から14日にかけて梅雨前線が北陸地方に停滞し、12日夜遅くから13日未明には富山県で線状降水帯による非常に激しい雨が降り、12日夜遅くに「顕著な大雨に関する富山県気象情報」が発表された。魚津市では、13日15時までの1時間に魚津市付近で110mm、魚津市古鹿熊で104mmの猛烈な雨が観測され、「記録的短</p>

年 月 日	災害項目	記 事
令和6年(2024) 1月1日	地震	<p>時間大雨情報」が発表された。</p> <p>大雨の影響で角川の水位が上昇し氾濫危険水位に達する恐れがあったため、大町地区、下中島地区、上中島地区、松倉地区で自主避難所を開設した。避難所は、旧大町小学校、星の杜小学校、もくもくホール、旧松倉小学校、松倉保育園とした。(開設 18時45分、閉鎖 21時00分)</p> <p>この大雨により、経田漁港への流木の漂流が1件、林道の路肩欠損等が3件、公共施設の雨漏り等が2件の被害が発生した。人的被害、住家被害は無し。</p> <p>1日16時10分に石川県能登地方(北緯37.5度、東経137.3度、深さ約16km)で地震(マグニチュード7.6)が発生し、富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村で震度5強、滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町で震度5弱を観測した。魚津市では震度4を観測した。また、16時12分に富山県に津波警報が発表された。</p> <p>この地震により、県内では、魚津市、入善町を除く13市町村で災害救助法が適用された。人的被害は、死者8名(富山市1名、高岡市2名、氷見市4名、射水市1名(うち災害関連死8名))、重症14名(富山市(5名)、高岡市(3名)、氷見市(2名)、射水市(4名))、軽傷44名(富山市(13名)、高岡市(3名)、魚津市(2名)、氷見市(9名)、黒部市(8名)、砺波市(1名)、小矢部市(2名)、射水市(3名)、朝日町(3名))。住家被害は、県内では、全壊(258件)、半壊(809件)、一部損壊等(21,751件)の被害が発生した。</p> <p>魚津市では、一部損壊(109件)の被害が発生した。市内27か所で避難所を開設し、1日18時現在で2,333名が避難した。海の駅屋気楼駐車場で液状化現象が発生した。福祉施設で火災被害が発生した。</p> <p>【魚津市の被害状況】(令和7年12月17日時点)</p> <p>人的被害軽傷2件、住家被害一部損壊109件、火災被害1件、市道・農道6件、水産業施設3件、公共施設23件、市内事業所36件。</p>
令和7年(2025) 2月4日~8日	大雪	<p>4日から5日にかけて、冬型の気圧配置が強まり、上空に強い寒気が流れ込み、県内で大雪となった。8日には最大積雪深73cmを観測した。</p> <p>11日の夕方、長引野地内の住宅で外出先から帰宅した家族が、同居する90代女性の姿が見えないことに気づき自宅周辺を探したところ、軒下で雪に埋もれている女性を発見し救急要請。病院収容後、死亡が確認された。発見場所の周辺には屋根雪が溜まっており、落下した屋根雪に埋もれたものと判断された。</p> <p>【魚津市の被害状況】</p> <p>ミラージュランド内芝生広場ステージ屋根の一部破損、水族館レストハウス2階入口テントの全部破損、農業用パイプハウスの倒壊1件の被害が発生した。</p>

平成26年7月19日～20日発生豪雨災害時の気象データ（富山地方気象台提供）

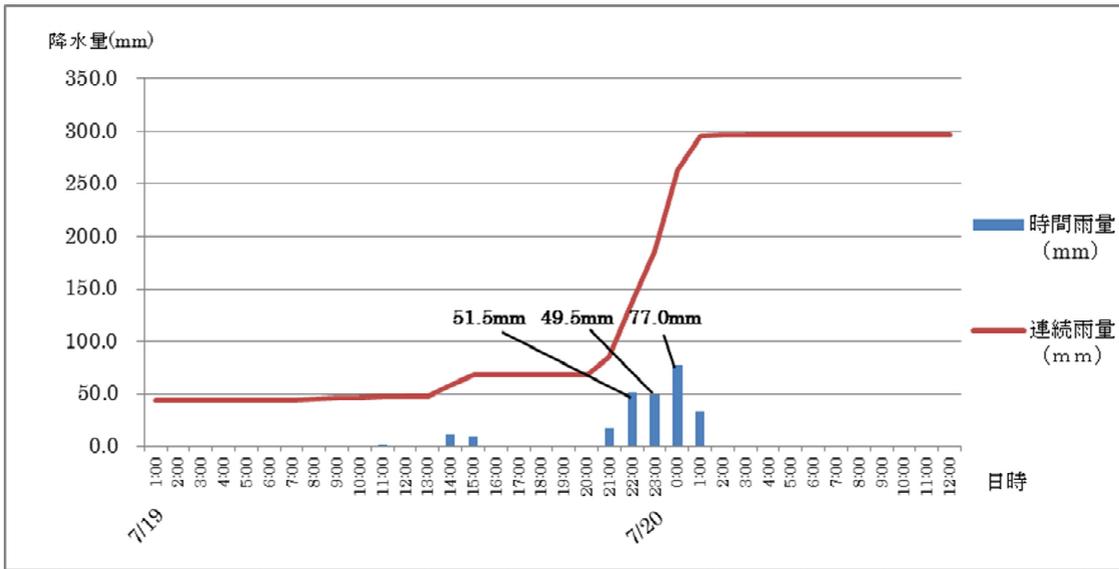
（1）地上天気図及び気象衛星赤外画像（平成26年7月19日21時）



（2）レーダーエコ合成図（平成26年7月19日22時00分～7月19日23時00分まで）



(3) 平成26年7月19日から20日にかけての時間雨量及び連続雨量



(4) 雨の状況

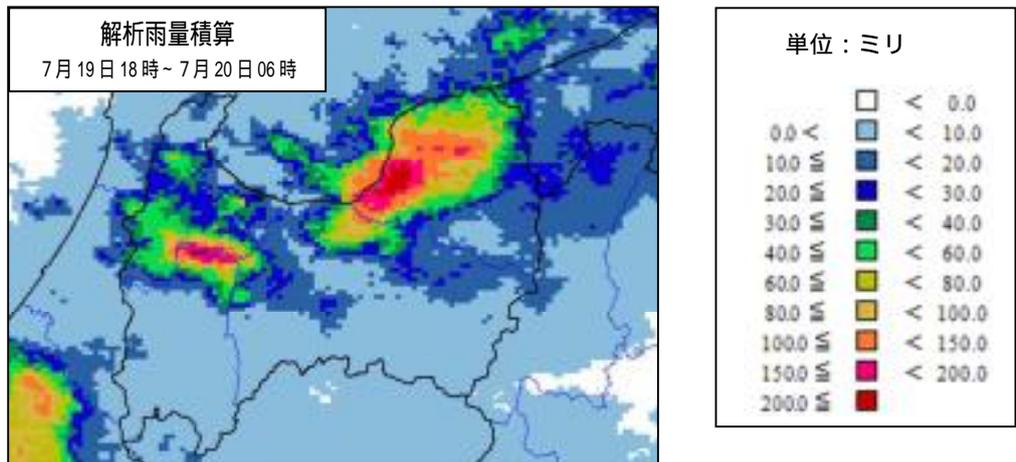
解析雨量では、19日18時から7月20日06時までの12時間積算で、魚津市で約250ミリの雨を解析した。7月19日23時から7月20日00時までの1時間に魚津市付近では約80ミリの猛烈な雨を解析し、7月20日01時から02時までの1時間に高岡市高岡付近では約100ミリ、砺波市砺波付近では約120ミリの猛烈な雨を解析した。

富山地方気象台は7月25日の報道機関への説明会において県内を襲った記録的豪雨は、積乱雲が連続して発生するバックビルディング現象であると発表した。

バックビルディング現象

バックビルディング現象とは、ある場所で積乱雲が発生し続け、上空の風に流されて積乱雲が移動し別の場所で雨を降らせる現象です。その際、積乱雲が線状に並び、同じ場所で強い雨や雷をもたらします。(ウェザーニューズHPより)

解析雨量 (7月19日18時～7月20日06時までの12時間積算雨量)



## 1-2 魚津市における伝承災害

(「魚津市史 下巻 現代のあゆみ」、1972年)

災害名	水害	
発生日時	昭和27年6月30日～7月1日	
被災地	市内全域(片貝地区の貝田新から島尻は被害甚大)	
災害の概要	6月30日夜半から7月1日にかけて市内を襲った大豪雨は、実に40年ぶりのものといわれ、当市を貫流する早月川・角川・片貝川及び布施川と、これにつながる幾多の支流に氾濫を招き、市内の各所において堤防が決壊した。道路橋梁の流失・田畑山林の流失・埋没・冠水に加えて、家屋の全壊・流失・半壊及び床上・床下浸水などで、罹災者総数7,150人、被害総額12億円を上回る大災害となった。	
教訓等	市制が発足して間もない折に、豪雨により百年ぶりともいわれる河川の大洪水が起き多くの被害が出た。これを機に、抜本的な防災対策の見地から、河川改修を押し進めるとともに、山間地帯の砂防工事を施して山災に備えることとした。また、緊急時の資材・器具を備えた水防倉庫の建設や河川沿岸の住民で、魚津市水防団を結成して、有事に対処することとなった。	

災害名	魚津大火	
発生日時	昭和31年9月10日	
被災地	8割以上焼失した町	真成寺町・神明町・金屋町・金浦町・上村木町・下村木町・川原町・鴨川町・村木
	一部焼失した町	餌指町・諏訪町・本新・本江
災害の概要	魚津市真成寺町から出した火が、台風通過後の南南西の風にあおられるなどの気象的な悪条件により、火はたちまち燃え広がり、市街地の約40%が焼け野原になった。焼失面積15万坪、焼失戸数1,496戸、焼失田畑51町6反、罹災世帯1,583世帯、罹災者7,249人、死傷者は、死者5人・重傷者5人・軽傷者165人、被害見積総額75億8千万円であった。	
教訓等	昭和27年に魚津市が発足して以来、最も被害の大きい災害のひとつである。被災地は、魚津市の市街地を形成しており、当時県下有数の過密地帯であり、町並みも雑然としていて、一朝有事の場合は大災害をもたらす危険があると指摘されていた地区であった。市は、このような大火災に再び見舞われないように、不燃都市の造成を目標に都市区画整理事業、幹線街路建設等を行い近代都市に変貌していくこととなった	

災害名	水害	
発生日時	昭和44年8月10日～11日	
被災地	市内全域	
災害の概要	8月10日から11日にかけて昭和27年以来の集中豪雨に襲われ、市全域にわたり大きな損害を与えた。被害は、罹災世帯996世帯、人員4,507人、橋梁流失12箇所、堤防決壊91箇所、砂防決壊47箇所、重傷者1名、その他多数の被害が発生し、被害見積総額は約14億円に及んだ。	
教訓等	治水の根本的対策として、角川と布施川の上流に洪水調節と農業用水を目的としたダム構築が計画された。	

### 1-3 富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

本県に關係する歴史地震は、下表のとおりであり、中でも特に1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめていないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863 (貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586 (天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662 (寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668 (寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707 (宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5~6)
1858 (安政5)	飛越地震	7.0~7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し	(5~6)
"	(大町付近)	5.7		

(「新編日本被害地震総覧[増補改訂版]」宇佐美龍夫、1996年)

#### 天正の大地震

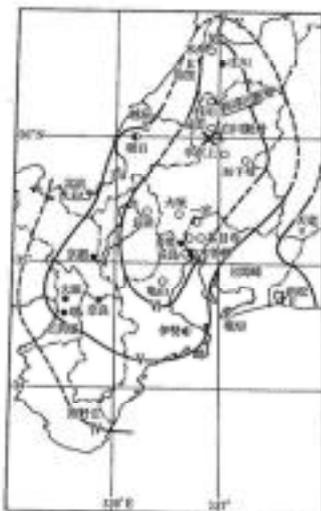
- ・1586年1月18日(天正13年11月29日)発生、M7.8の規模
- ・北陸・飛騨から美濃、近江の広い地域で被害発生。
- ・富山県内で被害：高岡市福岡町の木舟城が崩壊し、城主前田秀次以下家臣多数圧死。

#### 安政の大地震

- ・1858年4月9日(安政5年2月26日)の真夜中発生、M7.0~7.1の規模
- ・震源：跡津川断層とみられている。
- ・震度5以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ。
- ・富山県内での被害：県東部は震度6で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者36名。県西部では、震度5で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。  
常願寺川上流の立山カルデラでは、大鷲・小鷲の山崩れが起こり、湯川、真川を堰き止め、約2週間後に長野県大町近くで発生したM5.7の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等1,612戸、死者140人にのぼった。

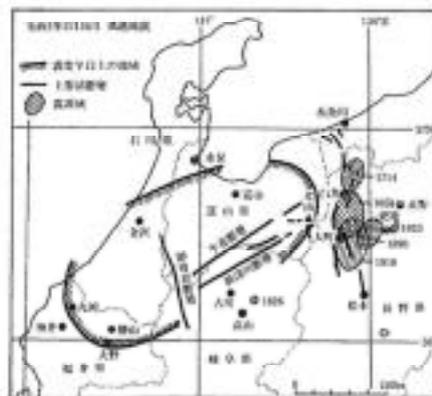
(「地震を視る」富山県[立山博物館]、1993年)

◎天正の大地震



1586年1月18日(天正13年11月29日)のM7.8天正の大地震による震度の広がり。「新編日本被害地震総覧[増補改訂版]」(宇佐美龍夫、1996年)による。

◎安政の大地震



1858年4月9日(安政5年2月26日)のM7.0~7.1の安政の大地震による震度Vの広がり。「新編日本被害地震総覧」(宇佐美龍夫、1997年)による。

## 1-4 県内で震度4以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード*	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	富山、伏木4
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山4
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山4
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993(平成5)	石川県能登沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部4
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	小矢部4
2020(令和2)	石川県能登地方	5.5	軽傷2	富山、氷見、舟橋4
2023(令和5)	能登半島沖	6.5	軽傷1	高岡、氷見、小矢部、射水、舟橋4
2024(令和6)	石川県能登地方	7.6	死者8(うち災害関連死8) 重症14、軽傷44 全壊258、半壊809、一部破損等21,751 火災5 断水18,937	富山、高岡、氷見、小矢部、南砺、射水、舟橋5強 滑川、黒部、砺波、上市、立山、朝日5弱 魚津、入善4
2024(令和6)	石川県西方沖	6.6	軽傷1	富山、高岡、氷見、小矢部、射水4

## 1-5 過去の津波

本県で発生した過去の津波としては、1833年山形県沖地震、近年では1964年新潟地震津波、1983年日本海中部地震津波、1993年北海道南西沖地震津波が挙げられる。(被害の記述なし)

発生年月日	地震の名称	地震規模	富山県での記録
1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見で1~2mの高さ
1964年6月16日	新潟地震	M7.5	検潮記録による高さで、魚津38cm(推算潮位上)、富山48cm(TP上)、伏木61cm(TP上)
1983年5月26日	日本海中部地震	M7.7	現地調査による高さで、滑川市0.43m、新湊市0.34m、高岡市0.65m、氷見市0.72m、氷見市中安0.15m
1993年7月12日	北海道南西沖地震	M7.8	最大全振幅で、富山17cm、萩浦橋(富山)13cm、富山新港22cm、伏木港17cm
2024年1月1日	能登半島地震	M7.6	最大全振幅で、富山79cm

「日本被害津波総覧【第2版】」(東京大学出版会)などによる。

## 1-6 震度別地震回数

- ・1933年から1996年までは富山市石坂観測点（富山地方気象台）での震度回数
- ・1997年以降は魚津市釈迦堂観測点での震度回数（魚津市釈迦堂での観測開始：1996年4月）
- ・1996年9月以前の5・6は5弱・6弱として記載

年	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	計	備考（「」は地震名）
1933	昭和8	4	1	0	1	0	0	0	0	6	七尾湾
1934	9	2	2	0	0	0	0	0	0	4	
1935	10	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1936	11	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
1937	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1938	13	3	2	0	0	0	0	0	0	5	
1939	14	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1940	15	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1941	16	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1942	17	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1943	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1944	19	1	0	0	1	0	0	0	0	2	「東南海地震」
1945	20	2	3	1	0	0	0	0	0	6	「三河湾地震」
1946	21	3	0	1	0	0	0	0	0	4	「南海道地震」
1947	22	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
1948	23	3	6	5	1	0	0	0	0	15	「日高川地震」「福井地震」
1949	24	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1950	25	2	1	0	0	0	0	0	0	3	
1951	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1952	27	2	1	2	1	0	0	0	0	6	「大聖寺地震」「吉野地震」
1953	28	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1954	29	0	0	1	0	0	0	0	0	1	富山湾内
1955	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1956	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1957	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1958	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1959	34	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1960	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1961	36	0	0	2	0	0	0	0	0	2	「北美濃地震」
1962	37	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
1963	38	2	1	2	0	0	0	0	0	5	長野県西部、「越前岬沖地震」
1964	39	0	0	2	0	0	0	0	0	2	「新潟地震」、新潟県沖
1965	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1966	41	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1967	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1968	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1969	44	1	0	1	0	0	0	0	0	2	岐阜県中部
1970	45	2	0	2	0	0	0	0	0	4	富山県沿岸
1971	46	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1972	47	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
1973	48	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1974	49	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
1975	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1976	51	1	2	0	0	0	0	0	0	3	
1977	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1978	53	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1979	54	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1980	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1981	56	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1982	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1983	58	2	1	0	0	0	0	0	0	3	

年	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	計	備考(「」は地震名)
1984	59	3	1	1	0	0	0	0	0	5	「長野県西部地震」
1985	60	2	0	1	0	0	0	0	0	3	能登半島沖
1986	61	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1987	62	3	0	1	0	0	0	0	0	4	新潟県沖
1988	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1989	平成元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1990	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1991	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1992	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1993	5	10	2	0	1	0	0	0	0	13	能登半島沖
1994	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1995	7	4	1	1	0	0	0	0	0	6	「兵庫県南部地震」
1996	8	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1997	9	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
1998	10	3	0	0	0	0	0	0	0	3	岐阜県飛騨地方
1999	11	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
2000	12	0	1	0	0	0	0	0	0	1	石川県西方沖
2001	13	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
2002	14	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
2003	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2004	16	8	5	1	0	0	0	0	0	14	「新潟県中越地震」
2005	17	2	1	0	0	0	0	0	0	3	
2006	18	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
2007	19	14	4	1	1	0	0	0	0	20	「能登半島沖地震」「新潟県中越沖地震」
2008	20	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
2009	21	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
2010	22	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
2011	23	11	4	0	0	0	0	0	0	15	「東北地方太平洋沖地震」
2012	24	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
2013	25	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
2014	26	0	0	1	0	0	0	0	0	1	「神城断層地震」
2015	27	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
2016	28	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
2017	29	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
2018	30	4	0	0	0	0	0	0	0	4	「大阪府北部地震」
2019	令和元	1	0	0	0	0	0	0	0	1	「山形県沖地震」
2020	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2	「石川県能登地方」
2021	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	「石川県能登地方」
2022	4	5	0	0	0	0	0	0	0	5	
2023	5	5	1	1	0	0	0	0	0	7	「石川県能登地方」
2024	6	48	14	3	1	0	0	0	0	66	「令和6年能登半島地震」
2025	7	5	0	0	0	0	0	0	0	5	

2025年12月31日まで記載

(資料：富山地方気象台)



## 2 気象観測等に関する資料

### 2-1 観測施設

#### 気象観測所

観測機関	所在地	観測の種類								種類	備考	
		風	気温	湿度	降雨	降雪	積雪	天気				
気象庁	六郎丸 1227-1									自	富山地方气象台	
富山県東部 消防組合	本江 3197-1									自	消防本部	
"	"									人	"	
富山県	本江 3197-1									自	日本気象協会富山県事業所	冬期
"	西布施									自	新川土木センター	冬期
"	新宿 10-7									自	新川土木センター	
"	住吉									自	新川土木センター	冬期
"	坊平 46-1-2									自	新川土木センター	
"	大熊(角川ダム)									自	新川土木センター	
"	古鹿熊									自	新川土木センター	
"	東城									自	新川土木センター	
"	大海寺新									自	新川土木センター	
"	島尻									自	新川土木センター	冬期
中日本高速道路	浅生									自	富山管理事務所	
J R西日本	釈迦堂									人	富山工務管理センター	
富山地铁	新魚津駅									人	稲荷町運転指令所	

「種類」:「自」観測機械で記録しているもの

「人」目視観測しているもの

#### 波高、潮位観測所

観測所	観測場所	管 理	備 考
<波高・風向>			
田 中	入善町田中	黒部河川事務所	
石 田	黒部市石田	"	
富 山	富山市富山港沖合	伏木富山港湾事務所	
新 湊	射水市堀岡	(富山新港)	"
伏 木	高岡市伏木港沖合	(マフコタワー)	"
<検潮>			
生 地	黒部市生地	(黒部漁港)	黒部河川事務所 潮位(水圧型)
富 山	富山市草島	(富山港)	富山地方气象台 潮位(精密型電波式)
新 湊	射水市堀岡	(富山新港)	伏木富山港湾事務所 潮位(フース型)
伏 木	高岡市伏木錦町地先	(伏木港)	" 潮位(フース型)

## 地震観測点

震度観測点名称	所在地	気象庁 計測震度計	文部科学省 加速度計
魚津市釈迦堂	魚津市釈迦堂1-1001 (魚津市役所前公園)		
魚津市本江	魚津市本江3197-1 (富山県東部消防組合消防本部)		

## 巨大津波観測施設

観測所名	所在地	管理者	観測施設
富山	富山市草島	気象庁(富山地方気象台)	巨大津波観測計センサー

## 環境放射線モニタリングポスト

設置場所			志賀原発からの 直線距離
県西部	氷見市	高岡厚生センター氷見支所	32 k m
	高岡市	高岡厚生センター	45 k m
	小矢部市	砺波厚生センター小矢部支所	45 k m
	砺波市	砺波総合庁舎	51 k m
県中央	射水市	環境科学センター	52 k m
	富山市	富山県庁	60 k m
県東部	入善町	新川土木センター入善土木事務所	70 k m

## 2-2 天気予報や注意報・警報・特別警報の発表区域

天気予報は、一次細分区域単位で発表され、注意報・警報・特別警報は、二次細分区域で発表される。

市町村等をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表される注意報・警報・特別警報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲等を考慮しまとめた区域。

細分区域名			
予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
富山県	東部	東部北	朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市
		東部南	上市町、舟橋村、立山町、富山市
	西部	西部北	射水市、氷見市、高岡市、小矢部市
		西部南	砺波市、南砺市

## 2-3 火災警報に関する情報

## 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに富山地方気象台が県知事に通報し、県を通じて魚津市や富山県東部消防組合消防本部に伝達される。ただし、降雨、降雪を伴い、その必要がないと認められるときは通報しない。

## 火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

- ア 実効湿度が65%以下で、最小湿度40%以下となり、市内の最大風速が7m/s以上となる見込みのとき。  
 イ 市内で平均風速10m/s以上が、1時間以上連続して吹くと予想されるとき。(但し、降雨や降雪を伴うときは通報しないこともある。)

## 林野火災警報

火災予防条例に基づいて市長が気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、山間部に対して林野火災の危険性を喚起するために行う警報をいう。

- ア 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下。  
 イ 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表。  
 ア、イいずれかの条件に該当し、強風注意報が発令された場合。

## 2-4 風水害に関する情報

## 注意報の種類及び発表基準

令和7年5月29日現在

種 類	発 表 基 準	
強風注意報	強風による災害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想されるとき。	
大雨注意報	表面雨量指数基準(浸水害)	土壌雨量指数基準(土砂災害)
	9	100
濃霧注意報	濃霧ため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。具体的には、視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。	
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、実効湿度が65%以下、最小湿度が40%以下になると予想されるとき。	
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
(竜巻注意情報)	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域(概ね一つの県)を対象に発表。有効期間を発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表。	
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい災害が予想される場合。具体的には、最低気温が2℃以下になると予想されるとき。	
低温注意報	低温のため農作物等に著しい災害が予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想されるとき。 夏期：最低気温が17℃以下の日が継続 冬期：最低気温が-6℃以下	

種 類	発 表 基 準	
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。	
高潮注意報	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位がT.P.(東京湾平均海面)上、0.7m以上になると予想される時。 (富山港の潮位を東京湾平均海面に換算して基準値としている。)	
波浪注意報	風浪、うねり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が2.0m以上になると予想される時。	
浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地や田畑の浸水等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。	
洪水注意報	流域雨量指数基準	複合基準
	早月川流域 = 18.7 片貝川流域 = 16.1 鴨川流域 = 2.3 角川流域 = 10.8 布施川流域 = 10.5 大座川流域 = 4.2 坊田川流域 = 2.7	鴨川流域 = ( 5 , 2.2 ) 角川流域 = ( 5 , 10.8 ) 大座川流域 = ( 5 , 4.2 ) 坊田川流域 = ( 5 , 2.6 )  (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

## 警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準	
暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速 20m/s 以上になると予想される時。	
大雨警報	表面雨量指数基準(浸水害)	土壌雨量指数基準(土砂災害)
	18	122
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。	
高潮警報	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位がT.P.(東京湾平均海面)上、1.0m以上になると予想される時。 (富山港の潮位を東京湾平均海面に換算して基準値としている。)	
波浪警報	風浪、うねり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が4.5m以上になると予想される時。	
浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地や田畑の浸水等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象警報の本文に含めて発表する。	
洪水警報	流域雨量指数基準	複合基準
	早月川流域 = 23.4 片貝川流域 = 20.2 鴨川流域 = 3 角川流域 = 13.5 布施川流域 = 13.2 大座川流域 = 5.3 坊田川 = 3.5	鴨川流域 = ( 7 , 2.5 ) 角川流域 = ( 7 , 12.1 ) 大座川流域 = ( 7 , 4.7 ) 坊田川流域 = ( 7 , 2.9 )  (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

## 特別警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想されるとき。
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるとき。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想されるとき。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想されるとき。

## その他

種 類	発 表 基 準
土砂災害警戒情報	富山県と富山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう魚津市に発表する。
記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

## 2 - 5 雪害等に関する情報

## 注意報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準	
風雪注意報	風雪により災害が予想される場合。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。	
大雪注意報	平地（6時間降雪量）	山間部（12時間降雪量）
	15cm以上	35cm以上
なだれ注意報	なだれの発生によって被害が予想される場合。具体的には、24時間降雪の深さが90cm以上あったとき。積雪の深さが100cm以上で、日平均気温2℃以上と予想されるとき。	
着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合	
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、最低気温が2℃以下になると予想されるとき。	
低温注意報	低温のため著しい被害が予想される場合。具体的には、冬期において最低気温が-6℃以下になると予想されるとき。夏期は、17℃以下の日が継続すると予想されるとき。	
融雪注意報	融雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想されるとき。 積雪地域の日平均気温が12℃以上 積雪地域の日平均気温が9℃以上で、日平均風速が5m/s以上か日降水量が20mm以上	

## 警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準	
暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雪を伴い平均風速が毎秒20メートル以上になると予想される時。	
大雪警報	平地（6時間降雪量）	山間部（12時間降雪量）
	25cm以上	50cm以上

## 特別警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される時。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される時。

## 2-6 地震・津波に関する情報

## 地震情報の種類等

種 類	発 表 基 準 等	
緊急地震速報	発表条件	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予測された場合
	発表内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時刻、震源の推定値、地震発生場所の震央地名</li> <li>強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予測される地域</li> <li>震度4が予測される地域名</li> </ul>
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を震度速報として発表する。その後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地域の震度等を含む地震情報を発表する。震度3以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名もあわせて発表する。また、震度については、より詳細な情報を随時発表する。
	震源に関する情報	
	震源・震度に関する情報	
	各地の震度に関する情報	
	その他の情報	
	推計震度分布図	

## 津波注意報・警報の種類

種類	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
	発表基準	数値表現	定性的表現 <sup>2</sup>
大津波警報 （特別警報）	10m超 5m超～10m 3m超～5m	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	1m超～3m	3m	高い
津波注意報	0.2m～1m	1m	言及せず

- 1 気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分（日本近海で発生する一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報を発表。
- 2 地震規模推定の不確定性が大きいと考えられる場合の「予想される津波の最大波の高さ」は、数値ではなく「巨大」、「高い」の定性的表現を用いる。

## 津波情報（津波注意警報を公表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの情報）

- ・津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- ・各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報
- ・津波観測に関する情報（沿岸・沖合）
- ・津波に関するその他の情報

## 津波予報（地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表）

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 2-7 火山に関する情報

噴火警報、火口周辺警報、噴火予報は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表される。富山県では弥陀ヶ原が火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として選定された火山。なお、気象庁は平成19年12月1日から火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分した噴火警戒レベルを導入した。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。

弥陀ヶ原の他に県内には活火山とされる火山はなく、今後レベル導入の予定。

### 【弥陀ヶ原】



2621m 北緯36度34分16秒  
東経137度35分23秒 (国見岳)

#### (概要)

立山周辺の急峻な山地の低所をうめて成長した安山岩・デイサイトの成層火山。火山の山頂部は陥没あるいは侵食で失われている。弥陀ヶ原・五色ヶ原は主に火砕流堆積物の台地。数万年前にマグマ噴火は終わったが、その後の水蒸気爆発によって弥陀ヶ原東部に多くの爆裂火口を生じ、現在は硫気孔活動が活発。別名、立山火山とも呼ばれるが、立山自体は基盤の花崗岩。

#### (最近1万年間の火山活動)

最近の4万年間は静穏期で、マグマに由来する生成物は生産されなかったが、地獄谷など爆裂火口群の水蒸気爆発と地獄谷の噴気孔・温泉活動が主な火山活動になっている。

(気象庁)

### 【新潟焼山】(魚津市近辺で火山活動の活発性が弥陀ヶ原よりも高い)



2400m 北緯36度55分15秒  
東経138度02分49秒 (焼山)

#### (概要)

標高2000m前後の山地を基盤とする比高約400mのドーム状の小型成層火山。第三紀を基盤とする安山岩・デイサイトの火山で山頂部は溶岩ドーム、北方に溶岩流・火砕流が流下している。山体の形成は新しく、1773年の噴火でも火砕流を発生。その後の噴火は水蒸気爆発らしい。泥流を生じやすい。山頂部には噴気孔がある。別名、茶臼岳。

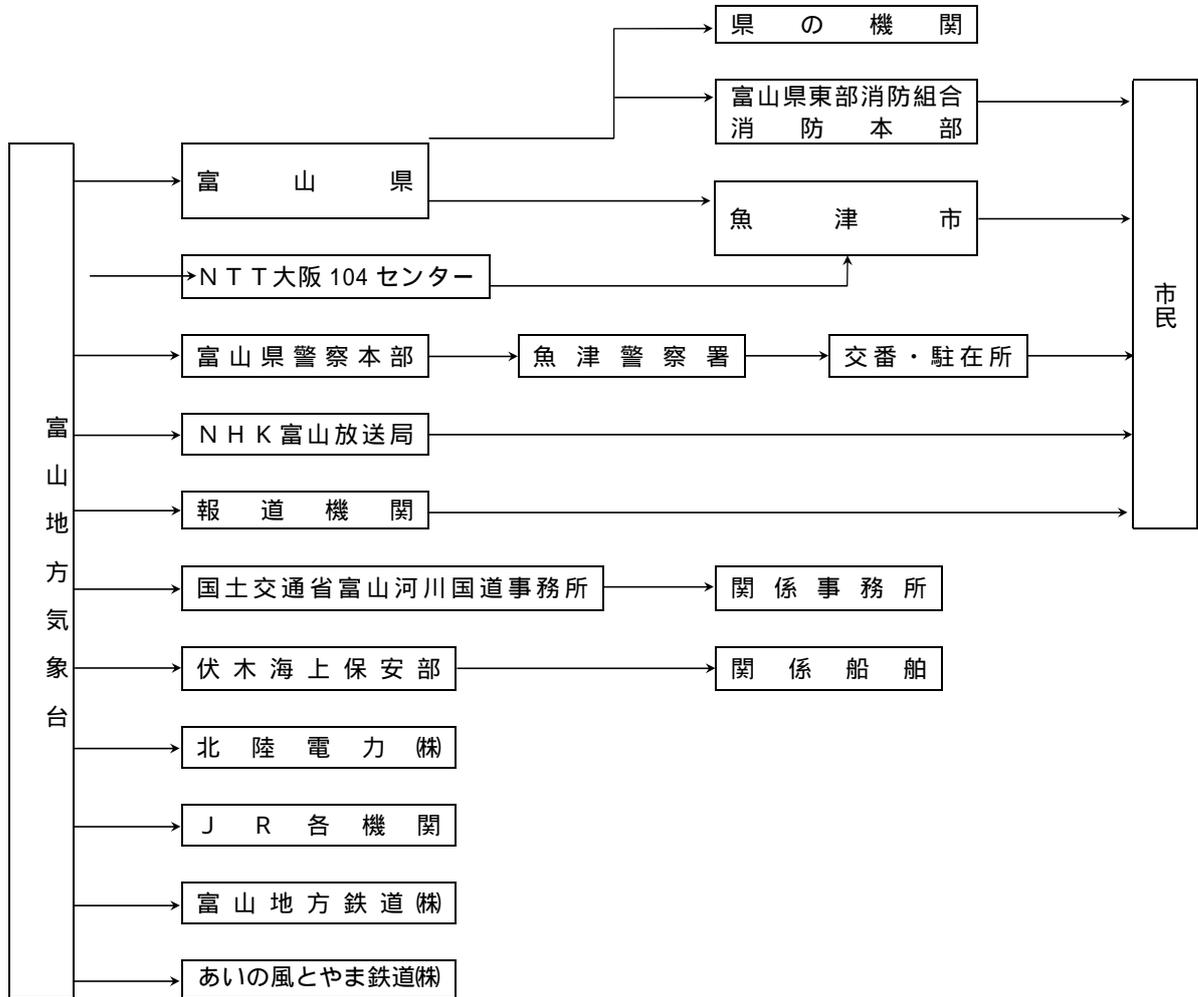
#### (最近1万年間の火山活動)

今から3000年前頃に第1期、約1000年前に第2期、約650年前に第3期、1773年に第4期の活動が始まり、第1期には火山灰の放出と火砕流、溶岩流の流出、第2期には新潟焼山における最大規模の活動で、日本海にまで達する火砕流と長さ6.5kmの溶岩が流出。第3期でも火山灰の放出と海まで1.5kmまで達する火砕流の流出が起こり、現在の山頂である溶岩ドームが形成。第4期には爆発的な噴火と火砕流の流出が発生。その後、マグマ噴火は起こっていないが、19世紀の中頃には大量の硫黄が噴出、20世紀に入っても小規模な水蒸気爆発が発生している(早津、1994)。

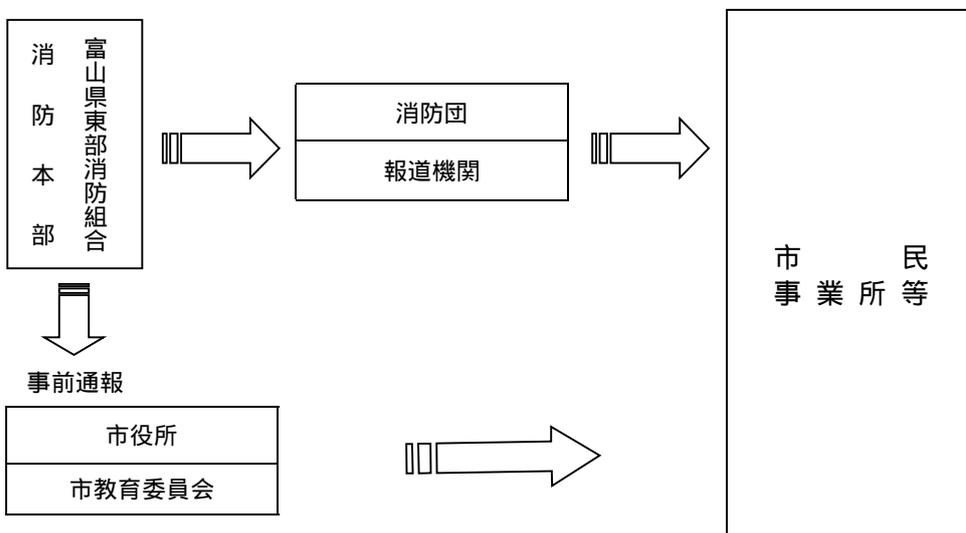
(気象庁)

# 3 情報・通信・広報に関する資料

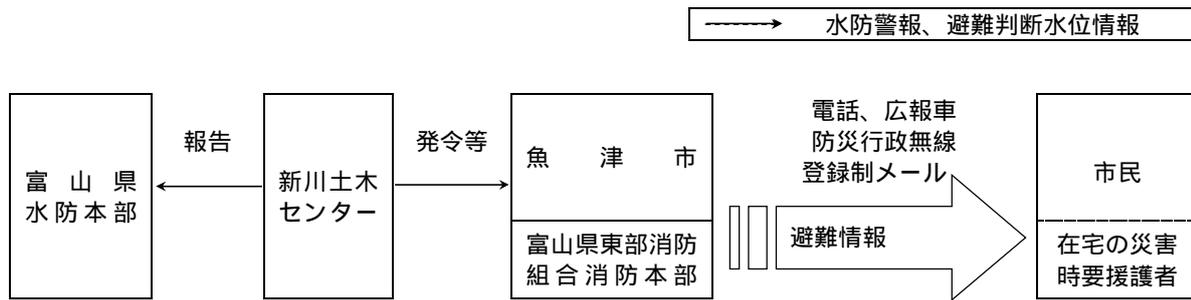
## 3-1 気象警報等の伝達系統



## 3-2 火災警報の伝達系統



### 3-3 水害に関する情報の伝達系統（水防警報、避難判断水位情報）

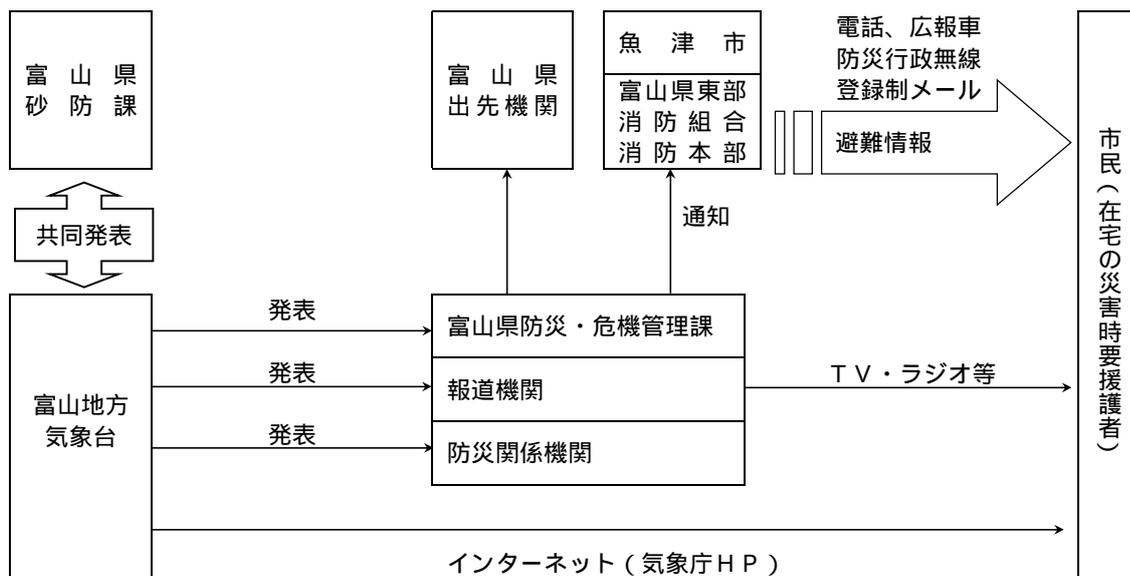


水防法第15条第2項

（災害時要援護者関連施設等）

市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。（資料5-2参照 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達）

### 3-4 土砂災害に関する情報の伝達系統（土砂災害警戒情報）



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条2項

（災害時要援護者関連施設等）

市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（資料5-2参照 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達）

## 3-5 防災行政無線設備

## 1 防災行政無線から伝達する主な情報

区分	内容
災害対策	避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
気象に関する情報	緊急地震速報（震度5弱以上）、津波警報等、土砂災害警戒情報
国民保護に関する情報	航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、大規模テロ・ゲリラ等による攻撃
その他	防災訓練、定時放送（18時）、試験放送等

## 2 同報系無線局（58.505MHz 他）

平成27年度デジタル化及び増設

区分	識別信号	設置場所 (占用土地)	備考
親 局			
-	うおづし	釈迦堂1-10-1 本江3197-1 北鬼江2898-3	第1通信所（魚津市役所） 第2通信所（富山県東部消防 組合消防本部） 非常用無線局設備（ありそ ドーム）
子 局			
1	ぼうさいおおまちだいいち	本町一丁目 13-1	大町海岸公園
2	ぼうさいおおまちだいに	上口二丁目 431-18	上口ちびっこ広場
3	ぼうさいむらきだいいち	火の宮 701	港町公園
4	ぼうさいむらきだいに	村木町 101	村木コミュニティセンター
5	ぼうさいむらきだいさん	村木字定坊割 2500-1	海の駅屋気楼
6	ぼうさいしもなかじまだいいち	三ヶ 2921	三ヶ公民館
7	ぼうさいしもなかじまだいに	三ヶ字前田 1598-3	魚津水族館
8	ぼうさいしもなかじまだいさん	慶野 172-2	下中島コミュニティセンター
9	ぼうさいしもなかじまだいよん	宮津字高山 1520-1	宮津八幡宮
10	ぼうさいしもなかじまだいご	川縁 262	学校給食センター
11	ぼうさいかみなかじまだいいち	吉野字神田 1263-9	旧上中島小学校
12	ぼうさいかみなかじまだいに	下椿 38-3	上中島多目的交流センター
13	ぼうさいまつくらだいいち	北山字前田割 766	北山農村集落センター
14	ぼうさいまつくらだいに	鹿熊字地獄谷 40-1	旧松倉小学校
15	ぼうさいまつくらだいさん	観音堂 1638-2	とみり1号開発広場
16	ぼうさいかみのがただいいち	大海寺新 705-1	魚津市除雪機械格納庫

17	ぼうさいほんごうだいいち	新金屋一丁目 1305	新金屋公園
18	ぼうさいほんごうだいに	友道字中沼 1810-2	西部中学校
19	ぼうさいほんごうだいさん	本江一丁目 4	よつば小学校
20	ぼうさいほんごうだいよん	大光寺字坊丸 1263-1	市障害者交流センター
21	ぼうさいほんごうだいが	新金屋二丁目 1302	上村木 2 号公園
22	ぼうさいかたかくだいいち（再送信子局）	貝田新字島中 261-2	貝田新公民館
23	ぼうさいかたかくだいに（61.700MHz）	島尻 818-1	片貝コミュニティセンター
24	ぼうさいかづみだいいち	高畠字大坪 1610	東部中学校
25	ぼうさいかづみだいに	吉島 432	清流小学校
26	ぼうさいかづみだいさん	横枕 729-2	横枕浄配水場
27	ぼうさいかづみだいよん	六郎丸 1256	加積コミュニティセンター
28	ぼうさいみちただいいち	仏田 876-1	小川田住宅
29	ぼうさいみちただいに	緑町 109	道下公園
30	ぼうさいみちただいさん	北鬼江字中村 417	すずめ児童センター
31	ぼうさいみちただいよん	仏田 3858-6	仏田地内
32	ぼうさいみちただいが	青島 1003-1	青島なかよし公園
33	ぼうさいみちただいらく	北鬼江 2899-1	ありそドーム
34	ぼうさいきょうでんだいいち	経田中町字霜月田 558	消防団経田分団詰所
35	ぼうさいきょうでんだいに	浜経田字下西光寺 634	経田小学校
36	ぼうさいきょうでんだいさん	経田西町 10-90	経田西町地内
37	ぼうさいてんじんだいいち	東山 320-1	東山公民館
38	ぼうさいてんじんだいに（再送信子局）	東尾崎 1045	川の瀬公園
39	ぼうさいてんじんだいさん	天神野新 220	天神コミュニティセンター
40	ぼうさいにしふせだいいち（61.700MHz）	小川寺 138	旧西布施保育園
41	ぼうさいにしふせだいに（61.700MHz）	布施爪 781	布施爪コミュニティセンター
42	ぼうさいにしふせだいさん	蛇田 537-1	蛇田公民館
43	市役所屋上トランペット（有線）	釈迦堂 1-10-1	魚津市役所

親局 ・操作卓（魚津市役所防災無線室）・遠隔制御装置（富山県東部消防組合消防本部）・非常用無線局設備（ありそドーム）

戸別受信機（防災ラジオ）の主な配置先

保育園、幼稚園、児童センター、小学校、中学校、高等学校、大学校、コミュニティセンター、医療関係施設、福祉関係施設、区長会長、自主防災組織関係者、消防関係者など。

## 2 移動系無線局 (272.2875 MHz)

平成27年度設置

区分	識別信号	呼出番号	配置先	形態
基地局	ぼうさいうおづ	100	防災安全課	統制卓
		001	建設課	遠隔制御器
		002	上下水道課	遠隔制御器
		003	無線室	遠隔制御器
陸上 移動局	うおづ1	101	健康センター	車載型
	うおづ2	102	市民環境課	車載型
	うおづ3	103	農林水産課	車載型
	うおづ4	104	都市計画課	車載型
	うおづ5	105	防災安全課	車載型
	うおづ6	106	総務課	車載型
	うおづ7	107	上下水道課	車載型
	うおづ8	108	建設課	車載型
	うおづ9	109	建設課	車載型
	うおづ10	110	建設課	車載型
	うおづ11	111	建設課	車載型
	うおづ12	112	農林水産課	車載型
	うおづ13	113	農林水産課	車載型
	うおづ14	114	都市計画課	車載型
	うおづ15	115	社会福祉課	車載型
	うおづ16	116	上下水道課	車載型
	うおづ17	117	上下水道課	車載型
	うおづ18	118	教育委員会	車載型
	うおづ201	201	建設課	携帯型
	うおづ202	202	建設課	携帯型
	うおづ203	203	防災安全課	携帯型
	うおづ204	204	防災安全課	携帯型
	うおづ205	205	教育委員会	携帯型
	うおづ206	206	教育委員会	携帯型
	うおづ301	301	ありそドーム	半固定型
	うおづ302	401	富山県東部消防組合 魚津消防署	半固定型

## 3-6 広報文例

## 1 同報系防災行政無線

地震	地震が発生したとき（震度4程度）	サイレン（約5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
	地震が発生したとき（震度5弱以上）	サイレン（約5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、大きな地震がありました。 火の元を確認してください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
	地震発生から2～3分経過後	サイレン（約5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、震度 の地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
津波	津波注意報が発表されたとき	サイレン（約5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、津波注意報が発表されました。海岸付近から離れてください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
	津波注意報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの津波注意報は解除されました。 念のため、しばらく海岸には近づかないでください。 （繰り返す）
	津波（大津波）警報が発表されたとき	サイレン約5秒 こちらは、市役所です。 ただいま、津波（大津波）警報が発表されました。 海岸付近から離れ、直ちに高台に避難してください。 落ち着いて避難してください。 （繰り返す）
	津波（大津波）警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの津波（大津波）警報は解除されました。 念のため、しばらく海岸には近づかないでください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
気象	気象警報が発表されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 ただいま 警報が発表されました。 災害が発生するおそれがありますので、注意してください。（土砂災害・河川の増水に警戒してください。） （繰り返す）
	気象警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの 警報は、解除されました。 （ 注意報に切り替わりました。） 引き続き、気象情報に注意してください。 （繰り返す）

火災	火災警報が発令されたとき	コールサイン こちらは、消防本部です。 ただいま、火災警報が発令されました。 空気が大変乾燥していますので、火の元には十分注意してください。 (繰り返す)
	火災警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、消防本部です。 先ほどの火災警報は解除されました。 (火災注意報に切り替わりました。) 引き続き、火の元に注意してください。 (繰り返す)
	林野火災警報が発令されたとき	コールサイン こちらは消防本部です。 ただいま、林野火災警報が発令されました。 林野火災発生の危険性が高いです。 林野での火の取り扱いには十分注意してください。 (繰り返す)
	林野火災警報が解除されたとき	コールサイン こちらは消防本部です。 林野火災警報は解除されました。 (林野火災注意報に切り替わりました。) 引き続き、火の元には注意してください。

## 2 その他の広報

河川 災害	警戒レベル3	高齢者等避難 を発令したとき	<u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難(繰り返す)</u> こちらは、魚津市です。 川の氾濫の危険があるため、地区、地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 地区・地区で、洪水浸水のおそれがある区域にいる高齢者等の避難に時間のかかる方や、支援者の方は、避難場所や、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難して下さい。 水・食料・薬等、必要なものを持参し、避難して下さい。 それ以外の方も、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて避難して下さい。 (繰り返す)
	警戒レベル4	避難指示 を発令したとき	<u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難(繰り返す)</u> こちらは、魚津市です。 川の氾濫の危険が高まったため、地区、地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 地区・地区で、洪水浸水のおそれがある区域にいる方は、避難場所や、安全な親戚・知人宅等に直ちに避難して下さい。 水・食料・薬等、必要なものを持参し、避難して下さい。 外が危険な場合は、近隣の安全な場所か、少しでも浸水しにくい屋内の高い場所に移動する等、身の安全を確保して下さい。 (繰り返す)
	警戒レベル5	緊急安全確保 を発令したとき	<u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。(繰り返す)</u> こちらは、魚津市です。 川が既に氾濫している可能性が極めて高いため、地区、地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 大至急、近隣の安全な場所か、少しでも浸水しにくい屋内の高い場所に移動する等、命を守る行動をとって下さい。 避難場所等に避難する場合は、洪水の危険が極めて高いので、十分注意してください。 (繰り返す)

土砂 災害	警戒レベル3	高齢者等避難 を発令したとき	<p><u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難（繰り返し）</u></p> <p>土砂災害の危険があるため、 地区、 地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>地区・ 地区で、土砂災害の危険がある区域やその周辺にいる高齢者等の避難に時間のかかる方や、支援者の方は、避難場所や、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難して下さい。</p> <p>水・食料・薬等、必要なものを持参し、避難して下さい。</p> <p>それ以外の方も、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて避難して下さい。</p> <p>（繰り返し）</p>
	警戒レベル4	避難指示 を発令したとき	<p><u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難（繰り返し）</u></p> <p>こちらは、魚津市です。</p> <p>土砂災害の危険が高まったため、 地区、 地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>地区・ 地区で、土砂災害の危険がある区域やその周辺にいる方は、避難場所や、安全な親戚・知人宅等に直ちに避難して下さい。</p> <p>水・食料・薬等、必要なものを持参し、避難して下さい。</p> <p>外が危険な場合は、近隣の安全な場所か、少しでも崖や沢から離れた屋内の部屋に移動する等、身の安全を確保して下さい。</p> <p>（繰り返し）</p>
	警戒レベル5	緊急安全確保 を発令したとき	<p><u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。（繰り返し）</u></p> <p>こちらは、魚津市です。</p> <p>土砂災害が既に発生している可能性が極めて高いため、 地区、 地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>大至急、近隣の安全な場所か、少しでも崖や沢から離れた屋内の部屋に移動する等、命を守る行動をとって下さい。</p> <p>避難場所等に避難する場合は、土砂災害の危険が極めて高いので、十分注意してください。</p> <p>（繰り返し）</p>

### 3-7 防災関連ホームページ

#### 気象情報

- 富山防災WEB（富山県） <https://d2800000147bueaq.my.salesforce-sites.com/bousai2/>  
 川の防災情報（国土交通省） <https://www.river.go.jp/index>  
 防災ネット富山（富山河川国道事務所） <https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/kasen/>  
 防災気象情報（気象庁） <https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>  
 キキクル（気象庁） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>  
 富山地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/toyama/index.html>  
 富山県土砂災害警戒情報支援システム（富山県） <http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/>  
 富山県冬期道路情報（富山県） <https://www.toyama-douro.toyama.toyama.jp>

#### 災害用伝言ダイヤル情報

- NTT西日本 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>  
 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行う。

#### 携帯電話による災害用伝言板サービス情報

##### NTTドコモ

- 利用方法等 [http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster\\_board/index.html](http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/index.html)  
 ・「iMenu」のトップメニュー 「災害用安否確認」  
 ・スマートフォンの場合は、dメニューまたはドコモサイトから災害用伝言版を選択

##### au

- 利用方法等 [http://www.au.kddi.com/notice/saigai\\_dengon/index.html](http://www.au.kddi.com/notice/saigai_dengon/index.html)  
 ・「ezweb」のトップメニュー 「災害用伝言板」  
 ・スマートフォンの場合は、災害用アプリのインストールが必要

##### ソフトバンク

- 利用方法等 <http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/>  
 ・「Yahoo!ケータイ」のトップ 「災害用伝言板」  
 ・スマートフォンの場合は、災害用アプリのインストールが必要

##### その他スマートフォン

##### 利用方法等

- ・Android OS Google Playで「災害用伝言板」アプリを検索し、インストール
- ・iOS iTunesで「災害用伝言板」アプリを検索し、インストール

##### NTT西日本（災害用ブロードバンド伝言板）

- 利用方法等 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>  
 ・ <https://www.web171.jp>

### 3-8 災害時優先電話

災害により被災地へ電話が殺到した場合、一般の電話は繋がりにくくなるが、「災害時優先電話」から発信された電話は、優先的に接続される。

(通常着信で使用している電話番号のみ記載)

番号	設置場所	電話番号
1	道下保育園	0765(23)9179
2	松倉保育園	0765(33)8008
3	星の杜小学校	0765(22)1042
4	よつば小学校	0765(22)5666
5	道下小学校	0765(22)0441
6	経田小学校	0765(22)1117
7	村木コミュニティセンター	0765(24)2478
8	松倉コミュニティセンター	0765(33)9301
9	上中島コミュニティセンター	0765(22)0373
10	上野方コミュニティセンター	0765(22)0368
11	加積コミュニティセンター	0765(24)4440
12	本江地域交流センター	0765(22)0030
13	片貝コミュニティセンター	0765(32)8203
14	西布施地域活性化センター	0765(31)7305
15	新川学びの森天神山交流館	0765(31)7001
16	旧魚津市総合体育館	0765(22)1263
17	魚津市浄化センター	0765(22)1613
18	上下水道局横枕管理室	0765(24)7102

上記以外に、東部中学校、西部中学校、清流小学校、教育委員会、魚津水族館、魚津市防災安全課、富山県東部消防組合消防本部で公開されていない番号がある。

## 4 避難等に関する資料

### 4-1 市指定緊急避難場所、指定避難所

●災害対策基本法第49条の4、災害対策基本法施行令第20条の3～5、災害対策基本法施行規則第1条の3～6に基づく指定緊急避難場所及び災害対策基本法第49条の7、災害対策基本法施行令第20条の6に基づく指定避難所を基準に基づき指定する。

① 指定緊急避難場所・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

② 指定避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

【○】…使用可能 【×】…使用できない 【－】…災害該当区域外

●指定避難所における収容人員：屋内施設の有効床面積÷(3.3㎡×0.5)×70%(スペース)

1人当たり：2.36㎡(共有スペース含む)

地区	施設名称	所在地	指定避難所			海拔 (m)	指定緊急避難場所						備考 (洪水浸水深は 想定最大規模)
			指定の 有無	区分 ※1	収容 人員		洪水		土砂 災害	地震	津波	大規模 火災	
							計画規模 ※2	想定最大規模 ※3					
大町	旧大町小学校	本町1-10-39	○	1次	482	4.0	○	○ 2階以上	-	○	○	○ グランド	洪水浸水深0.5～3.0m
	大町コミュニティセンター	本町1-1-10	○	1次	188	2.0	○ 2階以上	○ 2階以上	-	○	○ 2階以上	×	洪水浸水深0.5～3.0m 津波浸水深0.5～1.0m
村木	村木コミュニティセンター	村木町1-21	○	1次	946	9.0	○	○ 2階以上	-	○	○	○ グランド	洪水浸水深0.5～3.0m
	港町公園	火の宮町701	×	-	-	3.9	×	×	-	×	×	○	
	村木公園	火の宮町1603	×	-	-	6.0	×	×	-	×	×	○	
	道下公園	緑町109	×	-	-	10.4	×	×	-	×	×	○	
下中島	星の杜小学校	住吉203	○	1次	927	7.0	○	○ 2階以上	-	○	○	○ グランド	洪水浸水深0.5～3.0m
	下中島コミュニティセンター	慶野172-2	○	1次	76	11.0	○	○	-	○	-	×	
	新川文化ホール	宮津110	○	2次	512	8.0	○ 2階以上	○ 2階以上	○	○	-	○ 屋外	洪水浸水深3.0～5.0m
	北陸職業能力開発大学校	川縁1289-1	○	2次	270	30.0	○	○ 2階以上	-	○	-	○ 屋外	洪水浸水深0.5～3.0m
	住吉公園	住吉3129	×	-	-	4.0	×	×	-	×	×	○	
	魚津総合公園	三ヶ1605	×	-	-	8.9	×	×	-	×	×	○	
上中島	旧上中島小学校体育館	吉野1263	○	1次	220	55.0	○	○	○	○	-	○ グランド	
	上中島コミュニティセンター	下椿8	○	1次	233	98.0	○	○	○	○	-	○ 屋外	
松倉	旧松倉小学校体育館	鹿熊11	○	1次	219	54.0	○	×	○	○	-	○ グランド	洪水浸水深3.0～5.0m
	旧松倉保育園	金山谷2899-2	○	2次	81	32.0	○	×	○	○	-	×	洪水浸水深0.5～3.0m
	坪野山村広場	坪野1884	×	-	-	271.0	-	-	×	×	-	○	
	旧白倉小学校グラウンド	鉢1537	×	-	-	187.0	-	-	×	×	-	○	
	とみり1号開発広場	観音堂1637-3	×	-	-	32.0	×	×	-	×	-	○	
上野方	旧上野方小学校体育館	大海寺野1373	○	1次	267	90.0	○	○	-	○	-	○ グランド	
	上野方コミュニティセンター	大海寺野1370	○	1次	100	84.0	○	○	○	○	-	×	
	桃山運動公園	出字桃山36	○	2次	652	175.0	○	○	○	○	-	○ 屋外	
本江	よつば小学校	本江1041	○	1次	1338	19.0	○	○ 2階以上	-	○	○	○ グランド	洪水浸水深0.5～3.0m
	西部中学校	友道212	○	1次	1699	10.0	○	○ 2階以上	-	○	○	○ グランド	洪水浸水深0.5～3.0m
	本江地域交流センター	友道1375-1	○	1次	251	16.0	○	○	-	○	○	×	

資料編 4 避難等に関する資料

地区	施設名称	所在地	指定避難所			海拔 (m)	指定緊急避難場所					備考 (洪水浸水深は 想定最大規模)	
			指定の有無	区分 ※1	収容 人員		洪水		土砂 災害	地震	津波		大規模 火災
							計画規模 ※2	想定最大規模 ※3					
本江	魚津市立図書館	本江1940	○	2次	112	10.4	○	○ 2階以上	-	○	○	×	洪水浸水深0.5～3.0m
	旧総合体育館	本江3311	×	-	-	33.0	×	×	-	×	-	○ グラウンド	洪水浸水深0.5～3.0m
	新金屋公園	新金屋1-1305	×	-	-	14.6	×	×	-	×	-	○	
	下村木2号公園	新金屋1-701	×	-	-	13.8	×	×	-	×	-	○	
片貝	片貝コミュニティセンター	島尻818	○	1次	546	157.0	○ 2階以上	○ 2階以上	○	○	-	○ グラウンド	洪水浸水深0.5～3.0m
加積	清流小学校	吉島432	○	1次	942	40.0	○	○ 2階以上	○	○	-	○ グラウンド	洪水浸水深0.5～3.0m
	東部中学校	吉島1934	○	1次	1760	23.0	○	○ 2階以上	-	○	-	○ グラウンド	洪水浸水深0.5～3.0m
	加積コミュニティセンター	六郎丸1062	○	1次	269	48.0	○	○ 2階以上	-	○	-	○ 屋外	洪水浸水深0.5～3.0m
	魚津高校	吉島945	○	2次	2591	23.0	○	○ 2階以上	-	○	-	○ グラウンド	洪水浸水深0.5～3.0m
	新川高校	吉島1350	○	2次	1856	44.0	○	○ 2階以上	○	○	-	○ グラウンド	洪水浸水深0.5～3.0m
	吉島1号公園	吉島2-801	×	-	-	25.0	×	×	-	×	-	○	
	上村木公園	上村木1-503	×	-	-	19.9	×	×	-	×	-	○	
	上村木2号公園	新金屋2-1302	×	-	-	20.0	×	×	-	×	-	○	
道下	上村木3号公園	上村木2-1201	×	-	-	24.0	×	×	-	×	-	○	
	道下小学校	北鬼江2741	○	1次	922	12.0	○	○ 2階以上	-	○	○	○ グラウンド	洪水浸水深0.5～3.0m
	道下コミュニティセンター	北鬼江2-14-15	○	1次	127	13.0	○	○	-	○	○	×	
	ありそドーム	北鬼江2898-3	○	2次	1740	8.0	○	○	-	○	○	○ 屋外	
	市役所前公園	釈迦堂1-1001	×	-	-	19.3	×	×	-	×	×	○	
	本新1号公園	本新町1706	×	-	-	12.2	×	×	-	×	×	○	
	北鬼江1号公園	北鬼江2-705	×	-	-	14.3	×	×	-	×	×	○	
経田	北鬼江2号公園	北鬼江2-1803	×	-	-	12.6	×	×	-	×	×	○	
	経田小学校	浜経田665-3	○	1次	786	7.0	○	○ 2階以上	-	○	○	○ グラウンド	洪水浸水深0.5～3.0m
	経田コミュニティセンター	浜経田466	○	1次	179	7.0	○	○	-	○	○	×	
	魚津工業高校	浜経田3338	○	2次	1721	5.0	○ 2階以上	○ 3階以上	-	○	○	○ グラウンド	洪水浸水深3.0～5.0m
天神	江口農村広場	西尾崎地先	×	-	-	33.0	×	×	-	×	-	○	
	新川学びの森天神山交流館	天神野新147-1	○	2次	1962	100.0	○	○	○	一部 ○	-	○ 屋外	
	天神コミュニティセンター	天神野新220	○	1次	299	81.0	○	○	○	○	-	○ グラウンド	
	新川みどり野高校	木下新144	○	2次	1392	10.0	○	○ 2階以上	-	○	-	○ グラウンド	洪水浸水深0.5～3.0m
	天神山野球場	小川寺5995	×	-	-	105.0	×	×	-	×	-	○	
西布施	川の瀬公園	東尾崎5497-62	×	-	-	22.0	×	×	-	×	-	○	
	西布施地域活性化センター	長引野1290-3	○	1次	270	67.0	○	○	○	○	-	○ グラウンド	グラウンド土砂災害 警戒区域内

※1 1次避難所とは、災害発生時等において第1次に開設する指定避難所で、主に小・中学校、コミュニティセンターとしている。2次避難所とは、1次避難所に収容しきれない場合等において、第2次に開設する指定避難所としている。

※2 魚津市が平成20年3月時点で公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（50年確率）によって洪水が発生した場合

※3 魚津市が令和元年10月時点で公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（1000年確率）によって洪水が発生した場合

令和8年4月現在

## 4-2 届出避難所

災害対策基本法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所及び災害対策基本法第49条の7第1項に規定する指定避難所とは別に、自治会等が集会所等において開設し、運営する避難所を届出避難所として登録する。  
 【 】…使用可能 【×】…使用できない 【-】…該当なし

	届出避難所		開設・ 運営者	開設が可能な災害の種類					
	施設名称	所在地		地震	津波	土砂 災害	洪水		その他
							計画規模 1	想定最大規模 2	
1	本江一区会館	本江 715 番地 1	本江一区町内会						-
2	蛇田公民館	蛇田 537 番地 1	蛇田地区自治会				×	×	火災
3	湯上公民館	湯上 10 番地 3	湯上自治会	×					火災
4	東尾崎公民館	東尾崎 1045 番地	東尾崎自治会						火災
5	大海寺新公民館	大海寺新 225 番地	大海寺新 4 区・5 区 自治会		×				火災
6	大海寺野公民館	大海寺野 537 番地	大海寺野 1 区・ 2 区自治会	×					火災
7	大杉台会館	大字大海寺野村 2319 番地 3	大杉台自治会	×					火災
8	石垣公民館	石垣 231 番地	石垣自治会						火災
9	石垣平公民館	大字石垣村 172 番地 5	石垣平自治会			×			火災
10	持光寺コミュニティセン ター	持光寺 1075 番 2	持光寺町内会（持光 寺区）						火災
11	平沢会館	平沢 1241 番 1	平沢地区自治会			×		×	火災
12	黒谷公民館	黒谷 786 番	黒谷自治会	×		×		×	火災
13	山女公民館	山女 102 番	山女地区自治会			×		×	火災
14	東蔵農村集落センター	山女 380 番地	東蔵自治会	×		×	×	×	火災
15	横枕公民館	横枕 747 番地	横枕自治会					×	火災
16	川の瀬会館	木下新 46 番地 2	川の瀬 3 区町内会					×	火災
17	六郎丸公民館	六郎丸 2793 番地	六郎丸自治会						火災
18	岡仏田 2 区公民館	仏田 3700 番地 31	岡仏田 2 区自治会						火災
19	岡仏田町内会館	仏田 3800 番地	岡仏田町内会						火災
20	奥東城公民館	東城 2309 番地	東城第二自治会	×		×			火災
21	貝田新公民館	貝田新 261 番地 2	貝田新自治会						火災
22	道坂公民館	道坂 422 番地	道坂自治会					×	火災
23	島尻中央公民館	島尻 916 番地	島尻第二自治会	×					火災
24	前東城公民館	東城 452 番地	東城第 1 自治会	×		×		×	火災
25	上島尻公民館	島尻 1224 番地 1	島尻第一自治会						火災
26	上野方団地集会所	大字大海寺野村 1168 番地 2	上野方市営住宅自治 会						火災
27	島尻第三公民館	島尻 712 番地	島尻第三自治会					×	火災
28	東山公民館	東山 342 番地 1	東山自治会			×			火災
29	友道 1 区公民館	友道 559 番地	友道 1 区町内会						火災
30	本江一区会館別館	本江 3118 番 2	本江一区町内会						-

資料編 4 避難等に関する資料

	届出避難所		開設・ 運営者	開設が可能な災害の種別					
	施設名称	所在地		地震	津波	土砂 災害	洪水		その他
							計画規模 1	想定最大規模 2	
31	友道四区公民館	友道 2081 番地	友道四区町内会	×					火災
32	木下新公民館	木下新 223	木下新自治会						火災

1 魚津市が平成 20 年 3 月時点で公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（50 年確率）によって洪水が発生した場合

2 魚津市が令和元年 10 月時点で公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（1000 年確率）によって洪水が発生した場合

令和 7 年 1 月現在

## 4-3 行政区表

地 区	行 政 区
大 町	真成寺区、川原町区、東小路区、寺町区、餌指区、下新1区、下新2区、下新3区、元町区、荒町区、馬出区、明理区、大町区、新道区、岡町区、新町1区、新町2区、白屋区、新宿1区、新宿2区、新宿3区、文化町1区、文化町2区、角川区、橋場区、紺屋区、八幡区、八代区、上町1区、上町2区、南町1区、南町2区、南町3区、三ヶ町区、住吉町区
村 木	金屋1区、金屋2区、金浦区、鴨川区、神明1区、神明2区、火の宮区、諏訪町1区、諏訪町2区、諏訪町3区、諏訪町4区、諏訪町5区、港区、駅前新町区、村木9区、村木10区、村木11区、村木12区、村木13区、村木14区、村木15区、村木16区、村木17区
下中島	住吉1区、住吉2区、住吉3区、住吉4区、住吉5区、住吉6区、町三ヶ区、三ヶ1区、三ヶ2区、三ヶ3区、川縁1区、川縁2区、慶野区、宮津1区、宮津2区、川縁3区
上中島	吉野区、浅生区、上野区、有山区、川原区、舛方区、下椿区、舛田区、岩高区、湯上区、出区、弥源寺区
松 倉	鹿熊北部、鹿熊南部、大熊区、鉢区、虎谷区、小菅沼区、池谷区、北山区、坪野区、稗島区、室田区、観音堂区、金山谷北部、金山谷中部、金山谷南部、とみ里区
上野方	大海寺野1区、大海寺野2区、大海寺野3区、大海寺新4区、大海寺新5区、石垣区、石垣平区、大杉台区、大海寺野住宅区、雄峰団地区
本 江	新金屋1区、新金屋2区、新金屋3区、東栄町区、並木町区、チュ-リップ苑区、三田1区、三田2区、三田3区、石垣新区、印田区、本江1区東、本江元町区、本江1区西、本江2区、友道1区、友道2区、友道3区、友道4区、友道5区、友栄町区、友道本町区、友道幸町区、大光寺1区、大光寺2区、大光寺3区、大光寺4区、本江新町1区、本江新町2区、本江新町3区、本江新町4区、小坂区、老人ホム区、魚津ハウス区
片 貝	道坂区、貝田新区、島尻1区、島尻2区、島尻3区、東城1区、東城2区、黒谷1区、山女1区、東蔵区、平沢2区、大菅沼区
加 積	横枕区、袋区、六郎丸3区、六郎丸4区、六郎丸5区、吉島6区、吉島7区、吉島8区東、相木1区、相木2区、上村木10区、上村木11区、上村木12区、上村木13区、吉島新町区、宮の下区、魚津高校前区、労災病院区、晴海ヶ丘区、六郎丸住宅区、松下区、吉島8区西、相木3区、相木新区
道 下	岡仏田区、仏田区、仏又区、青島1区、青島2区、青島3区、友栄住宅区、青島社宅区、青島新町区、北中区、北中新区、下道区、小川田住宅区、荒磯区、高畠区、北鬼江1区、北鬼江2区、北鬼江3区、釈迦堂区、本新区、磯路区、道下住宅区、岡仏田2区
経 田	立石区、江口区、新江口区、西尾崎区、平伝寺1区、平伝寺2区、持光寺区、地方1区、地方2区、地方元町区、旭町区、港町区、向町区、入船区、表向区、栄町区、天王住宅区、寿町区、泉町区、上坂の下1区、上坂の下2区、経田新町区
天 神	東山1区、東山2区、青柳区、天神野新1区、天神野新2区、東尾崎1区、東尾崎2区、木下新1区、木下新2区、川の瀬1区、川の瀬2区、川の瀬3区
西布施	蛇田1区、蛇田2区、小川寺1区、小川寺2区、長引野1区、長引野2区、布施爪区、黒沢区、大沢区、日尾区、御影区



## 5 要配慮者利用施設に関する資料

### 5-1 要配慮者利用施設

主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設。

備考欄中の表記は、それぞれ次の施設であることを示す。

医：病院、診療所（入院施設があるものに限る。）

高：高齢者福祉施設、介護サービス施設

児：児童福祉施設、幼稚園、特別支援学校

障：障害福祉施設

	施設名称	所在地	電話番号	危険要因							備考		
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	内水想定 浸水深 (m)		土砂災害等	津波想定 浸水深 (m)
				早月川	角川	鴨川	片貝川	布施川					
1	魚津こども園	本町 1-4-9	22-0469						0.5~3.0			0	児
2	つくしの家魚津	本町 1-4-32	33-4585						0.5~3.0	0.05~0.2		0	高障
3	ディケアステーション かがやき	新角川 1-8-4	22-1262						3.0~5.0			0	高
4	川原保育園	双葉町 4-3	22-0543						0.5~3.0			0	児
5	道下保育園	緑町 1-30	23-9179						0~0.5			0	児
6	たけの子	緑町 3-14	55-5195						0.5~3.0	0.05~0.2		0	障
7	わかかさ作業所むらき	村木町 11-16	22-1833						0.5~3.0			0	障
8	ヴィストキャリア魚津駅前	駅前新町 11-17 大同林業ビル 1F、 2F	57-5630						0~0.5			0	障
9	魚津にじいろこども園	住吉 251	22-1378							0.05~0.2		0	児
10	新川老人保健施設	住吉 236	24-3080							0.05~0.2		0	高
11	新川病院	住吉 236	24-3800							0.05~0.2		0	医
12	うちくる魚津住吉	住吉 860-1										0	高
13	住吉デイサービスセンター	住吉 2523-2	32-5154							0.05~0.2		0	高
14	みんなのぼびい SUN	慶野 1207-7	22-7001									0	障
15	えがおのぼびい	吉野 476-2	32-5305									0	障
16	住宅型有料老人ホーム北山	北山 476-1	33-9311									0	高
17	デイサービスちょうろく	石垣 388-2	23-6511									0	高
18	ショートステイちょうろく	石垣 388-2	23-6511									0	高
19	老人保健施設ちょうろく	石垣 389	23-6388									0	高
20	介護療養型老人保健施設 ちょうろく	石垣 389	23-6366									0	高
21	石垣ちょうろくハウス	石垣 389	23-6399									0	高
22	児童発達支援センター つくし学園	大海寺野 1377	24-3240							0.05~0.2		0	障
23	つばめ児童センター	新金屋 1-12-50	23-5133						0.5~3.0			0	児
24	魚津チューリップ苑	新金屋 2-6-2	22-5121						0~0.5	0.05~0.2		0	高
25	魚津第二こども園	新金屋 2-13-2	22-1301						0.5~3.0	0.05~0.2		0	児
26	魚津チューリップ苑 2号館	下村木町 3396	22-0012						0.5~3.0	0.05~0.2		0	高
27	パティオしらゆり	本江 1090	25-0333							0.05~0.2		0	高
28	ほんごうこども園	本江 1390-3	24-4600						0.5~3.0			0	児
29	(住宅型有料老人ホーム 本江ちょうろくハウス)	本江 1616	23-6522						0.5~3.0			0	高
30	病児・病後児保育室 「キッズベアー」	本江 3354	24-7793									0	児

	施設名称	所在地	電話番号	危険要因							備考		
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	内水想定 浸水深 (m)		土砂 災害等	津波想定 浸水深 (m)
				早 月 川	角 川	鴨 川	片 貝 川	布 施 川					
31	ガーデンヒルズ本江	本江 3354	24-7783								0	高	
32	専正寺デイサービス まごころ	本江新町 9-8	23-5980					0~0.5			0	高障	
33	ぬくもりハウス	友道 777	24-7681								0	高	
34	魚津ハウス	友道 780	22-8866								0	高	
35	魚津老人保健施設	友道 789	24-7691						0.05~0.2		0	高	
36	魚津病院	友道 789	24-7671						0.05~0.2		0	医	
37	魚津緑ヶ丘病院	大光寺 287	22-1567						0.05~0.2		0	医	
38	ショートステイみどり	大光寺 287	23-0256						0.05~0.2		0	障	
39	グループホームみどり	大光寺 287	23-0256						0.05~0.2		0	障	
40	新川ハイツ	大光寺 321	24-9595						0.05~0.2		0	高	
41	わかくさ作業所	大光寺 1010-14	55-4126					0.5~3.0	0.05~0.2		0	障	
42	わかくさ作業所 [新川ヴィーラ内]	大光寺 450 新川ヴィーラ内	22-5469								0	障	
43	新川ヴィーラ デイサービスセンター	大光寺 450	22-2879						0.05~0.2		0	高	
44	(新川ヴィーラショートス テイ)	大光寺 450	24-6870						0.05~0.2		0	高障	
45	特別養護老人ホーム 新川ヴィーラ	大光寺 450	24-6126						0.05~0.2		0	高	
46	魚津市西部 デイサービスセンター	大光寺 467-1	32-5566						0.3~0.5		0	高	
47	坊丸の家	大光寺 1229	24-3335					0.5~3.0	0.2~0.3		0	障	
48	坊丸の郷	大光寺 1234	23-5333					3.0~5.0			0	障	
49	魚津市障害者交流センター	大光寺 1235	23-5260					3.0~5.0			0	障	
50	グループホーム大光寺	大光寺 1242-1	22-1313					3.0~5.0			0	障	
51	グループホーム坊丸	大光寺 1251	24-8330					3.0~5.0			0	障	
52	地域密着型特別養護老人 ホーム片貝ヴィーラ	島尻 1520	32-7700					0~0.5			0	高	
53	富山労災病院	六郎丸 992	22-1280					3.0~5.0			0	医	
54	ひばり児童センター	六郎丸 1250-1	23-0500					0.5~3.0	0.05~0.2		0	児	
55	かづみ認定こども園	吉島 132	22-6351					0~0.5			0	児	
56	ぬくもりハウス2号館	吉島 200-1	24-6600					0~0.5	0.05~0.2		0	高	
57	ぬくもりハウス3号館	吉島 200-1	24-6600					0~0.5	0.05~0.2		0	高	
58	魚津病院吉島デイサービス	吉島 200-3	24-6630								0	高	
59	こみゆにていはうす愛夢	吉島 553-1	22-5789					0.5~3.0			0	高障	
60	吉島保育園	吉島 729	22-0802					0~0.5	0.05~0.2		0	児	
61	うちくる魚津労災病院前	吉島 81-5						0.5~3.0				高	
62	魚津市東部 デイサービスセンター	吉島 1095-2	22-7772					0.5~3.0	0.2~0.3		0	高	
63	魚津地域福祉事務所 スマイルぼびー	上村木 1-6-5	23-4035					0~0.5			0	高	
64	self-A・151A 魚津	上村木 1-8-6	55-1511					0~0.5			0	障	
65	松本眼科医院	釈迦堂 1-11-5	23-1200					0.5~3.0			0	医	
66	魚津オレンジ	北鬼江 142-1	32-3364					0.5~3.0	0.2~0.3		0	障	
67	すずめ児童センター	北鬼江 418-1	23-0522					0~0.5			0	児	

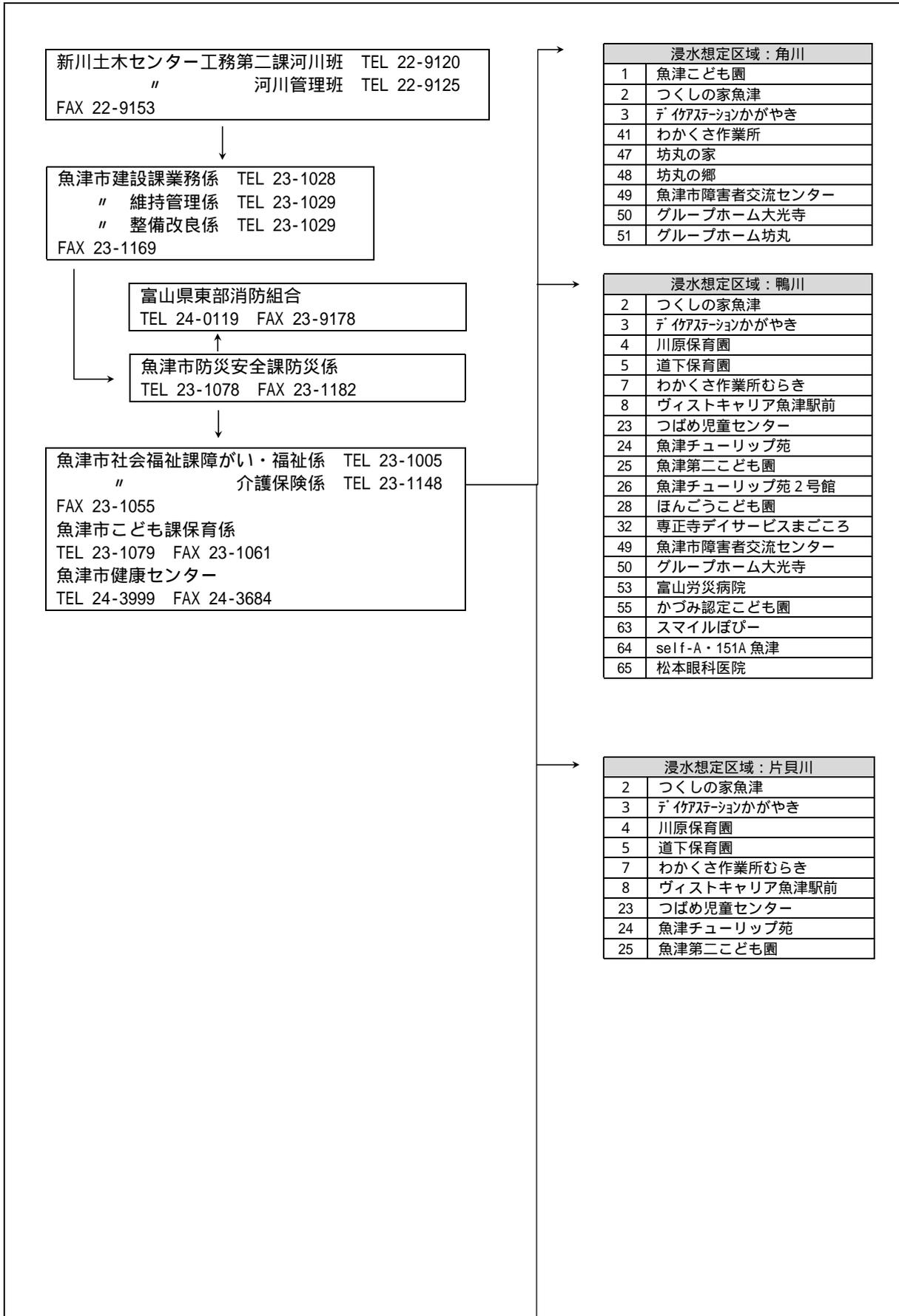
	施設名称	所在地	電話番号	危険要因							備考		
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	内水想定 浸水深 (m)		土砂災害等	津波想定 浸水深 (m)
				早月川	角川	鴨川	片貝川	布施川					
68	(デイサービス あんの里ありそ館)	北鬼江 1177	24-1680						0~0.5	0.05~0.2		0	高障
69	障害者支援施設ひゞき	仏田 3468	22-8843							0.05~0.2		0	障
70	ショートステイひゞき	仏田 3468	22-8843							0.05~0.2		0	障
71	あんの里 デイサービスセンター	仏田 3468	22-8808							0.05~0.2		0	高
72	特別養護老人ホーム あんの里	仏田 3468	22-8808							0.05~0.2		0	高
73	青島保育園	青島 195-9	23-9171						0.5~3.0			0	児
74	のこのこ	寿町 12-28	32-5723						3.0~5.0	0.05~0.2		0.5~1.0	障
75	しんきろうハウス	東町 12-1	24-8866						3.0~5.0	0.05~0.2			高
76	かもめ児童センター	浜経田 1096	23-1777						0.5~3.0	0.05~0.2		0	児
77	経田保育園	経田西町 1-32	23-9170						0~0.5	0.05~0.2		0	児
78	小規模多機能型居宅介護 事業所「経田ちょうろく」	経田西町 10-90	32-5143						0.5~3.0			0.01~0.3	高
79	デイサービスむすびの里	天王 15	32-3637						0.5~3.0	0.05~0.2		0	高
80	ワークサポートあゆみ	立石 161	24-4865						0~0.5			0	障
81	ショートステイやすらぎ	立石 204	23-0009						0~0.5	0.05~0.2		0	障
82	グループホームのどか	立石 204	23-0009						0~0.5	0.05~0.2		0	障
83	グループホームひだまり	立石 204	23-0009						0~0.5	0.05~0.2		0	障
84	りんごの家	立石 205-2	23-0009									0	障
85	グループホームあゆみ	立石 205-2	23-0009									0	障
86	魚津神経サナトリウム	江口 1784-1	22-3486						0.5~3.0	0.05~0.2		0	医
87	深川病院	東尾崎 3484-1	31-6200						0.5~3.0			0	医
88	深川病院 デイサービスセンター	東尾崎 3484-1	31-6200						0.5~3.0			0	高
89	天神保育園	東尾崎 5471-1	31-7585						0.5~3.0			0	児
90	グループホーム天神 金さん銀さん	天神野新 671	31-9085									0	高
91	ぶどうの森	小川寺 5852	31-6030									0	障

休止中の施設については、施設名称を( )書きで記載。

令和8年4月1日現在

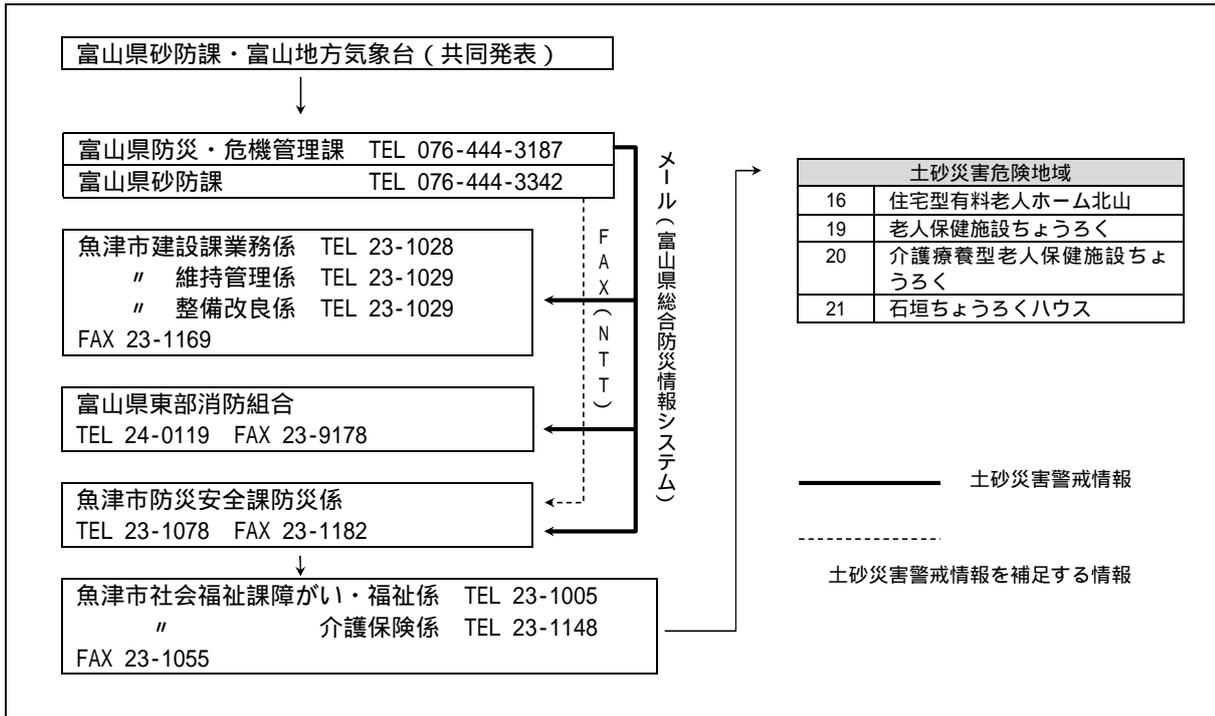
5 - 2 要配慮者利用施設への情報伝達

河川の水位情報（避難判断水位情報等）の伝達経路図



浸水想定区域：片貝川	
26	魚津チューリップ苑2号館
28	ほんごうこども園
32	専正寺デイサービスまごころ
47	坊丸の家
48	坊丸の郷
49	魚津市障害者交流センター
50	グループホーム大光寺
52	片貝ヴィーラ
53	富山労災病院
54	ひばり児童センター
55	かづみ認定こども園
56	ぬくもりハウス2号館
57	ぬくもりハウス3号館
59	こみゆにていはうす愛夢
60	吉島保育園
61	うちくる魚津労災病院前
62	魚津市東部デイサービスセンター
63	スマイルぼびー
64	self-A・151A 魚津
65	松本眼科医院
66	魚津オレンジ
67	すずめ児童センター
73	青島保育園
74	のこのこ
75	しんきろうハウス
76	かもめ児童センター
77	経田保育園
78	経田ちょうろく
79	デイサービスむすびの里
80	ワークサポートあゆみ
81	ショートステイやすらぎ
82	グループホームのどか
83	グループホームひだまり
86	魚津神経サナトリウム
89	天神保育園
浸水想定区域：布施川	
87	深川病院
88	深川病院デイサービスセンター

土砂災害情報（土砂災害警戒情報等）の伝達経路図



## 6 消防・医療救護に関する資料

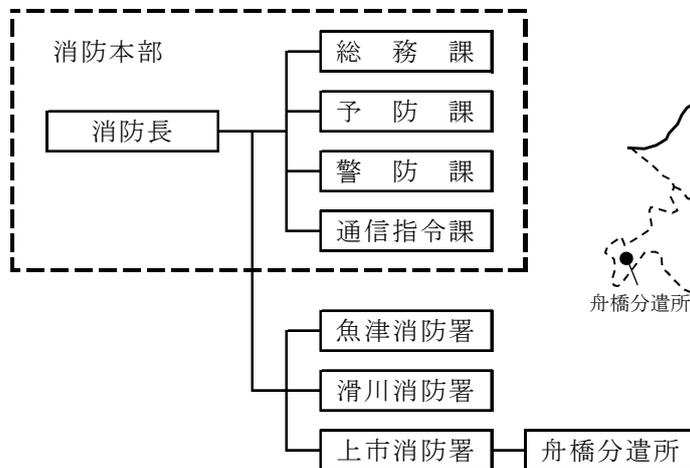
### 6-1 富山県東部消防組合（平成25年3月31日消防事務開始）

広域消防組織として、魚津市、滑川市、上市町、舟橋村の2市1町1村で構成する。

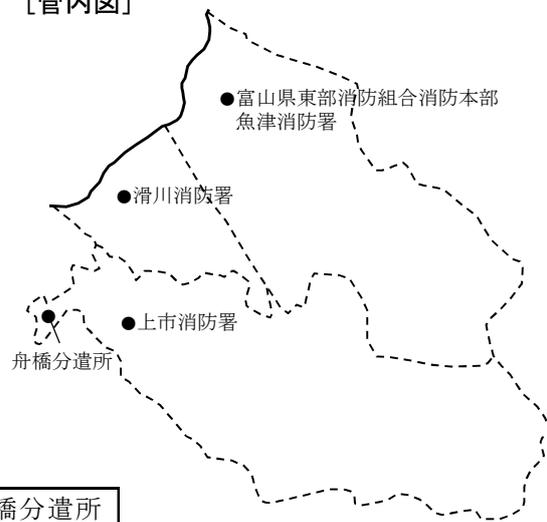
#### [消防本部の名称及び所在地等]

名 称	所在地	電話番号
富山県東部消防組合消防本部	魚津市本江3197番地1	0765(24)0119

#### [消防本部及び消防署の体制]



#### [管内図]



(資料：富山県東部消防組合広域消防運営計画)

### 6-2 魚津市消防団組織表

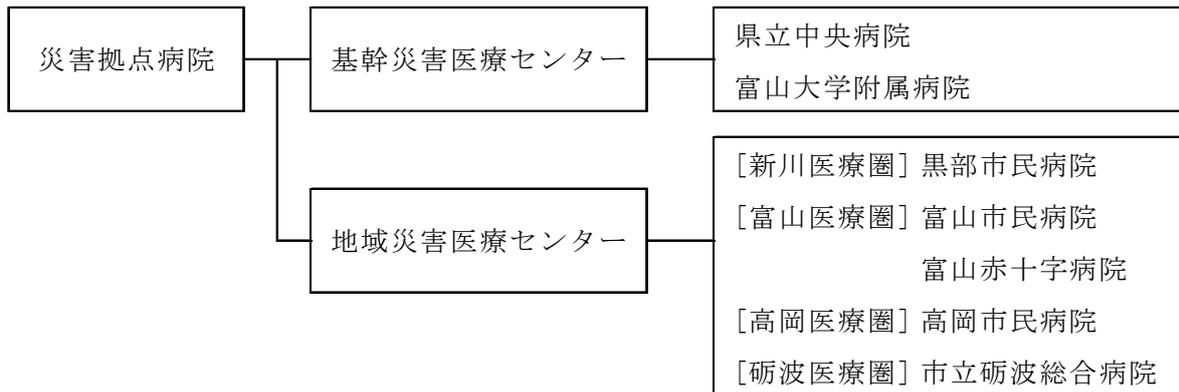
分団名	区域	定員 (人)
魚津市消防団本部		60
村木分団	村木地区	28
大町分団	大町地区	28
下中島分団	下中島地区	30
上中島分団	上中島地区	30
松倉分団	松倉地区	33
上野方分団	上野方地区	30
本江分団	本江地区	33
片貝分団	片貝地区	50
加積分団	加積地区	35
道下分団	道下地区	42
経田分団	経田地区	39
天神分団	天神地区	32
西布施分団	西布施地区	36
計		506

令和2年8月25日現在

### 6-3 主要医療機関一覧表

#### [災害拠点病院]

富山県では、県立中央病院と富山大学附属病院が基幹災害医療センターに、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院が地域災害医療センターにそれぞれ指定されている。



#### [災害派遣医療チーム] (Disaster Medical Assistance Team。略称「DMAT」)

富山県では、平成23年度までに県立中央病院、富山大学附属病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、厚生連高岡病院、市立砺波総合病院においてDMATの体制の整備が行われている。

#### [新川医療圏の病院]

救急	病院名	所在地	電話番号	計	一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染病床
	魚津緑ヶ丘病院	魚津市大光寺287	0765(22)1567	140			140		
	魚津神経リハビリ	魚津市江口1784-1	0765(22)3486	150			150		
○	富山労災病院	魚津市六郎丸992	0765(22)1280	247	247				
	深川病院	魚津市東尾崎3484-1	0765(31)6200	154		154			
	医療法人新川病院	魚津市住吉236	0765(24)3800	60		60			
	魚津病院	魚津市友道789	0765(24)7671	58		58			
○	黒部市民病院	黒部市三日市1108-1	0765(54)2211	372	363			5	4
	池田リハビリテーション病院	黒部市荻生821	0765(54)5400	41		41			
	医療法人社団平成会桜井病院	黒部市荻生6675-5	0765(54)1800	118		118			
	黒部温泉病院	黒部市窪野929	0765(52)4655	80		80			

救急	病院名	所在地	電話番号	計	一般 病床	療養 病床	精神 病床	結核 病床	感染 病床
○	あさひ総合病院	朝日町泊477	0765(83)1160	109	109				
	丸川病院	入善町青島396-1	0765(72)5150	38	38				
○	坂東病院	朝日町道下900	0765(83)2299	48	48				

令和7年11月現在

## 6-4 防災用医薬品等卸売業者

地区	業者名	所在地	電話番号	医薬品等の区分						
				医 薬 品	ワ ク チ ン 類	血 液 製 剤	防 疫 薬 用 品	医 療 用 酸 素	医 療 用 具	衛 生 材 料
富山	(株)フレット富山支店	富. 太郎丸西町 2-9-3	076(421)3141	◎	◎		◎			○
	明祥(株)富山支店	〃. 問屋町 1-8	〃 (451)1151	◎			○			○
	(株)井上誠昌堂富山支店	〃. 針原中町 943-1	〃 (451)4711	◎	○					○
	(株)スズケン富山支店	〃. 黒崎 451-1	〃 (491)2411	◎			○			
	協栄薬品(株)	〃. 新園町 44-5	〃 (424)9421	◎						
	日建産業(株)富山営業所	〃. 二口町 2-14-4	〃 (421)8051	◎						
	大塚製薬(株)富山出張所	〃. 中野新町 2-1-8	〃 (424)4506	◎						
	イワキ(株)富山支店	〃. 下赤江町 1-12-10	〃 (421)5718	◎						○
	富山県赤十字血液センター	〃. 飯野 26-1	〃 (451)5555			◎				
	サカキ産業(株) 富山ガスセンター	〃. 高木 2481-6	〃 (434)2141					◎		
	北酸(株)総合ガスセンター	〃. 荒川 1-1-88	〃 (441)4911					◎		
	藤島信明商店	〃. 三番町 2-27	〃 (425)3642							○ ◎
和田亀巢堂	〃. 梅沢町 1-3-22	〃 (421)6946							◎	
高岡	(株)井上誠昌堂	高. 笹川 2600	0766(31)0061	◎	○					○
	明祥(株)高岡支店	〃. 羽広 2-2-5	〃 (22)4050	◎			○			○
	(株)フレット高岡支店	〃. 向野町 3-43-12	〃 (21)0427	◎	◎		◎			○
	(株)スズケン高岡支店	〃. 野村 1197-1	〃 (21)3377	◎			○			
	サカキ産業(株)高岡支店	〃. 江尻 410-4	〃 (25)4101					◎		
	(株)稲積博友堂	〃. 問屋町 46	〃 (23)0550							◎
黒部	(株)フレット黒部支店	黒. 堀切 223	0765(52)1531	◎			○			○



## 7 衛生等に関する資料

### 7-1 一般廃棄物の処理施設

#### 1 ごみの中間処理施設

分類	名称	所在地	電話番号	処理種類	処理能力
焼却施設	エコぼ〜と	朝日町三枚橋188-1	0765(83)0272	可燃ごみ	174 t / 16 h
粗大ゴミ 処理施設	宮沢清掃センター	黒部市宮沢99	0765(52)4808	不燃ごみ 粗大ごみ	40 t / 5 h

#### 2 し尿の処理施設

名称	所在地	電話番号	処理対象物	処理能力
クリーンぼ〜と	入善町板屋311	0765(76)0045	生し尿	22 k / 日

#### 3 其他のごみの中間処理施設

名称	所在地	電話番号	処理種類
(株)魚津清掃公社 第2リサイクルセンター	魚津市石垣331-2	0765(22)2202	プラスチック類 ペットボトル類
(株)ミナミ	魚津市青柳95	0765(24)2300	紙類・木くず

#### 4 ごみの最終処分場

名称	所在地	埋立開始年度	最終予定年度	埋立容量
新川一般廃棄物最終処分場 (開放式の管理型最終処分場)	魚津市吉野2330	平成12年度	-	165,252m <sup>3</sup>
宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場 (開放式の管理型最終処分場)	黒部市宮沢99	平成2年度	-	216,200m <sup>3</sup>
宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場 (被覆式の管理型最終処分場)	黒部市宮沢99	平成25年度	令和9年度	54,000m <sup>3</sup>

### 7-2 火葬場

名称	所在地	連絡先
新川広域圏事務組合 東部斎場	下新川郡朝日町三枚橋2354	TEL 0765(83)2972 FAX 0765(83)2972
新川広域圏事務組合 西部斎場	魚津市大字北鬼江村字峠1-86	TEL 0765(24)9615 FAX 0765(24)9612

## &lt;参考：災害時のトイレ&gt;

名称	形式	現地処理	備蓄性	性能
手掘りトイレ	穴を掘ることができる土地	汲取り		各種トイレ対応ができない場合において行う、緊急措置としての位置付けである。
携帯トイレ	吸収シート方式 凝固剤等方式	保管・回収		水が出なくなった洋式便器を活用できるため、初期対応として備えられている場合が多い。和式の場合は、別途便座等を準備することが望ましい。使用済み便袋の臭気対策およびストック場所の確保が必要となる。また、便袋の回収方法、最終処理・処分方法を事前に確認する必要がある。
簡易トイレ	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型 等	保管・回収		便座と一定の処理がセットになった製品。処理のタイプには、「ラッピング」「コンポスト」「乾燥・焼却」などがあり、利用方法や最終処理・処分方法を事前に確認する必要がある。トイレとして利用するための個室やパーティション等を準備する必要がある。
組立トイレ (大人数対応)	便槽一体型	汲取り		搬送・組立てに要する人数や時間を事前に把握し、訓練等で実践しておく必要がある。汲取り方法・汲取り手配等の運用体制を構築する必要がある。トイレブースは、プライバシーや安全性を確保し、余震が起きても安心して使用できるものを準備することが望ましい。
	マンホール直結型	下水道		下水道管の損傷、液状化現象によるマンホールのせり上り等があれば使用できない。利用できるマンホールを確認し、マンホールの開閉、トイレブースの設置等、運用体制を構築する必要がある。マンホール上部に設けるトイレブースは、プライバシーや安全性を確保し、余震や強風等に対し、安心して利用できるよう固定する必要がある。
ユニット型トイレ (大人数対応)	簡易水洗式 非水洗式	汲取り		イベント時や工事の際の仮設トイレとして利用される機会が多いため、利用方法は比較的周知されているが、段差があり、和式便器が多いため、避難所のニーズに合わせた対応が求められる。室内照明の有無等の確認やトイレットペーパーや清掃用具、洗浄剤等をセットした状態での調達が望ましい。給水・汲取り等、運用体制を構築する必要がある。

(参考：特定非営利活動法人日本トイレ研究所 災害時のトイレ機能の確保に関する調査報告書)

## 8 輸送に関する資料

### 8-1 緊急輸送道路

#### 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

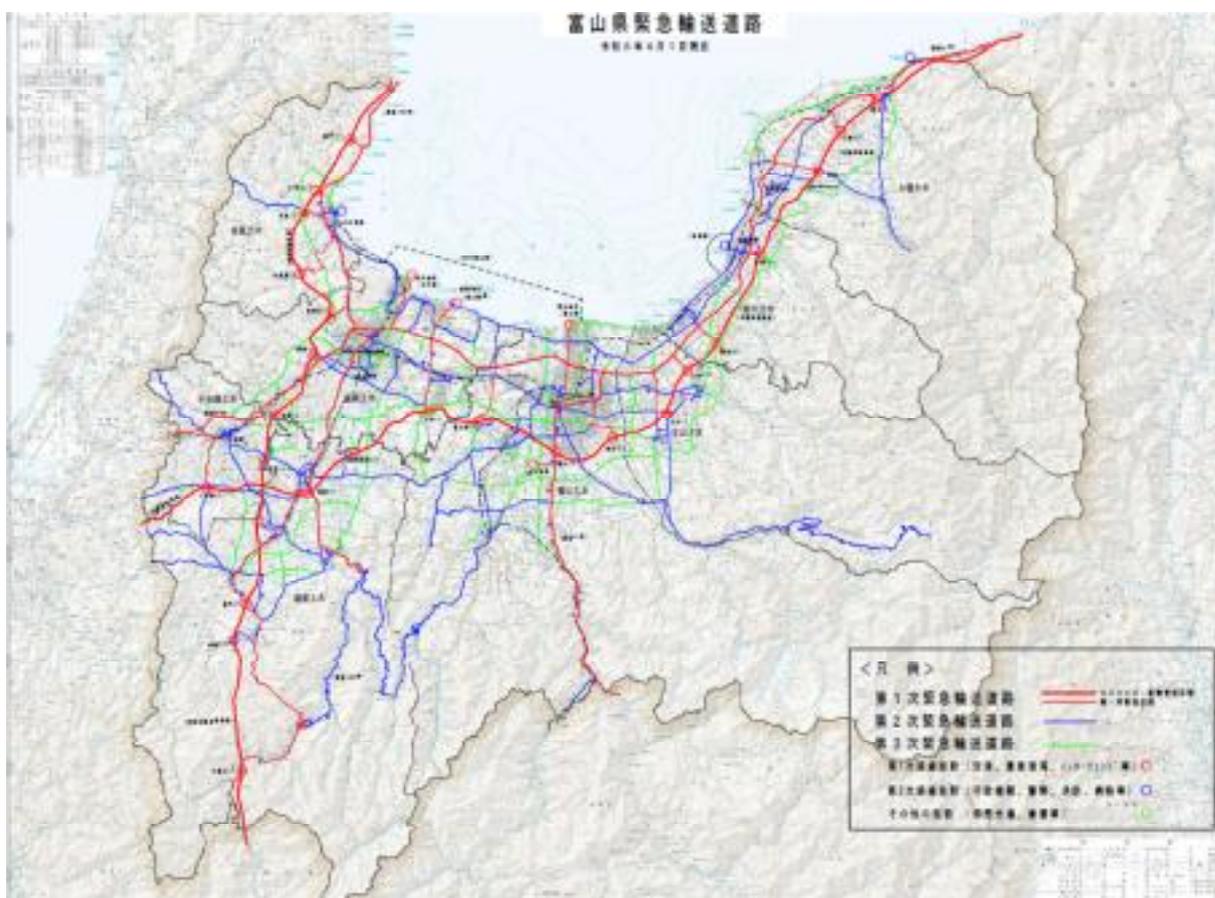
#### 第2次緊急輸送道路

第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路

#### 第3次緊急輸送道路

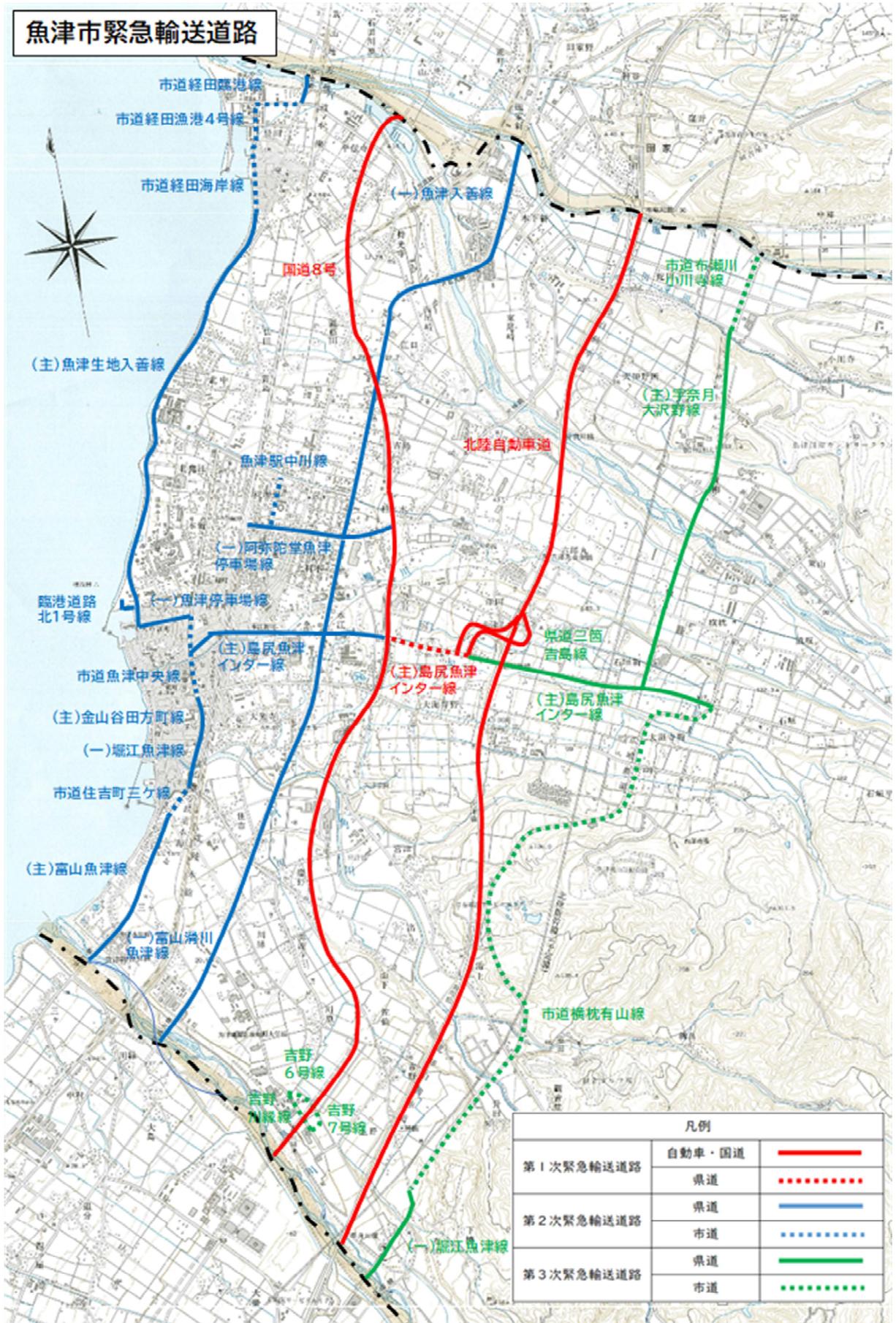
上記路線を相互に補完する幹線道路

富山県緊急輸送道路（令和6年4月1日改定）



## 魚津市緊急輸送道路（令和6年4月1日時点）

指定区分	路線名	車線数	管理者	区間
第1次	北陸自動車道	4	中日本高速道路(株)	
"	国道8号	2	国土交通省	
"	(主)島尻魚津インター線	4	富山県	印田～本江
第2次	(主)富山魚津線	2	"	市境(滑川市)～住吉
"	(主)魚津生地入善線	2	"	港町～経田西町
"		2	"	寿町～浜経田
"	(主)金山谷田方町線	2	"	新角川～新宿
"	(主)島尻魚津インター線	2	"	本江～中央通り
"	(一)阿弥陀堂魚津停車場線	4	"	上村木～釈迦堂
"	(一)阿弥陀堂魚津停車場線	2	"	吉島～上村木
"	(一)魚津停車場線	2	"	港町～末広町
"	(一)富山滑川魚津線	2	"	市境(滑川市)～江口
"	(一)堀江魚津線	2	"	上口～新角川
"	(一)魚津入善線	2	"	江口～木下新
"	市道住吉町三ヶ線	2	魚津市	住吉～新住吉
"	市道魚津中央線	2	"	新宿～末広町
"	市道経田海岸線	2	"	経田西町～東町
"	市道経田漁港4号線	2	"	東町～東町
"	市道経田臨港線	2	"	東町～寿町
"	魚津駅中川線	2	"	釈迦堂～釈迦堂
"	臨港道路北1号線	2	富山県	釈迦堂～釈迦堂
第3次	(主)島尻魚津インター線	2	"	石垣～石垣新
"	"	4	"	石垣新～印田
"	(主)宇奈月大沢野線	2	"	小川寺～石垣新
"	(一)堀江魚津線	2	"	市境(滑川市)～有山
"	市道布施川小川寺線	2	魚津市	蛇田～小川寺
"	市道横枕有山線	2	"	石垣～有山
"	吉野6号線	2	"	吉野～吉野
"	吉野7号線	2	"	吉野～吉野
"	吉野川縁線	2	"	吉野～吉野



令和6年4月1日時点

## 8 - 2 緊急通行車両等の事前届出・確認制度

### 1 制度の概要

災害発生又は発生しようとしている場合、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保し、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、緊急通行車両等を優先して通行させることになる。緊急交通路を通行する場合は、緊急通行車両確認証明書と標章が必要となるが、緊急通行車両等の事前届出・確認制度とは、緊急通行車両や規制除外車両であることについて、事前に審査を受けることを可能として、災害時における確認事務の効率化を図る目的で定められた制度である。

### 2 緊急通行車両

- (1) 指定行政機関等（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関の保有車両）
- (2) 指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両
- (3) 災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

<p>災害対策基本法 第 50 条第 1 項</p> <p>防災計画等に基づき災害応急対策に使用する計画がある車両</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</li> <li>イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項</li> <li>ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項</li> <li>エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</li> <li>オ 施設及び整備の応急の復旧に関する事項</li> <li>カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</li> <li>キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項</li> <li>ク 緊急輸送の確保に関する事項</li> <li>ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項</li> </ul>
<p>大規模地震対策特別措置法 第 21 条第 1 項</p> <p>警戒宣言発令時において地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項</li> <li>イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項</li> <li>ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項</li> <li>エ 施設及び施設の整備及び点検に関する事項</li> <li>オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項</li> <li>カ 緊急輸送の確保に関する事項</li> <li>キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他の応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項</li> <li>ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項</li> </ul>

<p>原子力災害特別措置法 第 26 条第 1 項</p> <p>原子力緊急事態宣言発令時において緊急事態応急対策を行う計画がある車両</p>	<p>ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項</p> <p>ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項</p> <p>オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>カ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばくの放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置に関する事項</p> <p>ク その他の原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置</p>
<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 10 条</p> <p>国民の保護に関する基本方針等に基づく措置、その他武力攻撃から国民の生命等を保護するための措置に使用される計画がある車両</p>	<p>ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置</p> <p>イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置</p> <p>ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置</p> <p>エ 輸送及び通信に関する措置</p> <p>オ 国民の生活の安定に関する措置</p> <p>カ 被害の復旧に関する措置</p>

### 3 規制除外車両

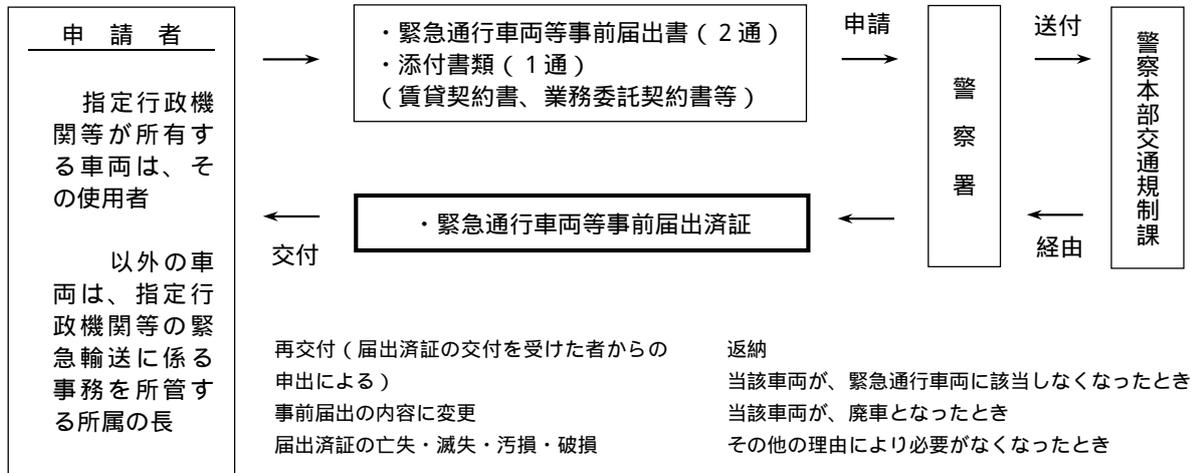
規制除外車両とは、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両をいい、次の車両に限って事前に届出することができる。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

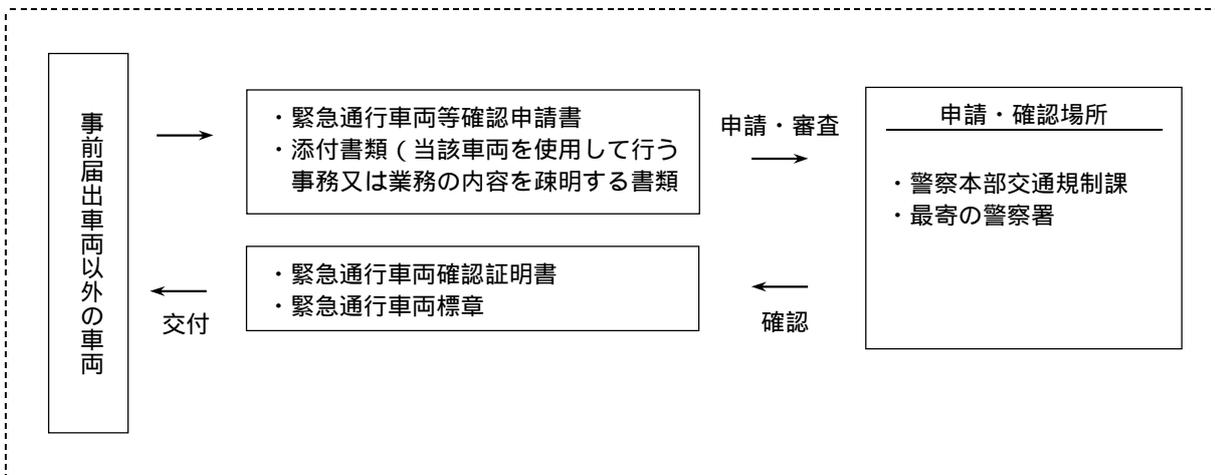
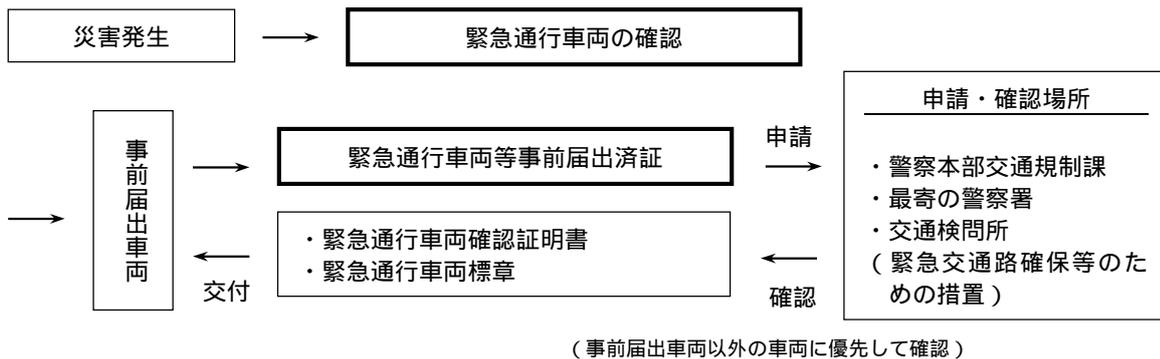
指定行政機関等との協定、契約がある場合には、緊急通行車両等事前届出の対象となる。

### 3 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

#### 【申請手続】



#### 【確認手続】



## 8 - 3 災害派遣等従事車両証明書（高速道路通行料金免除）

道路整備特別措置法  
（料金徴収の対象等）

第24条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあっては当該道路を通行する道路法第2条第3項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあっては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

道路整備特別措置法施行令  
（料金を徴収しない車両）

第11条 法第24条第1項ただし書に規定する政令で定める料金を徴収しない車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

10cm

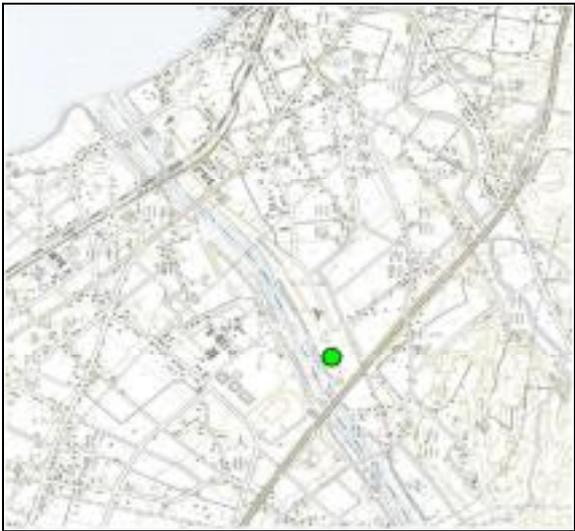
災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
使用目的	
通行年月日	
道路名及び区分	道路 IC ~ x IC
乗車責任者名 職氏名	
登録番号	
この車両は、災害派遣等従事業務車両であることを証明する。	
平成 年 月 日	
発行者職氏名 魚津市長	

14cm

発行番号は一連番号をいいます。

## 8 - 4 飛行場外離着陸場等

### 1 飛行場外離着陸場

整理番号	離着陸名称	所在地	緯度・経度	連絡先
魚津 - 1	魚津桃山	出字桃山 魚津桃山運動公園	N 36° 47' 36" E 137° 26' 07"	魚津桃山運動公園管理事務所 0765(22)0077
		 		
魚津 - 2	早月川	吉野 早月川緑地公園	N 36° 46' 36" E 137° 24' 14"	魚津市施設管理公社 0765(24)9578
		 		

(資料：富山県防災航空センター 提供)

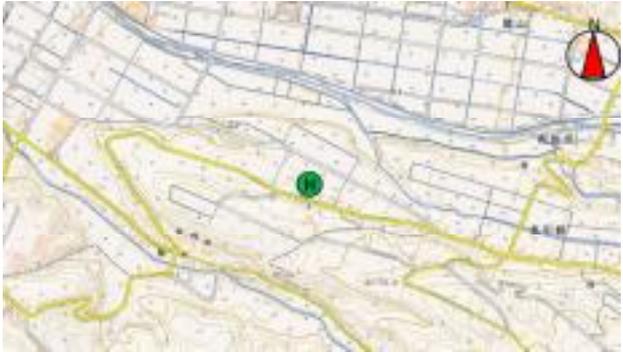
### 2 自衛隊募営地 (予定)

名称	所在地	連絡先
魚津桃山運動公園	魚津市出字桃山 36	魚津桃山運動公園管理事務所 0765(22)0077

## 3 中山間地の緊急時臨時着陸場所

整理番号	地点名称	所在地	緯度・経度	連絡先
魚津 - 1	坪野山村広場	坪野	N 36° 46' 32" E 137° 27' 10"	魚津市農林水産課 0765(23)1037
				
魚津 - 2	旧松倉小学校グラウンド	鹿熊	N 36° 46' 12" E 137° 25' 39"	魚津市地域協働課 0765(23)1131
				
魚津 - 3	片貝コミュニティセンターグラウンド	島尻	N 36° 47' 34" E 137° 28' 13"	魚津市地域協働課 0765(23)1131
				

整理番号	地点名称	所在地	緯度・経度	連絡先
魚津 - 4	西布施地域活性化センターグラウンド	長引野	N 36° 49' 53" E 137° 27' 51"	魚津市地域協働課 0765(23)1131



(資料：富山県防災航空センター 提供)

## 4 富山県ドクターヘリ ランデブーポイント（救急車との合流地点）

呼出名称	名称	所在地（住所）	緯度	経度
魚津-1	魚津桃山	魚津市出桃山地内 魚津桃山運動公園	N36°47'36"	E137°26'07"
魚津-2	早月川	魚津市吉野地内 早月川緑地公園	N36°46'36"	E137°24'14"
魚津-5	坪野山村広場	魚津市坪野地内	N36°46'17"	E137°27'24"
魚津-6	旧松倉小学校グラウンド	魚津市鹿熊地内	N36°46'00"	E137°25'49"
魚津-9	旧大町小学校	魚津市本町 1-10-39	N36°48'49"	E137°23'49"
魚津-10	片貝コミュニティセンター	魚津市島尻 818	N36°47'33"	E137°28'14"
魚津-11	旧上野方小学校	魚津市大海寺野 1373	N36°48'23"	E137°25'39"
魚津-12	清流小学校	魚津市吉島 432	N36°49'37"	E137°25'19"
魚津-13	経田小学校	魚津市浜経田 665-3	N36°50'59"	E137°25'05"
魚津-14	星の杜小学校	魚津市住吉 203	N36°48'14"	E137°23'52"
魚津-15	西布施地域活性化センター	魚津市長引野 152	N36°49'54"	E137°27'52"
魚津-16	よつば小学校	魚津市本江 1041	N36°48'58"	E137°24'31"
魚津-17	道下小学校	魚津市北鬼江 2741	N36°49'55"	E137°24'21"
魚津-18	村木コミュニティセンター 魚津市教育センター	魚津市村木町 1-21	N36°49'11"	E137°23'59"
魚津-19	旧上中島小学校	魚津市吉野 1263	N36°47'12"	E137°24'34"
魚津-20	西部中学校	魚津市友道 212	N36°48'48"	E137°24'09"
魚津-21	東部中学校	魚津市吉島 1934	N36°49'54"	E137°24'42"
魚津-22	魚津高等学校	魚津市吉島 945	N36°49'50"	E137°24'39"
魚津-23	魚津工業高等学校	魚津市浜経田 3338	N36°51'16"	E137°25'12"
魚津-24	新川みどり野高等学校	魚津市木下新 144	N36°50'56"	E137°25'50"
魚津-25	天神山野球場	魚津市小川寺 5995	N36°49'37"	E137°26'52"
魚津-26	吉田グラウンド	魚津市本江 3311	N36°49'05"	E137°25'06"
魚津-27	ありそドーム	魚津市北鬼江 2898-3	N36°49'51"	E137°24'03"
魚津-28	魚津市浄化センター	魚津市北鬼江 2882-2	N36°49'52"	E137°23'56"
魚津-29	富山県東部消防組合消防本部	魚津市本江 3197-1	N36°49'00"	E137°25'10"
魚津-30	新川高校	魚津市吉島 1350	N36°49'25"	E137°25'29"
魚津-31	魚津港(北地区)野積場	魚津市村木町定坊割 5200-2	N36°49'29"	E137°23'35"
魚津-32	東又谷	魚津市三ヶ	N36°43'43"	E137°31'52"

R4.4.1 富山県東部消防組合消防本部

## 5 孤立するおそれのある集落

地区名	集落名	世帯数	人 口	備 考 (中山間地の緊急時臨時着陸場所)
上中島	舩 方	18	63	
	舩 田	23	45	
松 倉	鹿 熊	50	120	魚津-2
	鉢	7	7	
	虎 谷	3	4	
	小菅沼	3	4	
	北 山	33	68	
	坪 野	32	81	魚津-1
	稗 畠	28	69	
	室 田	23	53	
	金山谷	87	207	
	上野方	石垣平	16	27
片 貝	東 城	77	204	
	黒 谷	10	17	
	山 女	10	16	
	東 蔵	23	44	
	前平沢	10	15	
	大菅沼	1	2	
西布施	黒 沢	15	36	
	大 沢	9	29	
	日 尾	9	17	
	御 影	2	2	
計	22 か所	489	1,130	

(令和6年4月1日現在)

## 6 富山県消防防災ヘリコプター

[運航基地] 富山県防災航空センター  
 富山市別名 245-2 (富山空港内)  
 TEL 076-495-3060 FAX 076-495-3066

## [緊急運行の出動要件]

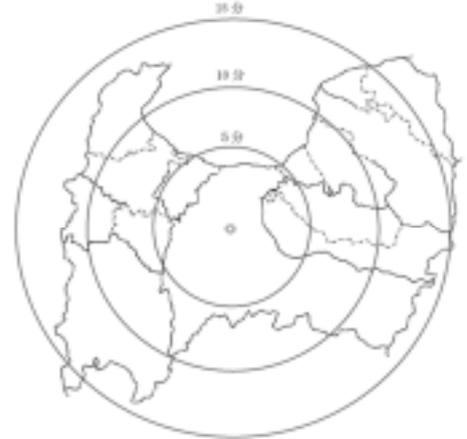
救急、救助、災害応急、火災防御、広域災害応援のうち、次の要件を全て満たす場合に、運行管理責任者(富山県危機管理局消防課長)の指示により出動する。

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

差し迫った必要性がある。

消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない。

## 富山空港からの所要時間



(図：富山県防災航空センター 提供)

## 7 富山県ドクターヘリ

[運航基地] 富山県立中央病院  
 富山市西長江 2 丁目 2 番 78 号  
 TEL 076-424-1531 FAX 076-422-0667

## [緊急運行の出動要件]

救急現場への出動要請は、次の基準に従い消防機関が行う。

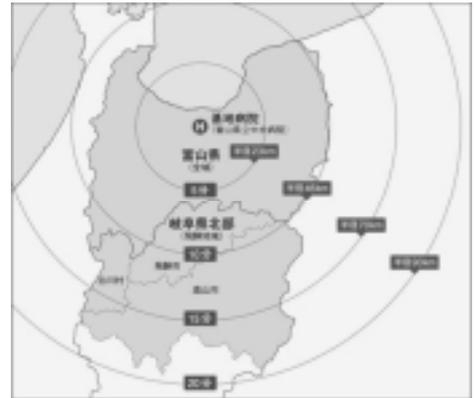
生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき。

重症患者であって搬送に長時間を要することが予想されるとき。

特殊救急疾患の患者(重症熱傷・多発外傷・指肢切断等)で搬送時間の短縮を特に図るとき。

救急現場で緊急診断処置に医師を必要とするとき。

## 富山県立中央病院からの所要時間



(図：富山県ドクターヘリ運航調整委員会 提供)



## 9 各種災害における避難情報に関する資料

### 9-1 水防警報の発令

知事は、国土交通大臣が指定した河川・海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川・海岸について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に關係ある機関に通知するものとする。

#### 1 水防警報の種類、内容及び発令基準（県）

準備	出動	状況	解除
雨量、水位、その他の河川状況により必要と認められるとき、又は水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を越えるおそれがあるとき。	はん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	出動後の状況に変化を認めるとき。	水位がはん濫注意水位を下回り、かつ、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。または準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

#### 段階

- 第1段階 準備 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等に対するもの。  
 第2段階 出動 水防団員の出動を通知するもの。  
 第3段階 状況 出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。  
 第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。  
 なお、これらの指示は、予想される事態の規模が小さくて全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし出動命令を発しないことがある。  
 また、地震による堤防の漏水、沈下等若しくは津波又は高潮による災害が起こるおそれがある場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

#### 2 津波に関する水防警報

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

準備	出動	解除
津波警報が発表される等必要と認めるとき。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

#### 段階

- 準備 水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの  
 出動 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの  
 解除 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

## 3 水防警報を行う河川名、区域及び発令機関

河川名	区 域	発令機関
片貝川	魚津市前黒谷（黒谷橋）から海まで	新川土木センター
布施川	左岸 黒部市池尻 右岸 黒部市田初字島田 （田初川合流点）から片貝川合流点まで	
鴨川	本江（県道富山滑川魚津線橋）から海まで	
角川	左岸 魚津市鹿熊字向割 右岸 魚津市鹿熊字前田割 （市道宮城橋）から海まで	
早月川	左岸 滑川市蓑輪 右岸 魚津市鉢 （豊隆橋）から海まで	

## 9-2 避難判断水位情報の発表

知事は、県管理河川で洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川として自ら指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位を定め、所轄土木センターは、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（避難判断水位情報）を当該河川の水位又は流量を示して、直ちに関係水防機関に通知しなければならない。

## 1 各河川の基準水位及び基準水位の超過回数

河川名	観測所	観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
片貝川	魚津市経田	落合橋	1.8m	1.9m	2.4m	2.7m
	水位観測開始～2019年 超過回数				6回	0回
	魚津市東城	東城橋	1.0m	1.5m	2.3m	2.5m
	水位観測開始～2019年 超過回数				1回	0回
布施川	黒部市荒町	荒町	0.8m	1.5m	2.3m	2.8m
	水位観測開始～2019年 超過回数				3回	0回
	黒部市田初	田初	0.7m	1.0m	1.3m	1.8m
	水位観測開始～2019年 超過回数				0回	0回
鴨川	魚津市並木町	鴨川	0.7m	1.0m	1.0m	1.2m
	水位観測開始～2019年 超過回数				6回	1回
角川	魚津市住吉	住吉	1.1m	1.4m	1.8m	2.1m
	水位観測開始～2019年 超過回数				7回	0回
早月川	滑川市栗山	月形橋	1.9m	2.5m	3.9m	4.9m
	水位観測開始～2019年 超過回数				0回	0回

R7.1.1 富山県河川課

## 2 流量観測所

水系別	河川名	観測位置	管 理
片貝川水系	片貝川	片貝第二発電所	北陸電力（株）
〃	布施川	布施川ダム	富山県
角川水系	角川	角川ダム	〃

## 避難判断水位到達情報の発表形式

平成 年 月 日 時 分発表 富山県新川土木センター																																																																																																				
<b>川 避難判断水位情報</b> ※避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）																																																																																																				
【本文】 川は、時分に、市地内の水位観測所で、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である、避難判断水位 . mに達しました。																																																																																																				
観測所では、日 時～ 時の1時間に、約 . m水位が上昇し、その後も水位が上昇しています。																																																																																																				
市町村長が発する避難情報に十分注意するとともに、最新の状況の確認や避難準備をお願いします。																																																																																																				
( 水位観測所 )																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">伝達確認</td> <td style="width: 100px;">通知先</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>通知者</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>受信者</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>通知(受信)時刻</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	伝達確認	通知先																				電話番号																				通知者																				受信者																				通知(受信)時刻																		
伝達確認	通知先																																																																																																			
	電話番号																																																																																																			
	通知者																																																																																																			
	受信者																																																																																																			
	通知(受信)時刻																																																																																																			

## 9-3 洪水時における避難情報の発令基準

次の条件を満たした場合に浸水が予想される区域を対象に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して水防警報、降雨量の実績、今後の降雨予想、堤防の状況等から総合的に判断する。

発令内容	判断基準
高齢者等避難	基準水位観測所における水位が避難判断水位に達する恐れがあり、水位の予測曲線にピークがみられず、上昇傾向にあるとき。
避難指示	基準水位観測所における水位がはん濫危険水位に達する恐れがあり、水位の予測曲線にピークがみられず、上昇傾向にあるとき。
緊急安全確保	河川がはん濫直前又ははん濫したとき。

対象河川：片貝川、布施川、鴨川、角川、早月川

## 9-4 重要水防箇所(河川)

番号	県番号	水系名	河川名	重要水防箇所					予想される危険	水防工法	
				位置	左右岸別	延長m	重要度	現況			
1	16	片貝川	布施川	木下新	左岸	1,000	B	堤防高	越水	土のう積	
2	19			蛇田	左岸	110	要注意	新堤防	要監視	-	
3	21			蛇田 布施爪	左岸	1,630	B	水衡・洗堀	堤欠	立籠・木流 (ブロック投入)	
4	22			布施爪	左岸	100	A	水衡・洗堀	堤欠	立籠・木流 (ブロック投入)	
5	23		片貝川	片貝川	寿町	左岸	400	B	水衡・洗堀 堤防高	堤欠 越水	立籠 土のう積
6	24				江口	左岸	200	B	水衡・洗堀	堤欠	立籠
7	25				黒谷	左岸	320	A	水衡・洗堀 堤防高	堤欠 越水	立籠 土のう積
8	26				東蔵	右岸	300	A	水衡・洗堀 堤防高	堤欠 越水	立籠 土のう積
9	29	鴨川	鴨川	本江	左岸	50	A	堤防高	越水	土のう積	
10	30			本江	右岸	50	A	堤防高	越水	土のう積	
11	31			本江	左岸	80	A	堤防高	越水	土のう積	
12	32			本江	右岸	80	A	堤防高	越水	土のう積	
13	33			双葉町 鴨川町	左岸	200	A	堤防高	越水	土のう積	
14	34			中央通り一丁目 中央通り二丁目	右岸	200	A	堤防高	越水	土のう積	
15	35	角川	坊田川	大光寺	左岸	320	B	堤防高	越水	土のう積	
16	36			大光寺	右岸	320	B	堤防高	越水	土のう積	
17	37		大座川	大座川	友道	左岸	44	A	水衡・洗堀	護欠	立籠
18	38				友道	右岸	80	A	水衡・洗堀	護欠	立籠
19	39				大光寺	右岸	200	A	堤防高	越水	土のう積
20	40		角川	角川	住吉	左岸	100	B	堤防高	越水	土のう積
21	41				上口	左岸	100	B	堤防高	越水	土のう積
22	42				新角川	右岸	100	B	堤防高	越水	土のう積
23	43				出	左岸	700	A	水衡 洗堀・漏水	堤欠	立籠・木流 (ブロック投入) 月の輪
24	44				湯上	右岸	165	A	水衡 洗堀・漏水	堤欠	立籠 月の輪

## 9-5 重要水防箇所（海岸）

番号	県番号	海岸名	位置	延長 m	重要度	現況	予想される 危険	水防工法
1	5	魚津港海岸	本新	900	B	コンクリート消波堤	越波	土のう積
2	6		三ヶ	800	A	コンクリート消波堤	越波	土のう積
3	7		諏訪町	800	A	コンクリート消波堤	越波	土のう積

## 9-6 津波災害における避難情報の発令基準

強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、津波浸水予測図の浸水区域を対象に発令する。

ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、気象情報、満潮情報、巡視活動により得た情報等から総合的に判断する。

発令内容	判断基準	備考
		発表基準
避難指示	津波注意報が発表されたとき。	0.2m～1m
	津波警報が発表されたとき。	1m超～3m
	大津波警報が発表されたとき。	10m超 5m超～10m 3m超～5m

## 9-7 高波・高潮災害における避難情報の発令基準

次の条件を満たした場合に浸水が予想される区域を対象に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して、満潮情報、巡視活動により得た情報等から総合的に判断する。

発令内容	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>波浪注意報又は高潮注意報が発表され、人的被害の発生が予測される時。</li> <li>海岸堤防等からの越波、越流の危険性が高くなる時が予測される時。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>波浪警報又は高潮警報が発表され、人的被害の発生が明らかに高まった時。</li> <li>海岸堤防等からの越波、越流の危険性が非常に高くなる時が予測される時。</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸堤防等の損壊が発生又は発生するおそれがある時。</li> <li>異常な越波、越流が発生した場合。</li> </ul>

## 9-8 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国、県は、余震や豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、市及び関係機関と協力して警戒にあたる。

特に、土砂災害防止法に基づく緊急調査が行われた場合など、天然ダムの決壊や大崩壊が予想される場合において、市町村長による避難情報発令の判断に資するため、緊急調査等の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、市長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

なお、市長は、その情報等により、住民避難の要否、時期を決定する。

### （１）市への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、市に対して通知する。

### （２）地域住民への周知

県及び市は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

## 9-9 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害（土石流・急傾斜地崩壊）が発生する危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難情報の発令などの災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的に富山県と富山地方気象台が共同で発表するものである。

### 1 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する1kmメッシュによる予測資料に基づいて気象庁で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、市町村単位で発表される。

### 2 注意点

- 1 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではなく、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。
- 2 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊としている。技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としていない。

土砂災害警戒情報の発表形式



## 9-10 土砂災害における避難情報の発令基準

大雨警報や土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも崩壊等が発生するおそれがあるので、土砂災害警戒情報や土砂災害警戒情報を補足する富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度状況図のほか、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、住民等からの土砂災害に係る前兆現象の報告等も参考にして、避難情報を発令する必要がある。

次の条件を満たした場合に、発令対象区域を設定して行う。

発令内容	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山県土砂災害警戒情報支援システムによる危険度指数が2時間後に「レベル4（非常に危険）」もしくは「レベル4（極めて危険）」（土砂災害発生危険基準線（CLライン）、以下同じ。）に到達すると予測されるとき。</li> <li>強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過されることが予測されるときは、早めに行う。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山県土砂災害警戒情報支援システムによる危険度指数が1時間後に「レベル4（非常に危険）」もしくは「レベル4（極めて危険）」に到達すると予測され、引き続き降雨が見込まれるとき。</li> <li>土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。</li> <li>气象台から大雨特別警報が発表された場合。</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山県土砂災害警戒情報支援システムによる危険度指数が「レベル4（極めて危険）」に到達し、引き続き降雨が見込まれるとき。</li> <li>近隣でがけ崩れや土石流が発生したとき。</li> </ul>

土砂災害における避難情報の解除にあたり留意すべき事項

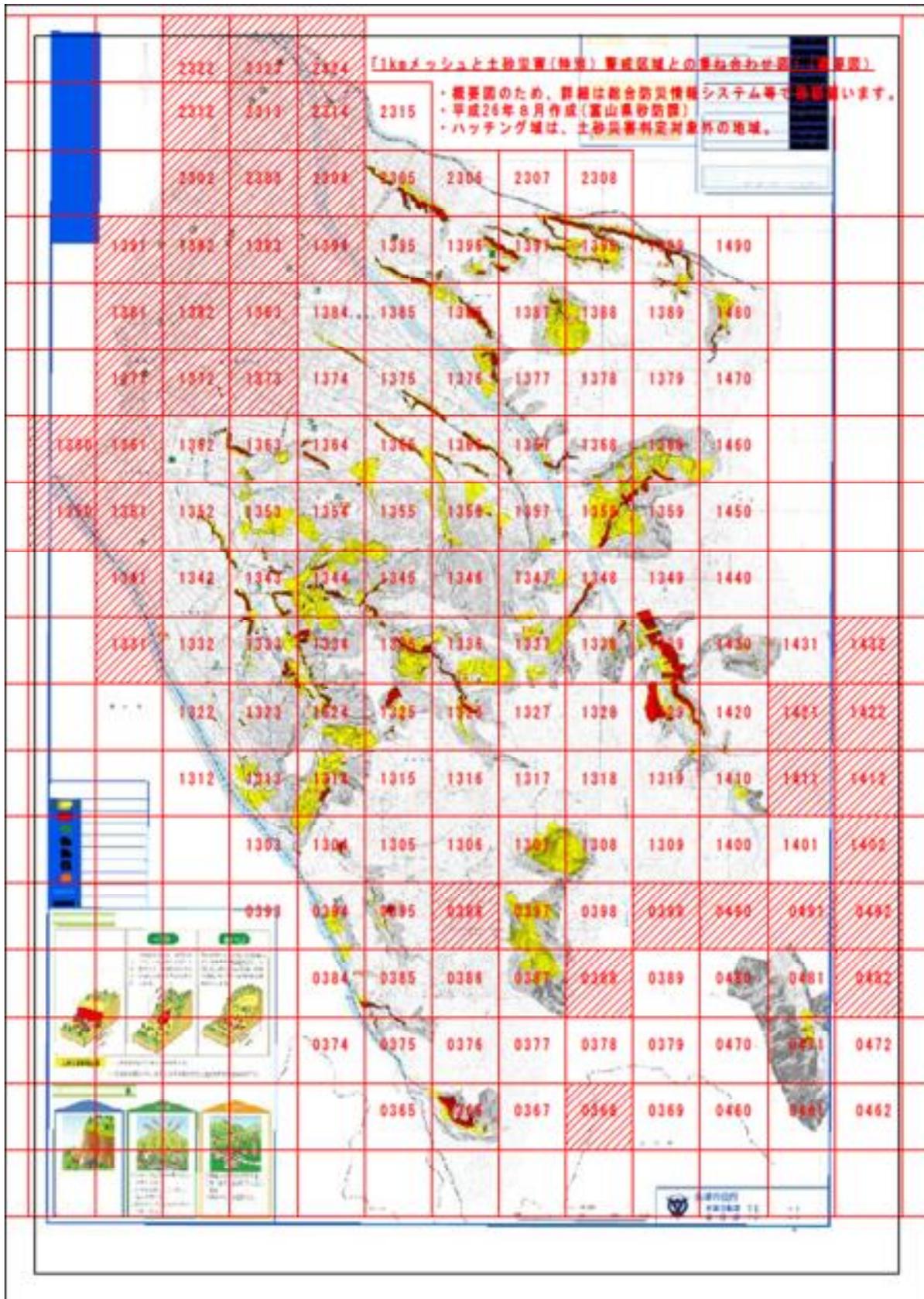
土砂災害は、降雨が終わった後しばらくしてから発生するケースがあるため、避難情報の解除は慎重に判断する必要がある。气象台からの気象情報をもとに、今後まとまった降雨が見込まれないことや、土砂災害警戒情報の解除について確認するとともに、現地の状況（崩壊や新たなクラック等の有無など）についても巡視・点検を行い、土砂災害の前兆現象等がないことを確認する必要がある。

土砂災害における前兆現象

土石流	がけ崩れ	地すべり
<p>山鳴りや地鳴りがする。</p> <p>川の水が急に濁ったり、流木等が混ざり始めている。</p> <p>腐った土の臭いがする。</p> <p>降雨が続いているにもかかわらず、川の水位が下がる。（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがある）</p>	<p>斜面にひび割れができる。</p> <p>斜面から水が噴出している。</p> <p>湧水の量が急に増える。</p> <p>噴出している湧水が急に止まる。</p> <p>湧水が濁る。</p> <p>小石がばらばら落ちる。</p> <p>樹木が倒れたり、揺れたりする。</p> <p>山鳴りや地鳴りがする。</p>	<p>山腹や地面に亀裂が入る。</p> <p>湧水のなかった場所から水が噴き出す。</p> <p>壁、塀に亀裂が入る。</p> <p>床、壁、木、電柱が傾く。</p> <p>沢や井戸の水が濁る。</p> <p>地面に凸凹ができる。</p> <p>池や沼、水田の水が急に増減する。</p> <p>家の戸やふすまが閉まりにくくなるなど家がゆがみ始めている。</p> <p>樹木が傾斜したり、木の根が切れる音がある。</p> <p>山鳴りや地鳴りがする。</p>

1 富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度状況図を有効活用するための資料

(1) 富山県土砂災害警戒情報支援システムにおける1kmメッシュと土砂災害(特別)警戒区域との重ね合わせ図 (富山県砂防課提供)



## (2) 1kmメッシュ図と地名の対照表

(富山県砂防課提供)

「1kmメッシュ番号と地名の対照表」(魚津市)			第1回更新(平成26年9月12日)		
通し 番号	メッシュ 番号	地名	通し 番号	メッシュ 番号	地名
1	0365	虎谷、鉢	80	1352	吉野、宮津、慶野、住吉、出、川縁、川原、弥源寺
2	0366	虎谷、大熊	81	1353	宮津、湯上、出、舂田
3	0367	虎谷、大熊	82	1354	宮津、室田、大海寺新、湯上
4	0368	虎谷、大熊	83	1355	室田、石垣、大海寺新、湯上、稗畠
5	0369	三ヶ、大熊	84	1356	大海寺新、石垣、島尻
6	0374	鉢	85	1357	島尻、東城、石垣
7	0375	鉢、虎谷、大熊	86	1358	東城、三ヶ
8	0376	虎谷、大熊、鉢	87	1359	三ヶ
9	0377	古鹿熊	88	1360	三ヶ
10	0378	大熊	89	1361	三ヶ、住吉、上口1丁目、上口2丁目、川縁
11	0379	三ヶ、大熊	90	1362	宮津、慶野、住吉、大海寺野、大光寺
12	0384	鉢、大熊	91	1363	宮津、大海寺野
13	0385	大熊、鉢	92	1364	大海寺野、大海寺新、石垣新、宮津、湯上
14	0386	大熊	93	1365	石垣、石垣新、大海寺新、道坂
15	0387	大熊	94	1366	石垣、島尻、貝田新、道坂、東山
16	0388	三ヶ、大熊	95	1367	島尻、貝田新、東山、東城、小川寺
17	0389	三ヶ、大熊	96	1368	東城、三ヶ、小川寺、東山
18	0393	鹿熊	97	1369	東城、三ヶ、小川寺、大沢
19	0394	鹿熊、大熊、鉢	98	1371	住吉、上口、新角川、新宿、大光寺
20	0395	大熊、鹿熊	99	1372	住吉、新宿、大海寺野、大光寺、文化町
21	0396	鹿熊、大熊	100	1373	印田、石垣新、大海寺野、大光寺、三田
22	0397	鹿熊、大熊	101	1374	印田、石垣新、大海寺野、袋、六郎丸
23	0398	三ヶ、大熊	102	1375	袋、横枕、六郎丸、石垣新
24	0399	三ヶ	103	1376	東山、横枕、小川寺、道坂
25	0460	三ヶ	104	1377	東山、小川寺
26	0461	三ヶ	105	1378	小川寺
27	0462	三ヶ	106	1379	小川寺、大沢
28	0470	三ヶ	107	1381	火の宮、村木、文化町
29	0471	三ヶ	108	1382	駅前新町、釈迦堂、村木、本江
30	0472	三ヶ	109	1383	印田、吉島、三田、六郎丸、相木
31	0480	三ヶ	110	1384	六郎丸、吉島、印田、三田、本江
32	0481	三ヶ	111	1385	青柳、六郎丸、東山、天神野新、小川寺、横枕
33	0482	三ヶ	112	1386	小川寺、東山、青柳
34	0490	三ヶ	113	1387	小川寺、長引野
35	0491	三ヶ	114	1388	小川寺、黒沢、長引野
36	0492	三ヶ	115	1389	小川寺、黒沢、大沢、長引野
37	1303	舂方、鹿熊	116	1391	村木、北鬼江
38	1304	鹿熊	117	1392	駅前新町、釈迦堂、上村木、青島、北鬼江
39	1305	大熊、鹿熊、小菅沼	118	1393	吉島、江口、高島、六郎丸
40	1306	大熊、鹿熊、小菅沼	119	1394	吉島、天神野神、東尾崎、六郎丸
41	1307	大熊、鹿熊、小菅沼、坪野	120	1395	小川寺、蛇田、青柳、天神野神、六郎丸
42	1308	三ヶ、大熊	121	1396	小川寺、蛇田、長引野、天神野神
43	1309	三ヶ、平沢	122	1397	小川寺、長引野、布施爪
44	1312	舂方、有山	123	1398	黒沢、長引野、布施爪
45	1313	舂方、有山、鹿熊、金山谷、下樁	124	1399	大沢、黒沢、布施爪
46	1314	鹿熊、小菅沼	125	1400	三ヶ、平沢
47	1315	鹿熊、小菅沼	126	1401	三ヶ
48	1316	鹿熊、小菅沼、坪野	127	1402	三ヶ
49	1317	三ヶ、小菅沼、大熊、坪野	128	1410	三ヶ、平沢
50	1318	三ヶ、大熊	129	1411	三ヶ
51	1319	三ヶ、平沢、東蔵	130	1412	三ヶ
52	1322	有山、浅生、下樁	131	1420	三ヶ
53	1323	下樁、金山谷、鹿熊、舂方、有山	132	1421	三ヶ
54	1324	鹿熊、金山谷、小菅沼	133	1422	三ヶ
55	1325	北山、池谷、小菅沼、金山谷、坪野	134	1430	三ヶ
56	1326	小菅沼、池谷、坪野、北山	135	1431	三ヶ
57	1327	三ヶ、大菅沼、坪野	136	1432	三ヶ
58	1328	黒谷、平沢、三ヶ、山女	137	1440	三ヶ
59	1329	東蔵、平沢、三ヶ、山女	138	1450	三ヶ、大沢
60	1331	吉野、浅生	139	1460	三ヶ、大沢
61	1332	下樁、上野、吉野、浅生、有山	140	1470	大沢
62	1333	舂田、金山谷、下樁、観音堂、室田、上野	141	1480	大沢
63	1334	観音堂、金山谷、室田、稗畠	142	1490	大沢
64	1335	金山谷、大海寺新、池谷、坪野、稗畠、北山	143	2302	高島、仏田、北鬼江
65	1336	三ヶ、石垣、大海寺新、大菅沼、坪野、北山	144	2303	吉島、江口、仏田
66	1337	三ヶ、大菅沼、坪野	145	2304	江口、蛇田、西尾崎、天神野神
67	1338	黒谷、三ヶ、山女、大菅沼、島尻、平沢	146	2305	蛇田、天神野神、東尾崎
68	1339	黒谷、山女、三ヶ	147	2306	小川寺、長引野、蛇田
69	1341	吉野、三ヶ、川縁	148	2307	布施爪、長引野
70	1342	吉野、出、上野、川縁、川原、舂田	149	2308	布施爪
71	1343	観音堂、吉野、室田、出、上野、舂田、湯上	150	2312	経田西町、仏田
72	1344	稗畠、室田、湯上	151	2313	江口、城光寺、仏田
73	1345	室田、石垣、大海寺新、稗畠	152	2314	持光寺、東尾崎、木下新
74	1346	大海寺新、石垣、大菅沼、坪野	153	2315	蛇田、東尾崎
75	1347	石垣、大菅沼、島尻、東城	154	2322	経田西町、寿町、東町
76	1348	黒谷、三ヶ、大菅沼、島尻、東城	155	2323	経田西町、寿町、東町
77	1349	三ヶ	156	2324	持光寺、平伝寺、木下新
78	1350	三ヶ			
79	1351	三ヶ、住吉、川縁			

山岳部は対象外とした



## 10 危険区域等に関する資料

### 10-1 災害危険地域一覧表

魚津市	急傾斜地崩壊危険箇所			左記以外の建築基準法による災害区域	地すべり危険箇所							
	指定(区域数)	未指定	計		国土交通省分		林野庁分(地域数)		農林水産省 農村振興局分		計	
					指定	未指定	指定	未指定	指定	未指定	指定	未指定
	30(22)	107	137(22)	0	6	4	10(10)	6	2	7	18	17

砂防指定地	土石流危険渓流	土砂災害警戒区域							
		急傾斜地の崩壊		土石流		地滑り		計	
		うち特別警戒区域	うち特別警戒区域	うち特別警戒区域	うち特別警戒区域	うち特別警戒区域	うち特別警戒区域		
86	92	127	126	86	60	34	0	247	186

崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊危険地区	老朽ため池	なだれ危険箇所	
			国土交通省分	林野庁分
65	46	12	57	28

土砂災害警戒区域 R 4 . 9 魚津市建設課

その他 R 4 . 3 富山県地域防災計画

## 10-2 急傾斜地崩壊危険箇所

ランク : 人家5戸以上の箇所

番号	箇所名	所在地 (大字)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
170	東蔵(1)	東蔵	720	6.17	
171	東蔵(2)	東蔵	210	1.82	
174	平沢(1)	平沢	250	1.49	
175	黒谷(1)	黒谷	300	1.01	
179	東城(1)	東城	140	0.17	
180	長引野(1)	長引野	300	0.54	
181	東城(2)	東城	300	1.92	
182	布施爪(1)	布施爪	340	0.81	
183	長引野(2)	長引野	600	2.40	
184	布施爪(2)	布施爪	350	1.50	
185	小川寺(1)	小川寺	170	0.73	
186	長引野(3)	長引野	460	1.15	
187	大菅沼	大菅沼	150	0.78	
191	小川寺(2)	小川寺	600	3.07	
193	小川寺(3)	小川寺	300	0.77	
196	石垣(1)	石垣	100	0.35	
209	虎谷	虎谷	320	1.91	
210	小川寺(4)	天神山	170	0.57	
213	横枕(7)	横枕	130	0.52	
214	坪野	坪野	200	0.35	
215	北山(1)	北山	330	1.27	
216	蛇田(1)	蛇田	740	3.33	
217	大海寺新(1)	大海寺新	150	0.76	
220	石垣(2)	石垣	210	0.55	
223	池谷(1)	池谷	320	2.37	
225	小菅沼(1)	小菅沼	150	0.38	
230	蛇田(2)	蛇田	530	2.12	
234	稗畠	稗畠	320	2.29	
236	大海寺新(2)	大海寺新	150	0.46	
239	鹿熊	鹿熊	140	0.50	
243	六郎丸(1)	六郎丸	130	0.26	
244	金山谷(1)	金山谷、観音堂	370	1.17	
246	鹿熊	鹿熊	230	1.10	
248	六郎丸	六郎丸	130	0.26	
250	金山谷(2)	金山谷	350	1.75	
251	六郎丸(3)	六郎丸	220	0.34	
252	大海寺新(3)	大海寺新	550	1.37	
253	金山谷(3)	金山谷	320	1.01	
256	室田	室田	250	1.00	
258	金山谷(4)	金山谷	290	1.04	
259	金山谷(5)	金山谷	650	2.05	
260	金山谷(6)	金山谷、鹿熊	140	0.35	
262	観音堂	観音堂	410	3.51	
264	湯上(1)	湯上	260	0.72	
267	升田(1)	升田	330	1.57	
268	升方	升方	160	0.34	
269	升田(2)	升田	220	0.66	
271	宮津	宮津	290	0.52	
275	湯上(2)	湯上	320	1.39	
277	大海寺新(4)	大海寺野	100	0.36	
278	下椿	下椿	150	0.75	

番号	箇所名	所在地 (大字)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
279	升田(3)	升田	380	0.57	
280	大光寺	大光寺	260	0.68	
281	出(1)	出	200	0.40	
282	有山	有山	360	0.62	
283	出(2)	出	300	0.45	

## ランク : 人家1～4戸の箇所

番号	箇所名	所在地 (大字)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
168	黒沢(1)	黒沢	110	0.23	
169	黒沢(2)	黒沢	100	0.35	
172	山女(1)	山女	110	0.94	
173	山女(2)	山女	230	0.82	
176	黒谷(1)	黒谷	140	0.76	
177	黒谷(2)	黒谷	180	0.97	
178	東城	東城	300	3.30	
188	長引野(1)	長引野	190	0.23	
189	長引野(2)	長引野	90	0.23	
190	島尻	島尻	80	0.12	
192	石垣(1)	石垣	90	0.47	
194	東山(1)	東山	170	1.01	
195	道坂	道坂	90	0.15	
197	東山(2)	東山	160	0.48	
198	石垣(2)	石垣	140	1.21	
199	石垣(3)	石垣	80	0.35	
200	小川寺	小川寺	130	0.34	
201	石垣(4)	石垣	150	0.65	
202	石垣(5)	石垣	85	0.74	
203	石垣(6)	石垣	60	0.18	
204	石垣(7)	石垣	60	0.26	
205	坪野(1)	坪野	100	0.10	
206	坪野(2)	坪野	150	0.07	
207	坪野(3)	坪野	120	0.26	
208	石垣(8)	石垣	100	0.21	
211	大海寺新(1)	大海寺新	110	0.38	
212	石垣(9)	石垣	80	0.21	
218	北山(2)	北山	80	0.24	
219	袋	袋	90	0.26	
221	天神野新(1)	天神野新	190	0.45	
222	池谷(2)	池谷	30	0.05	
224	天神野新(2)	天神野新	110	0.39	
226	天神野新	天神野新	190	0.45	
227	大熊(1)	大熊	120	0.72	
228	稗島(1)	稗島	180	0.77	
229	大熊(2)	大熊	160	0.95	
231	天神野新(4)	天神野新	80	0.28	
232	鉢	鉢	250	0.71	
233	天神野新	天神野新	80	0.06	
235	小菅沼(2)	小菅沼	110	0.57	
237	大海寺新(2)	大海寺新	70	0.08	
238	六郎丸(1)	六郎丸	140	0.25	
240	稗島(2)	稗島	80	0.24	

番号	箇所名	所在地 (大字)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
241	稗島(3)	稗島	120	0.36	
242	六郎丸(2)	六郎丸	130	0.18	
245	金山谷(1)	金山谷	100	0.32	
247	稗島(4)	稗島	100	0.20	
249	稗島(5)	稗島	130	0.18	
254	金山谷(2)	金山谷	80	0.29	
255	金山谷(3)	金山谷	250	0.89	
257	室田(1)	室田	170	0.36	
261	室田(8)	室田	70	0.13	
263	観音堂	観音堂	90	0.19	
265	湯上	湯上	110	0.13	
266	金山谷(4)	金山谷	40	0.02	
270	升方(1)	升方	150	0.78	
272	升田(1)	升田	90	0.21	
273	升方(2)	升方	180	0.39	
274	宮津	宮津	80	0.21	
276	升田(2)	升田	100	0.24	
284	有山	有山	130	0.05	
285	出	出	90	0.14	

ランク : 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

番号	箇所名	所在地 (大字)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
J27	山女	山女	100	0.38	
J28	長引野(1)	長引野	140	0.17	
J29	貝田新	貝田新	240	0.36	
J30	長引野(2)	長引野	550	1.91	
J31	島尻	島尻	120	0.18	
J32	石垣(1)	石垣	100	0.52	
J33	石垣(2)	石垣	230	0.68	
J34	石垣(3)	石垣	170	0.74	
J35	虎谷	虎谷	390	1.64	
J36	石垣(4)	石垣	190	0.49	
J37	袋	袋	200	0.71	
J38	天神野新	天神野新	230	0.82	
J39	天神野新	天神野新	530	1.06	
J40	天神野新(2)	天神野新	220	0.79	
J41	天神野新	天神野新	310	0.74	
J42	稗島(1)	稗島	150	0.38	
J43	稗島(2)	稗島	180	0.45	
J44	室田	室田	360	0.64	
J45	升田	升田	110	0.26	

R 4 . 3 富山県地域防災計画

## 10-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地

通番	県番号	指定区域名	所在地(大字)	面積 ha	面積内訳 ha			富山県指定		危険箇所番号
					耕地	宅地	その他	年月日	告示番号	
1	15	金山谷(1)	金山谷	15.00			15.00	S47.11.24	1105	244,250,253 259,260,245
2	21	稗 畠	稗畠	12.50			12.50	S48.2.28	182	234,228
3	80	鹿 熊	鹿熊	1.60 2.40	0.10 0.70	0.17 0.50	1.60 2.40	S53.7.18 S54.7.28	745 879	246
4	91	前東城	東城	1.90			1.90	S56.5.23	553	181
5	103	山 女	山女	3.20			3.20	S57.5.22	480	170
6	128	東 蔵	東蔵	4.50			4.50	S60.6.14	642	170
7	163	蛇田(1)	蛇田	3.70 5.00	0.14	0.36	3.70 4.5	S61.3.31 H28.4.8	521	230
8	164	小川寺(1)	小川寺	8.80 9.86	0.44	0.26	8.80 9.86	S61.3.31 H9.3.28	521 175	191
9	169	平 沢	平沢	1.90			1.90	S61.8.30	1206	174
10	183	日 尾	小川寺	0.75			0.75	S63.3.26	333	185
11	207	観 音 堂	観音堂	7.60			7.60	H2.5.7	345	262
12	228	湯 上	湯上	3.00 3.82	0.27	0.44	3.00 3.11	H4.8.14 H7.3.20	649 141	275
13	261	岩 高	出 岩高	9.48	2.18	3.08	4.22	H9.3.28	175	279,281,283
14	271	宮 津	宮津	1.91	0.03	0.76	1.12	H9.3.31	222	271
15	277	蛇田(2)	蛇田	9.50	0.22	0.51	8.77	H10.3.31	193	216
16	298	小川寺(2)	小川寺	1.46	0.01	0.44	1.01	H14.2.4	60	193
17	302	晴海ヶ丘	六郎丸	0.61	0.11	0.02	0.48	H14.3.25	149	251
18	303	升 田	升田	2.34	0.47	0.62	1.25	H14.3.25	149	267,269
19	317	六 郎 丸	六郎丸	0.59	0.06	0.01	0.52	H15.12.19	601	243
20	326	長引野	長引野	2.67		0.67	0.28	H17.3.30	198	183
21	340	大杉台	大海寺新	2.53		0.60	1.93	H18.10.31	609	252
22	350	大光寺	大光寺	1.03		0.32	0.71	H21.3.31	189	280
23	362	石垣	大海寺野 石垣	1.13	0.17	0.02	0.94	H25.8.16	358	220
24	364	布施爪	布施爪	2.08	0.35	0.47	1.26	H25.11.27	463	182
25	370	東蔵(2)	東蔵	1.91	0.21	0.24	1.46	H28.4.8	182	171
27	373	六郎丸(2)	六郎丸	1.34	0.28	0.13	0.93	H29.3.29	160	
28	380	横枕	横枕 道坂 石垣	1.37	0.44	0.13	0.80	R3.10.15	418	213

## R4.3 富山県地域防災計画

## 10-4 地すべり危険箇所（国土交通省）

通番	県番号	箇所名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	告示番号
1	14	宮 津	宮 津	7.09	S37.10.9	2591
2	15	湯 上	湯 上	67.12	H24.1.23	103
3	16	口の入谷	入 谷	19.90		
4	17	金 山 谷	金 山 谷	106.30	S42.4.28 S60.3.27	1564 685
5	18	北 山	北 山	67.10	S37.10.9 H5.3.25	2591 963
6	19	北 春 日	北 春 日	15.90	S42.9.5	2805
7	173	稗 畠 富 川	稗 畠	71.94	H2.3.31	857
8	245	山 女	山 女	504.49		
9	246	東 蔵	東 蔵	70.50		
10	247	虎 谷	虎 谷	540.28		

R 4 . 3 富山県地域防災計画

## 10-5 地すべり危険箇所（林野）

通番	危険地区番号	所在		地区名	危険地面積 (ha)	指定面積 (ha)	指定年月日
		大字	字				
1	204-1	東山	天神山	天神山	5.86	5.86	S40. 8. 4
2	204-2	東城	峠	奥東城	69.81	69.81	S37. 9.27 S48. 6.19
3	204-3	東城	空割	前東城	59.53	59.53	S61. 4.10
4	204-4	山女	佐部谷	山女	46.92	46.92	H 9. 2.21
5	204-5	島尻	鶴谷	島尻	9.21	9.21	S37. 9.19
6	204-6	島尻	火爪割	大菅沼	18.30	18.30	S37. 9.27 S47. 7.13
7	204-7	古鹿熊	池ノ原	魚津池ノ原	16.82	16.82	S37. 9.27
8	204-8	古鹿熊	濁谷	濁谷	19.22	19.22	S37. 9.27
9	204-9	古鹿熊	春日平	春日	8.84	8.84	S37. 9.27
10	204-10	上野	穴ヶ谷	上野	24.00	24.00	S60. 4.25
11	204-11	東山		東山	45.00		
12	204-12	東城		東城	31.00		
13	204-13	黒谷		黒谷	28.00		
14	204-14	湯上		湯上	16.00		
15	204-15	大熊		大熊	37.00		
16	204-16	虎谷		虎谷	34.00		

R 4 . 3 富山県地域防災計画

## 10-6 地すべり危険箇所(農地)

通番	県番号	区 域 名	所 在(大字)	面 積	指定年月日	備 考
1	2	日 尾	日 尾	32.00		
2	3	大 菅 沼	大 菅 沼	30.00		
3	4	坪 野	坪 野	63.00		
4	5	小 菅 沼	小 菅 沼	69.00		
5	6	鹿 熊	鹿 熊	19.00		
6	7	室 田	室 田	87.40	S47. 3.13 S56. 2.18 H 2. 3.16	
7	8	稗 畠	稗 畠	70.60	H 2. 3.16	
8	159	黒 沢	黒 沢	16.64		
9	160	小 菅 沼	小 菅 沼	115.28		

R 4 . 3 富山県地域防災計画

## 10-7 砂防指定地

水系名	溪流名	字	告示年月日
片貝川	片貝川	山女外2	12. 9. 4
片貝川	片貝川	三ヶ	16. 7.23
片貝川	片貝川	島尻	22.10.23
片貝川	片貝川	三ヶ	31. 4.16
片貝川	布施川	笠破	37.10.18
片貝川	小川寺川	小川寺川	46.10. 2
片貝川	親子川	東城	43.12.10
片貝川	佐部谷川	山女	42.11.30
片貝川	佐部谷川	山女	45. 7. 6
片貝川	沌滝川	沌滝	51. 1.17
片貝川	別又川	黒部外2	22.10.23
片貝川	別又谷及び一の又谷	二ヶ	33.12. 9
片貝川	別又谷川	二ヶ	28. 5. 9
片貝川	別又谷川	二ヶ	62. 9. 3
片貝川	別又谷川	三ヶ	H3. 4. 9
片貝川	牛首谷	平沢	32. 8.12
片貝川	東又谷	三ヶ	17. 9.29
片貝川	東又谷	三ヶ	32.12.16
片貝川	東又谷川	三ヶ	61. 3.17
片貝川	東又谷川	三ヶ	63. 3.18
片貝川	南又谷	三ヶ	29. 4. 2
片貝川	南又谷	三ヶ	32.12.16
片貝川	南又谷川	三ヶ	62. 5.27
片貝川	南又谷川	三ヶ	63. 3.18
片貝川	桑の木谷川	桑の木谷	52.12. 3
片貝川	小沢谷	三ヶ	33.12. 9
片貝川	小沢谷	三ヶ	62. 9. 3
片貝川	小沢谷	三ヶ	H3. 4. 9
片貝川	青石谷	三ヶ	55.10.29
片貝川	土倉谷	三ヶ	55.10.29
片貝川	牛首谷	平沢	H14. 3.14
片貝川	牛首谷	平沢	H18. 8.11
片貝川	嘉十郎谷川	長引野外1	H13.12. 6
片貝川	長引野東谷	長引野	H19. 5.21
片貝川	沢谷川	布施爪、沢	57. 7.12
片貝川	小川寺川	御影	39. 5.23
片貝川	日尾谷川	日尾	H19. 2. 6
片貝川	大沢谷川	大沢	H26.10.15
片貝川	一ノ又谷川	二ヶ	61. 3.17
片貝川	日尾谷川	小川寺	H28. 2.15
角川	角川	鹿熊	22.10.23
角川	角川	古鹿熊	27.10.24
角川	角川	大熊	28. 5. 9
角川	角川	鹿熊	29.11. 8
角川	角川	古鹿熊、大熊	42. 3.22
角川	角川	大熊	62. 9.3
角川	角川	古鹿熊	H14. 3.14
角川	深谷川	鹿熊	H20. 5.27
角川	伊豆谷	金山谷	59. 9.14
角川	伊豆ヶ谷	金山谷	H15.11.13
角川	蟹ヶ沢谷川	宮津	36. 2.22
角川	蟹ヶ沢谷川	宮津、大海寺	H4. 3.13
角川	富川	坪野	26.11.13
角川	富川	室田	26.11.13

水系名	溪流名	字	告示年月日
角川	富川	坪野	39. 5.23
角川	升田川	升田川及杉沢谷	54. 8.15
角川	升田川	金山谷、舂田	H8. 4. 8
角川	九右工門谷	金山谷	57. 7.12
角川	加右工門谷川	金山谷	42.11.30
角川	河原波川	大熊	45. 7. 6
角川	善兵衛谷	宮津外1	58.10.14
角川	善兵衛谷	宮津	H14. 3.14
角川	大岩川	出外	H14. 3.14
角川	ドシ谷川	金山谷	H14. 3.14
角川	ウルシ谷川	稗畠	H14. 3.14
角川	ウルシ谷川	稗畠	H14.10. 8
角川	善兵衛谷	宮津、湯上	H5.11. 5
角川	明歩谷及び尾畑谷	金山谷	61. 9.27
角川	明歩谷	金山谷	H17. 8.23
角川	宮谷川	坪野	H元.11. 7
角川	大谷川	石垣	H17. 8.23
角川	大谷川	石垣	H27. 6.10
角川	坪野二の谷川	坪野	H27. 7. 2
角川	宮城川	稗畠	63. 6.28
角川	宮城谷川	稗畠	H4.12.25
角川	越後平川	佛田外3	H3. 6.18
角川	大谷川	石垣村、大谷村、大海寺新村	H15.11.13
角川	大谷川	石垣	H25. 2.14
早月川	小早月川	虎谷	14.11.11
早月川	小早月川	虚谷	22.10.23
早月川	小早月川	鉢	H3. 4. 9
早月川	水上谷	虎谷	59. 9.14

## R 4 . 3 富山県地域防災計画

## 10-8 土石流危険渓流

ランク : 人家5戸以上の渓流

ランク : 人家1～4戸の渓流

ランク : 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

通番	ランク	渓流番号	水系名	渓流名	所在地(字)	備考
1		596	片貝川	大沢谷川	大沢	
2		597	片貝川	黒沢谷川	黒沢	
3		598	片貝川	長引野東谷	長引野二区	
4		599	片貝川	長引野西谷	長引野一区	
5		600	片貝川	嘉十郎谷川	長引野一区	
6		601	片貝川	日尾東谷	日尾	
7		602	片貝川	日尾谷川	日尾	
8		603	片貝川	日尾西谷	日尾	
9		604	片貝川	天神山沢	小川寺	
10		605	片貝川	蛇田東沢	蛇田	
11		606	片貝川	浦谷川	蛇田	
12		607	片貝川	東山谷	東山	
13		608	片貝川	親子谷川	東城	
14		609	片貝川	親子川	東城	
15		610	片貝川	ナゴネ谷川	前村	
16		611	片貝川	前村谷川	前村	
17		612	片貝川	黒谷一の谷川	黒谷	
18		613	片貝川	山女沢	山女	
19		614	片貝川	佐部谷川	山女	
20		615	片貝川	沌滝川	平沢二区	
21		616	片貝川	俵谷川	島尻一区	
22		617	片貝川	宮谷二の谷川	島尻一区	
23		618	片貝川	石垣平東谷	石垣平	
24		619	片貝川	女郎沢	石垣平	
25		620	片貝川	石垣平西谷	石垣平	
26		621	角川	大谷川	石垣平	
27		622	角川	タカヤスミ谷	大海寺新	
28		623	角川	越後平川	大海寺新	
29		624	角川	蟹ヶ沢谷川	宮津	
30		625	角川	善兵衛谷川	宮津	
31		626	角川	大岩川	湯上	
32		627	角川	室田沢	室田	
33		628	角川	稗畠西谷1号	稗畠	
34		629	角川	宮城谷川	稗畠	
35		630	角川	ウルシ谷川	稗畠	
36		631	角川	稗畠西谷2号	稗畠	
37		632	角川	坪野蛇谷	北山	
38		633	角川	坪野二の谷川	坪野	
39		634	角川	宮谷川	坪野	
40		635	角川	伊豆谷川	金山谷	
41		636	角川	ドシ谷川	金山谷	
42		637	角川	九右エ門谷川	金山谷	
43		638	角川	明歩谷川	池谷小菅沼	
44		639	角川	石坂谷	鹿熊	
45		640	角川	深谷川	鹿熊	
46		641	角川	下梨谷川	鹿熊	
47		642	角川	大熊沢	大熊	

通番	ランク	溪流番号	水系名	溪流名	所在地(字)	備考
48		643	角川	加左工門谷川	川向	
49		644	角川	黍谷川	川向	
50		645	角川	升田川	升田	
51		646	角川	岩高川	升田	
52		647	早月川	金小谷	升方	
53		648	早月川	八谷川	鉢	
54		649	早月川	水上谷	虎谷	
55		650	早月川	虎谷東谷	虎谷	
56		J144	角川	蟹ヶ沢谷	宮津	
57		J145	角川	湯上	湯上	
58		J146	早月川	升方(1)	升方	
59		J147	早月川	升方(2)	升方	
60		J274	片貝川	東蔵(1)	東蔵	都市計画区域内
61		J275	片貝川	東蔵(2)	東蔵	都市計画区域内
62		J276	片貝川	東蔵(3)	東蔵	都市計画区域内
63		J277	片貝川	東蔵(4)	東蔵	都市計画区域内
64		J278	片貝川	東蔵(5)	東蔵	都市計画区域内
65		J279	片貝川	東蔵(6)	東蔵	都市計画区域内
66		J280	片貝川	東蔵(7)	東蔵	都市計画区域内
67		J281	片貝川	東蔵(8)	東蔵	都市計画区域内
68		J282	片貝川	東蔵(9)	東蔵	都市計画区域内
69		J283	片貝川	東蔵(10)	東蔵	都市計画区域内
70		J284	片貝川	東又谷(1)	東又谷	都市計画区域内
71		J285	片貝川	東又谷(2)	東又谷	都市計画区域内
72		J286	片貝川	東蔵(11)	東蔵	都市計画区域内
73		J287	片貝川	東蔵(12)	東蔵	都市計画区域内
74		J288	片貝川	大菅沼	大菅沼	都市計画区域内
75		J289	片貝川	黒谷(1)	黒谷	都市計画区域内
76		J290	片貝川	黒谷(2)	黒谷	都市計画区域内
77		J291	片貝川	黒谷(3)	黒谷	都市計画区域内
78		J292	片貝川	東蔵(13)	東蔵	都市計画区域内
79		J293	片貝川	東蔵(14)	東蔵	都市計画区域内
80		J294	片貝川	東蔵(15)	東蔵	都市計画区域内
81		J295	片貝川	東蔵(16)	東蔵	都市計画区域内
82		J296	片貝川	東蔵(17)	東蔵	都市計画区域内
83		J297	早月川	大熊(1)	大熊	都市計画区域内
84		J298	早月川	大熊(2)	大熊	都市計画区域内
85		J299	早月川	大熊(3)	大熊	都市計画区域内
86		J300	早月川	大熊(4)	大熊	都市計画区域内
87		J301	早月川	大熊(5)	大熊	都市計画区域内
88		J302	角川	山谷	山谷	都市計画区域内
89		J303	角川	鹿熊	鹿熊	都市計画区域内
90		J304	角川	稗畠	稗畠	都市計画区域内
91		J305	早月川	虎谷(1)	虎谷	都市計画区域内
92		J306	早月川	虎谷(2)	虎谷	都市計画区域内

## R 4 . 3 富山県地域防災計画

## 10-9 土砂災害警戒区域等

	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	坪野(1)	坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
2	坪野(2)	坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
3	坪野(3)	坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
4	坪野	坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
5	北山(1)	北山	急傾斜地の崩壊	平成26年9月17日		
6	北山(2)	北山	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		-
7	池谷(1)	池谷	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
8	池谷(2)	池谷	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
9	小菅沼(1)	小菅沼	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
10	小菅沼(2)	小菅沼	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
11	稗島(1)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
12	稗島	稗島	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
13	鹿熊(2)	鹿熊	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日		
14	室田沢	室田	土石流	平成17年12月28日		
15	宮城谷川	稗島	土石流	平成17年12月28日		
16	ウルシ谷川	稗島	土石流	平成17年12月28日		-
17	稗島西谷2号	稗島	土石流	平成17年12月28日		
18	坪野蛇谷	北山	土石流	平成17年12月28日		
19	宮谷川	坪野	土石流	平成17年12月28日		-
20	深谷川	鹿熊	土石流	平成26年6月27日		
21	金山谷(1)	金山谷、観音堂	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日		
22	金山谷(2)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日		
23	金山谷(3)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日		
24	金山谷(4)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日		
25	金山谷(5)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日		
26	金山谷(6)	金山谷、鹿熊	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日		
27	金山谷(7)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日		
28	金山谷(8)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日		
29	金山谷(9)	金山谷	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日		
30	金山谷(10)	金山谷、舂田	急傾斜地の崩壊	平成19年3月30日		
31	坪野二の谷川	坪野、北山	土石流	平成19年3月30日		
32	伊豆谷川	金山谷	土石流	平成19年3月30日		
33	ドシ谷川	金山谷	土石流	平成19年3月30日		-
34	九右工門谷川	金山谷	土石流	平成19年3月30日		
35	明歩谷川	池谷、小菅沼	土石流	平成19年3月30日		
36	加左工門谷川	金山谷	土石流	平成19年3月30日		-
37	黍谷川	金山谷	土石流	平成19年3月30日		-
38	宮津	宮津	地滑り	平成19年3月30日		-
39	金山谷	金山谷	地滑り	平成19年3月30日		-
40	北山	北山、坪野	地滑り	平成19年3月30日		-
41	大菅沼	大菅沼	地滑り	平成19年3月30日		-
42	坪野	坪野	地滑り	平成19年3月30日		-
43	小菅沼	小菅沼、鹿熊	地滑り	平成19年3月30日		-
44	室田	室田	地滑り	平成19年3月30日		-
45	大岩川	湯上	土石流	平成19年8月3日		-
46	石坂谷	鹿熊	土石流	平成19年8月3日		
47	下梨谷川	鹿熊	土石流	平成19年8月3日		
48	岩高川	舂田、金山谷	土石流	平成19年8月3日		
49	金小谷	舂方	土石流	平成19年8月3日		
50	湯上	湯上	土石流	平成19年8月3日		
51	山谷	鹿熊	土石流	平成19年8月3日		
52	鹿熊	鹿熊	土石流	平成19年8月3日		
53	稗島	稗島	土石流	平成19年8月3日		

	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
54	稗島富川	稗島、室田	地滑り	平成19年8月3日		-
55	鹿熊	鹿熊	地滑り	平成19年8月3日		-
56	稗島	稗島	地滑り	平成19年8月3日		-
57	東山	東山、小川寺	地滑り	平成19年8月3日		-
58	奥東城	東城	地滑り	平成19年8月3日		-
59	前東城	東城	地滑り	平成19年8月3日		-
60	島尻	黒谷	地滑り	平成19年8月3日		-
61	東蔵(1)	東蔵、山女	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
62	東蔵(2)	東蔵	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
63	山女(1)	山女	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
64	山女(2)	山女	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
65	山女(3)	山女	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
66	平沢	平沢	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
67	黒谷(1)	黒谷、山女	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
68	黒谷(2)	黒谷	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
69	黒谷(3)	黒谷	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
70	東城(1)	東城	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
71	東城(2)	東城	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
72	東城(3)	東城	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
73	大菅沼	大菅沼	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
74	島尻(1)	島尻	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
75	島尻(2)	島尻	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
76	貝田新	貝田新、島尻	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
77	道坂	道坂、島尻	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
78	石垣(1)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
79	石垣(2)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成28年1月27日		
80	石垣(4)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
81	石垣(5)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
82	石垣(6)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
83	石垣(7)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
84	石垣(8)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
85	石垣(9)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
86	石垣(10)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
87	石垣(11)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
88	石垣(13)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
89	石垣(14)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
90	石垣(15)	石垣	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
91	虎谷(1)	虎谷	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
92	虎谷(2)	虎谷	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
93	鉢	虎谷	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
94	横枕	横枕、道坂	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
95	袋(1)	袋、横枕	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
96	袋(2)	袋、横枕	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
97	大熊(1)	大熊	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
98	大熊(2)	大熊	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
99	大海寺新(2)	大海寺新	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
100	大海寺新(3)	大海寺新	急傾斜地の崩壊	平成26年9月17日		
101	大海寺新(5)	大海寺新	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
102	六郎丸(1)	六郎丸	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
103	六郎丸(3)	六郎丸	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
104	六郎丸(4)	六郎丸	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
105	鹿熊(1)	鹿熊	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
106	稗島(2)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
107	稗島(3)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		

	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
108	稗島(4)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
109	稗島(5)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
110	稗島(6)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
111	稗島(7)	稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
112	室田(1)	室田	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
113	室田(2)	室田、稗島	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
114	室田(3)	室田	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
115	室田(4)	室田、観音堂	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
116	観音堂(1)	観音堂	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
117	観音堂(2)	観音堂	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
118	湯上(1)	湯上	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
119	湯上(2)	湯上	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
120	湯上(3)	湯上、観音堂	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
121	舂田(1)	舂田、上野	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
122	舂田(2)	舂田	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
123	舂田(3)	舂田	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
124	舂田(4)	舂田、上野	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
125	舂田(5)	舂田	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
126	舂田(6)	舂田、上野	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
127	舂方(1)	舂方	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
128	舂方(2)	舂方	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
129	舂方(3)	舂方	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
130	宮津(1)	宮津	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
131	宮津(2)	宮津	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
132	大海寺野	大海寺野、宮津	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
133	下椿	下椿	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
134	大光寺	大光寺、大海寺野、宮津	急傾斜地の崩壊	平成26年9月17日		
135	出(1)	出	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
136	出(2)	出	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
137	出(3)	出	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
138	有山(1)	有山	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
139	有山(2)	有山	急傾斜地の崩壊	平成20年6月6日		
140	親子谷川	東城	土石流	平成20年6月6日		
141	親子川	東城	土石流	平成20年6月6日		
142	ナゴネ谷川	東城	土石流	平成20年6月6日		
143	前村谷川	東城	土石流	平成20年6月6日		
144	黒谷一の谷川	黒谷	土石流	平成20年6月6日		
145	黒谷(1)	黒谷	土石流	平成20年6月6日		
146	黒谷(2)	黒谷	土石流	平成20年6月6日		
147	山女沢	山女	土石流	平成20年6月6日		
148	佐部谷川	山女	土石流	平成27年1月14日		
149	沌滝川	平沢	土石流	平成20年6月6日		
150	俵谷川	島尻	土石流	平成20年6月6日		
151	宮谷二の谷川	島尻	土石流	平成20年6月6日		
152	島尻	島尻	土石流	平成20年6月6日		
153	大菅沼	島尻	土石流	平成20年6月6日		-
154	石垣平東谷	石垣村	土石流	平成20年6月6日		
155	女郎沢	石垣村	土石流	平成20年6月6日		-
156	石垣平西谷	石垣村、石垣新村	土石流	平成20年6月6日		
157	大谷川	石垣、大海寺新	土石流	令和2年7月6日		○
158	タカヤスミ谷	大海寺新	土石流	平成20年6月6日		-
159	蟹ヶ沢谷川	宮津	土石流	平成20年6月6日		
160	大熊沢	大熊	土石流	平成20年6月6日		
161	升田川	下椿	土石流	平成20年6月6日		

	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
162	八谷川	鉢	土石流	平成20年6月6日		
163	大熊(5)	鉢	土石流	平成20年6月6日		
164	虎谷東谷	虎谷	土石流	平成20年6月6日		
165	虎谷(1)	虎谷	土石流	平成20年6月6日		-
166	舂方(1)	舂方	土石流	平成20年6月6日		-
167	舂方(2)	舂方	土石流	平成20年6月6日		-
168	大熊(1)	鹿熊	土石流	平成20年6月6日		-
169	大熊(2)	鹿熊	土石流	平成20年6月6日		-
170	大熊(3)	鹿熊、鉢	土石流	平成20年6月6日		
171	大熊(4)	鹿熊、鉢	土石流	平成20年6月6日		
172	越後平川	大海寺新	土石流	平成20年12月19日		-
173	蟹ヶ沢谷	大海寺新、宮津	土石流	平成20年12月19日		-
174	善兵衛谷川	宮津、湯上	土石流	平成20年12月19日		-
175	水上谷	虎谷	土石流	平成20年12月19日		-
176	天神野新(1)	天神野新、蛇田	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
177	天神野新(2)	天神野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
178	天神野新(4)	天神野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
179	天神野新(6)	天神野新、青柳	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
180	天神野新(8)	天神野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
181	小川寺(1)	小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
182	小川寺(2)	小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
183	小川寺(3)	小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
184	小川寺(4)	小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
185	小川寺(5)	小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
186	黒沢(1)	黒沢	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
187	黒沢(2)	黒沢	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
188	長引野(1)	長引野、布施爪	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
189	長引野(2)	長引野	急傾斜地の崩壊	平成26年9月17日		
190	長引野(3)	長引野、小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
191	長引野(4)	長引野、小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
192	長引野(5)	長引野、小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
193	長引野(6)	長引野、小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
194	長引野(7)	長引野、小川寺	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
195	東山(1)	東山	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
196	東山(2)	東山	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
197	布施爪(1)	布施爪、黒沢、長引野	急傾斜地の崩壊	平成30年6月6日		
198	布施爪(2)	布施爪、長引野	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
199	蛇田(1)	蛇田、小川寺、天神野新	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
200	蛇田(2)	蛇田、天神野新、東尾崎	急傾斜地の崩壊	平成22年3月31日		
201	大沢谷川	大沢	土石流	平成22年3月31日		
202	黒沢谷川	黒沢	土石流	平成22年3月31日		-
203	長引野東谷	長引野、布施爪	土石流	平成22年3月31日		-
204	長引野西谷	長引野、布施爪	土石流	平成22年3月31日		
205	嘉十郎谷川	長引野、布施爪	土石流	平成22年3月31日		-
206	日尾東谷	小川寺	土石流	平成22年3月31日		-
207	日尾谷川	小川寺	土石流	平成22年3月31日		-
208	日尾西谷	小川寺	土石流	平成22年3月31日		-
209	天神山沢	小川寺	土石流	平成22年3月31日		-
210	蛇田東沢	蛇田	土石流	平成22年3月31日		
211	浦谷川	蛇田	土石流	平成22年3月31日		
212	東山谷	東山	土石流	平成22年3月31日		
213	東山(1)	東山	土石流	平成22年3月31日		
214	東山(2)	東山	土石流	平成22年3月31日		
215	東山(3)	東山	土石流	平成22年3月31日		



## 10-10 崩壊土砂流出危険地区

通番	番号	所 在		地区名
		大字	字	
1	204-1	三ヶ	片貝国有林	東又谷
2	204-2	三ヶ	片貝国有林	阿部木谷
3	204-3	三ヶ	片貝国有林	南又谷
4	204-4	三ヶ	片貝国有林	北又谷
5	204-1	大沢	湯膳	大沢
6	204-2	東山	コツボノ	東山
7	204-3	東城	峠	奥東城
8	204-4	東城	橋寄	東城
9	204-5	東城	空割	前東城
10	204-6	黒谷	クルハノ谷	黒谷北
11	204-7	黒谷	湯ノ上	黒谷南
12	204-8	山女	佐部谷	山女
13	204-9	二ヶ	阿福平	別又北
14	204-10	三ヶ	表堂谷	堂谷
15	204-11	三ヶ	高尾	高尾
16	204-12	三ヶ	相当谷	相当谷
17	204-13	三ヶ	木の根	木の根
18	204-14	三ヶ	木の根	木の根2
19	204-15	平沢	沌滝	平沢
20	204-16	島尻	鶴谷	島尻
21	204-17	島尻	火爪割	大菅沼
22	204-18	島尻	藤ノ山	宮谷
23	204-19	稗畠	松尾	稗畠
24	204-20	小菅沼	向山	小菅沼
25	204-21	鹿熊	雨池	鹿熊
26	204-22	大熊	仙久人	大熊東
27	204-23	古鹿熊	池ノ原	古鹿熊
28	204-24	古鹿熊	春日平	古鹿熊南
29	204-25	大熊	不動中山	大熊西
30	204-26	鉢	暑気平	鉢北
31	204-27	鉢	八ツ谷	鉢
32	204-28	鉢	三郎谷	鉢南
33	204-29	虎谷	宮谷山	虎谷
34	204-30	虎谷	松尾	虎谷東
35	204-31	小川寺	熊谷	小川寺1
36	204-32	小川寺	石谷	小川寺2
37	204-33	小川寺	日尾	日尾
38	204-34	三ヶ	柏尾谷	柏尾谷
39	204-35	三ヶ	成谷	成谷
40	204-36	三ヶ	ハチャス	ハチャス谷
41	204-37	三ヶ	イオリ谷	イオリ谷
42	204-38	三ヶ	タバコ	煙草谷
43	204-39	三ヶ	大ノマ	大沼谷
44	204-40	三ヶ	小沢	小沢
45	204-41	三ヶ	杉ノ尾谷	杉ノ尾谷
46	204-42	平沢	沌滝	平沢2
47	204-43	宮津	前林	宮津
48	204-44	金山谷	口ノ入	金山谷
49	204-45	金山谷	川向	川向
50	204-46	古鹿熊	ソ之部	古鹿熊
51	204-47	小川寺	御影	御影1
52	204-48	小川寺	御影	御影2
53	204-49	東山外4ヶ所入会	根道増	東山2

通番	番号	所 在		地区名
		大字	字	
54	204-50	東山外4ヶ所入会	竹蔵	東山3
55	204-51	東山外4ヶ所入会	横山	東山4
56	204-52	稗島	裏色	稗島2
57	204-53	稗島	蛇神谷	稗島3
58	204-54	観音堂	大島	観音堂
59	204-55	大熊	宇都宮	宇都宮
60	204-56	鹿熊	地坂	古鹿熊口
61	204-57	坪野	蛇谷	坪野
62	204-58	宮津	善谷外	善谷
63	204-59	長引野	長引野	長引野
64	204-60	三ヶ	防ダラ	防ダラ
65	204-61	三ヶ	防ダラ	防ダラ2

## R 4 . 3 富山県地域防災計画

## 10-11 山腹崩壊危険地区

番号	所 在		地区名
	大字	字	
204-1	小川寺	中山	小川寺北
204-2	蛇田	浦谷	蛇田
204-3	東山	狸谷	東山
204-4	黒谷	小畑	黒谷東
204-5	山女	背戸山	山女
204-6	東蔵	瀬戸平	東蔵
204-7	東蔵	瀬戸平	東蔵2
204-8	平沢	沌滝	平沢
204-9	平沢	沌滝	平沢2
204-10	島尻	上菅沌滝	黒谷西
204-11	島尻	笹原	島尻
204-12	北山	北山	北山
204-13	鹿熊	平山	鹿熊
204-14	大熊	不動中山	大熊
204-15	川向	向山	川向
204-16	虎谷	大平	虎谷
204-17	長引野	背戸山	長引野
204-18	出	向山下割	出
204-19	小川寺	西河原	小川寺南
204-20	東城	背戸林	東城
204-21	島尻	鶴谷	島尻2
204-22	石垣平	狸谷	石垣平
204-23	湯上	谷地	湯上
204-24	室田	南平山	室田
204-25	金山谷	口ノ入	金山谷
204-26	池谷	北平	池谷
204-27	小菅沼	向山	小菅沼
204-28	升方	穴ヶ谷	升方
204-29	升田	後山	升田
204-30	山下	山下割	山下
204-31	坪野	金沢	坪野
204-32	池谷	南平	池谷2
204-33	宮津	前林	宮津
204-34	三ヶ山女	柏尾小谷	柏尾小谷
204-35	島尻	西上野山	島尻2
204-36	山女	牛薨平	東谷東2
204-37	東城	空割	前東城
204-38	古鹿熊	カノ部	古鹿熊
204-39	長引野	背戸山他	長引野2
204-40	三ヶ山女	ブナオ谷	ブナオ谷
204-41	三ヶ山女	杉ノ相	杉草
204-42	布施爪	浦林	布施爪
204-43	東城	大蔵	東城2
204-44	湯上	谷地	湯上2
204-45	島尻		黒谷西2
204-46	鉢		鹿熊2

R 4 . 3 富山県地域防災計画

## 10-12 ため池危険箇所

名称	所在地	堤高(m)	堤頂長(m)	有効貯水量(m <sup>3</sup> )	かんがい受益池(ha)
七里池	大沢	14.2	58.6	7,504	6.8
湯上池	湯上	6.4	81.9	23,851	12.0
○大菅沼池	大菅沼	5.2	159.5	8,018	10.0
小谷池	大沢	5.7	38.9	2,530	14.4
小菅沼(つぶら池)	小菅沼	不明	不明	7,575	5.0
小菅沼(双子池)	小菅沼	4.5	19.9	16,395	15.0
池ノ原池	古鹿熊	1.5	31.6	1,922	0.0
坪野長池	坪野	4.4	96.7	2,960	7.1
古池	坪野	3.8	67.4	1,114	2.0
畦地池	坪野	3.5	78.2	758	2.0
田甫上池	坪野	5.2	95.0	6,700	6.4
山谷池	坪野	3.4	86.0	1,200	11.5
峠池	坪野	5.1	39.2	1,861	6.0
大清水池	坪野	3.4	75.3	651	3.0
北山池	北山	6.8	92.8	12,240	11.9
大平池	室田	6.3	50.0	3,000	10.0
池谷池	池谷	9.0	40.8	4,360	4.2
松尾池	稗島	3.6	28.7	1,601	0.0
前田池	小菅沼	2.2	86.5	1,677	5.0
石垣平1号池	石垣	2.5	43.0	333	0.4
石垣平2号池	石垣	3.6	26.0	151	0.4
石垣平3号池	石垣	5.0	24.0	1,875	1.2
押場池	大熊	1.7	22.0	329	5.0
大海寺新1号池	大海寺新	5.1	40.0	2,196	0.3
大海寺新2号池	大海寺新	3.8	28.0	885	0.3
大海寺新3号池	大海寺新	2.1	18.0	82	0.5
湯上1号池	出	2.4	18.0	997	1.2

... 防災重点ため池

R4.11.30 魚津市農林水産課

## 10-13 雪崩危険箇所（国土交通省）

通番	箇所番号	箇所名	字	地形			人家戸数 (戸)
				平均傾斜度 (度)	斜面の 標高差 (m)	長さ (m)	
1	70	布施爪	布施爪	37	30	160	7
2	71	東蔵	東蔵	27	235	360	7
3	72	東蔵	東蔵	30	235	450	31
4	73	山女	山女	32	140	180	7
5	74	平沢	平沢	37	230	310	7
6	75	平沢	平沢	40	220	130	7
7	76	山女	山女	30	60	210	9
8	77	黒谷	黒谷	50	60	120	6
9	78	黒谷	黒谷	32	120	250	9
10	79	黒谷	黒谷	35	195	190	5
11	80	東城	東城	39	10	140	5
12	81	東城	東城	27	124	340	23
13	82	東城	東城	27	85	170	8
14	83	長引野	長引野	25	25	330	13
15	84	長引野	長引野	35	25	420	14
16	85	大菅沼	大菅沼	30	30	120	5
17	86	小川寺	小川寺	40	50	720	30
18	87	小川寺	小川寺	35	35	300	6
19	88	石垣	石垣	30	30	180	3
20	89	東山	東山	45	47	350	8
21	90	坪野	坪野	37	20	120	5
22	91	小川寺	小川寺	27	45	110	1
23	92	蛇田	蛇田	35	55	270	9
24	93	虎谷	虎谷	35	190	210	9
25	94	横枕	横枕	37	30	190	11
26	95	蛇田	蛇田	30	50	140	7
27	96	坪野	坪野	31	35	220	2
28	97	蛇田	蛇田	35	45	330	28
29	98	北山	北山	29	30	140	12
30	99	大海寺新	大海寺新	30	30	180	1
31	100	蛇田	蛇田	38	40	130	11
32	101	池谷	池谷	32	85	420	10
33	102	蛇田	蛇田	37	35	290	26
34	103	大海寺新	大海寺新	33	20	60	1
35	104	稗畠	稗畠	27	90	250	18
36	105	鹿熊	鹿熊	28	45	200	1
37	106	六郎丸	六郎丸	40	15	110	29
38	107	金山谷	金山谷	40	20	80	5
39	108	鹿熊	鹿熊	30	60	70	5
40	109	金山谷	金山谷	32	75	150	10
41	110	鹿熊	鹿熊	30	50	180	11
42	111	金山谷	金山谷	30	55	190	6
43	112	金山谷	金山谷	43	50	170	9
44	113	金山谷	金山谷	22	65	220	13
45	114	室田	室田	30	40	80	6
46	115	金山谷	金山谷	39	40	280	7
47	116	金山谷	金山谷	29	50	200	8
48	117	金山谷	金山谷	35	50	200	12
49	118	金山谷	金山谷	38	55	80	6
50	119	金山谷	金山谷	30	30	120	5
51	120	升田	升田	43	35	140	10
52	121	湯上	湯上	30	25	200	5

53	122	宮津	宮津	40	15	150	6
54	123	升田	升田	45	15	370	13
55	124	出	出	45	20	170	7
56	125	大光寺	大光寺	31	12	180	10
57	126	出	出	45	15	140	7

R 4 . 3 富山県地域防災計画

## 10-14 雪崩危険箇所(林野)

位置		土地区分		所有区分			危険箇所把握			法的規制の状況					施行状況 (雪崩防災関係)		危険度等			
大字	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査等の箇所	新規追加の箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険地区	急傾斜地崩壊危険区域	雪崩危険箇所	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象重要度	危険箇所の危険度
東城	空割		建	-			-	-	土	-				-	-	-	-	c	H	B
黒谷	小畠		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	c	H	B
黒谷	脇坂家の上		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	b	H	A
山女	瀬戸山		建	-			-	-	-	-				-	-	-	-	c	H	B
二ヶ	瀬戸山		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	c	H	B
三ヶ	蛇谷		-	-			-	-	水	-	-			-	-	-	-	b	M	B
三ヶ	ゴッタ		-	-			-	-	水	-	-			-	-	既	-	c	M	C
三ヶ	ナラ落谷		-	-			-	-	水	-	-			-	-	-	-	b	M	B
平沢	日干尾		-	-			-	-	土	-	-			-	-	未	-	b	M	B
平沢	沌滝		-	-			-	-	-	-				-	-	未	-	b	H	A
平沢	沌滝		建	-			-	-	土	-				-	-	-	既	b	M	B
島尻	上菅沌滝		-	-			-	-	土	-				-	-	既	-	b	H	A
池谷	南平		-	-			-	-	土	-				-	-	未	-	b	L	C
小菅沼	落山		-	-			-	-	土	-				-	-	未	-	b	L	C
鹿熊	平山		建	-			-	-	-	-				-	-	既	-	d	M	C
大熊	仙久人		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	b	M	B
大熊	不動中山		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	b	L	C
大熊	虎清水尾		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	b	L	C
鹿熊	板鶴		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	b	M	B
鉢	鉢造		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	b	M	B
虎谷	大平		-	-			-	-	土	-				-	-	-	-	c	H	B
虎谷	古屋敷		-	-			-	-	土	-				-	-	-	-	c	M	C
虎谷	古屋敷		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	c	H	B
鹿熊	平山		建	-			-	-	な	-				-	-	-	-	b	H	A
鹿熊	板鶴		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	b	M	B
鉢	鏡山		-	-			-	-	崩	-				-	-	-	-	b	L	C
鉢	鉢造		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	a	M	A
大熊	仙久人		-	-			-	-	-	-				-	-	-	-	c	L	C

## R 4 . 3 富山県地域防災計画

〔保全対象の重要度ランク〕

重要度ランク	記号	保全対象
1 最も重要	H	人家・旅館等宿泊施設・公共公益施設がある。
2 高い	M	事業所・鉄道・県道がある。
3 中程度	L	市町村道・農道・林道がある。(生活用道路のみ)

## 11 相互応援協定等に関する資料

### 【相互応援協定等一覧表】

#### 県内市町村等

	協 定 名	締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-80	大規模災害時における「チームとやま」による相互応援等に関する協定書	富山県及び県内15市町村	令和8年1月19日

#### 県外市町村

	協 定 名	締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-1	災害時相互応援協定書	石川県七尾市	平成9年5月14日
11-2	災害時相互応援協定書	長野県飯山市	平成9年5月19日
11-3	災害時相互応援協定書	新潟県十日町市	平成9年5月21日
11-4	災害時相互応援協定書	愛知県知立市	平成25年2月7日
11-76	災害時相互応援協定書	東京都国分寺市	令和5年7月26日

#### 情報交換

	協 定 名	締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省北陸地方整備局	平成23年3月1日

#### 消防・救急救助等

	協 定 名	締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-6	富山県市町村消防相互応援協定	県内市町村	昭和44年2月7日
11-7	船舶火災の消火活動に関する業務協定	伏木海上保安部他9市町	昭和48年5月17日
11-8	高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定書	黒部市/滑川市	昭和58年12月2日
11-9	ガス爆発事故等防止対策に関する協定書	富山県LPGガス協会魚津支部 北陸電力(株)魚津営業所	昭和63年1月28日
11-10	富山県消防防災ヘリコプター支援協定書	富山県	平成16年4月1日
11-11	携帯電話等による119番通報の対応に関する協定書	県内市町村	平成17年12月1日

## 覚書

覚書名		締結団体等	締結年月日
11-12	海難救助活動に関する覚書	滑川市・黒部市・入善町・朝日町	平成7年12月13日
11-13	災害等の相互応援給水に関する覚書	黒部市	平成9年4月1日
11-14	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	西日本旅客鉄道(株)金沢支社 日本貨物鉄道(株)金沢支店	平成18年9月30日
11-15	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	富山地方鉄道(株)	平成19年2月13日
11-53	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	富山市消防局、高岡市消防本部、射水市消防本部、富山県東部消防組合本部、新川地域消防本部、砺波地域消防組合消防本部、あいの風とやま鉄道株式会社	平成27年2月6日

## 企業・関係機関等

協定名		締結団体等	締結年月日
11-16	災害時における魚津市と郵便局の協力に関する協定書	市内郵便局	平成9年11月13日
11-17	災害時における応急対策業務に関する協定書	魚津建設業協会	平成14年2月27日
11-18	災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書	魚津市農業協同組合	平成14年2月27日
11-19	魚津市と株式会社新川インフォメーションセンターとの災害緊急放送に関する相互協定	(株)新川インフォメーションセンター	平成17年11月2日
11-20	災害時等における応急活動の協力に関する協定書	魚津市管工事業協同組合	平成18年3月31日
11-21	災害時における物資供給に関する協定書	(NPO)コメリ災害対策センター	平成18年12月1日
11-22	災害時における情報収集及び伝達に関する協定	(社)日本アマチュア無線連盟魚津クラブ	平成19年6月26日
11-23	災害時における救援物資提供に関する協定	北陸ココ・コーラボトリング(株)	平成19年6月26日
11-24	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(株)大阪屋ショップ	平成19年10月11日
11-25	市有建築物の災害時における応急対策業務に関する協定	魚津市電設協会	平成19年11月16日

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-26	災害時における緊急用燃料の供給に関する協定	(社)富山県エルピーガス協会魚津支部	平成19年11月16日
11-27	災害時における応急対策活動に関する協定書	(財)北陸電気保安協会	平成21年4月21日
11-28	災害時における飲料水の供給に関する協定書	サントリーフーズ(株) 北陸ペプシコーラ販売(株)	平成21年5月26日
11-29	災害時における応急対策業務に関する協定書	(社)斜面防災対策技術協会富山県支部	平成23年9月1日
11-30	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県地質調査業協会	平成23年9月1日
11-31	災害時における応援業務に関する協定	(社)富山県測量設計業協会	平成23年9月1日
11-32	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(富山県協定)	(株)壱番屋 (株)モスフードサービス (株)吉野家 (株)オートバックスセブン (株)サークルKサンクス (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)デイリーヤマザキ (株)ファミリーマート (株)ポプラ	平成23年11月8日
11-33	災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書(富山県協定)	富山県石油商業組合	平成23年11月8日
11-34	災害時等の応援に関する協定書(富山県協定)	(株)北陸銀行	平成24年2月1日
11-35	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(医社)ホスピエー	平成24年4月9日
11-36	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(福)新川老人福祉会	平成24年4月9日
11-37	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(福)海望福祉会	平成24年4月9日
11-38	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(富山県協定)	富山県葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	平成24年12月4日
11-39	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(富山県協定)	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	平成24年12月20日

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-40	災害時における行政書士業務に関する協定書 (富山県協定)	富山県行政書士会	平成25年2月5日
11-41	災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書 (富山県協定)	社団法人富山県柔道整復師会	平成25年2月5日
11-42	大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書 (富山県協定)	社団法人富山県ビルメンテナンス協会	平成25年2月19日
11-43	災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定書 (富山県協定)	一般社団法人富山県エルピーガス協会	平成25年7月23日
11-44	災害時における上下水道施設電気設備の応援協力に関する協定書	(株)東芝北陸支社 東芝プラントシステム(株)北陸支店 東芝電機サービス(株)北陸支店	平成25年7月26日
11-45	災害時の医療救護に関する協定書 (富山県協定)	公益社団法人富山県看護協会	平成26年12月25日
11-46	災害時の歯科医療救護に関する協定書 (富山県協定)	一般社団法人富山県歯科医師会	平成26年12月25日
11-47	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	魚津市社会福祉協議会	平成27年3月11日
11-48	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団信和会	平成27年3月11日
11-50	災害時における生活必需品の調達に関する協定	株式会社パロー	平成27年7月17日
11-51	災害時における物資の供給に関する協定書	アクシアル リテイリング株式会社	平成27年7月17日
11-52	災害時における接骨師会支援活動協定書	魚津市接骨師会	平成27年10月29日

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-54	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県電気工事工業組合	平成28年11月1日
11-55	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県構造物解体協会	平成28年11月16日
11-56	災害時における情報の提供及び輸送業務に関する協定書	魚津タクシー協会	平成29年2月2日
11-57	災害発生時における魚津市と魚津市内郵便局の協力に関する協定書 地域における協力に関する協定書	魚津郵便局 西布施郵便局	平成29年7月18日
11-58	災害時における応急対策業務等に関する協定	公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成29年10月5日
11-59	災害時における飲料水の供給に関する協定 災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定	株式会社丸八	平成30年5月8日
11-60	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年4月8日
11-61	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団七徳会	令和元年8月1日
11-63	災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定	株式会社新川コミュニティ放送	令和2年2月7日
11-64	地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定書	一般社団法人富山県建築士事務所協会 公益社団法人富山県建築士会 公益社団法人日本建築家協会北陸支部 富山地域会	令和2年2月19日
11-66	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和2年4月1日
11-67	災害時における物資の供給協力に関する協定書	株式会社アイザック	令和2年6月26日
11-68	災害時における物資供給等に関する協定書	UDリテール株式会社	令和2年10月13日
11-69	災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定	アパホテル株式会社	令和2年11月4日
11-70	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社アイザック	令和2年11月20日
11-71	災害時における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関する協定書	株式会社魚津興産	令和3年2月15日
11-72	災害時における救援物資集積場所の設置及び救援物資の輸送並びに一時避難場所の提供の協力に関する協定書	富山県生活協同組合 生活協同組合 CO・OP とやま	令和3年12月1日
11-73	大規模災害時における相互連携に関する確認書	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	令和4年3月1日
11-74	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団福寿会	令和4年9月1日
11-75	災害時における連携に関する協定書	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会 ライオンズクラブ国際協会 334-D 地区 1R3Z 魚津ライオンズクラブ	令和4年10月27日

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-77	「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書	一般社団法人助け合いジャパン	令和6年3月18日
11-78	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会	令和6年6月3日
11-79	災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	富山県弁護士会	令和7年5月27日

## 【その他協定等一覧表】

## 県外市町村

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-62	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書	静岡県掛川市	令和元年9月6日

## その他・関係機関等

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-65	雪害時における緊急待避所等としての施設の使用に関する覚書	富山県 公益財団法人富山県文化振興財団 国土交通省北陸地方整備局	令和2年2月19日

## 【欠番】

協 定 名		締 結 団 体 等	解 約 年 月 日
11-49	災害時における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関する協定書	ユニー株式会社アピタ魚津店	令和2年1月12日

## 11-1 災害時相互応援協定書（石川県七尾市）

七尾市と魚津市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員等」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

救援活動

給水活動

行政事務活動

救援物資の調達、輸送及び配給業務

児童生徒の一時入学受入れ業務

被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋

ボランティアの斡旋

その他特に要請をされた業務

### （応援要請の手続き）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、通信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

災害の概況及び支援を要する事由

応援の種類、応援職員数及び機器機材数

活動内容、集結場所及び応援場所への経路

応援の期間

その他必要な事項

### （応援活動）

第3条 応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。

3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

### （連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

七尾市防災主管課長

魚津市防災主管課長

### （情報の交換）

第5条 両市は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を交換するよう努めるものとする。

する。

(指揮権)

第6条 応援活動に従事する応援職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

(応援活動に対する便宜供与)

第7条 被災市にあっては、応援活動に従事する応援職員等が行う応援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

職員の派遣に要した人件費、旅費は応援市の負担とする。

応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は応援職員等への宿泊及び給食等は、被災市が現物又はその費用を負担する。

その他前各号に定めのない費用については、両市が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償等)

第9条 応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

応援職員等が応援活動中又は被災市への出勤及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。

応援活動に従事する応援職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年5月14日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年5月14日

石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地  
七尾市長 石 垣 宏

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 石 川 精 二

## 11-2 災害時相互応援協定書（長野県飯山市）

飯山市と魚津市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員等」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

救援活動

給水活動

行政事務活動

救援物資の調達、輸送及び配給業務

児童生徒の一時入学受入れ業務

被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋

ボランティアの斡旋

その他特に要請をされた業務

### （応援要請の手続き）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、通信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

災害の概況及び支援を要する事由

応援の種類、応援職員数及び機器機材数

活動内容、集結場所及び応援場所への経路

応援の期間

その他必要な事項

### （応援活動）

第3条 応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。

3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

### （連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

飯山市防災主管課長

魚津市防災主管課長

### （情報の交換）

第5条 両市は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を交換するよう努めるものとする。

する。

(指揮権)

第6条 応援活動に従事する応援職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

(応援活動に対する便宜供与)

第7条 被災市にあっては、応援活動に従事する応援職員等が行う応援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

職員の派遣に要した人件費、旅費は応援市の負担とする。

応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は応援職員等への宿泊及び給食等は、被災市が現物又はその費用を負担する。

その他前各号に定めのない費用については、両市が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償等)

第9条 応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

応援職員等が応援活動中又は被災市への出勤及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。

応援活動に従事する応援職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年5月19日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年5月19日

長野県飯山市大字飯山1110番地1号  
飯山市長 小山 邦武

富山県魚津市积迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 石川 精二

### 11-3 災害時相互応援協定書（新潟県十日町市）

十日町市と魚津市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定する。

#### （応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員等」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

救援活動

給水活動

行政事務活動

救援物資の調達、輸送及び配給業務

児童生徒の一時入学受入れ業務

被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋

ボランティアの斡旋

その他特に要請をされた業務

#### （応援要請の手続き）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、通信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

災害の概況及び支援を要する事由

応援の種類、応援職員数及び機器機材数

活動内容、集結場所及び応援場所への経路

応援の期間

その他必要な事項

#### （応援活動）

第3条 応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。

3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

#### （連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

十日町市防災主管課長

魚津市防災主管課長

#### （情報の交換）

第5条 両市は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を交換するよう努めるものとする。

する。

(指揮権)

第6条 応援活動に従事する応援職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

(応援活動に対する便宜供与)

第7条 被災市にあつては、応援活動に従事する応援職員等が行う応援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

職員の派遣に要した人件費、旅費は応援市の負担とする。

応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は応援職員等への宿泊及び給食等は、被災市が現物又はその費用を負担する。

その他前各号に定めのない費用については、両市が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償等)

第9条 応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

応援職員等が応援活動中又は被災市への出勤及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。

応援活動に従事する応援職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成13年3月31日までとする。ただし、協定期間満了1ヶ月前までに、協定市のいずれからも異議の申し出がなければ、更に3年間延長することとし、以後同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成9年5月21日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年5月21日

新潟県十日町市千歳町3丁目3番地  
十日町市長 本田 欣二郎

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 石川 精二

## 11-4 災害時相互応援協定書（愛知県知立市）

魚津市と知立市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において、被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

### （連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

### （応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### （応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

### （応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

### （指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動する

ものとする。

( 応援経費の負担 )

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

( 災害補償等 )

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

( 平常時における活動等 )

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

( その他 )

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

( 効力の発生 )

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月7日

魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市長 澤崎 義敬

知立市広見三丁目1番地 知立市長 林 郁夫

( 立会人 )

魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市議会議長 廣田 俊成

( 立会人 )

知立市広見三丁目1番地 知立市議会議長 池田 滋彦

## 11- 5 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省北陸地方整備局）

国土交通省北陸地方整備局（以下「甲」という。）と、魚津市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、魚津市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 魚津市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 魚津市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・海岸・道路・公園・下水道・港湾等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月1日

甲 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

新潟県美咲合同庁舎1号館

国土交通省北陸地方整備局長 前川 秀和

乙 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

## 11-6 富山県市町村消防相互応援協定（県内市町村）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防の相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

（協定の適用範囲）

第2条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に基づく災害対策本部が設置される以前の事態に適用する。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

火災防ぎよのための消防隊の派遣

大規模な災害事故における救助隊及び救急隊の派遣

その他の災害に際し、防ぎよに必要な人員及び資器材の援助

（応援要請）

第4条 応援を受けようとする市町村長（以下「応援要請者」という。）は、応援側の市町村長（以下「応援者」という。）に次の事項を連絡のうえ、応援を要請しなければならない。

災害の種別

災害の状況

応援隊の種別、隊員数及び人員

防ぎよに必要な資器材の種別及び数量

応援の場所並びに誘導員の配置場所

その他必要な事項

2 応援要請者は、事後速やかに前項各号について文書をもって応援者に提出しなければならない。

（応援の方法）

第5条 応援要請を受けた場合、応援者はそれぞれの区域内の警備に支障のない範囲において、必要な応援をしなければならない。

2 応援は原則として要請によるものとする。ただし、隣接地域に発生した火災について、応援者が必要と認めた場合はこの限りでない。

3 火災以外の災害に対する応援は、前2項に準ずる。

（応援出動の通報）

第6条 応援者は、要請に基づき応援出動する場合は、次の事項を応援要請者に通報しなければならない。

応援隊の種別、隊数及び人員

応援隊の長の職、氏名

資器材の種別及び数量

出動時刻

その他必要な事項

2 前項の規定は、前条第2項ただし書きの場合に準用する。

( 応援隊の誘導 )

第7条 応援要請者は、応援隊の到着場所に誘導員を置き、応援隊の誘導を行わなければならない。

( 応援隊の指揮 )

第8条 応援隊の指揮者は、消防組織法第24条の4の規定に基づくほか次による。

指揮者は、応援要請市町村の消防長又は消防団長とする。

指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 応援隊の長は、現場到着及び活動の状況等を前項の指揮者に報告しなければならない。

( 情報の収集、通報 )

第9条 協定者は、情報の収集に努め、相互に連絡しなければならない。

( 応援経費 )

第10条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特別なものについては、関係当事者の協議により決定する。

応援に要した経常的経費は、応援者の負担とする。

応援者が、災害地において調達したものの経費は応援要請者の負担とする。

2 応援隊員に対する災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和31年法律第107号）の規定に基づき処理するものとする。

3 消防作業に従事した者に対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づき応援要請者において行うものとする。

4 賞じゅつ金の支給については、協定市町村が制定する関係条例等の規定に基づき応援要請者が応援者と協議のうえ処理するものとする。

5 現場において応援業務に従事中、第三者に加えた人的、物的損害補償は、応援要請者において行うものとする。

( 運用細目 )

第11条 この協定の運用は、別に定める富山県市町村相互応援協定細目による。

( 協定の改正 )

第12条 協定者が、この協定の改正を行う必要があると認めるときは、協議するものとする。

( 協定の証 )

第13条 この協定の成立を証するため協定者は本書1通を作成し、記名捺印のうえ、富山県知事に保管を委託するとともにその写を各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、昭和44年3月7日から効力を発する。

上記のとおり協定する。

## 11-7 船舶火災の消火活動に関する業務協定（伏木海上保安部他9市町）

船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、伏木海上保安部と富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、入善町及び朝日町（以下「関係市町」という。）消防機関が協力し、円滑に消火活動を行うため、両者は次のとおり協定を締結する。

### （区域）

第1条 この協定の区域は、関係市町それぞれの行政区域に属する沿岸水域（港湾及び漁港を含む。）とする。

### （消火活動の担任区分）

第2条 ふ頭岸壁等にけい留された船舶、上架及び入渠中における船舶の消火活動は主として関係の消防機関が担任するものとし、伏木海上保安部はこれに協力するものとする。

2 上記以外の船舶の消火活動は主として伏木海上保安部が担任するものとし、関係の消防機関はこれに協力するものとする。

### （原因等の調査）

第3条 船舶火災の原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、伏木海上保安部と関係の消防機関がその都度協議して行うものとする。

### （資料等の交換）

第4条 法令に定めるもののほか、入港船舶の消防法及び港則法上の危険物積載の状況、消防資器材の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

### （船舶火災の通報）

第5条 伏木海上保安部又は関係の消防機関は、船舶火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

### （事後通報）

第6条 伏木海上保安部または関係の消防機関が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

### （経費の負担区分）

第7条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における負担は、伏木海上保安部と関係の消防機関が、その都度協議のうえ定めるものとする。

### （協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、以後協定期間満了の日1か月前までに両者の一方から協定終了の申出がなされないときは、この協定は引続き順次3年間有効期間を更新するものとする。

なお、この協定の有効期間内であっても、特殊な事情により改訂の必要を認めた場合は、両者が協議のうえ、本協定を改訂することができるものとする。

この協定の証として、協定者は本書11通を作成し、記名押印のうえ、各1通を所持するとともに、残り1通を富山県知事に保管を委託するものとする。

昭和48年5月17日

伏木海上保安部長	林 藤 吉 常
富山市長	改 井 秀 雄
高岡市長	堀 健 治
新湊市長	内 藤 友 明
魚津市長	清 河 七 良
氷見市長	堀 埜 豊 一
滑川市長	黒 田 松 次
黒部市長	寺 田 初 夫
入善町長	柚 木 榮 吉
朝日町長	中 川 雍 一

## 11- 8 高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定書

(黒部市 / 滑川市)

魚津市及び黒部市（以下「協定市」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に滑川市に基づき、それぞれの区域にかかる高速自動車国道北陸自動車道（以下「高速道路」という。）における消防及び救急の業務に関する応援について、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、高速道路において火災又は救急事故（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市相互間の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

## （応援）

第2条 協定市の長は、原則として当該協定市の区域内における災害発生地の市の長から応援を求められた場合は、応援を求められた協定市に属する消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を速やかに出動させるものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する市の消防機関が高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、別表に掲げる区分により災害の発生地に対し応援のため、消防隊等を出動させるものとする。

## （指揮）

第3条 応援のため出動した消防隊等の指揮は、応援を受けた市（以下「受援市」という。）の長が行うものとする。

2 前項の規定により難しい場合は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長が指揮するものとし、応援市が2以上にわたる場合は、先着応援市の長がこれを行うものとする。

## （出動区域）

第4条 応援市の出動区域は、原則として別表のとおりとする。

2 受援市は、応援市の消防隊等に積極的に協力するものとする。

## （経費の負担）

第5条 応援のため必要とする経費は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

機械器具の小破損の修理、機械用燃料その他の消耗資材、消防隊等の隊員（以下「隊員」という。）の諸手当及び被服等に要する諸経費は、応援市の負担とする。ただし、消費した消火薬剤並びに応援が長期間にわたった場合における現地での補給燃料及び隊員の給食のために要した経費は受援市の負担とする。

隊員の公務災害補償及び賞じゅつ金のために要する経費は応援市の負担とする。

応援市が、応援出動中に消防機械器具に重大な損傷を生じた場合又は建物、施設若しくは一般人等に損害を与えた場合における損害賠償又は損失補償は、その都度受援市と協議して定めるものとする。

## （情報交換）

第6条 協定市は、この協定の適正な運用を期するために必要な情報を交換するものとする。

## （委任）

第7条 この協定に規定するもののほか、この協定の実施について必要な事項は、協定市の消防長が協議して定

めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市で協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、昭和58年12月13日から昭和59年12月12日までとする。

2 有効期間満了の1箇月前までに、協定市のいずれからもこの協定の改廃の意思表示がないときは、更に1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

3 この協定の有効期間中であっても、協定市が協議のうえ、これを改廃することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

昭和58年12月2日

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 清 河 七 良

富山県黒部市三日市725番地  
黒部市長 荻 野 幸 和

昭和58年12月2日

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 清 河 七 良

富山県滑川市寺家町104番地  
滑川市長 宮 崎 進 策

## 11-9 ガス爆発事故等防止対策に関する協定書

(富山県LPガス協会魚津支部・北陸電力株式会社魚津営業所)

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内におけるガス漏れ事故及びガス爆発事故等(以下「ガス漏れ事故等」という。)の発生に際し、第2条に規定する関係各機関相互の連絡、通報、出動体制及び任務分担等について協定し、現場活動の円滑化を図り、被害を最小限に止めることを目的とする。

(協定機関)

第2条 この協定は、次に掲げる各機関(以下「協定機関」という。)相互間において締結するものとする。

魚津市消防本部

富山県LPガス協会魚津支部(株式会社丸八)

北陸電力株式会社魚津営業所

(協定の対象とする事故等)

第3条 この協定の対象とするガス漏れ事故等は、次の各号に掲げるものとする。

ガス漏れ事故

ガス漏れの疑いの通報があったもの

ガス爆発事故

故意によるガス放出事故

その他、関係機関の対応を必要とする事故

(任務分担)

第4条 ガス漏れ事故等の現場(以下「現場」という。)における関係機関の任務分担は次のとおりとする。

火災警戒区域又は消防警戒区域(以下「火災警戒区域等」という。)の設定

消防機関は、地域住民等に対する危険防止のため火災警戒区域等の設定を行う。

ガス検知活動

ア 第2条第2号に掲げる協定機関(以下「ガス事業者等」という。)が行うことを原則とする。

イ 消防機関は、火災警戒区域の設定に必要なガス検知活動を行うものとする。

避難の指示

消防機関は、関係行政機関と緊密な連携のもとに、火災警戒区域内にある住民に対し適切な避難の指示をするものとする。

ガスのしゃ断等

ア ガス事業者等がしゃ断することを原則とする。

イ 消防機関がガス事業者等より先に現場に到着し、ガス事業者等が未到着の場合等で、消防機関が爆発等の二次災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、消防機関がガスのしゃ断装置等の操作を行うことができるものとする。

電気の供給しゃ断等

北陸電力株式会社魚津営業所(以下「北陸電力」という。)が行うものとする。

救助、救出活動

消防機関及び関係行政機関が協力して行うものとする。

漏えいガス、滞留ガスの処理

ガス事業者等が行うことを原則とする。

現場広報

協定機関は、それぞれの任務分担に応じた現場広報を行うものとする。

(通報の取扱い)

第5条 ガス漏れ事故等を最初に覚知した機関は、通報者からの通報者の氏名、事故発生場所、ガス漏れの状況等を聴取し、直ちに関係する協定機関に電話等で通報をするものとする。ただし、ガス事業者等が覚知した場合で当該ガス漏れ事故等に対して、ガス事業者等が独自で処理できると判断したときは、通報しないことができる。

2 ガス漏れ事故等を最初に覚知した機関は、通報者に対して必要に応じ、ガス栓の閉止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置を指示するものとする。

(出動体制)

第6条 ガス漏れ事故等を覚知し、又は通報を受けた関係する協定機関は、直ちに出動するものとする。

2 各協定機関の出動体制は、第4条に定めるそれぞれの任務分担に応じ、この協定に定める現場の活動が有効、的確かつその責任を完遂できる体制とすること。

(現場本部の設置)

第7条 現場に到着した関係機関の責任者は、直ちに集合し、協議により必要に応じ現場付近にガス漏れ事故等現場本部(以下「現場本部」という。)を速やかに設置する。

2 現場本部が設置された場合は、消防の現場本部旗等により、その位置を標示するものとする。

(現場の協議)

第8条 現場本部は、ガス漏れ事故等に係る災害の防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項を協議し、各協定機関は、任務分担に応じ必要な措置を講ずるものとする。

情報の処理に関すること。

火災警戒区域等の設定及び範囲に関すること。

救助、救出活動に関すること。

住民等に対する避難の指示の要否及び範囲に関すること。

住民等に対する火気使用制限等の広報に関すること。

電気の供給しゃ断要否及び範囲並びに電気しゃ断区域内の送電可否及び範囲に関すること。

ガスのしゃ断の要否及び範囲に関すること。

漏えいガス、滞留ガスの処理に関すること。

建物等への進入方法に関すること。

その他必要な事項

2 現場本部が設置されていない場合においては、消防の現場最高指揮者を中心に協議して、必要な措置をとるものとする。

## (現場の活動)

第9条 協定機関は、次の各号に掲げる事項に留意し、それぞれの現場活動を行うものとする。

## 火災警戒区域等の範囲設定

火災警戒区域の設定は、原則として次のとおりとする。ただし、必要に応じて設定範囲を拡大又は縮小するものとする。

## ア 地下街等

当該地下街等全体及びその地上部分にあつては、ガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲

## イ その他の場所

ガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲

## ガス検知活動

ア ガス事業者等及び消防機関はガス検知活動を行う場合は、相互に緊密な連携を保ち、迅速かつ的確に行うものとする。

イ ガス爆発危険区域は、おおむねガス爆発下限界の30パーセント以上のガス濃度の区域とし、当該濃度のガスを検知した場合は、直ちに現場本部に報告し、必要な措置をとるものとする。

## ガス事業者等によるガスのしゃ断又は修理等

ガス事業者等は、事故の内容によりガスのしゃ断又はガス漏れ箇所等の検索及び修理等の必要な作業を迅速かつ的確に行うものとし、ガスしゃ断の状況及びしゃ断の範囲を現場本部に報告しなければならない。

## 消防機関によるガスのしゃ断

消防機関が緊急やむ得ずガスのしゃ断を行ったときは、現場に到着したガス事業者等にしゃ断等の措置の内容を説明し、ガス事業者等はしゃ断等の状況の再確認をするほか、事後の処置等を引き継ぐものとする。

## 北陸電力による電気の供給しゃ断等

北陸電力は、現場本部又は協定機関の指示・要請により、現場の電気の供給しゃ断及び同しゃ断区域内で災害発生のおそれがなく送電可能となった区域の送電作業を迅速かつ的確に行うものとする。ただし、電気の供給しゃ断により重大な影響を受ける施設（病院等）の有無について留意するものとする。

## 自家用電気工作物内の電気のしゃ断

現場において電気事業法第60条第2項に定める自家用電気工作物内の電気のしゃ断を必要とする場合は、現場本部から当該自家用電気工作物の設置者に、電気のしゃ断を指示するものとする。ただし、設置者からのしゃ断要請を受けた場合、又は設置者にしゃ断指示が不能の場合でしゃ断に緊迫を要する場合は、現場本部又は協定機関の指示・要請により北陸電力がしゃ断の作業を行うものとする。

## 情報の収集、処理

収集された情報の処理は、現場本部において協定機関の現場の責任者で協議し処理するものとする。

## 避難の指示

避難の指示は、ガス事業者等と緊密な連携を保ち、特にガス爆発危険区域内の住民等を最優先に行うものとする。

## 救助、救出活動の協力

消防機関は、関係行政機関と緊密な連絡のもとに救助・救出活動を行うものとする。

漏えいガス、滞留ガス処理の協力

現場に出動した協定機関は、緊密な連絡を保ち、ガス事業者等が行う漏えいガス、滞留ガスの排除活動に協力するものとする。

(事後の処理)

第10条 現場本部又は出動した協定機関の協議により、災害発生のおそれがなくなると認められた場合における事後措置は、第4条に定める任務分担の機関が次の各号により行うものとする。

火災警戒区域等の解除

消防機関は、速やかに火災警戒区域等を解除し、必要な措置を講ずるものとする。

ガスの再供給

ガス事業者等は、ガス使用等に対する必要事項の周知及び個別点検等二次災害発生の防止措置を講じたうえでガスしゃ断後のガス供給再開を行うものとする。

電気の再供給

北陸電力は、電気再供給に関する必要な措置を講じたうえで、電気しゃ断後の供給再開を行うものとする。

(協同訓練の実施)

第11条 協定機関は、本協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練等を実施するものとする。

(連絡会議)

第12条 協定機関は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(実施細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、それぞれ関係する協定機関相互で協議して定めるものとする。

(協定書の効力発生)

第14条 この協定書は、昭和63年1月28日から効力を発するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため、協定書3通作成し協定機関がそれぞれ署名押印して各1通を保管する。

昭和63年1月28日

魚津市消防本部

消防長 清 河 七 良

富山県LPガス協会魚津支部

支部長 大 崎 利 男

北陸電力株式会社魚津営業所

所 長 魚 倉 哲 治

## 11-10 富山県消防防災ヘリコプター支援協定書（富山県）

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第18条の3第2項の規定により、富山県（以下「甲」という。）と魚津市（以下「乙」という。）とは、同条第1項の規定による消防の支援（以下「支援」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、組織法第18条の3第1項の規定により、甲がその所有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）を用いた乙に対する支援が、迅速かつ円滑に実施されるため、必要な事項を定めるものとする。

## （協定区域）

第2条 この協定に基づき魚津市長（以下「市長」という。）が支援を要請することができる区域は、魚津市の区域とする。

## （要請の基準）

第3条 この協定に基づく支援の要請は、組織法第1条に規定する消防の任務を乙が遂行する場合に行うものとする。

## （要請の要件）

第4条 この協定に基づく支援の要請は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、ヘリコプターの活動が必要と市長が判断するときに行うものとする。

災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

乙の消防力によっては、災害の防御等が著しく困難と認められる場合

前2号に掲げる場合のほか、救急搬送等の緊急性があると認められる場合

## （要請の方法）

第5条 市長は、富山県知事（以下「知事」という。）に対して、次に掲げる事項を明らかにして、支援の要請をするものとする。

災害等の種別

災害等の発生日時、場所及び被害の状況

災害等の発生現場の気象状況

災害等の現場の最高指揮者の職及び氏名並びに当該最高指揮者との連絡方法

場外離着陸場の所在地及び受入体制

支援に要する資機材の品目及び数量

その他必要事項

## （航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定による支援の要請があったときは、災害等の状況及びヘリコプターの活動現場等の気象状況等を確認のうえ、支援の可否を決定し、市長にその旨を回答するものとする。

2 知事は、前条の規定による支援の実施を決定したときは、消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

(要請前の派遣)

第7条 知事は、前2条の規定にかかわらず、魚津市に第4条各号に該当する事態が発生し、ヘリコプターの活動が必要と認めるときは、市長の要請が行われる前であっても、航空隊を派遣することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により航空隊を派遣したときは、市長に対して、その旨を速やかに通報するものとする。

(活動現場における連携)

第8条 第6条第2項及び前条第1項の規定により派遣される航空隊は、活動現場において、乙の消防機関と相互に密接に連携して行動するものとする。

(支援の中断等)

第9条 知事は、特別な事態が生じた場合は、支援を中断し、又は中止することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に係る経費は、甲が負担するものとする。ただし、支援を受入れるためのヘリコプターの場外離着陸場の整備の経費その他支援に付随する経費は、乙が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定について疑義が生じた事項又は定めのない事項については、必要に応じて甲乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 富山県知事 中 沖 豊

乙 魚津市長 石 川 精 二

## 11-11 携帯電話等による119番通報の対応に関する協定書（県内市町村）

富山県の市町村は、携帯電話等による119番通報の対応について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、富山県内における携帯電話又は自動車電話（以下「携帯電話等」という。）による119番通報に関し、電波の特性等の事由により管轄する市町村の区域以外からの携帯電話等による119番通報（以下「管轄外通報」という。）を受信する場合における処理その他必要な事項を定めるものとする。

（直接受信の例外）

第2条 舟橋村の区域の通報については、立山町消防本部で受信するものとする。

（転送等）

第3条 管轄外通報を管轄消防本部へ伝達する手段は、119番着信回線の転送を基本とする。ただし、転送が困難な状態となったときは情報聴取後の伝達とする。

2 前項ただし書の規定による伝達は、優先電話等によるものとし、次の事項を伝達するものとする。

火災、救急、救助等の事故種別

事故発生場所、事故概要

その他必要な事項

3 舟橋村の区域からの通報について、立山町消防本部以外の消防本部が受信した場合は、立山町消防本部に転送又は伝達するものとする。

（消防本部の責務）

第4条 各消防本部は、前条の規定による転送又は伝達を迅速に送受信できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 前条の規定による転送又は伝達を行う消防本部は、当該転送又は伝達に係る消防事務を迅速かつ的確に処理するものとする。

（記録）

第5条 転送又は伝達が行われた場合には、相互の消防本部は、その記録を必要期間保存するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定による転送及び伝達に使用する機器については、各消防本部がそれぞれ整備し、これに関する維持管理についても負担する。

2 転送及び伝達に係る通信経費は、転送を行った消防本部の負担とする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、協定期間の終了する日までに、各消防本部からなんらかの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義等）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、必要に応じ協議して定めるものとする。

(前協定の失効)

第9条 携帯電話等による119番通報の対応に関する協定書(平成11年5月18日締結)は、この協定締結の日以降その効力を失う。

(経過措置)

第10条 この協定締結の日から平成18年3月30日まで(以下「経過措置期間」という。)における第2条の適用については、「舟橋村の区域の通報については、立山町消防本部で」とあるのは「宇奈月町の区域の通報については黒部市消防本部で、舟橋村の区域の通報については立山町消防本部で」と読み替えるものとする。

2 経過措置期間における第3条第3項の適用については、「舟橋村」とあるのは「宇奈月町又は舟橋村」と、「立山町消防本部以外の」とあるのは、「黒部市消防本部又は立山町消防本部以外の」と、「立山町消防本部に」とあるのは「宇奈月町の区域からの通報については黒部市消防本部に、舟橋村の区域からの通報については立山町消防本部に」と読み替えるものとする。

この協定の成立を証するため本書15通作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成17年12月1日

富山市長	森	雅	志
高岡市長	橘	慶	一郎
魚津市長	澤	崎	義敬
氷見市長	堂	故	茂
滑川市長	中	屋	一博
黒部市長	堀	内	康男
砺波広域圏事務組合管理者	安	念	鉄夫
小矢部市長	大	家	啓一
射水市長	分	家	静男
上市町長	伊	東	尚志
立山町長	大	辻	進
宇奈月町長	中	谷	延之
入善町長	米	澤	政明
朝日町長	魚	津	龍一
舟橋村長	金	森	勝雄

## 11-12 海難救助活動に関する覚書（滑川市、黒部市、入善町、朝日町）

魚津市が海難救助船を用いて行う、人命、船舶の救助活動及び消火活動等（以下「海難救助活動」という。）について、魚津市と滑川市、黒部市、入善町及び朝日町（以下「関係市町」という。）が協力し、円滑に海難救助活動を行うため、関係市町は覚書を締結する。

（区域）

第1 この覚書は、関係市町それぞれの行政区域に属する沿岸海域（港湾を含む。）とする。

（海難救助活動の要請）

第2 魚津市は、関係市町に属する海域で火災又は事故が発生し、出動要請があったときは、海難救助船を現場に出動させることとする。

ただし、気象状況、その他の理由により出動できないときは、関係市町と協議する。

（原因等の調査）

第3 船舶火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、現場を管轄する市町の消防機関が行う。

ただし、管轄する市町が定かでない場合は、その都度関係する消防機関と協議する。

（事後通報）

第4 魚津市が他市町の管轄する海域において単独で海難救助活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を関係する市町に連絡するものとする。

（経費の分担）

第5 活動及び維持に要する経費の負担は、別に定める。

（資料等の交換）

第6 海難救助活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（その他必要事項）

第7 この覚書の他に必要な事項は、魚津市と関係市町が協議し定める。

（覚書の有効期間）

第8 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、関係市町のいずれからもこの覚書の改廃の意思表示がないときは、更に1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、各々記名押印のうえ、各自1通を保持する。

平成7年12月13日

魚津市長	石川	精二
滑川市長	澤田	寿朗
黒部市長	荻野	幸和
入善町長	柚木	春雄
朝日町長	魚津	龍一

## 11-13 災害等の相互応援給水に関する覚書（黒部市）

魚津市と黒部市は、災害その他非常の場合における災害対策連絡管による相互応援給水について、次のとおり覚書を取り交わす。

（応援給水の開始）

第1条 受水者（以下「甲」という。）は、災害その他により緊急に応援給水の必要が生じたときは、供給者（以下「乙」という。）に対し応援給水を依頼するとともに、水道法及び日本水道協会富山県支部水道災害相互応援要綱（以下「応援要綱」という。）の定めるところにより、富山県知事（以下「県知事」という。）及び日本水道協会富山県支部長（以下「県支部長」という。）に報告するものとする。

2 事故による応援給水の場合は、前項を準用する。（以下同様とする。）

3 乙は、甲から応援給水の依頼を受けたときは、速やかに対応措置を施し、甲乙相互連絡により乙の給水区域の給水に支障のない範囲において、応援給水を行うものとする。

（応援給水の管理）

第2条 応援給水に必要な器具及び施設の管理は、甲乙双方が行うものとする。

（器具の設置等）

第3条 応援給水を行うときは、原則として乙が量水器を取り付けるものとする。

2 甲乙双方の連絡バルブは、通常封印しておくものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援経費の負担については、応援要綱第11条の定めるところによる。ただし事故による場合は、双方協議するものとする。

（応援給水終了の措置）

第5条 甲は、応援給水の必要がなくなったときは、速やかに乙及び県知事並びに県支部長に対しその旨を連絡するとともに、甲乙立ち会いのうえ、応援給水に要した器具の取り外しを行うものとする。

（連絡の窓口）

第6条 甲乙の応援給水に関する連絡窓口は、応援要綱別表第1に定める担当課とする。

（有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに双方から別段の意思表示がないときは、さらに1年間この覚書を継続するものとし、以後同様とする。

（細目事項）

第8条 この覚書に定めるもののほか必要な運用事項は、別に定めるものとする。

（その他）

第9条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年4月1日

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市水道事業

魚津市長 石川 精二

富山県黒部市三日市725番地

黒部市水道事業

黒部市長 荻野 幸和

## 11-14 鉄道災害時の安全対策に関する覚書

(西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、日本貨物鉄道株式会社金沢支店)

富山県の消防機関（富山市消防局・高岡市消防本部・射水市消防本部・魚津市消防本部・氷見市消防本部・滑川市消防本部・黒部市消防本部・砺波広域圏消防本部・小矢部市消防本部・入善町消防本部・朝日町消防本部）（以下「甲」という。）と鉄道機関（西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社）（以下「乙」という。）は、乙が営業している鉄軌道敷内及び沿線等で、甲の出動を必要とする人身事故等及び火災（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施するためこの覚書を交換する。

- 1 災害時における消防活動を円滑に遂行するため、甲及び乙は、相互に協力するよう努めるものとする。
- 2 甲は、鉄軌道敷内及び沿線等での災害を覚知した場合、乙に通報する。
- 3 乙が鉄軌道敷内及び沿線等での災害を認知した場合、甲への通報に際し、甲が対応体制を整えるために必要な、別表第1に掲げる情報を可能な限り通報するものとする。また、第1通報の後、甲が到着するまでの間において、その時に通報することができなかった情報や新たな情報を得た場合についても、同様とする。
- 4 甲及び乙相互の情報連絡先は、別表第2に定める。
- 5 乙は、甲の到着後、速やかに、別表第3に掲げる事項について、把握している情報を伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 6 甲は、消防活動に際して、乙が行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲の列車の停止、徐行等の運行方法について、乙に要請することができるものとする。
- 7 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動の状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表第4に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 8 甲は、消防活動が終了し列車の停止等を解除する場合、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、運転規制の解除又は、変更に際して、甲に連絡するものとする。
- 9 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 10 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報の交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。
- 11 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、協議し決定するものとする。

この覚書は、平成18年10月1日から実施する。

平成18年9月30日

(甲)

富山市消防局	消防局長	藪	腰	政	輝
高岡市消防本部	消防長	小	林	紀	孝
射水市消防本部	消防長	塚	本	廣	文

---

魚津市消防本部	消防長	澤田祥治
氷見市消防本部	消防長	脇清次
滑川市消防本部	消防長	石倉俊明
黒部市消防本部	消防長	谷口政芳
砺波広域圏事務組合	消防長	有若隆
小矢部市消防本部	消防長	伊藤正之
入善町消防本部	入善町消防長事務取扱	入善町長 米澤正明
朝日町消防本部	消防長	魚津龍一

## (乙)

西日本旅客鉄道株式会社	金沢支社	安全対策室長	竹之内博
日本貨物鉄道株式会社	金沢支店	支店長	飯田聡

## 11-15 鉄道災害時の安全対策に関する覚書（富山地方鉄道株式会社）

富山地方鉄道本線・立山線・上滝線（以下「鉄道線」という。）沿線の消防機関（滑川市消防本部・魚津市消防本部・黒部市消防本部・立山町消防本部・上市町消防本部）（以下「甲」という。）と富山地方鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙の線路敷を含む鉄道用地内及び沿線等（以下「鉄道沿線」という。）で、甲の出動を必要とする事故及び火災等（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動（以下「消防活動」という。）及び公共交通機関の輸送安全を確保するためこの覚書を交換する。

- 1 災害時における消防活動を円滑に遂行するため、甲及び乙は、相互に協力するものとする。
- 2 甲及び乙相互の情報連絡先は、別表第1に定める。
- 3 乙が鉄道沿線で災害を認知した場合、甲への出動を要請する通報に際し、甲が対応体制を整えるために必要な、別表第2に掲げる情報を可能な限り通報するものとする。

また、第1報の後、甲が到着するまでの間において、そのときに通報することができなかった情報や新たな情報を得た場合についても同様とする。

- 4 乙は、甲の到着後、速やかに、別表第3に掲げる事項について、把握している情報を甲に伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 5 甲は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙の鉄道沿線で災害が発生し、乙の施設または列車の運行に影響を生ずると判断した場合、乙に対し、別表第2に掲げる情報及び新たな情報を可能な限り通報するものとする。
- 6 甲は、消防活動に際して、乙が既に行っている安全管理措置を安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲において列車の停止又は徐行等の運航方法について、乙に要請することができるものとする。

この場合、甲及び乙は相互に連絡責任者を定め、甲は乙からの列車の停止等の手配完了を確認した後、消防活動にあたるものとする。

尚、人命等に関わる緊急な場合は、甲が現地において直接乙の乗務員に対し、列車の停止を要請することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

- 7 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表第4に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 8 甲は、消防活動が終了し列車の停止又は徐行を解除する場合、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、乙が実施した列車の停止又は徐行を解除する場合、甲に連絡するものとする。

この場合において、甲及び乙相互の連絡は上記6で定めた連絡責任者が行うものとする。

- 9 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。
- 10 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 11 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、協議し決定するものとする。

この覚書は、平成19年2月14日から実施する。

平成19年 2月13日

(甲)

滑川市消防本部 消防長 石 倉 俊 明

魚津市消防本部 消防長 澤 田 祥 治

黒部市消防本部 消防長 谷 口 政 芳

立山町消防本部 消防長 舟 橋 貴 之

上市町消防本部 消防長 伊 東 尚 志

(乙)

富山地方鉄道株式会社 代表取締役社長 桑 名 博 勝

## 11-16 災害時における魚津市と郵便局の協力に関する協定書（市内郵便局）

魚津市（以下「甲」という。）と魚津市内の郵便局（以下「乙」という。）とは、魚津市内における地震等の災害時において、魚津市地域防災計画に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、魚津市内で災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができるものとする。

災害救助法適用時における郵便・郵便貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

甲が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所、臨時郵便局、郵便差出箱の設置場所等としての提供

乙が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所、避難場所等としての提供

甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況情報の相互提供

前各号に掲げるもののほか、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、相互に協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 甲は、魚津市災害対策本部への職員の派遣を乙に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否確認情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては魚津市総務部総務課長、乙においては魚津郵便局総務課長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年11月13日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年11月13日

甲 魚津市長 石川 精二

乙 魚津市内郵便局代表  
魚津郵便局長 中川 武喜史

## 11-17 災害時における応急対策業務に関する協定書（魚津建設業協会）

魚津市（以下「甲」という。）と魚津建設業協会（以下「乙」という。）とは、魚津市内における地震等の災害時において、魚津市地域防災計画に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、魚津市の地域において、台風、集中豪雨、火災及び地震等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う災害応援対策の確保を図るため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時における資機材の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、資機材調達の一請をするものとする。

2 甲は、前項の規定により一請をするときは、資機材調達一請書（様式第1号）により行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話、その他の方法により一請するものとする。

3 甲は、災害時における応急対策工事等業務の必要性があると認めるときは、乙に対し、応急対策工事等業務実施の一請をするものとする。

4 甲は、前項の規定により一請をするときは、災害応急対策業務一請書（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、その他の方法により一請するものとする。

### （一請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の一請を受けたときは、適切な調達及び施工できるよう速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、営業時間外においても極力甲からの一請に応ずるものとし、いつでも一請に応じるための連絡体制を平常から確立しておくものとする。

### （連絡責任者）

第4条 一請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲においては建設部建設課長を、乙においては魚津建設業協会事務局長を連絡責任者とする。

### （資機材の引渡し）

第5条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は該当場所へ職員を派遣して調達資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### （資機材の価格等）

第6条 資機材の価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

2 甲は乙から支払い請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払うものとする。

### （請負契約の締結）

第7条 応急対策工事等業務の実施にあたり、甲は、乙に対し見積書の作成に際して参考となる資料を送付し、承諾書及び見積書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、緊急に応急対策工事等業務を施工する必要がある、甲が参考資料の送付が不可能な

場合は、乙の着手後、甲と乙は速やかに参考資料、承諾書及び見積書の提出並びに請負契約の締結をするものとする。

(工事実施手続き等)

第8条 応急対策工事等業務は、公共土木施設等の機能の維持又は回復に係る必要最低限の工事とする。

2 乙は、応急対策工事等業務に着手した場合、被災状況及び業務内容が判定できる写真並びに関係資料を整理し、速やかに甲に提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成14年2月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成14年2月27日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 石川 精二

乙 魚津市吉島1102  
魚津建設業協会  
会長 朝野 昌成

様式第1号

資機材調達要請書

1. 資機材

要請資機材名	仕様	数量	単価	金額

2. 納期           平成    年    月    日

3. 引渡場所

4. その他

平成    年    月    日

魚津市建設業協会  
会長                    殿

魚津市長

様式第2号

災害応急対策業務要請書

1. 災害応急対策業務

応急対策工事等名	場所	仕様	数量	金額

2. 留意事項

平成    年    月    日

魚津市建設業協会  
会長                    殿

魚津市長

## 11-18 災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書

(魚津市農業協同組合)

魚津市(以下「甲」という。)と魚津市農業協同組合(以下「乙」という。)とは、魚津市内における地震等の災害時において、魚津市地域防災計画に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、魚津市の地域において、台風、集中豪雨、火災及び地震等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲が行う応援物資及び生活必需物資(以下「物資」という。)の供給の確保を図るため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、物資調達の要請をするものとする。

2 甲は、前項の規定により要請をするときは、物資調達要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な調達ができるよう速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、営業時間外においても極力甲からの要請に応ずるものとし、いつでも要請に応じるための連絡体制を平常から確立しておくものとする。

(物資の調達)

第4条 物資の種類は次のとおりとする。

米

食料品

その他甲が必要とする物資

2 物資の調達数量は、乙が確保できる数量とする。

(連絡責任者)

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲においては総務部財政課長を、乙においては魚津市農業協同組合管理室長を連絡責任者とする。

(物資の引渡し)

第6条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は該当場所へ職員を派遣して調達物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(物資の価格等)

第7条 資機材の価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

2 甲は乙から支払い請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成14年2月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成14年2月27日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 石川 精二

乙 魚津市釈迦堂一丁目14番17号  
魚津市農業協同組合  
代表理事組合長 木村 隆太郎

様式第1号

物資調達要請書

1. 物資

要請物資名	仕様	数量	単価	金額
米				
食料品				
その他の物資				

2. 納期 平成 年 月 日

3. 引渡場所

4. その他

平成 年 月 日

魚津市農業協同組合  
代表理事組合長

殿

魚津市長

## 11-19 魚津市と株式会社新川インフォメーションセンターとの災害緊急放送に関する相互協定 (株式会社新川インフォメーションセンター)

魚津市(以下「甲」という。)と株式会社新川インフォメーションセンター(以下「乙」という。)とは、災害緊急放送に関して、つぎのとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は「魚津市地域防災計画」に基づき、緊急放送を通じて災害情報の適切な提供を行うことにより被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、つぎのとおりとする。

「災害」とは、暴風、大雨、大雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。

「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙がコミュニティチャンネルで行う臨時の放送や緊急割り込み放送をいう。

(運用)

第3条 災害緊急放送の運用にあたっては、乙の番組編成を尊重しつつ、次の各号に定める手順により放送するものとする。

甲は、魚津市防災情報提供システム等緊急割り込み放送が必要であると認めるときは、乙の承諾がなくとも乙が管理する放送システムを利用し、これを放送することができる。この場合において、その放送内容に関する責任は甲が負うものとし、放送後速やかに乙にその内容を連絡するものとする。

乙は、甲から要請があった場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送を行うものとする。また、魚津市災害対策本部が設置された場合は、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整えるものとする。

甲は、乙が緊急災害放送の必要性を認めた場合は、災害情報の提供を行うものとする。

甲は、乙の災害緊急放送にあたり、その施設利用について便宜を図る。

乙は、災害緊急放送の周知を図るため、伝送路の被害等があった場合は速やかにその復旧に努め、甲もその支援を行うものとする。

災害緊急放送の内容及び放送チャンネルは、乙が判断するものとする。

(責任者)

第4条 災害緊急放送を行うときの連絡を確実かつ円滑に行うため、双方に責任者を置き、次の職にあるものを充てる。

甲 魚津市企画総務部総務課長

乙 株式会社新川インフォメーションセンター総務部長

(訓練)

第5条 甲及び乙は、この協定の実効性を高めるため、災害緊急放送の訓練を適時実施する。

(費用の負担)

第6条 放送にかかわる費用負担は、次に掲げるとおりとする。

緊急割込放送のシステム維持及び放送等に係る費用は、原則として乙の負担とする。

緊急生放送に要する費用は、原則として乙の負担とする。

災害緊急放送の実施により、その間予定していた番組又はコマーシャルが放送できなかった場合は、乙と当該者等との協議により解決を図る。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間この契約を継続するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、著名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年11月2日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市釈迦堂一丁目14番17号  
株式会社新川インフォメーションセンター  
代表取締役社長 今 井 喜 義

## 11-20 災害時等における応急活動の協力に関する協定書

(魚津市管工事業協同組合)

魚津市(以下「甲」という。)と魚津市管工事業協同組合(以下「乙」という。)とは、地震及びその他の災害(以下「災害」という。)により、甲の所有する水道施設が被災した場合又は甲が必要と認めた場合における応急給水・応急復旧その他の応急措置(以下「応急活動」という。)の協力に関し、次のとおり協定する。

(協力要請)

第1条 甲は、魚津市内において災害が発生したことにより甲のみでは十分な応急活動の実施ができないとき、又は魚津市外における災害で甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

(要請手続)

第2条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、必要な人員及び資機材等について、乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

(対策本部の設置及び応援)

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うため対策本部を設置する。また、必要な人員及び資機材等を準備し、甲の指定する地区において応急活動に協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 乙が、この協定に基づく応急活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

(協力体制の報告)

第5条 乙は、この協定に基づき応急活動に出動させることができる人員及び資機材等について、甲の要請により報告するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成18年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤崎 義敬

乙 魚津市大海寺野830番1  
魚津市管工事業協同組合  
理事長 本田 正昭

## 11-21 災害時における物資供給に関する協定書

(NPO法人コメリ災害対策センター)

魚津市(以下「甲」という。)とNPO法人 コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

別表に掲げる物資

その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

## (費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

## (情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

## (協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

## (有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年12月1日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 新潟県新潟市清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢 一

## 別表

## 災害時における緊急対応可能な物資

大 分 類	主 な 品 目
作 業 関 係	作業シート、標識ロープ、誘導灯、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、散水ノズル
日 用 品 等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ローソク、マッチ、簡易ライター、使い捨てカイロ
水 関 係	飲料水、水缶
冷 暖 房 機 器 等	大型石油ストーブ、木炭、練炭、練炭コンロ
電 気 用 品 等	強力ライト、懐中電灯、ラジオ、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 11-22 災害時における情報収集及び伝達に関する協定

### ( 社団法人日本アマチュア無線連盟魚津クラブ )

魚津市(以下「甲」という。)と社団法人日本アマチュア無線連盟魚津クラブ(以下「乙」という。)は、災害時における情報収集及び伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

#### ( 目的 )

第1条 この協定は、甲の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員(以下「会員」という。)が甲に協力することにより、災害情報の収集及び伝達を円滑に行うことを目的とする。

#### ( 性格 )

第2条 アマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づくものとする。

#### ( 定義 )

第3条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第1号に定めるものとする。

#### ( 要請 )

第4条 甲は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにし、口頭・電話等により支援を要請するものとする。ただし、その後速やかに文書を提出するものとする。

災害の概況及び支援を要請する事由

支援を必要とする会員数

活動地域及び集結場所

支援の期間

前各号に掲げるもののほか、必要な事項

#### ( 支援内容 )

第5条 乙は、前条に基づき要請を受けたときは、直ちに必要な活動を行うものとする。また、要請がない場合であっても、収集した情報を甲に伝達するものとする。

#### ( 指揮権 )

第6条 支援活動に従事する会員は、甲の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

#### ( 便宜供与 )

第7条 甲は、第4条に基づき要請したときは、乙に対し支援活動に係る便宜をできる限り供与するものとする。

#### ( 会員名簿の提出 )

第8条 乙は、毎年1回、会員名簿を甲に提出するものとする。

#### ( その他 )

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年 6 月26日

甲 魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 社団法人日本アマチュア無線連盟魚津クラブ  
会長 青 木 政 人

## 11-23 災害時における救援物資提供に関する協定

(北陸コカ・コーラボトリング株式会社)

魚津市(以下「甲」という。)と北陸コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 協定解消の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年6月26日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 富山県高岡市内島3550番地  
北陸コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 稲 垣 晴 彦

## 11-24 災害時における生活必需物資の調達に関する協定

(株式会社大阪屋ショップ)

魚津市(以下「甲」という)と株式会社大阪屋ショップ(以下「乙」という)とは、災害時に必要な生活必需物資(以下「物資」という。)の調達、運搬に関し次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、魚津市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し可能な範囲において物資の提供を要請することができる。

(物資の範囲)

第2条 乙が甲に提供する物資は、次に掲げるものとする。

別表に掲げる物資

その他調達可能な物資

(物資提供等の協力)

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(要請の方法等)

第4条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置状況を甲に報告するものとする。

(物資の引渡し及び運搬)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲が別に指定する者が行うことができる。

2 甲は、物資の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した物資の価格及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払)

第8条 甲は、乙から前条の規定に基づく費用の請求があった場合は、請求のあった日から30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、甲が当該期日内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(連絡窓口)

第9条 甲と乙は、本協定にかかる連絡窓口となる部署について、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様とする。

(有効期間)

第10条 本協定は、平成19年10月11日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年10月11日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤崎 義敬

乙 富山市赤田487番地1  
株式会社大阪屋ショップ  
代表取締役 平邑 秀樹

別表 調達物資の範囲

1 食料及び飲料

おにぎり	果実
弁当	米穀
パン	野菜
缶詰	食肉
水	魚類
飲料	漬物
牛乳	佃煮
カップ麺	味噌・醤油
みそ汁	塩粉
レトルト食品	ミルク

2 生活必需品等

タオル	使い捨てカイロ(冬期)
雨具	軍手
おむつ(紙)	なべ
おむつカバー	やかん
生理用品	バケツ
石鹼、洗剤	哺乳ビン
ちり紙、ティッシュペーパー	卓上ボンベ
トイレットペーパー	懐中電灯
ポリ袋	乾電池
皿、茶碗	マッチ、ライター
はし	ローソク
蚊取線香(夏期)	

## 11-25 市有建築物の災害時における応急対策業務に関する協定（魚津市電設協会）

魚津市（以下「甲」という。）と魚津市電設協会（以下「乙」という。）とは、魚津市地域防災計画に基づき、甲が所有する建築物（以下「市有施設」という。）が地震等の災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務の実施について、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市有施設が被災した場合等の機能の確保及び復旧並びに被害発生予防措置等の応急対策業務の実施について定めることにより、救援活動や復旧活動等の円滑な実施に資することを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 乙が実施する応急対策業務の内容は次のとおりとする。

応急点検

応急対策工事

（協力要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策業務に必要性があると認めたときは、乙に対し当該業務の実施を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により要請するときは、施設名、応急対策業務の内容等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な応急対策業務が行えるよう速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に報告するものとする。

2 乙は、休日、夜間においても特別の理由がない限り、甲からの要請に応じるものとし、いつでも要請に応じるため連絡体制を平常時から確立しておくものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定する応急対策業務を行ったときは、被災状況及び業務内容が判定できる写真並びに関係資料を整理し、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定める。

3 応急対策工事は、市有施設の機能の維持又は回復並びに被害の拡大防止のために必要な最小限度の内容とする。

（費用の請求及び支払）

第7条 甲は、乙から前条の規定に基づく費用の請求があった場合は、請求のあった日から30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、甲が当該期日内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

（連絡窓口）

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては魚津市財政課、乙においては魚津市電設協会事務局とする。

(有効期間)

第9条 本協定は、平成19年11月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成19年11月16日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市本新町5番6号  
魚津市電設協会  
会長 吉 崎 実

## 11-26 災害時における緊急用燃料の供給に関する協定

( 社団法人富山県エルピーガス協会魚津支部 )

魚津市(以下「甲」という。)と社団法人富山県エルピーガス協会魚津支部(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定を締結する。

( 趣旨 )

第1条 本協定は、市内において地震、風水害その他災害(以下「災害」という。)が発生し、公共施設の応急復旧や避難所開設等における緊急用燃料として、液化石油ガス等( 燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。)の使用を必要とする場合において、LPガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

( 応援の要請 )

第2条 甲は、災害時において避難所等へのLPガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、別記様式に次の各号に掲げる事項を明示して、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

必要とするLPガス等の内容及び数量

LPガス等を必要とする場所

LPガス等の使用目的及び使用期間

その他参考となる事項

( 応援の実施 )

第3条 乙は、前条の規定に基づき、応援の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限り優先してLPガス等の供給に努めるものとする。

( 報告 )

第4条 乙は、前条の規定に基づく供給を完了した場合には、甲に対し次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。ただし、供給活動中における緊急を要する場合には、電話等により報告し、事後に文書を提出するものとする。

供給したLPガスの容器別の数量

その他必要な事項

( 連絡窓口 )

第5条 第2条の規定に基づく応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては魚津市財政課を、乙においては社団法人富山県エルピーガス協会魚津支部事務局をそれぞれの連絡窓口とする。

( 経費の負担 )

第6条 第3条の規定に基づく応援のために要する経費(ただし、人件費を除く。)は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

( 経費の支払 )

第7条 甲は、乙から前条の規定に基づく経費の請求があった場合は、請求のあった日から30日以内に当該経費

を支払うものとする。ただし、甲が当該期限内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(有効期間)

第8条 本協定は、平成19年11月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成19年11月16日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤崎義敬

乙 魚津市北鬼江2327番地  
社団法人富山県エルピーガス協会魚津支部  
支部長 慶野達二

## 11-27 災害時における応急対策活動に関する協定書

(財団法人北陸電気保安協会)

魚津市(以下「甲」という。)と財団法人北陸電気保安協会(以下「乙」という。)とは、市域において大規模な風水害、地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、魚津市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害時における応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、大規模災害に際して応急対策活動が必要であると認めるときは、乙に対し、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

(協力)

第2条 乙は、前条の規定に基づき要請がなされたときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定(電力復旧のための軽易な作業を含む。)並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所及び活動業務を指定して、文書又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 甲は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

(活動の実施)

第4条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣できない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時刻、保安用資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

(費用の負担・支払)

第5条 甲の要請した応急対策活動に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として甲乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡)

第6条 乙は、毎年1回、乙に関する事業所の組織図及びその事業所の連絡先を記載した書面を甲に対し提出するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定は、平成21年4月21日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(協議)

第8条 この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年4月21日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 富山市桜橋通り3番1号  
財団法人北陸電気保安協会  
理事長 長 田 武 嗣

## 11-28 災害時における飲料水の供給に関する協定書

(サントリーフーズ株式会社、北陸ペプシコーラ販売株式会社)

魚津市(以下「甲」という。)とサントリーフーズ株式会社(以下「乙」という。)と北陸ペプシコーラ販売株式会社(以下「丙」という。)とは、次の条項により、災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

(要請)

第1条 魚津市内に災害が発生し、かつ、甲の災害対策本部が設置された場合において、甲が飲料水を調達する必要があると認めるときは、甲は、乙丙に対し飲料水の供給を要請し、乙丙は、当該要請に基づき飲料水を提供する。なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、災害による断水又は避難等により被災した住民に飲料水を供給する必要があるときをいう。

(自動販売機の設置等)

第2条 乙丙は、甲が行う災害時における飲料水確保の一環として、甲が所管する施設に自動販売機を設置することができる。

- 2 乙丙は、設置場所及び台数について、甲及び甲が指定する施設の指定管理者に報告することとする。
- 3 乙丙は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた時は、甲にその都度報告することとする。
- 4 自動販売機の設置及び維持管理(電気代等)に要する費用については、乙丙が負担するものとする。

(飲料水供給の範囲)

第3条 乙丙の両者が甲の要請に基づき供給する飲料水は、次に掲げるとおりとする。

丙は、第1条に規定する緊急時、事前に協議し定められた自動販売機内の飲料水を甲に無償提供する。

乙は、甲から飲料水の供給要請があった場合、可能な限り供給するように努める。供給場所は避難所等、甲の指定する場所とする。

(緊急車両の指定)

第4条 甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、緊急通行確認申請にて乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別途甲乙協議し決定するものとする。

(備蓄物資の提供)

第5条 丙は、甲の所管する施設等に自動販売機を新規に設置した場合、1台につき天然水500mlペットボトル24本入ケースを10組、甲へ無償提供し、常に適切な使用期限で品質管理するものとする。

(要請の方法)

第6条 甲が、第3条第2号の乙へ飲料水の供給及び丙が設置した自動販売機の飲料水の供給の要請を行うときは、別紙1「飲料水供給要請書」により乙へ行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後速やかに「飲料水供給要請書」を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の連絡を受けた場合、飲料水の種類、数量、引渡場所、日時等を別紙2「供給可能数量報告書」により、甲に連絡する。
- 3 自動販売機の飲料水を使用する際、災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡ができなくなったとき

は、甲は、乙に対し要請を行うことなく、自動販売機の飲料水を使用することができるものとし、丙はそれを了承する。ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行うものとする。

(費用及び対価等)

第7条 第3条第2号の要請に基づき、乙が甲に供給した飲料水の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料水供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定は、平成21年5月26日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年5月26日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 東京都港区台場2丁目3番3号  
サントリーフーズ株式会社  
代表取締役社長 栗 原 信 裕

丙 石川県石川郡野々市町押野2丁目219  
北陸ペプシコーラ販売株式会社  
代表取締役 零 裕 司

## 別紙 1

## 飲料水供給要請書

サントリーフーズ㈱  
代表取締役社長 様

魚津市長

災害時における飲料水の供給に関する協定第 6 条第 1 項に基づき、次のとおり要請します。  
なお、同協定第 6 条第 2 項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1. 要請書番号	
2. 飲料水の種類・数量	
3. 引渡日時（納入希望日）	平成 年 月 日 時 分
4. 引渡場所	
5. 引渡方法	
6. 連絡先	
< 備考 >	

## 別紙 2

## 供給可能数量報告書

魚津市長 様

サントリーフーズ㈱

災害時における飲料水の供給に関する協定第 6 条第 2 項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1. 要請書受領日時	平成 年 月 日 時 分
2. 要請書番号	
3. 供給可能飲料水の種類・数量	
4. 引渡日時（納入日時）	平成 年 月 日 時 分
5. 引渡場所	
6. 引渡方法	
7. 連絡先	
< 備考 >	

## 11-29 災害時における応急対策業務に関する協定書

( 社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部 )

魚津市（以下「甲」という。）と社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部（以下「乙」という。）とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、甲の管理する道路、河川その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 応急対策業務の内容は、急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の調査及び応急措置とする。

（応急対策業務の体制）

第3条 乙は、甲と協議のうえ、本協定に賛同する会員の中から、連絡責任者を定め、甲に連絡体制表を提出するものとする。連絡責任者を変更する場合も、同様とする。

（実施要請）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、連絡責任者を通じて、応急対策業務の実施を要請するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（従事者の損害補償）

第6条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（被害状況等の報告）

第7条 乙は、公共土木施設の被害状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況を把握した場合、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 富山市安住町3番14号  
社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部  
支部長 村尾 干 尹

## 11-30 災害時における応急対策業務に関する協定書（富山県地質調査業協会）

魚津市（以下「甲」という。）と富山県地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、甲の管理する道路、河川その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 応急対策業務の内容は、公共土木施設の応急対策に関する地質調査とする。

（応急対策業務の体制）

第3条 乙は、甲と協議のうえ、本協定に賛同する会員の中から、連絡責任者を定め、甲に連絡体制表を提出するものとする。連絡責任者を変更する場合も、同様とする。

（実施要請）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、連絡責任者を通じて、応急対策業務の実施を要請するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（従事者の損害補償）

第6条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（被害状況等の報告）

第7条 乙は、公共土木施設の被害状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況を把握した場合、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 富山市安住町3番14号  
富山県地質調査業協会  
会長 津 嶋 春 秋

## 11-31 災害時における応援業務に関する協定（社団法人富山県測量設計業協会）

魚津市（以下「甲」という。）と社団法人富山県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、魚津市地域防災計画に基づき、甲と乙との災害時における協力に関し、必要な事項を定める。

（応援要請）

第2条 甲は、魚津市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

市管理公共土木施設等の被災状況の調査

市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計

前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（協力体制の整備改善）

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

必要な協力の内容

業務を実施する場所

前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、会員に応急対策業務の実施を要請したときは、実施した会員と遅滞なく業務等委託契約を締結するものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 第3条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（連絡体制の整備）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡

するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間この協定を継続するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 富山市大泉本町1丁目12番14号  
社団法人富山県測量設計業協会  
会長 楠 則 夫

## 11-32 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（株式会社壱番屋）

（目的）

第1条 富山県（以下「甲」という。）と株式会社壱番屋（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、甲の各市町村内に直営店及びフランチャイズ契約により加盟されている店舗（以下、「店舗」という。）が所在する乙と、当該市町村（以下、「市町村」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（支援ステーションの設置）

第3条 甲又は市町村は乙に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼し、乙はこれを受諾するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制約から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第4条 甲又は市町村は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲又は市町村及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲又は市町村から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲又は市町村が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲又は市町村の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第6条 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化に鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

## (経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

## (情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

## (有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から当該年度の3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月8日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井 隆一

乙 愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号  
株式会社壱番屋  
代表取締役社長 浜島 俊哉

社団法人日本フランチャイズチェーン協会加盟、以下9社と同様の協定を締結

(株)モスフードサービス

(株)吉野家

(株)オートバックスセブン

(株)サークルKサンクス

(株)セブン-イレブン・ジャパン

(株)ローソン

(株)デイリーヤマザキ

(株)ファミリーマート

(株)ポプラ

## 11-33 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書 ( 富山県石油商業組合 )

( 目的 )

第1条 富山県(以下「甲」という。)と富山県石油商業組合(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション(以下「支援ステーション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、並びに、災害時における災害応急・復旧対策活動に必要な石油燃料を安定的に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

( 協定の効力 )

第2条 この協定は、乙の組合員の給油所(以下、「給油所」という。)が所在する富山県内の市町村(以下、「市町村」という。)が、乙と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

( 支援ステーションの設置 )

第3条 甲又は市町村は乙に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼し、乙はこれを受諾するものとする。

( 支援の内容 )

第4条 甲又は市町村は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力又は石油燃料の供給を要請することができるものとする。

( 1 ) 乙の給油所において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

( 2 ) 乙の給油所において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

( 3 ) 災害対策上特に重要な施設等で、甲又は市町村が指定するものに対する石油燃料の供給

( 4 ) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条による緊急通行車両その他甲又は市町村が指定する車両に対する石油燃料の供給

2 前項に規定する給油所は、支援ステーションの設置及び石油燃料の供給に賛同する給油所であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な給油所とする。

3 甲又は市町村及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

( 支援の実施 )

第5条 乙は、前条の規定により甲又は市町村から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するとともに、前条第1項第3号及び第4号に規定する石油燃料の供給を実施するものとする。ただし、甲又は市町村が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲又は市町村の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

( 支援ステーション・ステッカーの掲出 )

第6条 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力給油所の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の給油所へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化に鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条第1項第1号及び第2号に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとし、同項第3号及び第4号の規定に基づき乙が供給した石油燃料の対価及び運搬費用については、原則として、当該石油燃料の供給を受けた者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から当該年度の3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成23年11月8日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井 隆一

乙 富山県富山市小中710番  
富山県石油商業組合  
理事長 長沼 克博

## 11-34 災害時等の応援に関する協定書（株式会社北陸銀行）

富山県（以下「甲」という。）及び株式会社北陸銀行（以下「乙」という。）は、富山県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、地域防災力の向上や県民への救援活動等に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が行う平常時における防災意識の普及啓発活動並びに災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動の実施に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（活動の内容）

第2条 乙が第1条に定める目的を達成するために行う活動の内容は、次のとおりとする。

平常時における防災意識の普及啓発活動

- ア 「防災セミナー」の開催、防災アンケート実施による県民のニーズの把握等
- イ 乙が行う「防災訓練」の実施例の公開
- ウ 甲作成の防災パンフレット等の店頭での配布

災害発生時における応援活動

- ア 徒歩帰宅者に対して、乙の店舗における水道水、トイレ等の提供
- イ 支援物資（飲料水、タオル、石鹸、医薬品等）の提供
- ウ 乙所有の体育館、運動場等を一時避難所として提供
- エ バス型「移動相談車」を緊急車両として派遣、支援物資搬送や非常用電源（携帯電話の充電等）の提供

災害復興応援活動

- ア 乙の職員を災害ボランティアとして派遣
- イ 甲との連携による緊急融資制度の創設
- ウ 専用相談窓口の開設（休日も対応）

（協力の要請）

第3条 甲は、乙に対して前条に規定する活動について協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、速やかに協力するよう努めるものとする。

3 前項の規定は、乙が甲の要請を待つことなく自発的に協力することを妨げない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する活動に要した経費は、乙が負担するものとする。

（連絡窓口の設置）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（適用）

第7条 この協定は、協定書締結日から当該年度の3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意志がない場合には、引き続き1年間効力が延長

されるものし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各1通を保有する。

平成24年2月1日

(甲) 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井隆一

(乙) 富山県富山市堤町通り一丁目2番26号  
株式会社北陸銀行  
取締役頭取 高木繁雄

## 11-35 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(医療法人社団ホスピー)

魚津市(以下「甲」という。)と医療法人社団ホスピー(以下「乙」という。)とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙の運営する老人保健施設ちょうろく(以下「対象施設」という。)に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

(福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(手続き)

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先

身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月9日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市石垣389番地  
医療法人社団ホスピー  
理事長 浦 田 哲 郎

## 11-36 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(社会福祉法人新川老人福祉会)

魚津市(以下「甲」という。)と社会福祉法人新川老人福祉会(以下「乙」という。)とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム新川ヴィーラ(以下「対象施設」という。)に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

(福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(手続き)

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先

身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の

事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月9日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市大光寺450番地  
社会福祉法人新川老人福祉会  
理事長 宮 本 汎

## 11-37 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(社会福祉法人海望福祉会)

魚津市(以下「甲」という。)と社会福祉法人海望福祉会(以下「乙」という。)とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙の運営する特別養護老人ホームあんの里(以下「対象施設」という。)に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

(福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(手続き)

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先

身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の

事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月9日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市仏田3468番地  
社会福祉法人海望福社会  
理事長 大 崎 利 明

## 11-38 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

( 富山県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会 )

富山県(以下「甲」という。)と富山県葬祭業協同組合(以下「乙」という。)及び全日本葬祭業協同組合連合会(以下「丙」という。)は、富山県内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

( 総則 )

第1条 この協定は、災害が発生した市町村(以下「市町村」という。)から甲に対して、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があった場合において、甲と乙及び丙の協力の内容及び手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

( 協力業務 )

第2条 本協定において、甲が乙及び丙に対して協力を要請する業務は、次の各号に掲げる業務とし、甲からの協力の要請があったときは、乙及び丙は連携してこれに応ずるものとする。

棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供

遺体安置施設等の提供

遺体の搬送

前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

( 協力の要請 )

第3条 甲は、市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関し、協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。この場合において、乙が災害の規模等により対応が困難なときは、丙に対して直接協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとし、市町村から甲に対する要請は様式第1号により、甲から乙又は丙に対する要請は様式第2号により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 供給の協力を要請する棺及び葬祭用品は次の各号に掲げるものとする。

棺(内張り付き、納棺用品一式を含む。)

ドライアイス、防腐剤その他の遺体の安置に必要な用品

骨つぼその他の必要な用品

( 要請事項に対する措置 )

第4条 乙及び丙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、速やかに応諾の可否を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

( 協力の実施 )

第5条 乙及び丙は、第3条第1項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

( 報告 )

第6条 乙及び丙は、甲の要請により第2条各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を様式第3号により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙及び丙がこの協定に基づいて実施した協力業務に要した費用は、甲又は協力を要請した市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される場合はこれに基づくものとする。

(守秘義務)

第8条 乙及び丙は、この協定に基づく協力業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては富山県厚生部生活衛生課長、乙にあつては富山県葬祭業協同組合理事長、丙にあつては全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義の生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年12月4日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井隆一

乙 富山県射水市大島北野250番地  
富山県葬祭業協同組合  
理事長 井波俊明

丙 東京都港区港南二丁目4番12号 港南YKビル4階  
全日本葬祭業協同組合連合会  
会長 松井昭憲

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

富山県知事 様

魚津市長

## 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力について

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり協力をお願いします。

担 当 者	所 属 職・氏名 TEL E-mail	部 FAX 課
口 頭 等 に よ る 要 請 日 時	年 月 日 ( ) 時 分頃	
要 請 理 由		
要 請 内 容 (用品名、サイズ、数量、運搬先等)		
履 行 場 所		
履 行 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日	
備 考		

## 11-39 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

( 社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 )

富山県（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、富山県内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した市町村（以下「市町村」という。）から甲に対して、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があった場合において、甲と乙の協力の内容及び手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙に対して協力を要請する業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- 遺体安置施設等の提供
- 遺体の搬送
- 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（協力の要請）

第3条 甲は、市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関し、協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとし、市町村から甲に対する要請は様式第1号により、甲から乙に対する要請は様式第2号により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 供給の協力を要請する棺及び葬祭用品は次の各号に掲げるものとする。

- 棺（内張り付き、納棺用品一式を含む。）
- ドライアイス、防腐剤その他の遺体の安置に必要な用品
- 骨つぼその他の必要な用品

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、速やかに応諾の可否を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を様式第3号により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙がこの協定に基づいて実施した協力業務に要した費用は、甲又は協力を要請した市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合はこれに基づくものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、この協定に基づく協力業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては富山県厚生部生活衛生課長、乙にあつては社団法人全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック富山地区本部長とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義の生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年12月20日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井隆一

乙 東京都港区新橋一丁目18番16号 日本生命新橋ビル9階  
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
会長 杉山雄吉郎

様式第1号（第3条関係）は、平成24年12月4日付けで富山県が富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会と締結した「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」に基づく様式と同じ。

## 11-40 災害時における行政書士業務に関する協定書

(富山県行政書士会)

富山県(以下「甲」という。)と富山県行政書士会(以下「乙」という。)は、富山県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における被災者支援のための行政書士業務(以下「行政書士業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における行政手続等の円滑な実施のため、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害時に、行政書士業務の必要があると認めるときは、乙に対して次条に掲げる協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、可能な範囲においてこれを受諾するものとする。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要とする次に掲げる業務

乙による被災者支援相談センターの開設

県又は市町村への乙の会員の派遣

2 甲は、前項第1号の開設場所の確保について、配慮するものとする。

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに書面を送達するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、相互に担当者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(経費負担)

第5条 第3条の業務に要した必要経費は乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第6条 第3条に係る相談業務は無料とする。

(支援行政書士)

第7条 乙は、必要と認められた場合は、他の都道府県の行政書士会に対して、行政書士業務の協力を要請することができるものとする。

2 前項による行政書士業務については、第3条、第5条、第6条及び第8条の規定を準用する。

( 損害の補償 )

第8条 甲の要請による行政書士業務行いう際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

( 報告 )

第9条 乙は第3条の規定による行政書士業務の終了後、業務内容を甲に報告するものとする。

( 協議 )

第10条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

( 有効期間 )

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の1月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

( 実施細目 )

第12条 この協定の実施に関する細目は別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年2月5日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井 隆一

乙 富山県富山市丸の内一丁目8番15号(余川ビル2F)  
富山県行政書士会  
会 長 野 崎 清 好

## 11-41 災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書

( 社団法人富山県柔道整復師会 )

富山県（以下「甲」という。）と社団法人富山県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う応急救護活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 甲は、富山県内において大規模な災害が発生し、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、派遣場所、日時、救護対象人数等を明示して支援要請を行うものとする。

2 乙は、甲から前項の支援要請を受けたときは、速やかに災害支援班を編成し、可能な範囲において支援活動を実施するものとする。

（支援の内容）

第3条 前条の規定により乙が行う支援活動の内容は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復の業務の範囲内で行う応急救護活動とする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により、乙が支援活動を行う場合に要する経費は、乙の負担とする。

ただし、乙が当該支援活動を行うにあたり、乙が調達した医療用消耗品（ガーゼ、包帯、マスク、手袋、絆創膏等の衛生材料）については、甲がその実費を弁償する。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定により災害支援班を編成し、支援活動を実施したときは、支援活動終了後速やかに、支援活動内容、災害支援班参加者名簿及び使用した医療用消耗品内訳を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月5日

- 甲 富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井 隆一
- 乙 富山市舟橋北町3番7号  
社団法人富山県柔道整復師会  
会 長 高崎 光雄

## 11-42 大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書

( 社団法人富山県ビルメンテナンス協会 )

富山県（以下「甲」という。）と社団法人富山県ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害発生時における公共建築物の清掃、消毒等の環境衛生に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、富山県内において地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙に公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「公共建築物」とは、甲又は市町村が所有し、又は管理する建築物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めるとき又は市町村から要請があったときは、次に掲げる業務（以下「協力業務」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

公共建築物の環境衛生状況の調査及び当該調査に基づく対処方法の検討並びにそれらについての甲に対する報告

公共建築物の応急的措置

ア 清掃、消毒等の環境衛生上の応急的措置（人員の派遣、資機材及び薬剤の支援等）

イ その他甲が必要と認める業務

2 前項の規定による協力の要請は、要請書（様式第1号又は様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

3 乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項の規定による報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

5 乙は、第1項の規定による協力の要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。

6 乙は、協力業務を実施したときは、報告書（様式第3号又は様式第4号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条第1項第1号に規定する協力業務及び同項第2号に規定する協力業務のうち人員の派遣に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 前条第1項第2号に規定する協力業務のうち資機材、薬剤等の購入に要する費用は、甲又は協力を要請した市町村が負担するものとする。

3 前項の規定により甲又は協力を要請した市町村が負担する費用の金額は、災害時直前の通常の単価により算出した額を基準として定めるものとする。

（損害補償）

第5条 協力業務により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の補償については、当該業務を行った乙の会員が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあっては富山県厚生部生活衛生課とし、乙にあっては社団法人富山県ビルメンテナンス協会事務局とする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書により何らの意思表示がなされないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月19日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井 隆一

乙 富山県富山市安養坊86-4  
社団法人富山県ビルメンテナンス協会  
会長 沢田 直幸

様式第1号（第3条関係）

## 公共建築物の環境衛生状況及び対処方法報告要請書

年 月 日

富山県知事 様

魚津市長

大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定第3条第1項の規定に基づき、下記の施設について、環境衛生状況の調査及び当該調査に基づく対処方法の検討並びにそれらについての報告を要請します。

記

対象施設

施設名	所在地	連絡先（担当者名・TEL）

## 【事務担当】

所 属： 部 課

職・氏名：

TEL：

FAX：

E-mail：

様式第2号（第3条関係）

## 公共建築物の応急的措置要請書

年 月 日

富山県知事 様

魚津市長

大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定第3条第1項の規定に基づき、下記施設の応急的措置を要請します。

## 記

1 施設名 \_\_\_\_\_

2 要請内容

該 当 箇 所	応急的措置の実施内容等	備 考
	実施期限 ~ 年 月 日 実施内容	

## 【事務担当】

所 属： 部 課

職・氏名：

TEL：

FAX：

E-mail：

## 11-43 災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定書

(一般社団法人富山県エルピーガス協会)

富山県(以下「甲」という。)と一般社団法人富山県エルピーガス協会(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における被災者及び避難者を支援するための緊急用燃料の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料としての液化石油ガス等(燃焼器及び燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。)の供給等に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合に、乙に対して、LPガス等の供給を要請できるものとする。

富山県内における災害時に、県内市町村から甲に対し、LPガス等の供給のあっせんを求められたとき、又は甲自らが調達の必要を認めるとき。

富山県以外における災害時に、国又は関係都道府県から甲に対し、LPガス等の供給に関する支援の要請があったとき。

2 甲は、前項の要請にあたっては、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

内容及び数量

搬送場所

使用期間

その他参考となる事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受諾し、速やかにLPガス等を供給するものとする。

2 前項の規定により供給したLPガス等について、使用者が、その使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

(実施報告)

第4条 乙は、前条の規定に基づく協力を実施した場合は、甲に対して、文書により実施状況を報告するものとする。

(経費負担)

第5条 第3条の協力に要する経費(人件費を除く)は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(経費の支払い)

第6条 乙は、第4条に基づく報告後、前条の経費について甲へ請求するものとし、甲は、請求があった日から

起算して30日以内に当該経費を支払うものとする。ただし、甲が当該期日内に支払うことができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(防災意識の向上)

第7条 乙は、乙の活動を通じて、平素からLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(情報交換等)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては富山県知事政策局防災・危機管理課、乙においては乙の事務局とし、平素から情報交換を行い、連絡体制等の点検に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から適用するものとし、甲又は乙から別段の意思表示がない限り、その効力を有する。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年7月23日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井 隆一

乙 富山県富山市桜橋通り6番13号  
一般社団法人富山県エルピーガス協会  
代表理事 中村 春夫

## 11-44 災害時における上下水道施設電気設備の応援協力に関する協定書

(株式会社東芝北陸支社他2社)

魚津市(以下「市」という。)と株式会社東芝北陸支社他2社(以下「協力者」という。)との間に魚津市地域防災計画に基づき、災害復旧活動を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

## (協力要請)

第1条 市は、魚津市内に地震災害、風水害及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれのあるときは、協力者に対し、協力者が施工した上下水道施設電気設備の被害状況調査、応急復旧作業及び災害の状況に応じた災害復旧活動(以下「復旧活動」という。)の実施について、協力を要請するものとする。

2 市は、協力者に対し前項の協力を要請するときは、復旧活動日時、復旧活動場所、復旧活動内容及びその他必要と認める事項を要請書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

## (協力)

第2条 協力者は前条の協力要請があったときは、復旧活動に従事し、資機材、車両及び労力の提供を行うものとする。

## (協力体制の整備)

第3条 協力者は、第1条に規定する復旧活動を実施するため、協力体制及び緊急時の連絡体制の一覧表を市に提出し、承認を受けるものとする。

2 協力者は、前項の一覧表において変更があった場合は、遅滞なく文書により市に届け出るものとする。

## (活動の実施)

第4条 協力者は、第1条の協力要請を受けたときは、速やかに指定の集合場所に出動し、市の職員の指示に基づき、復旧作業を実施するものとする。

## (活動報告)

第5条 協力者は、復旧活動を行った場合は、速やかに市に対し報告書をもって報告するものとする。

## (費用の負担)

第6条 市の要請により協力者が復旧活動に要した費用は、市の定める基準により、市が負担するものとする。

## (費用の支払い)

第7条 市は、第5条の報告書を確認し、適正と認めるときは、協力者の請求により、前条の費用を支払うものとする。

## (労災補償)

第8条 復旧活動により協力者の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、協力者の労災保険等により補償するものとする。

## (定めのない事項の処理)

第9条 この協定に定めのない事項については、市、協力者協議の上、処理するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定の成立の日から実施し、期間は協定の成立の日から1年とする。ただし、この協定の満了前日までに市又は協力者から協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市、協力者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月26日

市 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

協力者 富山市神通本町一丁目1番19号  
株式会社東芝 北陸支社  
支社長 國 清 敏 之

富山市神通本町一丁目1番19号  
東芝プラントシステム株式会社 北陸支社  
支店長 宮 野 充

富山市神通本町一丁目1番19号  
東芝電機サービス株式会社 北陸支店  
支店長 渡 辺 和 広

## 11-45 災害時の医療救護に関する協定書（公益社団法人 富山県看護協会）

富山県（以下「甲」という。）と公益社団法人富山県看護協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び富山県地域防災計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び富山県国民保護計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（災害医療対策チームへの参加）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲が災害対策本部内に編成する災害医療対策チームへの参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員を参加させるものとする。

（看護職員の派遣）

第4条 甲は、医療救護を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、第2条に規定する医療救護計画に基づき、直ちに看護職員を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に看護職員を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した乙の看護職員の派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなすものとする。

（他の都道府県に対する看護職員の派遣要請）

第5条 甲は、災害の規模等により、県内の医療従事者のみでの医療救護が困難と認めるときは、他の都道府県に対して看護職員の派遣を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（看護職員に対する指揮）

第6条 看護職員に対する指揮及び医療救護に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（看護職員の業務）

第7条 乙が派遣する看護職員は、甲又は市町村が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する医療救護所を拠点として医療救護の業務に従事するものとする。

2 看護職員の業務は、次のとおりとする。

被災者の傷病の程度の判定（トリアージ）

傷病者に対する応急処置の実施及び必要な看護の提供

傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及びその順位の決定

その他必要な措置

(看護職員の輸送)

第8条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、看護職員の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の供給)

第9条 乙が派遣する看護職員が使用する医薬品等は、当該看護職員が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が看護職員を派遣した場合(第4条第3項の承認を受けた場合を含む。)における次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

看護職員の派遣に要する経費

看護職員が携行した医薬品等を使用したときの経費

看護職員が医療救護の業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの扶助費

前各号のほか、この協定の履行に要した経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(他の都道府県への看護職員の派遣)

第12条 第2条、第4条及び前条の規定は、基本法第74条及び第74条の2、救助法第14条並びに国民保護法第12条及び第86条の規定に基づく他の都道府県への看護職員の派遣(次項において「他の都道府県への派遣」という。)について適用する。

2 第6条から第9条までの規定は、他の都道府県への派遣において準用する。この場合において、第6条及び第9条中「甲」とあるのは「他の都道府県」と、第7条第1項中「甲又は市町村」とあるのは「他の都道府県又は他の都道府県の市町村」と、第8条中「甲」とあるのは「甲又は他の都道府県」と読み替えるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各1通を保有する。

平成 26 年 12 月 25 日

甲 富山市新総曲輪 1 番 7 号  
富山県知事 石 井 隆 一

乙 富山市鶴島字川原 1907 番 1  
公益社団法人富山県看護協会  
会 長 三 谷 順 子

## 11-46 災害時の歯科医療救護に関する協定書（一般社団法人富山県歯科医師会）

富山県（以下「甲」という。）と一般社団法人富山県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び富山県地域防災計画（以下「防災計画」という。）並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び富山県国民保護計画（以下「保護計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（災害医療対策チームへの参加）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲が災害対策本部内に編成する災害医療対策チームへの参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員を参加させるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第4条 甲は、歯科医療救護を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、第2条に規定する歯科医療救護計画に基づき、直ちに歯科医療救護班を編成し、これを派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

（他の都道府県に対する歯科医療救護班の派遣要請）

第5条 甲は、災害の規模等により、県内の医療従事者のみでの歯科医療救護が困難と認めるときは、他の都道府県に対して歯科医療救護班の派遣を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第6条 歯科医療救護班に対する指揮及び歯科医療救護に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する歯科医療救護所を拠点として歯科医療救護の業務に従事するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

歯科傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供

歯科傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及びその順位の決定

検視・検案に際しての法歯学上の協力

その他必要な措置

( 歯科医療救護班の輸送 )

第 8 条 甲は、歯科医療救護が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

( 医薬品等の供給 )

第 9 条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

( 収容医療機関の指定 )

第 10 条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

( 医療費 )

第 11 条 歯科医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

( 訓練 )

第 12 条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に参加するものとする。

( 費用弁償 )

第 13 条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護班を派遣した場合 ( 第 4 条第 3 項の承認を受けた場合を含む。 ) における次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用したときの経費

歯科医療救護班員が歯科医療救護の業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの扶助費

収容医療機関等の施設・設備の損傷に係る経費

前各号のほか、この協定の履行に要した経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

( 市町村及び郡市歯科医師会との調整 )

第 14 条 甲は、基本法、救助法、防災計画及び市町村地域防災計画並びに国民保護法、保護計画及び市町村の国民保護に関する計画に基づき、市町村が行う歯科医療救護について、この協定に準じ、郡市歯科医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、郡市歯科医師会に対し、前項に定める市町村の歯科医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

( 他の都道府県への歯科医療救護班の派遣 )

第 15 条 第 2 条、第 4 条及び第 13 条 ( 第 1 項第 4 号を除く。 ) の規定は、基本法第 74 条及び第 74 条の 2、救助法第 14 条並びに国民保護法第 12 条及び第 86 条の規定に基づく他の都道府県への歯科医療救護班の派遣

(次項において「他の都道府県への派遣」という。)について適用する。

2 第6条から第9条までの規定は、他の都道府県への派遣において準用する。この場合において、第6条及び第9条中「甲」とあるのは「他の都道府県」と、第7条第1項中「甲又は市町村」とあるのは「他の都道府県又は他の都道府県の市町村」と、第8条中「甲」とあるのは「甲又は他の都道府県」と読み替えるものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年12月25日

甲 富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井 隆 一

乙 富山市五福字五味原2741番2  
一般社団法人富山県歯科医師会  
会 長 吉 田 季 彦

## 11-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(社会福祉法人魚津市社会福祉協議会)

魚津市(以下「甲」という。)と社会福祉法人魚津市社会福祉協議会(以下「乙」という。)とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者への避難援護について、甲が乙の運営する身体障害者デイサービスセンター(以下「対象施設」という。)に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

## (対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

## (福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

## (受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

## (手続き)

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先

身元引受人の住所、氏名及び連絡先

## (管理運営)

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通

常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする

平成27年3月11日

(甲) 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤崎 義敬

(乙) 魚津市新金屋二丁目13番26号  
社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会  
会長 本元 義明

## 11-48 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(医療法人社団信和会)

魚津市(以下「甲」という。)と医療法人社団信和会(以下「乙」という。)とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者への避難援護について、甲が乙の運営する相談支援事業・地域活動支援センターサポート新川(以下「対象施設」という。)に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

## (対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

## (福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

## (受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

## (手続き)

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先

身元引受人の住所、氏名及び連絡先

## (管理運営)

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通

常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする

平成27年3月11日

(甲) 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤崎 義敬

(乙) 魚津市立石205番地2 あゆみの郷  
医療法人社団 信和会  
理事長 坂本 和雅

## 11-50 災害時における生活必需品の調達に関する協定（株式会社パロー）

魚津市（以下「甲」という。）と株式会社パロー（以下「乙」という。）とは、災害時における住民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

なお、要請にあたっては、同一の災害において県と市からの要請が重複しないよう、県との連携を十分に図ることとする。

(1) 魚津市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1) 別表「確保が必要な物資」に掲げる食料品、飲料水、日用品

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。

3 乙が行った運搬に関する費用は、乙の通常の商品運送業務と異なる引き渡し場所が発生する場合は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

( 担当者等の報告 )

第 8 条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

( 協議 )

第 9 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

( 効力 )

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間満了 30 日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときには、1 年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 7 月 17 日

甲 住所 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 住所 岐阜県恵那市大井町 180 番地の 1  
株式会社 バロー  
代表取締役 田 代 正 美

## 別表

期 間	災害直後	災害発生3日後
想 定	ライフラインストップ	電気・水道復旧
食 料 品	(調理不要な食品) おにぎり 弁当 パン	(主食及び副食) おにぎり 弁当 パン
飲 料 水	缶詰 飲料水(お茶等) 粉ミルク その他	缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水(お茶等) その他
日 用 品	下着類、タオル、毛布、タオルケット、軍手、おむつ(紙)、生理用品、簡易トイレ、トイレトーパー、ウェットティッシュ、石けん、洗剤、ビニール袋、箸、スプーン、フォーク、紙コップ、灰皿、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク	

上記以外に必要な物資については別に協議すること。

別紙 1 物資調達要請文書

平成 年 月 日

会社名 株式会社パロー  
 代表者 代表取締役社長 様  
 担当部署

魚津市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成 27 年 月 日締結。以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第 4 条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請機関	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日から 月 日まで			

要請数量は、1日あたり数量とする。

連絡先  
 魚津市 部 課  
 担当者  
 電話 ( ) -  
 F A X ( ) -  
 電子メール

## 別紙2 物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

魚津市長 あて

会社名 株式会社バロー  
担当部署

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成 年 月 日締結。以下「協定」という。）第4条及び第8条に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 調達可能数量

災害直後		災害発生3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要な食品)		(主食及び副食)	
(調理不要な食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料水(お茶等) 粉ミルク その他		(主食及び副食) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップみそ汁 レトルト食品 飲料水(お茶等) その他	
下着類( ) タオル( ) 毛布( ) タオルケット( ) 軍手( ) おむつ(紙) ( ) 生理用品( ) 簡易トイレ( ) トイレットペーパー( ) ウェットティッシュ ( ) 石けん( ) 洗剤( ) ビニール袋( ) 箸( ) スプーン( ) フォーク ( ) 紙コップ( ) 灰皿( ) カセットボンベ式ガス器具( ) カセットボンベ( ) マッチ( ) ライター( ) 懐中電灯( ) 乾電池( ) ロウソク( )			

協定第4条による報告では、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能量の概数得を記入する。

## 11-51 災害時における物資の供給に関する協定書

(アクシアル リテイリング株式会社)

魚津市(以下「甲」という。)とアクシアル リテイリング株式会社(以下「乙」という。)とは、魚津市内における地震、風水害その他の災害発生時又は災害のおそれのある場合(以下「災害時等」という。)における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市地域防災計画に基づき、甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から物資の提供について要請があったときには協力するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、調達する物資名と数量等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により提出するものとする。

(供給)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

(物資の種類)

第5条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資の種類は次のとおりとする。

(1) 食料品

(2) 日用品

(3) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

第6条 物資の引渡し場所は、原則として甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の規定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費(以下「費用」という。)は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が甲に物資の供給するに当たり負担した実績額を基準とし、甲と乙が協議の上決定する。

第8条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は、変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、

以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年7月17日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 新潟県長岡市中興野18番地2  
アクシアル リテイリング株式会社  
代表取締役社長 原 和 彦

## 11-52 災害時における接骨師会支援活動協定書（魚津市接骨師会）

魚津市（以下「市」という）と魚津市接骨師会（以下「接骨師会」という）とは、災害時の支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合に、接骨師会が市に行う支援活動に関して必要な事項を定めるものとする。

### （支援活動の実施）

第2条 市は、魚津市内において大規模な災害が発生し、接骨師会の協力が必要と認めるときは、接骨師会に対し派遣場所、派遣期間、救援対象人数等を明示して支援活動の要請を行うものとする。

2 接骨師会は、市から前項の支援活動の要請を受けたときは、速やかに災害支援班を編成し、可能な範囲において支援活動を実施する。

### （支援活動の内容）

第3条 前条の規定により、接骨師会が行う支援活動の内容は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第4章に規定する業務の範囲内での応急救護活動とする。

### （経費の負担）

第4条 第2条の規定により、接骨師会が支援活動を行う経費は接骨師会の負担とする。ただし、接骨師会が当該支援活動の実施に当たり、調達した医療用消耗品（ガーゼ・包帯・マスク・手袋・絆創膏等の衛生材料）については市の負担とする。

### （報告及び連絡方法）

第5条 市は、接骨師会に対し支援活動要請書（様式第1号）をもって支援活動の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに支援活動要請書を提出するものとする。

2 接骨師会は、前項の要請を受け、第2条の規定により災害支援班を編成し、支援活動を実施したときは、支援活動終了後速やかに支援活動実施報告書（様式第2号）に参加者名簿、使用した医療用消耗品の種類及び数量等を記載した書類を添えて市に提出するものとする。

### （災害補償）

第6条 第2条の要請に基づき支援活動に従事した者が、当該業務により負傷、疾病又は死亡した場合の補償及び支援活動の従事中に第三者に過失により損害を与えた場合の補償は、接骨師会が加入する医療損害賠償保険に基づき行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 市及び接骨師会は第2条の要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

(1) 市の連絡責任者 魚津市企画総務部総務課長

(2) 接骨師会の連絡責任者 魚津市接骨師会長

(協定期間)

第8条 この協定は、市又は接骨師会が文書をもって1か月前までに相手側に対し改正又は廃止の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、市、接骨師会両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年10月29日

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市長 澤崎 義敬

富山県魚津市住吉 3034

魚津市接骨師会長 島崎 秀利

様式第 1 号

## 支援活動要請書

年 月 日

魚津市接骨師会 様

魚津市長

印

災害時における接骨師会支援活動協定書第 5 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

### 記

1 派遣場所

2 派遣期間 年 月 日～ 年 月 日

3 派遣対象人数

4 要請内容

- ・
- ・
- ・

5 その他

様式第 2 号

## 支援活動実施報告書

年 月 日

魚津市長 あて

魚津市接骨師会  
会長

災害時における接骨師会支援活動協定書第 5 条 2 項の規定により、次のとおり報告します。

## 記

## 1 実施内容の報告

( 1 ) 実施場所

( 2 ) 実施内容

( 3 ) 人員 名

参加者氏名	参加者住所

( 4 ) 使用した衛生材料等の種類及び数量

( 5 ) その他必要事項

## 11-53 鉄道災害時の安全対策に関する覚書

(あいの風とやま鉄道株式会社)

富山県の消防機関（富山市消防局・高岡市消防本部・射水市消防本部・富山県東部消防組合消防本部・新川地域消防本部・砺波地域消防組合消防本部）（以下「甲」という。）と鉄道機関（あいの風とやま鉄道株式会社）（以下「乙」という。）は、乙が営業している鉄軌道敷内及び沿線等で、甲の出動を必要とする人身事故等及び火災（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施するためこの覚書を交換する。

- 1 災害時における消防活動を円滑に遂行するため、甲及び乙は、相互に協力するよう努めるものとする。
- 2 甲は、鉄軌道敷内及び沿線等での災害を覚知した場合、乙に通報する。
- 3 乙が鉄軌道敷内及び沿線等での災害を認知した場合、甲への通報に際し、甲が対応体制を整えるために必要な、別表第1に掲げる情報を可能な限り通報するものとする。また、第1通報の後、甲が到着するまでの間において、その時に通報することができなかった情報や新たな情報を得た場合についても、同様とする。
- 4 甲及び乙相互の情報連絡先は、別表第2に定める。
- 5 乙は、甲の到着後、速やかに、別表第3に掲げる事項について、把握している情報を伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 6 甲は、消防活動に際して、乙が行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲の列車の停止、徐行等の運行方法について、乙に要請することができるものとする。
- 7 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動の状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表第4に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 8 甲は、消防活動が終了し列車の停止等を解除する場合、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、運転規制の解除又は、変更に際して、甲に連絡するものとする。
- 9 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 10 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報の交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。
- 11 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、協議し決定するものとする。

この覚書は、平成27年3月14日から実施する。

平成27年2月6日

(甲)

富山市消防局	消防局長	吉田	一夫
高岡市消防本部	消防長	作道	篤
射水市消防本部	消防長	竹内	進
富山県東部消防組合消防本部	消防長	畠山	正毅

新川地域消防本部 消防庁 藤 井 潤  
 砺波地域消防組合消防本部 消防庁 宮 本 博 之

(乙)

あいの風とやま鉄道株式会社

代表取締役社長 市 井 昌 之

別表第 1

1	人身事故 発生場所及び最寄駅名 事故の内容及び状況 列車の運行状況 乗客数並びの避難者数及び死傷者数
2	火災時 出火点及び最寄駅名 燃焼物 延焼状況及び煙の拡大状況 列車の運行状況 避難状況及び死傷者数

別表第 2

	関係機関	電話番号	F A X
消防 機関	富山市消防局	076-493-4141	076-493-4011
	高岡市消防本部 (県西部消防指令センター)	0766-22-1119	0766-22-3948
	射水市消防本部	0766-56-0119	0766-56-9542
	富山県東部消防組合消防本部	0765-24-7977	0765-23-9191
	新川地域消防本部	0765-54-0119	0765-54-5399
	砺波市地域消防組合消防本部 (県西部消防指令センター)	0766-22-1119	0766-22-3498
鉄道 期間	あいの風とやま鉄道株式会社	080-5853-7970 (あいの風とやま指令)	076-253-5212 (あいの風とやま指令)

別表第 3

1	災害状況
2	列車の運行状況
3	避難者及び死傷者の状況
4	監視員の配置状況
5	電路遮断措置等
6	活動あるいは避難上危険のあるものと、これに対する措置の状況
7	換気及び排煙設備の運転状況

別表第 4

1	消防活動を効率的に実施するために必要な施設(吸排気設備、車両等)の運転停止等の協議及び対応できる資機材等の提供
2	災害状況の調査、活動内容等の情報交換
3	関係機関の活動及び措置事項の情報交換
4	その他甲の消防活動上必要な事項

## 11-54 災害時における応急対策業務に関する協定書

(富山県電気工事工業組合)

魚津市(以下「甲」という。)と富山県電気工事工業組合(以下「乙」という。)とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務等の実施について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、市民の安全を確保するため、災害時に甲の管理する公共施設等における電気設備の機能の確保及び復旧を図るとともに、災害時の甲、乙間における応急対策業務の実施に関する基本的事項を定め、もって迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### (実施要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するために応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又はファックス等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 応急対策業務の内容及び場所への経路

(3) 応急対策業務の期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、応急対策業務のために必要な事項

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに当該業務を実施するものとする。

### (応急対策業務の内容)

第3条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 公共施設等の電気設備等の復旧及び電気に係る事故防止措置

(2) 前号に掲げるもののほか、公共施設等の電気設備機能の確保及び回復を図る上で必要な事項

### (費用の負担)

第4条 甲が要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害の直前における通常の価格を基準として、甲乙が協議の上、決定するものとする。

### (従事者の損害補償)

第5条 第2条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)により行うものとする。

(実施細目)

第6条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲及び乙はあらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月1日

甲 魚津市釈迦堂1丁目10番1号  
魚津市長 村 椿 晃

乙 富山市上富居一丁目7番12号  
富山県電気工事工業組合  
理事長 杉 本 繁 機

## 11-55 災害時における応急対策業務に関する協定書

(一般社団法人富山県構造物解体協会)

魚津市(以下「甲」という。)と一般社団法人 富山県構造物解体協会(以下「乙」という。)とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合における応急対策業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における甲と乙との応急対策業務の実施に関する事項を定め、市民の救護活動等を円滑に行うため、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設及び甲が指定する場所の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設、橋りょう、鉄道、道路、港湾施設、その他の建築物及び工作物をいう。
- (2) 災害廃棄物 大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

(実施要請)

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対し当該業務の実施を要請する。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに当該業務を実施するものとする。

(応急対策業務の内容)

第4条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 災害廃棄物の撤去

(費用の負担)

第5条 甲が要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

(報告)

第6条 乙は、第4条に規定する解体撤去を実施した場合は、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

(従事者の損害補償)

第7条 第3条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（実施細目）

第8条 この協定を実施するため、協力体制や応急対策業務の実施等について、あらかじめ定めておくものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 協定期間の満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年11月16日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市長 村 椿 晃

乙 富山市芝園町1丁目7番6号

一般社団法人富山県構造物解体協会

会 長 石 本 博

## 11-56 災害時における情報の提供及び輸送業務に関する協定

(魚津タクシー協会)

魚津市(以下「甲」という。)と魚津タクシー協会(以下「乙」という。)との間において、災害時における情報の提供及び輸送業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という)に、乙から甲への情報提供、及び甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対応を円滑に遂行することを目的とする。

(情報の提供)

第2条 乙は、災害時に応急対策が必要と思われる状況を発見した場合、従業員及びその家族の安全を確認の上、業務に支障をきたさない範囲で、甲へ情報の提供に努めるものとする。

(輸送業務の協力の要請)

第3条 甲は災害時において、乙に対して次に掲げる事項について輸送業務の協力を要請することができる。

- (1) 応急対策を行うために必要な人員、要援護者の輸送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な物資の輸送業務

(輸送業務の協力の実施)

第4条 乙は、甲より前条に規定する要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送業務の協力を行うものとする。

(輸送業務の要請の方法)

第5条 甲は、第3条の規定により乙へ輸送業務の要請を行う場合、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(輸送業務の経費の負担)

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送業務等が終了後、災害等が発生する直前における運賃・料金及び輸送等に要した経費を基準として、甲乙協議の上決定する。

(輸送業務の経費の支払い)

第7条 輸送業務に要した経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、すみやかに費用を乙に支払うものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第8条 乙は、第3条により要請された業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も、乙が負うものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が第3条により要請された業務の実施に際し、掲示できるステッカー等を準備し、車両を緊急又は優先車両とわかるよう可能な範囲で支援するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

平成29年2月2日

甲 魚津市釈迦堂1丁目10番1号

魚津市長 村 椿 晃

乙 魚津市本町2丁目14番28号

魚津タクシー協会

代 表 佐々木 祐 司

## 11-57 災害時における魚津市と魚津市内郵便局の協力に関する協定書

(市内郵便局)

富山県魚津市(以下「甲」という。)と魚津市内郵便局(以下「乙」という。)は、魚津市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、魚津市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した洪水・崖崩れ等の災害についての甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項<sup>(注)</sup>

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において相互に協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 魚津市企画総務部 防災担当課長

乙 日本郵便株式会社 魚津郵便局 総務部 課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 7月18日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長

村椿 晃

乙 魚津市本江1007  
日本郵便株式会社(郵便集配担当)  
魚津郵便局長

車谷 勝

魚津市小川寺3031番地  
日本郵便株式会社(魚津市内郵便局代表)  
西布施郵便局長

潮 由加子

## 地域における協力に関する協定書

魚津市（以下「甲」という。）は、魚津市内郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の内容）

第2条 乙は、魚津市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接富山県東部消防組合又は魚津警察署等の関係機関に通報するものとする。

(1) 高齢者、障がい者、子どもその他の住民等の何らかの異変に気付いた場合

(2) 道路等の異状を発見した場合

(3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

### （免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 7月18日

- 甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃
- 乙 魚津市本江1007  
日本郵便株式会社(郵便集配担当)  
魚津郵便局長 車谷 勝
- 魚津市小川寺3031番地  
日本郵便株式会社(魚津市内郵便局代表)  
西布施郵便局長 潮 由加子

## 11-58 災害時における応急対策業務に関する協定書

### (公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

魚津市(以下「甲」という。)と公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「乙」という。)とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の応急対策及び災害復旧処置等の業務(以下「応急対策業務等」という。)に関する協定を次のとおり締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、甲が乙に対して災害時の応急対策及び災害復旧に関する協力を要請するときの基本的な必要事項を定めることにより、業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

#### (応急対策業務等の内容)

第2条 この協定において、甲が乙に要請する応急対策業務等は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の被害状況の調査
- (2) 災害時における公共施設等の応急対策、災害復旧のための筆界点情報の収集・復元
- (3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づく市内における家屋の調査の協力
- (4) 登記・境界関係の相談所の開設
- (5) その他公共施設等の所在のデータ把握及び筆界に関する情報整理等

#### (応急対策業務等の体制等)

第3条 甲及び乙は、応急対策業務を迅速に実施するための連絡担当者を定め、平常時から必要情報の交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

#### (連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 魚津市企画総務部 防災担当課長  
乙 公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 魚津地区代表理事

#### (実施要請)

第5条 甲は、災害時において、乙の協力が必要と認めるときは、応急対策業務等要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)により乙に対して要請を行うものとする。ただし、要請書による要請が困難な場合は、電話等口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前条に規定する要請があったときは、特別な理由がない限り速やかに応急対策業務を実施するものとする。ただし、乙のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の会員を動員するものとする。

#### (情報の提供)

第6条 甲は、乙が円滑に応急対策業務を実施できるよう、市内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、第5条の規定により応急対策業務を実施したときは、応急対策業務実績報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)により実施内容を甲に報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話等口頭で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が、甲の要請により応急対策業務の実施に要した費用は、災害発生前における適正な価格を標準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第9条 第5条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害保険法(昭和22年法律50号)等により、乙の責任で行うものとする。

(第三者の損害補償)

第10条 応急対策業務の実施に伴い第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において処理するものとする。

(人道的支援)

第11条 乙は、災害発生時に乙の構成員や乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の構成員に対し、被災者に対する炊き出し等の人道的支援をするよう呼び掛けるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成30年3月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の1か月前までに甲、乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に1か年延長させるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙が押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年10月5日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村 椿 晃

乙 富山市安田町3番3号  
公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
理事長 犬 島 八 郎

## 11-59 災害時における飲料水の供給に関する協定書

(株式会社丸八)

魚津市(以下「甲」という。)と株式会社丸八(以下「乙」という。)とは、次の条項により、災害発生時における飲料水(商品名:アクアクララ)の供給に関する協定を締結する。

### 第1条(要請)

魚津市に災害が発生し、かつ、甲が災害対策本部を設置した場合において、甲が飲料水を調達する必要があると認めるときは、甲は、乙に対し飲料水の供給を要請し、乙は当要請に基づき飲料水を提供する。尚、飲料水を調達する必要があると認められるときは災害による断水又は避難等により被災した住民に飲料水を供給する必要があるときをいう。

### 第2条(飲料水用サーバー等の設置等)

乙は、甲が行う災害時の飲料水の確保の一環として、飲料水用サーバーを設置することができる。

2 乙は、設置場所及び台数について、甲の指示に従うものとする。

3 サーバーの設置及び維持管理(電気代等)に要する費用については、甲が負担するものとする。

### 第3条(飲料水供給の範囲)

乙は、甲から飲料水の要請があった場合、可能な限り供給するように努め、供給場所は避難所等、甲の指定する場所とする。

### 第4条(要請の方法)

甲は、災害時において避難所等への飲料水の供給を受ける必要があると認めるときは、別記様式に次の各号に掲げる事項を明示し、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等により要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

必要とする飲料水(商品名:アクアクララ 12リットル/本)の本数

飲料水用サーバーの台数

飲料水用サーバー及び飲料水を設置する場所

設置使用期間

その他参考となる事項

### 第5条(経費の負担)

第3条の規定に基づく応援のために要する経費(ただし、人件費を除く)は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議し決定する。

第6条（経費の支払）

甲は、乙から前条の規定に基づく経費の請求があった場合、請求のあった日から30日以内に当該経費を支払うものとする。ただし、甲が当該期日以内に支払うことができない場合は、この限りではない。

第7条（協定の有効期間）

本協定は、平成30年5月8日からその効力を有すものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

第8条（疑義の決定）

この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。甲乙解釈上疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し記名捺印の上、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年5月8日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃

乙 魚津市北鬼江364番地  
株式会社丸八  
代表取締役社長 大崎 浩司

別紙様式

年 月 日

株式会社 丸八 御中

魚津市長

## 災害時緊急用飲料水の供給要請書

災害緊急用飲料水として、下記の通り供給を要請します。

### 記

1．必要とする飲料水（アクアクララ 12リットル/本） 本

2．飲料水サーバーの台数 台

3．飲料水用サーバー及び飲料水を設置する場所

4．設置使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5．その他参考となる事項

## 災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定書

魚津市（以下「甲」という。）と株式会社丸八（以下「乙」という。）は、次の通り、災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定を締結する。

### （趣 旨）

#### 第1条

本協定は、魚津市内において地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、公共施設の応急復旧や避難所開設等における緊急用燃料として、液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。）及び灯油等の使用を必要とする場合において、LPガス・灯油等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

### （応援の要請）

#### 第2条

甲は、災害時において避難所等へのLPガス・灯油等の供給を受ける必要があると認める時は、別記様式に次の各号に掲げる事項を明示し、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

必要とするLPガス・灯油等の内容及び数量

LPガス・灯油等を必要とする場所

LPガス等の使用目的及び使用時間

その他参考となる事項

### （応援の実施）

#### 第3条

乙は、前述の規定に基づき、応援の要請を受けた場合、やむを得ない事由のない可能な限り優先的にLPガス・灯油等の供給に努めるものとする。

### （報 告）

#### 第4条

乙は、前条の規定に基づく供給を完了した場合には、甲に対し次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。ただし、供給活動中における緊急を要する場合には、電話等により報告し、事後に文書を提出するものとする。

供給したLPガス・灯油等の数量

その他必要な事項

### （連絡窓口）

#### 第5条

第2条の規定に基づく応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては魚津市総務課を、乙においては株式会社丸八担当者をそれぞれの連絡窓口と

する。

(経費の負担)

第6条

第3条の規定に基づく応援のために要する経費(ただし、人件費を除く。)は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(経費の支払)

第7条

甲は、乙から前条の規定に基づく経費の請求があった場合、請求のあった日から30日以内に当該経費を支払うものとする。ただし、甲が当該期日以内に支払うことができない場合は、この限りではない。

(協定の有効期間)

第8条

本協協定は、平成30年5月8日からその効力を有すものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(疑義の決定)

第9条

この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。甲乙解釈上疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し記名捺印の上、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年5月8日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃

乙 魚津市北鬼江364番地  
株式会社丸八  
代表取締役社長 大崎 浩司

別紙様式

年 月 日

株式会社 丸八 御中

魚津市長

## 災害時緊急用燃料の供給要請書

災害緊急用燃料として、下記の通り供給を要請します。

記

## 1. 必要とするLPガス等の内容及び数量

・LPガス	キロボンベ	本
・調整器		組
・その他（鋳物コンロ等）		台

## 2. 必要とする灯油等の内容及び数量

- ・灯油
- ・その他（ ）

## 3. LPガス・灯油等を必要とする場所

\_\_\_\_\_

## 4. 設置使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

## 5. その他参考となる事項

## 11-60 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

魚津市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、魚津市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、魚津市が魚津市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ魚津市の行政機能の低下を軽減させるため、魚津市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、魚津市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、魚津市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、魚津市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 魚津市が、魚津市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 魚津市が、魚津市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 魚津市が、災害発生時の魚津市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 魚津市が、魚津市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 魚津市が、魚津市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 魚津市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、魚津市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく魚津市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、魚津市から提供を受ける情報について、魚津市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、魚津市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、魚津市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、魚津市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年4月8日

魚津市：富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村 椿 晃

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川 邊 健 太 郎

## 11-61 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (医療法人社団 七徳会)

魚津市(以下「甲」という。)と医療法人社団七徳会(以下「乙」という。)とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者への避難援護について、甲が乙の運営する魚津老健通所リハビリセンター(以下「対象施設」という。)に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

### (福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

### (受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### (手続き)

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

### (管理運営)

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

### (経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

### (開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

### (福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日以降における対象施設竣工日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年8月1日

(甲) 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村 椿 晃

(乙) 魚津市友道789番地  
医療法人社団 七徳会  
理事長 宮 本 汎

## 11-62 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書 (静岡県掛川市)

富山県魚津市(以下「甲」という。)と静岡県掛川市(以下「乙」という。)とは、中部電力(株)浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における掛川市民の広域避難(以下「広域避難」という。)について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町及び掛川市が原子力災害時に、災害対策基本法第86条の9の規定及び「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」に基づき行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### (広域避難の基本的事項)

第2条 原子力災害時に、掛川市民の生命若しくは身体を保護するため、甲へ避難又は一時移転の必要があると認められ、受入要請があった時には、甲は、被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、富山県と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 避難所の開設等の避難所運営は、乙の要請を踏まえて、初動対応(3日程度を目安)は甲で対応し、できる限り速やかに乙に引き継ぐ。

3 乙が静岡県を通じて甲に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

避難経路所の開設、運営等

避難所の開設、乙による運営体制に移行するまでの避難所の運営等

4 乙は、富山県及び甲の協力を得て、あらかじめ前項の避難所及び避難経路所を把握しておくものとする。

5 乙は、静岡県と共に、国や関係事業者、富山県、甲と連携して、広域避難に係る避難所や避難経路所の運営等に必要となる人員・物資・資機材などを確保し、甲の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

### (広域避難の受入要請等)

第3条 甲に対する広域避難の受入要請は、災害対策基本法第86条の9第1項に基づき、乙が静岡県及び富山県を通して行うものとする。

2 甲は、富山県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

### (受入期間)

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として1か月程度とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び静岡県が調整する。

### (避難退域時検査等)

第5条 広域避難を行う場合、避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び掛川市民の安全・安心のため、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、静岡県が実施する。

(費用の負担)

第6条 避難者の受入に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の担当課長とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名・押印のうえ、各1通を所持する。

令和元年9月6日

(甲) 富山県魚津市釈迦堂1丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃

(乙) 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1  
掛川市長 松井 三郎

## 11-63 災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定 (株式会社新川コミュニティ放送)

魚津市(以下「甲」という。)と株式会社新川コミュニティ放送(以下「乙」という。)は、災害時における臨時災害放送局開設に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、魚津市で地震、津波、豪雪、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民等に対し、重要かつ必要な情報を提供するため、甲乙が相互に協力し、臨時災害放送局を開設することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (臨時災害放送局開設の協力)

第2条 甲が臨時災害放送局の開設が必要であると判断した場合は、当該放送局に係る免許申請の手続き、放送設備の貸与、設営及び放送運営等の協力を乙に要請するものとし、乙は、甲から要請を受けた時は、可能な限り協力するものとする。

### (協力要請の手続き等)

第3条 甲の乙に対する協力要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後書面を提出するものとする。

2 甲乙は、定期的に相互の連絡体制等の確認に努めるものとする。

### (費用)

第4条 第2条に係る費用については、甲乙が協議して合意した額とし、その額を乙が甲に対し請求し、甲が乙に支払うものとする。

### (協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解除の申し出がない場合には、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

### (協議)

第6条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

令和2年2月7日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村 椿 晃

乙 富山県黒部市三日市20番地  
株式会社 新川コミュニティ放送  
代表取締役 長 谷 川 光 一

## 11-64 地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定書 (一般社団法人富山県建築士事務所協会 外2社)

魚津市(以下「甲」という。)と一般社団法人富山県建築士事務所協会(以下「乙」という。)、公益社団法人富山県建築士会(以下「丙」という。)及び公益社団法人日本建築家協会北陸支部富山地域会(以下「丁」という。)は、地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、魚津市内で地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が、乙丙丁の協力を得て、迅速かつ的確に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

### (支援協力)

第2条 甲が乙丙丁に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が指定する避難所及び防災上重要な施設への応急危険度判定等の安全確認支援
- (2) その他被災時に甲が依頼する支援業務

### (応急対策活動業務の基準)

第3条 前条の支援は、「富山県被災建築物応急危険度判定実施要綱」の基準に従って行うものとする。

### (協力の要請)

第4条 甲は、乙丙丁に所属する応急危険度判定士(以下、「判定士」という。)等による応急対策活動が必要と認めるときは、乙丙丁に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力する事由
- (2) 判定士等による安全確認支援及びその他支援業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請及び要請に対する回答は、甲乙丙丁ともに文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請及び回答し、事後において文書を提出するものとする。

### (協力の実施)

第5条 乙丙丁は前条1項の規定による要請を受けたときは、所属する判定士等に対して甲の要請する内容を速やかに伝え、直ちに実施するものとする。

### (協力要請の自動発動)

第6条 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、乙丙丁に所属する判定士等は、甲からの応急対策活動の協力の要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

### (報告)

第7条 乙丙丁に所属する判定士等が応急危険度判定による支援協力に従事したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。

- (1) 実施内容及び結果
- (2) 従事した人員

- (3) 活動時間
- (4) その他必要な事項

(経費及び補償)

第8条 本協定に基づく応急危険度判定の実施に要した経費及び補償は、富山県被災建築物応急危険度判定実施要綱に準じて、甲乙丙丁で負担するものとし、本要綱に依らない経費は協議により決定するものとする。

(事前協力事項)

第9条 甲乙丙丁は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、随時必要な協議を行うとともに、あらかじめ次に掲げる事項を相手方に文書で報告しなければならない。報告した内容を変更する場合も同様とする。

- (1) 甲 避難所及び防災上重要な施設の名称及び位置
- (2) 乙丙丁 組織体制、連絡体制

(守秘義務)

第10条 乙丙丁は、この協定に基づく応急対策活動中に知り得た情報及び判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は他の目的に利用してはならない。

(訓練等)

第11条 甲が、被災建築物の応急危険度判定の実施に関して訓練を行うときは、乙丙丁はこれに協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する3箇月前までに、甲又は乙丙丁から協定解除又は協定内容の変更の申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書を4通作成し、甲乙丙丁が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月19日

- 甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃
- 乙 富山県富山市安住町7番1号  
富山県建築設計会館2階  
一般社団法人富山県建築士事務所協会  
会長 堂田 重明
- 丙 富山県富山市安住町7番1号  
富山県建築設計会館2階  
公益社団法人富山県建築士会  
会長 近江 吉郎
- 丁 富山県富山市安住町7番1号  
富山県建築設計会館2階  
公益社団法人  
日本建築家協会北陸支部富山地域会  
地域会長 水野 敦

## 11-65 雪害時における緊急待避所等としての施設の使用に関する覚書 (富山県 外2団体)

富山県(以下「甲」という。)、魚津市(以下「乙」という。)、新川文化ホール指定管理者 公益財団法人富山県文化振興財団(以下「丙」という。)、及び国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所(以下「丁」という。)とは、雪害時において、一般国道8号等を通行中の車両等(以下「本件車両等」という。)が緊急に待避する必要がある場合、次の施設を使用出来るように、その使用に関して必要な事項を定めるものである。

### (対象となる施設)

第1条 次に掲げる施設(以下「駐車場」という。)を雪害時における緊急待避所等として、本件車両等に使用させるものとする。

- (1) 住所：富山県魚津市宮津110番
- (2) 名称：新川文化ホール駐車場(添付図のとおり)

### (使用条件)

第2条 本件車両等が駐車場を使用するにあたっては、当該施設の本来の使用を妨げるものではなく、可能な範囲で利用するものとする。

2 丁は、必要に応じ駐車場の除雪を行うことができる。

### (原状回復)

第3条 前2条の使用に起因して、駐車場の舗装等を損傷、汚損した時は、甲・乙・丙・丁で協議し、原状に復するものとする。

### (待避所として使用する施設の周知)

第4条 甲・乙・丙・丁は、駐車場が雪害等における緊急待避所等であることを周知するために必要な措置を講ずるものとする。

### (緊急待避所等の開設及び閉鎖)

第5条 丁は、丙と協議の上、緊急待避所等の開設および閉鎖を行う。  
なお、開設及び閉鎖を行う際、丁は、速やかにその旨を甲・乙に伝えることとする。

### (使用料)

第6条 雪害時における緊急待避所等の使用料は無料とする。

### (覚書の有効期間)

第7条 この覚書の有効期限は、締結の日から甲・乙・丙・丁合意のもとに覚書を破棄あるいは変更するまでとする。

### (その他)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた場合は、甲・乙・丙・丁協議のうえ、これを定めるものとする。

上記覚書の証として、本書4通を作成し、甲・乙・丙・丁押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2年 2月19日

- 甲 住所 富山県富山市新総曲輪1番7号  
氏名 富山県知事 石井 隆一
- 乙 住所 富山県魚津市釈迦堂1丁目10・1  
氏名 魚津市長 村椿 晃
- 丙 住所 富山県富山市新総曲輪4番18号  
氏名 新川文化ホール指定管理者  
公益財団法人富山県文化振興財団  
理事長 寺井 幹男
- 丁 住所 富山県富山市奥田新町2番1号  
氏名 国土交通省北陸地方整備局  
富山河川国道事務所長 石井 宏幸



## 11-66 災害時における復旧支援協力に関する協定 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会)

魚津市(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。)とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

### (復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

(1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

(2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は魚津市企画総務部総務課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部富山県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

### (費用)

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

### (報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

### (広域被災)

第5条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

### (協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

### (その他)

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃

乙 富山県高岡市材木町731番地  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
中部支部富山県部会長 島 小一

## 11-67 災害時における物資の供給協力に関する協定書

(株式会社アイザック)

魚津市(以下「甲」という。)と株式会社アイザック(以下「乙」という。)とは、災害時における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲が行う災害対応に必要な物資(以下「物資」という。)の供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資の供給を必要とするときには、乙に対し、その保有する物資の提供を要請することができる。

2 要請は、甲から乙に対し文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭などで要請を行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

(提供物資)

第3条 甲が乙に提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が提供可能なものとする。

- (1) 組立段ボール製ベッド
- (2) その他の物資で乙が提供できるもの

(実施)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の提供を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の提供を実施した場合には、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡しの場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(費用)

第6条 乙が供給した物資の費用及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により決定された費用について、乙から請求書を受領したときは、速やかに乙に支払うものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車輛を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(連絡責任者の報告等)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者名および緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月26日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃

乙 富山県魚津市大海寺野1181番地  
株式会社アイザック  
代表取締役社長 石崎 大善

## 11-68 災害時における物資供給等に関する協定書

(UDリテール株式会社)

魚津市(以下「甲」という。)とUDリテール株式会社(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に必要な物資等(以下「物資等」という。)の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における物資等の調達に関する事項並びに乙の店舗(以下「店舗」という。)の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(店舗の有効範囲)

第3条 この協定における乙の有効店舗は、MEGAドン・キホーテUNY魚津店(魚津市住吉600番地)とする。

(要請)

第4条 甲は、災害時において物資等を調達する必要があると認められた時は、乙に対し、その保有する物資等の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で物資等の優先供給に努めるものとする。

(協力)

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資等の範囲は、次に掲げるものとし、要請時点で乙が、供給可能な物資等とする。

- (1) 食料品、飲料品、衣料品、その他日用生活品等
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資で乙が供給できるもの
- (3) 店舗におけるテレビ及びラジオ等による災害情報の提供

(要請方法)

第6条 第4条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく物資等の引き渡し)

第7条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の規定により物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

3 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

4 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

5 乙は自身の被災等で第4条による要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙が供給した物資等の代金及び運搬等の経費(以下「費用」という。)を負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 乙は、第7条第2項の引き渡し後に物資等の費用を甲に対して請求するものとし、甲は速やかに物資等の費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう協定締結後速やかに連絡責任者を定め別紙により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和2年10月13日

甲 魚津市釈迦堂1丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃

乙 神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地  
UDリテール株式会社  
代表取締役社長 片桐 三希成

別紙（第 10 条関係）

**連絡責任者届出**

年 月 日

**【魚津市】**

平時

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
T E L		
F A X		
携帯		
Eメールアドレス		

時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
T E L		
F A X		
携帯		
Eメールアドレス		

**【UDリテール株式会社】**

平時

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
T E L		
F A X		
携帯		
Eメールアドレス		

時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
T E L		
F A X		
携帯		
Eメールアドレス		

## 11-69 災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定

(アパホテル株式会社)

魚津市（以下「甲」という。）とアパホテル株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害又は武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「災害等」という。）の発生時又は発生するおそれがある時（以下「発生時等」という。）における乙の運営する宿泊施設の利用、入浴施設の利用等（以下「宿泊施設の利用等」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等の発生時等において、甲乙が協力して、乙の運営する次に掲げる宿泊施設の利用等について、高齢者、基礎疾患を有する者、障がい者等の特段の配慮が必要な者、その家族又は付き添い者等（以下「要配慮者等」という。）の避難を速やかに実施するために必要な事項を定めるものとする。

宿 泊 施 設 名	所 在 地
アパホテル 魚津駅前	富山県魚津市釈迦堂1丁目1番

(要請)

第2条 甲は、災害等の発生時等において、要配慮者等が利用する一時避難施設の確保について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の協力要請は、乙に対し、協力要請書（別記様式1）を提出することをもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により行うものとし、事後速やかに当該要請書を送付するものとする。

(要請する業務の範囲)

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙の運営する宿泊施設の利用等
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他要配慮者等の避難のために必要な事項

(実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、宿泊施設に空き室がある場合には、受け入れができる範囲で、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その実施状況を業務実施報告書（別記様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに当該報告書を提出するものとする。

3 要配慮者等が宿泊施設の利用等を行う際は、原則として要配慮者等の付添が同行・同宿し、必要な措置を行うものとする。

4 要配慮者等は、宿泊施設の利用等にあたり、乙が定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、乙は、第2条の規定により要請があった場合であっても、乙の運営する宿泊施設が停電、断水等により業務に大きな支障が発生しているとき又は要配慮者等が宿泊約款の遵守に同意しないときは、当該宿泊施設への受け入れを断ることができるものとする。

## (受入対象期間等)

第5条 乙の運営する宿泊施設への受入対象期間は、原則として、当該宿泊施設へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とするが、7日間を限度とし、ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、定めるものとする。

2 要配慮者等の宿泊施設の利用等については、当該宿泊施設内のレストランやロビー等の共有部を利用することはできないものとする。

## (連絡調整)

第6条 甲及び乙は、災害等の発生時等の要配慮者等の速やかな避難のために、空室数、受入可能人数、受入手順等について、事前に連絡調整を行うものとする。

## (避難時の事故等に係る責任等)

第7条 乙は、要配慮者等による宿泊施設の利用等の際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 甲は、要配慮者等の宿泊施設の利用等において、宿泊約款が遵守されず、乙の運営する施設等に何らかの損害が発生した場合には、原状復旧の費用を負担するものとする。

## (経費)

第8条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、1泊につき1人あたり食事なし7,000円(ただし、消費税・地方消費税・宿泊税・入湯税別途)とし、付添人も同額とする。ただし、未就学児の取扱いは、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前項の支払いに疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

## (受入実績の報告と利用料の請求)

第9条 乙は、業務を行った月ごとに、速やかに受入実績報告書(別記様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

## (経費の支払い)

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を収受した日から30日以内に支払うものとする。

## (連絡調整体制の整備)

第11条 甲及び乙は、災害等の発生時等における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

## (甲乙の解除権)

第12条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合には、何ら催告を要しないものとする。

(1) ア 法人の役員等(役員又はその設置校若しくは教育・研究組織等の代表者をいう。以下この号において同じ。)若しくは使用人が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配

若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。

ウ 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。

- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人を行った団体をいう。以下同じ。）の威力又は関係者を利用するなどしているとき。
- (3) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙るなどしているとき。
- (6) 委託又は資材等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者との間で委託又は資材等の購入契約その他の契約を行っていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲又は乙が相手方に対して当該契約の解除を求め、相手方がこれに従わないとき。

2 前項第1号から第6号までに該当するおそれがあると認めるときは、甲又は乙は、相手方が乙又は甲の役職員の個人情報について、警視庁等に対して情報提供又は照会することに関して同意するものとする。

#### （情報の交換）

第13条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

#### （協定書の有効期間）

第14条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、原則として協定書の継続について甲乙協議するものとし、甲又は乙から更新拒絶の意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

#### （実施の細目）

第15条 本協定の実施に関し、必要な計画その他の細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### （協議事項）

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本協定書を2部作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和2年11月4日

富山県魚津市积迦堂1丁目10番1号  
甲 魚津市長 村 椿 晃

東京都港区赤坂三丁目2番3号  
乙 アパホテル株式会社  
代表取締役 元 谷 芙美子

## 別記様式 1 (第 2 条関係)

年 月 日

様

魚津市長 印

## 協力要請書 (第 報)

「災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定書」第 2 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 ( 部 課 )
電話、FAX 等による 要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

(注) 備考欄には、受入れを依頼する避難者に関する留意事項 (障がいの有無、種類など) 等を記載すること。

## 別記様式2（第4条関係）

年 月 日

魚津市長

印

## 業務実施報告書

協力要請のあった業務の実施について、「災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

協力要請日	年 月 日付け（協力要請書第 報）
要請担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 ( 部 課 )
履行内容	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

〔注〕履行内容欄には、受入人数及び役務の内容等を記載すること。

別記様式3 (第9条関係)

受入実績報告書

宿泊施設名	
担当者名	
連絡先	

No.	氏名	性別	年齢	住所	宿泊期間	泊数 A	1泊あたり の金額 B	利用金額合計 C(A×B)	対象者要件	特記事項
例	〇〇〇〇	男	75	魚津市〇〇〇〇	9/20～9/22	3	7,000	21,000	高齢者	
	〇〇〇〇	男	80	魚津市〇〇〇〇	9/20～9/22	3	7,000	21,000	基礎疾患あり	
	〇〇〇〇	女	70	魚津市〇〇〇〇	9/20～9/22	3	7,000	21,000	上記の家族	
	〇〇〇〇	女	28	魚津市〇〇〇〇	9/20～9/21	2	7,000	14,000	障がい者	
						計		77,000		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
								利用額計		

## 11-70 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

(株式会社アイザック)

魚津市(以下甲という)と株式会社アイザック(以下乙という)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の3の規定を踏まえ、法第4条の2に規定する災害廃棄物の円滑な処分等において、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するための協定を締結する。

(趣旨)

第一条 この協定は、甲の地域において地震、風水害等大規模な災害(以下「災害」という)が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という)の撤去、収集、運搬、処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第二条 甲は、災害廃棄物の処分等に当たって、次に掲げる事項を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物の仮置場管理
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 災害廃棄物の収集・運搬及び処分
- (4) 災害廃棄物処理計画策定の情報共有
- (5) その他必要な事項

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文章により通知するものとする。

- (1) 災害箇所
- (2) 仮置場の場所
- (3) 協力の要請内容
- (4) その他の必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第三条 乙は、甲から前条第一項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資材を確保するなど、甲が実施する災害廃棄物処理等に協力するものとする。

2 災害廃棄物処理等は、甲の指示に従い、乙が実施するものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の七の六の定めに従い、再委託できるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理等を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

(情報の提供)

第四条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理等に関し、甲が実施する災害廃棄物処理等が円滑に行われるように、実施計画・実施状況等の必要な情報を提供する。

(費用の負担)

第五条 乙が、第二条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用に関しては、甲と乙で協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第六条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては魚津市総務課、乙においては環境事業本部営業部とし、連絡先一覧を作成する。この一覧は毎年6月に更新するものとする。

(協定書の有効期間)

第七条 この協定は、令和2年11月20日から効力を有するものとし、甲及び乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第八条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が、協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年11月20日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 魚津市長 村椿 晃

乙 富山県魚津市大字大海寺野村1181番地  
株式会社アイザック  
代表取締役社長 石崎 大善

## 11-71 災害時における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関する協定書 (株式会社魚津興産)

魚津市(以下「甲」という。)と株式会社魚津興産(以下「乙」という。)は、災害時等における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、魚津市内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第2条1号に規定する災害や大規模な火災、事故その他重大な事案が発生し、またはその恐れがある場合(以下「災害時等」という。)において、市民の生命の保護及び生活の安定を図るため、必要な手続きを定めるものとする。

### (協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に救援物資の供給や一時避難場所の提供などを要請することができる。

### (救援物資や提供施設の範囲)

第3条 甲が乙に要請できる救援物資は、次に掲げるもののうち、乙が提供可能な範囲とする。

(1) 魚津ショッピングスクエアサンプラザ(以下「サンプラザ」という。)内の各テナントが提供可能な商品等

(2) その他乙が提供可能な救援物資

2 甲が乙に要請できる一時避難場所の範囲は、次に掲げるサンプラザの施設のうち、乙が提供可能な範囲とする。

(1) 4階大ホール、会議室、研修室等の空室

(2) 屋上

(3) 立体駐車場を含む駐車場

(4) その他乙が提供可能な施設

### (要請の方法)

第4条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

### (要請への対応)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、救援物資の優先供給及び一時避難場所の提供に努めるものとする。

2 乙が、前項の供給や提供を実施したときは、その対応終了後速やかに実施状況を文書により甲に報告するものとする。

### (引渡し等)

第6条 救援物資の引渡し場所は、サンプラザ内の売場、トラックヤードや駐車場等、乙が指定するものとし、物資の運搬は、原則として甲が行うものとする。ただし、甲が運搬することが困難な場合は、運搬方法について甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 甲は、前項の協議により乙が救援物資を運搬する場合、運搬車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

### (一時避難場所の管理運営等)

第7条 一時避難場所の管理運営は、甲と乙が協力して行うものとする。

- 2 乙に過失がない場合、一時避難場所における避難者及び第三者が受ける損害について、乙は責任を負わないものとする。
- 3 甲は、乙が早期に施設利用を再開できるように配慮するとともに、当該一時避難場所の早期解消に努めるものとする。

(費用の負担)

- 第8条 第5条の規定により、乙が供給した救援物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
  - 3 一時避難場所の運営管理にかかる費用については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

- 第9条 甲は、前条の費用の請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく乙に支払うものとする。

(情報交換)

- 第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制や救援物資の供給および一時避難場所の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定の有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。
- 2 協定期間が満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間、協定期間を延長するものとする。

(協議)

- 第12条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各1通を保有する。

令和3年2月15日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃

乙 富山県魚津市駅前新町5番30号  
株式会社魚津興産  
代表取締役社長 澤田 辰勇

## 11-72 災害時における救援物資集積場所の設置及び救援物資の輸送並びに一時避難場所の提供の協力に関する協定書 ( 富山県生活協同組合、生活協同組合 CO・OP とやま )

魚津市(以下「甲」という。)と富山県生活協同組合及び生活協同組合 CO・OP とやま(以下「乙」という。)とは、甲の区域内において災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条 1 号に定める災害が発生し、又はその恐れがある場合(以下「災害時等」という。)の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時等において、甲及び乙が相互に協力し、国等から提供される救援物資等の集積場所(以下「救援物資集積場所」という。)の設置及び救援物資等の輸送並びに一時避難場所の提供を行うことにより、被災者の生命の確保及び生活の安定を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第 2 条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し、以下の各項に記載する事項について協力を要請することができる。

1 救援物資集積場所の設置に関する以下の事項。

(1) 救援物資集積場所として、乙の保有する施設及び駐車場の一部を提供すること。

(2) 乙施設に設置した救援物資集積場所における救援物資等の荷捌きや保管等を円滑に行うため、人員を配置すること。

(3) 乙施設に設置した救援物資集積場所において荷捌きを円滑に実施するため、乙の所有するフォークリフト等の資機材を提供すること。

2 乙施設に設置した救援物資集積場所から、救援物資等を甲が指定する指定避難所等へ輸送すること。

3 近隣被災者の一時避難場所として、乙の保有する施設及び駐車場の一部を提供すること。

4 前各項に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことが必要と判断したこと。

(協力の要請)

第 3 条 第 2 条の協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請できるものとし、事後、速やかに文書により要請するものとする。

2 前項の要請を受けた場合、乙は、可能な限り協力を努めるものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

(実施状況の報告)

第 4 条 乙は、第 2 条の協力を実施したときは、その協力の終了後速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

(運営)

第 5 条 第 2 条に規定する事項の運営については、甲と乙が協力して行うものとする。

(協力に対する配慮)

第 6 条 甲は、乙が第 2 条第 2 項の規定により救援物資等を輸送する際に使用する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

2 甲は、協力の終了後、乙が早期に施設利用を再開できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第 7 条 乙が第 2 条の規定による協力に要した費用(以下「費用」という。)は、甲が負担するものとする。

2 費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする

3 甲は、費用について、乙から適法な支払請求書を受領してから 30 日以内に、乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制や協力内容について情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。

2 前項に規定に関わらず、期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(実施の細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な計画その他の細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村 椿 晃

乙 富山市金屋555番地  
富山県生活協同組合  
理事長 松 浦 均

富山市堀川町206番地5  
生活協同組合CO・OPとやま  
理事長 小 泉 謙 二

## 11-73 大規模災害時における相互連携に関する確認書

(北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社)

魚津市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「三者」という。）は、令和3年4月1日付けをもって締結した「SDGsの推進に関する魚津市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括連携協定書」の第2条（2）に関し、大規模災害時における相互連携および停電復旧に係る応急措置の実施（以下「停電復旧」という。）に支障となる障害物の除去等について以下のとおり確認する。

(目的)

第1条 この確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）および防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙および丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認するとともに、災対法第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる障害物の除去等（以下「障害物の除去等」という。）を三者が協力して円滑に実施するための三者間における基本的事項を定め、地域の防災力を高めることおよび停電の早期復旧に資することを目的に締結する。

(適用範囲)

第2条 この確認書の適用範囲は、甲における丙の電力供給区域とし、障害物の除去等に関しては、停電復旧に必要な区域で、乙または丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する区域とする。

(連携内容)

第3条 乙または丙は、大規模災害発生時または発生が予想される場合には、必要に応じて甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、三者は連絡体制を確立し、連携して停電情報および道路情報等の必要な情報の連絡に努めるものとする。

(1) 甲は、乙または丙に対して必要に応じて、甲が開催する魚津市災害対策本部本部員会議等への出席を求めることができる。

(2) 三者における各部署の窓口、連絡体制は別に定めるものとする。また、それらに変更が生じた場合は、随時更新の上、三者共有するものとする。

(3) 乙または丙から甲へ連絡する停電情報等とは、次のとおりとする。

- ・停電発生日時
- ・停電発生地域
- ・停電戸数
- ・停電原因
- ・停電復旧見通し
- ・停電復旧完了日時

(4) 三者が共有する道路情報は、次のとおりとする。

- ・道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報
- ・道路復旧の状況

2 三者は、大規模災害発生時において丙が所有する設備に関連して道路の通行に支障を来した場合は、連携して通行の確保にあたるものとし、緊急輸送道路等を優先的に実施するものとする。

(1) 三者は、日頃より緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路について情報を共有する等、大規模災害時において連携できるよう体制の構築を行うものとする。

(2) 甲は、丙の現場着手等の遅れ等により、優先的に啓開すべき道路の早期復旧に支障をきたすと判断した際は、丙による安全確認を実施した上で、丙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができるものとする。

- (3)(2)の丙による安全確認を実施するため、甲は乙または丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することができるものとし、丙は直ちに技術員を派遣し電氣的な安全措置等を実施するものとする。
- (4)(2)の甲による電力設備等の除去は、丙の技術員立ち会いのもと実施することとする。
- 3 乙または丙は、早期の停電復旧作業のため、支障となる障害物等の除去を甲に要請することができるものとし、甲は、業務の遂行に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- (1) 乙または丙は、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去の協力を要請する場合、あらかじめ次の事項を書面に明記の上、乙または丙の情報連絡員等を介して、要請することとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
- ・作業内容
  - ・場所（住所、地図）
  - ・写真
  - ・作業希望日時
  - ・現地連絡責任者および電話番号
  - ・その他必要な事項
- (2) 甲は、障害物が丙の設備に接触し、感電の恐れがある場合等、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙または丙に対し、事前協議においてその理由を説明した上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
- (3) 災害等の状況により、丙は応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、乙または丙の(1)による要請手続きおよび甲の(2)による要請手続きを経ずに、除去作業を実施することができる。ただし、乙または丙は除去作業着手後直ちに口頭または電話で甲へ連絡し、作業完了後速やかに書面による報告を行うものとする。また、甲はこれを受けて乙または丙に対して書面による承認を行うものとする。
- (4) 丙が除去作業を行った障害物等は通行に支障とならない形で道脇に残置する。ただし、通行に支障が生じる場合、移動先は甲の指示に従うものとする。
- (5) 甲は丙に対し、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を(4)の移動先へ移動する際に、災害対策基本法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を許可するものとする。
- (6) 甲の指示に基づき、丙が除去作業を行った障害物等の保管および処分は、甲が行うものとする。
- 4 3者は、病院、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むものとする。
- 5 丙は、応急送電のための電源車の使用にあたっては、復旧見通しおよび応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲または関係行政機関と次に掲げる事項について適宜協議を行うものとする。
- (1) 甲は、復旧見通しおよび応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し、早期復旧を必要とする重要施設および優先順位を明らかにした上で、電源車の配置先について丙に要請できるものとする。ただし、富山県の災害対策本部が設置されている場合には、甲は富山県に協議の申し入れをするものとする。
- (2) 丙は、甲の要請に対して、丙の緊急の業務に支障がない限りにおいて、電源車を配置するものとする。また、丙は電源車の配置先を決定した場合、甲または富山県の災害対策本部へ連絡するものとする。
- 6 乙または丙は、停電復旧作業に必要な活動拠点について、必要に応じて、甲または甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。

7 3者は、大規模災害発生時の倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、事前対策に取り組むものとする。

8 3者は、それぞれが保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して停電情報および復旧見通し情報等を適時適切に発信する。

9 3者は、この確認書に基づく連携を円滑に実施するため、それぞれが実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、3者で協議の上、別途定めるものとする。

(損失補償)

第5条 この確認書の履行に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、3者は協力して処理解決に当たるものとする。

(費用負担)

第6条 3者が、この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙または丙が行うべき作業に係る費用については、3者で協議の上、それぞれ相手方に求償できるものとする。

(秘密保持)

第7条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た秘密情報および第三者の個人情報を他人に開示し、または漏えいしてはならない。

(安全管理)

第8条 この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第9条 この確認書の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙または丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この確認書に定めのない事項またはこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者で協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月1日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃

乙 富山県魚津市江口504番地  
北陸電力株式会社  
理事 新川支店長 荒木 志郎

丙 富山県富山市牛島町13番15号  
北陸電力送配電株式会社  
執行役員 富山支社長 竹内 要一

## 11-74 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (医療法人社団福寿会)

魚津市(以下「甲」という。)と医療法人社団福寿会(以下「乙」という。)とは、大規模な災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)への避難援護について、甲が乙の運営する新川病院、新川老健居宅支援事業所及び新川老人保健施設(以下「対象施設」という。)に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者は、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。(以下「対象者」という。)

(福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(手続き)

第5条 第4条の受入れの要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先。

(2) 要支援者が福祉避難所へ一人で避難する場合にあっては、前号の事項に加え、その身元引受人の住所、氏名及び連絡先。

(管理運営)

第6条 第3条に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第8条 福祉避難所は、一般の避難所の閉鎖と併せて閉鎖する。ただし、特段の事情により、開設を継続する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号  
魚津市長 村 椿 晃

乙 富山県魚津市住吉 236 番地  
医療法人社団 福寿会  
理事長 平 井 晃

## 11-75 災害時における連携に関する協定書

### (社会福祉法人魚津市社会福祉協議会、 ライオンズクラブ国際協会 334-D 地区 1R3Z 魚津ライオンズクラブ)

魚津市（以下「甲」という。）社会福祉法人魚津市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及びライオンズクラブ国際協会 334-D 地区 1R3Z 魚津ライオンズクラブ（以下「丙」という。）は、大規模な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、魚津市内における災害時において、甲、乙及び丙が連携協力のもと、災害ボランティア活動（以下「本活動」という。）等の支援活動を迅速かつ効果的に進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この協定に規定する「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

#### （協力要請）

第3条 甲及び乙は、丙に対して本活動の支援に関する情報を提供するとともに、必要があると認めるときは、次条に掲げる支援を要請するものとする。

2 前項の要請手続は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭で要請することができることとし、当該要請の後、速やかに書面を提出するものとする。

3 丙は、第1項の規定による甲及び乙からの要請にできる限り応じるよう努めるものとする。

#### （支援の内容）

第4条 甲及び乙が協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

（1）本活動に対する人的支援

（2）本活動に必要な資金、物品、資機材等の提供又は貸与、仕分け及び輸送の支援

（3）魚津市災害救援ボランティア本部の運営に対する前2号に掲げる支援

（4）その他の本活動に必要な支援

2 丙は、甲及び乙からの情報提供を踏まえて支援の内容を検討するとともに、前項に掲げる支援要請があった場合は、必要な連絡及び調整を行うこととし、その内容等は、甲、乙及び丙が協議のうえ、その都度決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、事前に丙に対する支援要請の内容等を調整しておかなければならない。

#### （臨機の対応）

第5条 丙は、前条の規定により甲及び乙から支援の要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲及び乙に対する支援を行うものとする。ただし、通信の途絶等により甲及び乙が、丙に対して要請を行うことができないときは、丙は、甲又は乙の要請を待たず、状況に応じた自主的な判断で支援を行うことができる。

#### （支援の表示）

第6条 甲及び乙は、第4条による支援を受けて本活動を行うにあたっては、丙の支援を受けていることを表示するための措置を講じるものとする。

#### （費用負担）

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を行った丙が負担するものとする。

#### （連絡窓口）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、相互に連絡窓口を定め、必要な協議を行うものとする。

( 平時の連携 )

第 9 条 甲及び乙は、平時から本活動に関する情報の収集及び整理に努め、必要に応じて、丙に提供するものとする。

2 甲、乙及び丙は、必要に応じて、本活動の普及・啓発に協働して取り組むものとする。

3 丙は、甲又は乙が主催する市災害救援ボランティア本部の運営、又は活動に関する研修・訓練等に可能な限り協力するものとする。

( 協定期間 )

第 10 条 この協定の期間は、協定締結の日から起算して 1 年とする。ただし、当該期間満了日の 2 か月前までに甲、乙又は丙のいずれからも協定の解除又は変更の申し出がない場合は、さらに 1 年間更新するものとし、以後も、同様とする。

( 協議 )

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 10 月 27 日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号  
魚津市長 村 椿 晃

乙 富山県魚津市新金屋二丁目 1 3 番 2 6 号  
社会福祉法人魚津市社会福祉協議会  
会 長 福 留 正 二

丙 富山県魚津市釈迦堂一丁目 7 番 1 8 号慶野ビル 3 F  
ライオンズクラブ国際協会 334-D 地区  
1R3Z 魚津ライオンズクラブ  
会 長 熊 本 新 一

## 11-76 災害時相互応援協定書（東京都国分寺市）

魚津市と国分寺市は、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、互いの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬

施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬

災害救助及び災害復旧に必要な応援職員の派遣

その他特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

被害の状況

応援の種類、応援職員数及び機器機材数

活動内容、集結場所及び応援場所への経路

応援の期間

その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。

3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援活動に従事する応援職員は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める応援職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。

被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸

手当の額の範囲内とする。

応援職員が業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

応援職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市との往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他の交流)

第8条 両市は、災害時においてこの協定を効果的に機能させるため、平時より積極的な交流を推進し、相互理解を図るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年7月26日

魚津市

魚津市長 村 椿 晃

国分寺市

国分寺市長 井 澤 邦 夫

## 11-77 「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書 (一般社団法人助けあいジャパン)

魚津市(以下「甲」という。)と一般社団法人助けあいジャパン(以下「乙」という。)は、トイレトレーラー「みんな元気になるトイレ」(以下「本件トイレ」という。)の派遣協力等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時における本件トイレの派遣要請及び派遣協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 甲は、本件トイレの派遣要請及び設置協力を行うにあたり、別紙に掲げる事項を事前に届けるものとする。(別紙 災害派遣ガイドライン「トイレ派遣に関する事前設定・登録事項」の登録)

(要請)

第3条 甲は、本件トイレの派遣要請をする必要が生じたときは、乙に本件トイレの派遣要請をするものとする。

2 乙は、前項による要請を受けたときには、本件トイレを所有する自治体に情報を共有するとともに、派遣について調整を行うものとする。

3 甲は、前項による派遣の調整の結果に基づき、派遣協力側自治体に対し、ファクシミリ、電話又は電信により派遣要請を行い、後日、遅滞なく文書により通知するものとする。

(協力)

第4条 甲は、乙から本件トイレの派遣要請を受けたときは、速かに当該派遣要請に応じて、指定された場所に本件トイレの派遣を行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、別に災害協定を締結する自治体へ本件トイレを派遣する必要がある等やむを得ない理由で乙の派遣要請に応じることができないときは、速かにその旨を乙に通知する。

3 第1項の派遣に係る経費の負担については、別に定める。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和6年3月18日

甲

乙

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

静岡県御殿場市東山990 御殿場コート4J

魚津市長 村椿 晃

一般社団法人助けあいジャパン

代表 石川 淳哉

トイレトレーラー派遣に関する事前設定・登録事項									
1	自治体名	富山県 魚津市							
2	連絡先		①主担当		②担当				
		部署名							
		役職							
		担当者名							
		住所 〒							
		電話番号							
		携帯電話							
		メールアドレス							
		LINE ID							
3	けん引免許所有者		所有者①		所有者②				
		組織・部署名							
		名前							
		携帯電話							
4	災害対策本部	住所							
		電話番号							
		メールアドレス							
5	トイレトレーラー派遣先	順位①	施設名称			住所 〒			
			想定避難者数		現地責任者		電話番号		
			設置・稼働場所						
		順位②	施設名称			住所 〒			
			想定避難者数		現地責任者		電話番号		
			設置・稼働場所						
		順位③	施設名称			住所 〒			
			想定避難者数		現地責任者		電話番号		
			設置・稼働場所						

※配置計画に基づき、優先順位の高い方から3か所を記載ください。

※配置計画の見本を参照した時、各施設の設置場所詳細、水道、汚水渠等の位置を見取り図に示し添付してください。

## 11-78 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (社会福祉法人魚津市社会福祉協議会)

魚津市(以下「甲」という。)と社会福祉法人魚津市社会福祉協議会(以下「乙」という。)とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者への避難援護について、甲が乙の運営する児童発達支援センターつくし学園(以下「対象施設」という。)に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

### (指定施設)

第3条 本協定に基づき、福祉避難所として指定する施設は以下のとおりとする。なお、対象者の受入れは、4㎡につき1人(介護者がいる場合は4㎡につき2人)の収容を目安とする。

名 称	所 在 地	使用床面積	収容人数
児童発達支援センターつくし学園	魚津市大海寺野 1377	205.05 ㎡	48 人

### (福祉避難所の開設)

第4条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する際、原則として福祉避難所開設通知書(第1号様式)によりその旨を通知するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### (受入れの要請)

第5条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

### (手続き)

第6条 第5条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

### (管理運営)

第7条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

## (開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

## (福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

## (福祉避難所の閉鎖)

第10条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を対象施設以外へ誘導した場合など、福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届(第2号様式)を提出するものとする。

## (経費の負担)

第11条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとし、乙は甲に避難所使用費用請求書(第3号様式)により請求するものとする。

## (守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

## (協定締結期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

## (協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする

令和6年6月3日

(甲) 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村 椿 晃

(乙) 魚津市新金屋二丁目13番26号  
社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会  
会 長 福 留 正 二

(第1号様式)

福祉避難所開設通知書

年 月 日

<協定団体名>

<代表者役職><代表者名> 殿

魚津市長

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」第4条第2項の規定により、下記のとおり福祉避難所を開設します。

記

開設通知 担当者	氏名	
	電話番号	
通知日時	年 月 日	時 分
開設理由 (災害名等)		
開設施設名		
開設期間	年 月 日～	
備考		

(第2号様式)

## 福祉避難所使用終了届

年 月 日

&lt;協定団体名&gt;

&lt;代表者役職&gt;&lt;代表者名&gt; 殿

魚津市長

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」第10条の規定により、  
下記のとおり福祉避難所の利用を終了します。

## 記

届出担当者	氏名	
	電話番号	
施設名		
期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
備考		

(第3号様式)

避難所使用費用請求書

魚津市長 <市長名> 殿

<協定団体名>  
<代表者役職><代表者名>

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円(税込)

2 内訳

内容	単価	数量	金額	備考
合計				

## 11-79 災害発生時における法律相談業務等に関する協定書

(富山県弁護士会)

魚津市(以下「甲」という。)と富山県弁護士会(以下「乙」という。)は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、魚津市内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、被災者等に対する法律相談等を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(法律相談会の実施)

第2条 甲は、災害の発生時において、必要と認めるときは、法律相談会(以下「相談会」という。)を実施するものとする。

2 乙から甲に対して相談会実施の要請があり、甲が必要と認めるときも、前項の例による。

3 前2項いずれの場合も、相談会の実施日時、場所等については、災害の規模、相談の需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定するものとする。

(相談会の広報)

第3条 甲は、相談会を実施する場合、相談会の実施場所、相談会の内容等の広報を行う。ただし、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うことができる。

(従事者の派遣)

第4条 甲は、相談会を実施する場合、乙に対し、法律相談業務に従事する弁護士の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに法律相談業務に従事する弁護士を選定し、派遣するものとする。

(報告)

第5条 乙は、相談会における相談件数及び相談内容その他必要な事項について、書面により甲に報告するものとする。この場合において、当該報告の具体的な範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に違反しないこととする。

(経費負担)

第6条 甲は、乙に対し、この協定に基づく相談会の実施に当たり従事者の活動に要する経費その他の経費は、災害発生後相当期間は支弁しないものとする。ただし、その後については、災害の規模、相談会の実施期間、実施回数等を勘案し、甲乙協議の上決定する。

(災害ADRの実施)

第7条 乙が、被災者を当事者とする災害に起因した民事紛争に関する裁判外紛争解決手続(以下「災害ADR」という。)を行う場合において、開催場所の確保等の必要があるときは、甲に対し、協力を要請することができる。

(災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力)

第8条 甲は、前条の要請を受けた場合、災害ADRの開催場所の確保等に協力するものとする。

2 甲は、乙が行う災害ADRの広報(災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等)に協力するものとする。

(県との連絡調整)

第9条 災害ADRの開催にあたり、県との連絡調整が必要な場合、甲は乙に協力するものとする。

(平時における連携)

第10条 甲及び乙は、担当窓口の連絡先の交換等を行い、平時から相互に連携強化に努めるものとする。

(有効期限)

第 11 条 本協定の有効期限は、協定の締結日から 1 年とする。ただし、期間満了の 1 か月前までに、甲又は乙から文書による申出がない限り、さらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議解決)

第 12 条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 5 月 2 7 日

甲 魚津市  
魚津市長 村椿 晃

乙 富山市長柄町三丁目 4 番 1 号  
富山県弁護士会  
会 長 片岡 長司

## 11-80 大規模災害時における「チームとやま」による相互応援等に関する協定書 (富山県及び県内15市町村)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「応急対策職員派遣制度(平成30年3月23日施行)」による決定連絡等により、富山県(以下「県」という。)と富山県内市町村とが「チームとやま」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 大規模災害 震度5強以上の地震又はそれに相当する大規模な災害
- (3) 市町村 地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村
- (4) 応援 被災市町村への人的応援
- (5) チームとやま 被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体
- (6) 国要綱 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」
- (7) 対口支援団体 前号の要綱に定める団体
- (8) 独自申出による応援 被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

(応援対象業務)

第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームとやま」による応援対象とする。

- 2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームとやま」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。
- 3 独自申出に対する「チームとやま」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

(情報連絡員の派遣)

第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に情報連絡員を派遣する。

- 2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、情報連絡員を派遣する。

(応援要請等)

第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームとやま」の応援が必要となった場合は、情報連絡員と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

- 2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

(応援派遣調整)

第6条 前条の応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームとやま」への参加を依頼するものとする。

- 2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームとやま」への参加の可否を県に回答するものとする。
- 3 前項の回答を受け、県は「チームとやま」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

(応援の実施)

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれ直ちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームとやま」として応援を実施するものとする。

(応援期間)

第8条 「チームとやま」による応援は、原則として大規模災害発生から1箇月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項の規定により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

(職員の派遣期間)

第9条 「チームとやま」に参加する職員の派遣期間は各1箇月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

(県の役割)

第10条 県は、「チームとやま」による応援が円滑に実施できるよう、情報連絡員をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームとやま」の応援調整等に努めるものとする。

(市町村の役割)

第11条 県内市町村は、第6条第1項の依頼があった場合は「チームとやま」への参加を検討するものとする。

(サービス)

第12条 「チームとやま」へ参加する職員のサービスは、派遣元の地方公共団体の関係規定を適用する。

(公務災害補償)

第13条 「チームとやま」へ参加する職員の公務災害補償の手続等は、派遣元の地方公共団体が行うものとする。

(応援に要する経費の負担)

第14条 被災市町村へ応援に要した経費は、国の応急対策職員派遣制度(平成30年3月創設 総務省)における費用負担の考え方にに基づき、「チームとやま」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。ただし、被災市町村に災害救助法が適用された場合には、災害救助法の対象経費について求償できるものとする。

(平時の取組)

第15条 県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

(受援担当)

第16条 県内市町村は、大規模災害発生時に第4条第1項に基づいて派遣される情報連絡員との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

(他の協定との関係)

第17条 この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(協議事項)

第18条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

(その他)

第19条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

1 この協定は令和8年1月19日から適用する。

2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村の同意書をもって証する。

---

---

## 同意書

大規模災害時における「チームとやま」による相互応援等に関する協定の締結に同意する。

令和8年1月19日

富山県知事 新田 八朗

富山市長 藤井 裕久

高岡市長 出町 譲

魚津市長 村椿 晃

氷見市長 菊地 正寛

滑川市長 水野 達夫

黒部市長 武隈 義一

砺波市長 夏野 修

小矢部市長 櫻井 森夫

南砺市長 田中 幹夫

射水市長 夏野 元志

舟橋村長 渡辺 光

上市町長 中川 行孝

立山町長 舟橋 貴之

入善町長 笹島 春人

朝日町長 笹原 靖直



## 12 防災関係機関に関する資料

### 12-1 連絡先一覧表

(国の機関)

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
内閣府 政策統括官(防災担当)	総括担当 災害緊急事態対応担当	千代田区霞ヶ関1-2-2	03(3501)5408 03(3501)5695	03(3503)5690 03(3503)5690
消防庁	防災課 応急対策室 平日日中	千代田区霞ヶ関2-1-2	03(5253)7527	03(5253)7537
	宿直室 夜間休日	千代田区霞ヶ関2-1-2	03(5253)7777	03(5253)7553
警察庁 中部管区警察局	広域調整第二課	名古屋市中区三の丸2-1-1	052(951)6000	052(954)8880
財務省 北陸財務局 " 富山財務事務所	総務課 総務課	石川県金沢市新神田4-3-10 富山市丸の内1-5-13	076(292)7860 076(432)5521	076(291)6226 076(432)5779
厚生労働省 東海北陸厚生局 富山労働局	総務課 総務課	名古屋市東区白壁1-15-1 富山市神通本町1-5-5	052(971)8831 076(432)2727	052(971)8861 076(432)6471
農林水産省 北陸農政局 " 富山支局  中部森林管理局 " 名古屋事務所 " 富山森林管理署	企画調整室 地方参事官室  企画調整課 連絡調整担当グループ 総務グループ	金沢市広坂2-2-60 富山市牛島新町11-7	076(232)4206 076(441)9305	076(232)4218 076(441)9325
		長野市大字栗田715-5 名古屋市熱田区熱田西町1-20 富山市黒崎字塚田割591-2	026(236)2515 052(683)9206 050(3160)6080	026(236)2657 052(683)9269 076(424)4934
経済産業省 中部経済産業局 " 電力・ガス事業北陸支局  中部近畿産業保安監督部 " 北陸産業保安監督署	総務課 総務課  管理課	名古屋市中区三の丸2-5-2 富山市愛宕町1-2-26	052(951)2683 076(432)5588	052(962)6804 076(432)5526
		名古屋市中区三の丸2-5-2 富山市牛島新町11番7号	052(951)0558 076(432)5580	052(951)9803 076(432)0909
国土交通省 北陸地方整備局 " 富山河川国道事務所 " 北陸技術事務所富山出張所  北陸信越運輸局 " 富山運輸支局  伏木海上保安部  富山地方气象台	防災課 防災課 富山防災センター  総務部総務課 総務企画部門  警備救難課	新潟市中央区美咲町1-1-1 富山市奥田新町2-1 富山市水橋入江334-4	025(280)8836 076(443)4728 076(478)5511	025(370)6691 076(443)4729 076(478)5517
		新潟市中央区美咲町1-2-1 富山市新庄町馬場82	025(285)9000 076(423)0894	025(285)9170 076(423)5509
		高岡市伏木錦町11-15  富山市石坂2415	0766(45)0118  076(432)2331	0766(44)7147  076(442)4260

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
大阪航空局富山空港出張所		富山市秋ヶ島35	076(495)3088	076(429)6762
総務省 北陸総合通信局	総務課	金沢市広坂2-2-60	076(233)4411	076(233)4419
防衛省 自衛隊富山地方協力本部	総務課	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	076(441)3273
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊		金沢市野田町1-8 砺波市鷹栖出935	076(241)2171 0763(33)2392	
航空自衛隊第6航空団	防衛部	小松市向本折町戌267	0761(22)2101	
海上自衛隊舞鶴地方總監部	防衛部	舞鶴市余部下1190	0733(62)2250	0733(64)3609

## (災害時相互応援協定締結県外市町村)

市町村名	担当部署	所在地	電話	F A X
石川県七尾市	市民生活部危機対策課	石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767(53)6880	0767(53)8411
長野県飯山市	総務部危機管理防災課 防災消防係	長野県飯山市大字飯山1110-1	0269(62)3111	0269(62)5990
新潟県十日町市	総務部防災安全課 防災安全係	新潟県十日町市千歳3-3	025(757)3197	025(752)2122
愛知県知立市	危機管理局安心安全課 防災係	愛知県知立市広見3-1	0566(83)1111	0566(83)1141
東京都国分寺市	総務部防災安全課 防災担当	東京都国分寺市泉町二丁目2番18号	042(325)0124	042(326)3624

## ( 県の機関 )

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
知 事 政 策 局	知 事 政 策 局 ( 特定重要政策担当 )	富山市新総曲輪1-7	076(444)4493	076(444)3473
	防 災 ・ 危 機 管 理 課 国 民 保 護 ・ 地 域 防 災 班	”	076(444)3187	076(434)3489
	防 災 航 空 セ ン タ ー	富山市別名字源田割245-2	076(495)3060	076(495)3066
	広 域 消 防 防 災 セ ン タ ー	富山市惣在寺1090-1	076(429)9911	076(429)9913
	富 山 空 港 管 理 事 務 所	富山市秋ヶ島30	076(495)3055	076(495)3064
経 営 管 理 部	人 事 課	富山市新総曲輪1-7	076(444)3162	076(444)3484
	管 財 課	”	076(444)3171	076(444)3486
生 活 環 境 文 化 部	県 民 生 活 課	”	076(444)3128	076(444)3477
	環 境 保 全 課	”	076(444)3144	076(444)3481
厚 生 部	厚 生 企 画 課	”	076(444)3196	076(444)3491
	医 務 課	”	076(444)3219	076(444)3495
	健 康 課	”	076(444)3222	076(444)3496
	く す り 政 策 課	”	076(444)3233	076(444)3498
商 工 労 働 部	商 工 企 画 課	”	076(444)3242	076(444)4401
	労 働 雇 用 課	”	076(444)3257	076(444)4405
農 林 水 産 部	農 林 水 産 企 画 課	”	076(444)3264	076(444)4407
	農 村 整 備 課	”	076(444)3375	076(444)3437
	森 林 政 策 課	”	076(444)3384	076(444)4428
	水 産 漁 港 課	”	076(444)3291	076(444)4412
土 木 部	管 理 課	”	076(444)3307	076(444)4414
	道 路 課	”	076(444)3318	076(444)4416
	河 川 課	”	076(444)3324	076(444)4417
	砂 防 課	”	076(444)3341	076(444)4420
	港 湾 課	”	076(444)3334	076(444)4419
	都 市 計 画 課	”	076(444)3345	076(444)4421
	建 築 住 宅 課	”	076(444)3355	076(444)4423
企 業 局	経 営 管 理 課	富山市安住町2-14	076(444)2136	076(444)2154
教 育 委 員 会	教 育 企 画 課	富山市新総曲輪1-7	076(444)3430	076(444)4433

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
警 察 本 部	警 備 課	"	076(441)2211	076(444)2900
	交 通 規 制 課	"		
魚 津 警 察 署	警 備 課	魚津市本江1000	0765(24)0110	0765(24)5081
	交 通 課	"		
総 合 県 税 事 務 所	企 画 管 理 課	富山市舟橋北町1-11	076(444)4503	076(444)4514
心 の 健 康 セ ン タ ー		富山市蜷川459-1	076(428)1511	076(428)1510
新川厚生センター魚津支所	衛 生 予 防 課 地 域 健 康 課	魚津市本江 1397	0765(24)0359	0765(24)9220
新 川 土 木 セ ン タ ー	企 画 管 理 課 総 務 班	魚津市新宿 10-7	0765(22)9114	0765(22)9153
	企 画 管 理 課 業 務 班		0765(22)9115	
	用 地 課 用 地 班		0765(22)9173	
	管 理 検 査 課		0765(22)9157	
	建 築 課		0765(22)9117	
	工 務 第 一 課 道 路 改 良 班		0765(22)9118	
	工 務 第 一 課 道 路 維 持 班		0765(22)9119	
	工 務 第 二 課 河 川 班		0765(22)9120	
	工 務 第 二 課 河 川 管 理 班		0765(22)9125	
	工 務 第 二 課 海 岸 港 湾 班		0765(22)9122	
	工 務 第 二 課 砂 防 班		0765(22)9121	
	新 川 農 林 振 興 セ ン タ ー		総 務 課 総 務 班	魚津市新宿 10-7
総 務 課 用 地 班		0765(22)9134		
企 画 振 興 課		0765(22)9136		
管 理 検 査 課		0765(22)9135		
指 導 課 指 導 班		0765(22)9137		
指 導 課 指 導 班		0765(22)9138		
農 村 整 備 課 水 利 防 災 班		0765(22)9140		
農 地 整 備 課 農 地 整 備 第 一 班		0765(22)9142		
農 地 整 備 課 農 地 整 備 第 二 班		0765(22)9141		
森 林 整 備 課 森 林 政 ・ 普 及 班		0765(22)9143		
森 林 整 備 課 森 林 整 備 班		0765(22)9144		
森 林 整 備 課 森 林 整 備 班		0765(22)9145		

## ( 公共機関 )

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
独立行政法人国立病院機構 東海北陸ブロック事務所	総務経理課	名古屋市中区三の丸4-1-1	052(968)5171	052(968)5168
日本郵便(株)北陸支社 日本郵便(株)魚津郵便局	総務部 総務課	金沢市尾張町1-1-1 魚津市本江1007	076(220)3122 0765(22)0400	076(264)0851 0765(22)2376
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	総務企画課	金沢市高柳町9-1-1	076(253)5204	052(253)5207
西日本電信電話(株)富山支店	担当部署	富山市不二越本町2-2-12	076(429)9501	076(432)9518
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ北陸支社	災害対策室	金沢市西都1-5	076(225)2065	076(225)2178
K D D I(株)北陸総支社	管理部	金沢市本町1-5-2	076(261)4077	076(233)2077
中日本高速道路(株)金沢支社 富山保全サービスセンター	保全チーム	金沢市神野町東170 富山市黒崎439	076(240)4930 076(421)9048	076(240)4991 076(491)7529
日本赤十字社富山県支部	事業推進課	富山市牛島本町2-1-38	076(441)4885	076(433)2657
日本銀行	富山事務所	富山市堤町通り1-2-26	076(424)4471	076(494)1158
日本放送協会	富山放送局報道部	富山市新総曲輪3-1	076(444)6613	076(442)6092
北日本放送(株)	報道部	富山市牛島町10-18	076(433)8515	076(433)8560
富山テレビ放送(株)	報道部	富山市新根塚町1-8-14	076(424)0600	076(491)2663
(株)チューリップテレビ	ニュース&プラン ニンググループ	富山市奥田本町8-24	076(433)9886	076(433)7691
富山エフエム放送(株)	放送部	富山市奥田町2-11	076(442)5533	076(432)2344
(株)新川コミュニティ放送		黒部市三日市20黒部市国 際文化センターコラ内	0765(57)3311	0765(57)3355
(株)新川インフォメーション センター		魚津市釈迦堂1-14-17	0765(23)6110	0765(23)6555
富山県トラック協会		富山市婦中町島本郷1-5	076(495)8800	076(495)1600
北陸電力(株)	総務部総務チーム	富山市牛島町15-1	076(441)2511	076(405)0113
関西電力(株)北陸支社	総務・広報グループ	富山市東田地方町1-2-13	076(442)8212	076(442)8219
富山地方鉄道(株)	総務課	富山市桜町1-1-36	076(432)5530	076(443)0743
あいの風とやま鉄道(株)	総務課	富山市牛島町24-7	076(444)1300	076(444)1320
日本コミュニティガス協 会北陸支部		富山市奥田新町8-1 ポルファートとやま 8階	076(441)3241	076(441)3244
富山県エルピーガス協会		富山市桜橋通り6-13 フコク生命第一ビル 4階	076(441)6993	076(441)6996

## (市町村)

市町村名	担当課	所在地	電話	F A X
富山市	防災危機管理課	富山市新桜町7-38	076(443)2181	076(443)2039
高岡市	危機管理課	高岡市広小路7-50	0766(20)1229	0766(20)1325
魚津市	総務課	魚津市釈迦堂1-10-1	0765(23)1078	0765(23)1182
氷見市	地域防災課	氷見市鞍川1060	0766(74)8021	0766(72)8255
滑川市	防災危機管理課	滑川市寺家町104	076(475)0573	076(475)6299
黒部市	防災危機管理統括監 防災危機管理班	黒部市三日市1301	0765(54)2112	0765(54)4461
砺波市	総務課	砺波市栄町7-3	0763(33)1247	0763(33)5325
小矢部市	〃	小矢部市本町1-1	0766(67)1760	0766(68)2171
南砺市	〃	南砺市苗島4880	0763(23)2028	0763(22)1114
射水市	防災・資産管理課	射水市新開発410-1	0766(51)6632	0766(51)6650
舟橋村	総務課	舟橋村仏生寺55	076(464)1121	076(464)1066
上市町	〃	上市町法音寺1	076(472)2542	076(472)1115
立山町	〃	立山町前沢2440	076(462)9965	076(463)1254
入善町	〃	入善町入膳3255	0765(72)2845	0765(74)0067
朝日町	総務政策課	朝日町道下1133	0765(83)1100	0765(83)1109

## (市町村消防)

市町村名	本部・署	所在地	電話	F A X
富山市	消防局	富山市今泉191-1	076(493)4141	076(493)5665
	富山消防署			076(493)4809
	富山北消防署	富山市高島町1-10-30	076(437)7141	076(437)7142
	呉羽消防署	富山市呉羽町2417-5	076(436)5040	076(436)2166
	水橋消防署	富山市水橋館町420-1	076(478)0061	076(478)0046
	大沢野消防署	富山市上二杉202	076(468)1212	076(468)1242
	大山消防署	富山市花崎737	076(483)1119	076(483)1194
	八尾消防署	富山市八尾町鏡町595-5	076(454)2119	076(455)0336
	婦中消防署	富山市婦中町笹倉128	076(466)2280	076(466)3048
高岡市	消防本部	高岡市広小路5-10	0766(22)3131	0766(26)7002
	高岡消防署			0766(26)7004
	伏木消防署	高岡市伏木国分1-10-1	0766(44)1122	0766(44)7990
	戸出消防署	高岡市戸出大清水281	0766(63)0045	0766(63)4467
	福岡消防署	高岡市福岡町下老子374	0766(64)3305	0766(64)6119
氷見市	消防本部	氷見市加納387-1	0766(74)8300	0766(74)8338
	氷見市消防署			
射水市	消防本部	射水市橋下条1552	0766(56)0119	0766(56)9543
	射水消防署			
	新湊消防署	射水市本町2-13-1	0766(82)8333	0766(82)6826
立山町	消防本部	立山町米沢36	076(463)0005	076(463)1610
	立山町消防署			
富山県東部消防組合	消防本部	魚津市本江3197-1	0765(24)0119	0765(23)9178
	魚津消防署			
	滑川消防署	滑川市上小泉24	076(475)0180	076(475)7719
	上市消防署	上市町稗田36	076(472)2244	076(473)0055
新川地域消防組合	消防本部	黒部市植木761-1	0765(54)0119	0765(54)3992
	黒部消防署			
	宇奈月消防署	黒部市宇奈月温泉322-3	0765(62)1226	0765(62)2010
	入善消防署	入善町入膳3520-1	0765(72)0135	0765(72)0937
	朝日消防署	朝日町東草野1608	0765(83)0009	0765(83)1867
砺波地域消防組合	消防本部	砺波市大辻501	0763(32)4957	0763(32)2230
	砺波消防署	砺波市大辻501	0763(33)0119	0763(32)2081
	小矢部消防署	小矢部市泉町2-37	0766(67)0119	0766(67)5108
	南砺消防署	南砺市天神242	0763(52)0119	0763(52)4496

## (その他)

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋2-13-26	0765(22)8388	0765(22)8390
魚津商工会議所	魚津市釈迦堂1-12-18	0765(22)1200	0765(23)0120
魚津市農業協同組合	魚津市釈迦堂1-14-17	0765(24)1414	0765(24)4899
魚津漁業協同組合	魚津市漁港定坊割	0765(24)0068	0765(24)8877
新川森林組合	魚津市東尾崎3415	0765(23)0111	0765(23)0633
魚津市土地改良区	魚津市吉島2-1-15	0765(22)5656	0765(22)5657
魚津地域建築組合	魚津市北鬼江313-3	0765(22)5078	0765(22)7933
富山県石油業協同組合	富山市小中710	076(429)8811	076(429)8820
富山県電気工事工業組合	富山市新桜町9-20	076(441)4051	076(442)4163
富山県電気工事工業組合新川支部	魚津市上村木2-2-30	0765(22)1140	0765(22)0109
北陸電気保安協会	富山市桜橋通り3-1	076(441)6350	076(441)6352
斜面防災対策技術協会富山県支部	富山市安住町3-14	076(442)3775	076(431)4076
富山県測量設計業協会	富山市大泉本町1-12-14	076(422)3003	076(422)5341
富山県葬祭業協同組合	富山県射水市大島北野250	0766(52)8111	0766(52)7771
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟市清水4501-1	025(371)4112	025(371)4151
北陸コカ・コーラボトリング(株)本社	高岡市内島3550	0766(31)1115	0766(31)3725
〃 富山支店	富山市新庄本町2-9-97	076(451)3270	076(452)9099
(株)大阪屋ショップ総務部	富山市赤田487-1	076(421)1500	076(421)1503
(株)バロー	岐阜県多治見市大針町661-1	0572(20)0801	0572(29)1168
MEGAドン・キホーテUNY魚津店	魚津市住吉600	0570(094)411	0765(23)4119
アクシアルリテイリング(株)	新潟県長岡市中興野18-2	0258(66)6711	0258(66)6727
日本水道協会中部地方支部	名古屋市中区三の丸3-1-1 名古屋市上下水道局 総務部総務課内	052(972)3707	052(951)1208
日本水道協会富山県支部	富山市牛島本町2-1-20 富山市上下水道局内	076(432)8580	076(432)8635
富山県水道協会	富山市新総曲輪1-7 富山県厚生部生活衛生課内	076(444)3231	076(444)3497
中部地方下水道協会	名古屋市中区三の丸3-1-1 名古屋市上下水道局 総務部総務課内	052(972)3707	052(951)1208
富山県下水道協会	富山市牛島本町2-1-20 富山市上下水道局内	076(432)8580	076(432)8635
魚津タクシー協会	(代表：(株)金閣自動車商会) 魚津市本町2-14-28	0765(22)1230	0765(22)1034
魚津市電設協会	(代表：倉本電機商会(株)) 魚津市吉島4327	0765(22)0863	0765(22)0308

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
富山県L P ガス協会魚津支部	富山市桜橋通り6-13	076(441)6993	076(441)6996
魚津市管工事業協同組合	魚津市大海寺野830-1	0765(23)6160	0765(23)6170
魚津建設業協会	魚津市吉島1102	0765(22)2581	0765(22)1902
富山県トラック協会(市内)	富山市婦中町島本郷	076(495)8800	076(495)1600
富山県構造物解体協会	富山市芝園町1丁目7番6号	076(442)6567	076(442)6568
魚津記者クラブ	魚津市釈迦堂1-10-1(市庁舎内)	0765(23)1023	



## 13 防災会議等に関する資料

### 13- 1 魚津市防災会議条例 昭和38年6月25日 魚津市条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、魚津市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

魚津市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちからこれに充てる。

指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

富山県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

富山県警察の警察官のうちから市長が任命する者

富山県東部消防組合の職員のうちから市長が任命する者

市長がその部内の職員のうちから指名する者

教育長

消防団長

指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

( 議事等 )

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 9 年 3 月 19 日 条例 第 4 号 )

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 12 年 3 月 21 日 条例 第 7 号 )

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

( 魚津市水防協議会条例の廃止 )

2 魚津市水防協議会条例 ( 昭和 58 年 魚津市 条例 第 16 号 ) は、廃止する。

附 則 ( 平成 24 年 9 月 19 日 条例 第 27 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 25 年 3 月 25 日 条例 第 11 号 )

この条例は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

## 13-2 魚津市防災会議委員

区分	職名	住所・TEL	
会長	魚津市長		
第1号 (指定地方行政機関)	中部森林管理局富山森林管理署長	富山市黒崎字塚田割591-2 076-424-4931	
	第九管区海上保安本部伏木海上保安部長	高岡市伏木錦町11-15 0766-45-0118	
	北陸地方整備局富山河川国道事務所黒部 国道維持出張所長	黒部市荻生7180-1 52-1714	
	北陸農政局富山県拠点地方参事官	富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎 076-441-9300	
第2号 (県)	富山県新川農林振興センター所長	魚津市新宿10-7 富山県魚津総合庁舎3階 22-9133	
	富山県新川土木センター所長	魚津市新宿10-7 富山県魚津総合庁舎2階 22-9114	
	富山県新川厚生センター魚津支所長	魚津市本江1397 24-0359	
第3号 (警察)	魚津警察署長	魚津市本江1000 24-0110	
第4号 (消防)	富山県東部消防組合の職員のうちから市 長が任命する者	魚津市本江3197-1 24-7980	
第5号 (市)	魚津市副市長		
	魚津市総務部長(防災危機管理監)		
	魚津市民生部長		
	魚津市産業振興部長		
	魚津市建設部長		
	魚津市教育委員会事務局長		
	魚津市企画広報室長		
魚津市建設部建設課長			
第6号	魚津市教育長		
第7号	魚津市消防団長		
第8号 (指定公共機関等)	指定公共 機 関	日本郵便(株)魚津郵便局長	魚津市本江1007 22-0400
		NTT 西日本(株)富山支店長	富山市東田地方町1-1-30 076-492-9501
		北陸電力(株)理事 新川支店長	魚津市江口504
		中日本高速道路(株)金沢支社 富山保全・サービスセンター所長	富山市黒崎439 076-421-9063
	指定地方 公共機関	富山地方鉄道(株)総務課長	富山市桜町1-1-36 076-432-5530
		あいの風とやま鉄道(株)魚津駅長	魚津市釈迦堂1-1-1 88-0400
		(株)北日本新聞社新川支社長	魚津市吉島582-1 24-1111
その他重要な 施設の管理者	独立行政法人労働者健康安全機構 富山労災病院長	魚津市六郎丸992 22-1280	
第9号	魚津市自主防災組織連絡会長		

13- 3 魚津市災害対策本部条例 昭和38年 6月25日 魚津市条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第37条の規定により準用する同法第26条の規定に基づき、魚津市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、次に掲げる事務を掌理する。

災害対策基本法第23条の2第4項の事務

新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第2項の事務

(組織)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月15日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月19日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第19号)

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

## 14 その他

### 14-1 災害救助法の概要及び基準

#### 1 災害救助法の概要 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)

##### 目的(災害救助法第1条)

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

##### 実施体制(災害救助法第30条)

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

##### 適用基準(災害救助法施行令第1条)

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行う。

##### 救助の種類、程度、方法及び期間(災害救助法第23条)

#### ア 救助の種類

避難所、応急仮設住宅の設置	住宅の応急修理
食品、飲料水の給与	学用品の給与
被服、寝具等の給与	埋葬
医療、助産	死体の搜索及び処理
被災者の救出	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

#### イ 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行う。

##### 強制権の発動(災害救助法第24-26条)

災害に際し、迅速救助の実施を図るため、必要な物資の収用、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

##### 経費の支弁及び国庫負担(災害救助法第33条・36条)

ア 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

イ 国庫負担：アにより費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収見込額の割合に応じ、次により負担

A 普通税収見込額の2/100以下の部分	-----	50/100
B 普通税収見込額の2/100を超え4/100以下の部分	-----	80/100
C 普通税収見込額の4/100を超える部分	-----	90/100

##### 災害救助基金

ア 積立義務(災害救助法第37条)

過去3年間における都道府県普通税収額決算額の平均年額の5/1000相当額（最小額500万円を積み立てる義務が課せられている。

イ 運用（災害救助法第41条）

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

2 災害救助法適用基準（同法施行令）

住家等への被害が生じた場合

ア 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市町村の人口		住家減失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

イ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2、第3）

都道府県の人口		住家減失世帯数
	1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

市町村の人口		住家減失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

ウ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

都道府県の人口		住家減失世帯数
	1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯

- 1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。
- 2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）。

〔厚生労働省令で定める特別の事情とは〕

災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（基準省令第1条）。

〔 については次のような場合〕（昭和40年5月11日社施第99号 厚生省社会局長通知）

- ・被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- ・有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

### 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

〔厚生労働省令で定める基準とは〕

災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（基準省令第2条第1号）。

災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（基準省令第2条第2号）。

〔 については次のような場合〕（昭和40年5月11日社施第99号 厚生省社会局長通知）

- ・火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- ・紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

〔 については次のような場合〕（昭和40年5月11日社施第99号 厚生省社会局長通知）

- ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- ・火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

## 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和5年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり340円以内  （加算額） 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を標準とする。 2 限度額 1戸当たり6,775,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象となる。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 現物給付に限る							
		2 下記金額の範囲内									
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊			夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全焼			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
流失	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700				
半壊	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700				
半焼											
床上浸水											

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 1世帯当たり 343,000円以内 2 1世帯当たり 706,000円以内	災害発生の日から3か月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊(燃)又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械器具又は資材を購入するための費用 生業費 1件当たり30,000円 就職支度費 1件当たり15,000円	災害発生の日から1か月以内	貸与期間 2年以内 利子 無利子

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から  (教科書) 1か月以内  (文房具及び通学用品) 15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内  (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,500円以内 (検案) ・救護班以外は当該地域の慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から 10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜索 ヘ 死体の処理 ト 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者及び第5号から第10号までに規定する者	1 第1号から第4号まで規定する者 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 時間外勤務手当及び旅費は、常勤職員との均衡を考慮して算定した額 2 第5号から第10号まで規定する者 地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその3/100の額を加算した額。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 14-2 激甚災害指定基準

\* 本激：全国的に大きな災害をもたらした災害を指定

本激 A：全国的に大規模な災害が生じた場合 本激 B：Aの災害ほど大規模でなくとも特定の都道府県の区域に大きな被害をもたらされた場合
---

\* 局激：局地的な災害によって大きな災害復旧が必要になった市町村を指定

## 1 激甚災害指定基準（本激）早見表

平成28年2月9日改正

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入の25% 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額の0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4% 2 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設の被害見込額が5,000万円以下の場合を除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の3又は4の要件に該当する災害に適用する。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下の場合を除く。 3 漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額の0.5% 4 漁業被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものを除く。</p> <p>(A基準) 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額の0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額の0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 &gt; 当該都道府県内の農業を主業とする者の数の3%</p> <p>ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60%</p> <p>2 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1%</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。)の0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%</p> <p>2 一の都道府県内の中小企業関係被害額 &gt; 1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合または激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第16条  第17条  第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助  私立学校施設災害復旧事業に対する補助  市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数 被災地全域で4,000戸 (B基準) (1) 滅失住宅戸数 被災地全域で2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で200戸以上 2 その区域内の住宅戸数の1割以上 (2) 滅失住宅戸数 被災地全域で1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で400戸以上 2 その区域内の住宅戸数の2割以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮	

## 2 局地激甚災害指定基準（局激）早見表

平成28年2月9日改正

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>1 当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業等の査定事業費額が次のいずれかに該当する災害。ただし、当該市町村ごとの当該査定事業費額の合計が1億円未満のものを除く。</p> <p>(1) 当該査定事業費額 &gt; 当該市町村の当該年度の標準税収入の50% (当該査定事業費額が1,000万円未満のものを除く)</p> <p>(2) 当該査定事業費額 &gt; 当該市町村の当該年度の標準税収入の20% (当該標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費額が2億5,000万円を超えるもの)</p> <p>(3) 当該査定事業費額 &gt; 当該市町村の当該年度の標準税収入の20% + { (当該標準税収入 - 50億円) の60% } (当該標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下のもの)</p> <p>2 1の当該査定事業費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものを除く。</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>1 当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額 &gt; 当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10% (経費の額が1,000万円未満のものを除く)</p> <p>ただし、当該市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合を除く。</p> <p>2 1の当該経費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものを除く。</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	<p>第5条の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合でも、当該市町村の漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、次に該当する災害に適用する。</p> <p>当該市町村の漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害額 &gt; 当該市町村の当該年度の漁業所得推定額の10%</p> <p>(漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く)</p> <p>ただし、当該市町村ごとの当該漁船等の被害額の合計が5,000万円未満の場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る） &gt; 当該市町村の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍（被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の0.05%未満のものを除く）</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>1 大火による災害の場合の要復旧見込面積 &gt; 300ha</p> <p>2 その他の災害の場合の要復旧見込面積 &gt; 当該市町村の民有林（人工林に限る）面積の25%</p>

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等	当該市町村の中小企業関係被害額 > 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10% (被害額が1,000万円未満のものを除く) ただし、当該市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	激甚災害指定基準(本激)の激甚法第24条の欄に同じ。

## 14-3 災害対策基本法

昭和36年11月15日法律第223号

最終改正 令和6年4月1日法律第34号

## 第1章 総則（第1条 - 第10条）

## 第2章 防災に関する組織

## 第1節 中央防災会議（第11条 - 第13条）

## 第2節 地方防災会議（第14条 - 第23条の2）

## 第3節 特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部（第23条の3 - 第28条の6）

## 第4節 災害時における職員の派遣（第29条 - 第33条）

## 第3章 防災計画（第34条 - 第45条）

## 第4章 災害予防

## 第1節 通則（第46条 - 第49条の3）

## 第2節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等（第49条の4 - 第49条の9）

## 第3節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等（第49条の10 - 第49条の17）

## 第5章 災害応急対策

## 第1節 通則（第50条 - 第53条）

## 第2節 警報の伝達等（第54条 - 第57条）

## 第3節 事前措置及び避難（第58条 - 第61条の8）

## 第4節 応急措置等（第62条 - 第86条の5）

## 第5節 被災者の保護

## 第1款 生活環境の整備（第86条の6・第86条の7）

## 第2款 広域一時滞在（第86条の8 - 第86条の13）

## 第3款 被災者の運送（第86条の14）

## 第4款 安否情報の提供等（第86条の15）

## 第6節 物資等の供給及び運送（第86条の16 - 第86条の18）

## 第6章 災害復旧（第87条 - 第90条）

## 第7章 被災者の救護を図るための措置（第90条の2 - 第90条の4）

## 第8章 財政金融措置（第91条 - 第104条）

## 第9章 災害緊急事態（第105条 - 第109条の2）

## 第10章 雑則（第110条 - 第112条）

## 第11章 罰則（第113条 - 第117条）

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 2 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 3 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
  - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
  - ロ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
  - ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
  - ニ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
- 4 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局を

いう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

- 5 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 6 指定地方公共機関 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)及び港湾法(昭和25年法律第218号)第4条第1項の港務局(第82条第1項において「港務局」という。)土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 7 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 8 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 9 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号口に掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第12条第8項、第25条第6項第2号、第28条第2項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。)又は指定公共機関(指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関)が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。
- 10 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
  - イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
  - ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
  - ハ 都道府県相互間地域防災計画 2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
  - ニ 市町村相互間地域防災計画 2以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(基本理念)

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

- 2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

## (市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

## (地方公共団体相互の協力)

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

## (国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

## (指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第6条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

## (住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

## (施策における防災上の配慮等)

第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項
- 二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
- 三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
- 四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
- 五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 六 災害の予報及び警報の改善に関する事項
- 七 地震予知情報(大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第2条第3号の地震予知情報をいう。)を周知させるための方法の改善に関する事項
- 八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
- 九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
- 十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
- 十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 十二 地方公共団体の相互応援、第61条の4第3項に規定する広域避難及び第86条の8第1項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
- 十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
- 十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
- 十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項

- 十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
  - 十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
  - 十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
  - 十九 防災思想の普及に関する事項
- 3 国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と被災者の救護を図り、災害からの復興に努めなければならない。  
(政府の措置及び国会に対する報告)
- 第9条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。
- 2 政府は、毎年、政令で定めるところにより、防災に関する計画及び防災に関してとった措置の概況を国会に報告しなければならない。  
(他の法律との関係)
- 第10条 防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

## 第2章 防災に関する組織

### 第1節 中央防災会議

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

- 第11条 内閣府に、中央防災会議を置く。
- 2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 内閣総理大臣又は内閣府設置法第9条の2に規定する特命担当大臣(以下「防災担当大臣」という。)の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。
  - 三 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は防災担当大臣に意見を述べること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
- 3 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。
- 一 防災の基本方針
  - 二 防災に関する施策の総合調整で重要なもの
  - 三 非常災害又は第23条の3第1項に規定する特定災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱
  - 四 災害緊急事態の布告
  - 五 その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

(中央防災会議の組織)

- 第12条 中央防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 防災担当大臣
  - 二 防災担当大臣以外の国務大臣、内閣危機管理監、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長(国務大臣を除く。)若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 9 幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 10 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求等)

- 第13条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議(都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。)又は地方防災会議の協議会(都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。)に対し、必要な勧告をすることができる。

### 第2節 地方防災会議

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
- 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約)で定める。

(地方防災会議の協議会)

第17条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあっては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあっては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

第18条及び第19条 削除

(政令への委任)

第20条 第17条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第21条 都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(地方防災会機等相互の関係)

第22条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県災害対策本部)

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地において当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村災害対策本部)

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地において当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

### 第3節 特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

(特定災害対策本部の設置)

第23条の3 災害(その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認められるもの(以下「特定災害」という。)であるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができる。

2 内閣総理大臣は、特定災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

(特定災害対策本部の組織)

第23条の4 特定災害対策本部の長は、特定災害対策本部長とし、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

2 特定災害対策本部長は、特定災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 特定災害対策本部に、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員を置く。

4 特定災害対策副本部長は、特定災害対策本部長を助け、特定災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。特定災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ特定災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

5 特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 特定災害対策本部に、当該特定災害対策本部の所管区域にあつて当該特定災害対策本部長の定めるところにより当該特定災害対策本部の事務の一部を行う組織として、特定災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第4項の規定は、適用しない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定により特定災害現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。

8 前条第2項の規定は、特定災害現地対策本部について準用する。

9 特定災害現地対策本部に、特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員を置く。

10 特定災害現地対策本部長は、特定災害対策本部長の命を受け、特定災害現地対策本部の事務を掌理する。

11 特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員は、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員のうちから、特定災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

（特定災害対策本部の所掌事務）

第23条の5 特定災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

三 特定災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。

四 第23条の7の規定により特定災害対策本部長の権限に属する事務

五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（指定行政機関の長の権限の委任）

第23条の6 指定行政機関の長は、特定災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該特定災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（特定災害対策本部長の権限）

第23条の7 特定災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該特定災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 特定災害対策本部長は、特定災害現地対策本部が置かれたときは、前3項の規定による権限の一部を特定災害現地対策本部長に委任することができる。

5 特定災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（非常災害対策本部の設置）

第24条 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

2 第23条の3第2項の規定は、非常災害対策本部について準用する。

3 第1項の規定により非常災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

（非常災害対策本部の組織）

第25条 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。

2 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。

4 非常災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

- 5 非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者
  - 二 副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあって当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。
- 9 第23条の4第6項後段、第7項及び第8項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。
- 10 非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 11 非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (非常災害対策本部の所掌事務)
- 第26条 非常災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
  - 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
  - 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
  - 四 第28条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務
  - 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
- (指定行政機関の長の権限の委任)
- 第27条 指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該非常災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。
- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。
- (非常災害対策本部長の権限)
- 第28条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。
- 2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 非常災害対策本部長は、前3項の規定による権限の全部又は一部を非常災害対策副本部長に委任することができる。
- 5 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、第1項から第3項までの規定による権限(第2項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。
- 6 非常災害対策本部長は、前2項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。
- (緊急災害対策本部の設置)
- 第28条の2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。
- 2 第23条の3第2項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。
- 3 第1項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。
- (緊急災害対策本部の組織)
- 第28条の3 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。
- 2 緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 3 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。
  - 4 緊急災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもって充てる。
  - 5 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。緊急災害対策副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ緊急災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
  - 6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
    - 一 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣
    - 二 内閣危機管理監
    - 三 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
  - 7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
  - 8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあって当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。
  - 9 第23条の4第6項後段、第7項及び第8項の規定は、緊急災害現地対策本部について準用する。
  - 10 緊急災害現地対策本部に、緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員を置く。
  - 11 緊急災害現地対策本部長は、緊急災害対策本部長の命を受け、緊急災害現地対策本部の事務を掌理する。
  - 12 緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員は、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (緊急災害対策本部の所掌事務)
- 第28条の4 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
  - 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
  - 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
  - 四 第28条の6の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務
  - 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
- (指定行政機関の長の権限の委任)
- 第28条の5 指定行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。
- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。
- (緊急災害対策本部長の権限)
- 第28条の6 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。
- 2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
  - 3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
  - 4 緊急災害対策本部長は、前3項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。
  - 5 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第1項から第3項までの規定による権限(第2項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。
  - 6 緊急災害対策本部長は、前2項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

#### 第4節 災害時における職員の派遣

(職員の派遣の要請)

- 第29条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請すること

ができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあっせん）

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第91条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあっせんを求めることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあっせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

第31条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前2条の規定による要請又はあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第32条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（派遣職員に関する資料の提出等）

第33条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、都道府県知事又は指定公共機関は、内閣総理大臣に対し、第31条の規定による職員の派遣が円滑に行われるよう、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

### 第3章 防災計画

（防災基本計画の作成及び公表等）

第34条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第35条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

- 一 国土の現況及び気象の概況
- 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
- 三 防災業務に従事する人員の状況
- 四 防災上必要な物資の需給の状況
- 五 防災上必要な運輸又は通信の状況
- 六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

（指定行政機関の防災業務計画）

第36条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内

閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第21条の規定は、指定行政機関の長が第1項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第37条 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 所掌事務について、防災に関しとるべき措置

二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項

2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあたっては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

(他の法令に基づく計画との関係)

第38条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

一 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第2条第1項に規定する国土形成計画

二 森林法（昭和26年法律第249号）第4条第1項に規定する全国森林計画及び同条第5項に規定する森林整備保全事業計画

三 特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第3条第1項に規定する災害防除に関する事業計画

四 保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）第2条第1項に規定する保安林整備計画

五 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第2項に規定する首都圏整備計画

六 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第1項に規定する多目的ダムの建設に関する基本計画

七 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）第2条第2項に規定する災害防除事業5箇年計画

八 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第3条第1項に規定する豪雪地帯対策基本計画

九 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第2項に規定する近畿圏整備計画

十 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第2項に規定する中部圏開発整備計画

十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の5第1項に規定する排出油等の防除に関する計画

十二 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画

十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

(指定公共機関の防災業務計画)

第39条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第21条の規定は、指定公共機関が第1項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(都道府県地域防災計画)

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 都道府県防災会議は、第1項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をするこ

とができる。

第41条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

- 一 水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項及び第5項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第33条第1項に規定する指定管理団体の水防計画
- 二 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画
- 三 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第1項の海岸保全基本計画
- 四 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第9条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
- 五 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条第1項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第8条第1項に規定する防災営農施設整備計画、同条第2項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第3項に規定する防災漁業経営施設整備計画
- 六 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画
- 七 半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第1項に規定する半島振興計画
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

## (都道府県相互間地域防災計画)

第43条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。

2 都道府県相互間地域防災計画は、第40条第2項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第40条第3項から第5項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

## (市町村相互間地域防災計画)

第44条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村相互間地域防災計画は、第42条第2項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第42条第4項から第6項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

## (地域防災計画の実施の推進のための要請等)

第45条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあっては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあっては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあっては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあっては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

## 第4章 災害予防

## 第1節 通則

## (災害予防及びその実施責任)

第46条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

一 防災に関する組織の整備に関する事項

二 防災に関する教育及び訓練に関する事項

三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項

四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項

五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ構図べき措置に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

## (防災に関する組織の整備義務)

第47条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この章において「災害予防責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

## (防災教育の実施)

第47条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災訓練義務)

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第1項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第1項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第49条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第49条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第49条の3 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(指定緊急避難場所の指定)

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難所として指定しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者(当該市町村を除く。次条において同じ。)の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定緊急避難場所に関する届出)

第49条の5 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第49条の6 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第49条の4第1項の政令で定める基準に適合しなくなると認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定により第49条の4第1項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自らの場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第49条の4第2項及び第3項並びに前2条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第49条の4第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第49条の7第1項」と、前条中「第49条の4第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第49条の4第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、

その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第49条の8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第49条の9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第3節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項、第49条の14第3項第1号及び第49条の15において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第3者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよ

う努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による同条第1項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
  - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
  - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - 三 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第49条の15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前2項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 第5章 災害応急対策

### 第1節 通則

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達等)

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

- 2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。)の活用に努めなければならない。

- 3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

(国民に対する周知)

第51条の2 内閣総理大臣は、非常災害又は特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

(防災信号)

第52条 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。

- 2 何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(被害状況等の報告)

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県(都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 5 第1項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害又は特定災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

- 6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第1項の規定による報告を行うことができなくなったときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

- 7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第2項の規定による報告を行うことができなくなったときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

- 8 内閣総理大臣は、第1項から第4項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

## 第2節 警報の伝達等

(発見者の通報義務等)

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

- 3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

- 4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(都道府県知事の通知等)

第55条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

### 第3節 事前措置及び避難

(市町村長の出勤命令等)

第58条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出勤の準備をさせ、若しくは出勤を命じ、又は消防吏員(当該市町村の職員である者を除く)、警察官若しくは海上保安官の出勤を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長(以下この項、第64条及び第66条において「警察署長等」という。)は、市町村長から要求があったときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なったときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。

4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)

第61条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措

置を指示することができる。

- 2 前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第1項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(指定行政機関の長等による助言)

第61条の2 市町村長は、第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を認めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(避難の指示のための通信設備の優先利用等)

第61条の3 第57条の規定は、市町村長が第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合(同条第6項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。)について準用する。

(広域避難の協議等)

第61条の4 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第60条第1項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、同項の居住者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域避難の協議等)

第61条の5 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求があったときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。
- 4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第1項の規定による滞在(以下「都道府県外広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しな

ればならない。

- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第2項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（市町村長による都道府県外広域避難の協議等）

第61条の6 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第5項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 第9項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）

第61条の7 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第61条の4第1項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第61条の5第2項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

（居住者等の運送）

第61条の8 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。

- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定

公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない。

#### 第4節 応急措置等

(市町村の応急措置)

第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(応急公用負担等)

第64条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、第2項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前3項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

6 第3項に規定する公示の日から起算して6月を経過してもなお第2項後段の規定により保管した工作物等（第4項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7 前条第2項の規定は、第1項及び第2項前段の場合について準用する。

8 第1項及び第2項前段の規定は、市町村長その他第1項又は第2項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項又は第2項前段に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第7項において準用する前条第2項又は前項において準用する第2項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第8条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第3項から第6項

までの規定の例によるものとする。ただし、第3項の規定の例により公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第63条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(災害時における漂流物等の処理の特例)

第66条 災害が発生した場合において、水難救護法(明治32年法律第95号)第29条第1項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

2 水難救護法第2章の規定は、警察署長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管した場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第68条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前2項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(災害時における事務の委託の手続の特例)

第69条 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

(都道府県の応急措置)

第70条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3 第1項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

(都道府県知事の従事命令等)

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第

9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条から第10条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

（都道府県知事の指示等）

第72条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

- 3 前2項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事による応急措置の代行）

第73条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第63条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

- 3 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県知事等に対する応援の要求）

第74条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあっては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

（都道府県知事による応援の要求）

第74条の2 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第72条第1項の規定による指示又は同条第2項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生し又は発生するおそれがある市町村の市町村長（次項及び次条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

- 3 前2項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（内閣総理大臣による応援の要求等）

第74条の3 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第72条第1項の規定による指示又は同条第2項、第74条第1項若しくは前条第1項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生し、又は発生するおそれがある都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は災害発生市町村長を応援することを求めるよう求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があった場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

- 3 内閣総理大臣は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第1項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

- 4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前2項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
- 5 第2項又は第3項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。
- 6 第4項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。  
(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)
- 第74条の4 第70条第3項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。  
(災害時における事務の委託の手続の特例)
- 第75条 都道府県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。  
(災害時における交通の規制等)
- 第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 2 前項の規定による通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)が行われたときは、当該通行禁止等を行った都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(次条第4項及び第76条の3第1項において「通行禁止区域等」という。)その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。
- 第76条の2 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- 2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を通路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに通路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り通路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- 3 前2項の規定による駐車については、道路交通法第3章第9節及び第75条の8の規定は、適用しない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。
- 5 第1項、第2項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。
- 第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- 3 前2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。

この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

- 5 第1項（前2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第2項（前2項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。
- 6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第3項若しくは第4項において準用する第1項の規定による命令をし、又は第3項若しくは第4項において準用する第2項の規定による措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。
- 第76条の4 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。
- 2 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。） 港湾管理者（港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者をいい、同条第5項第4号の道路（同条第6項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第76条の7第2項において同じ。）又は漁港管理者（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第25条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第3条第2号イの道路（同法第66条第1項又は第3項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第76条の7第3項において同じ。）をいう。
- 3 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社（第76条の6第6項及び第7項において「会社」という。）が同法第4条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）をいう。第76条の6において同じ。）の区間について第1項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第1項」とする。
- 4 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第76条の6第8項及び第9項において同じ。）の区間について第1項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「地方道路公社（第4項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。）」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第8項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第1項」とする。
- 第76条の5 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。
- （災害時における車両の移動等）
- 第76条の6 第76条の4第2項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- 一 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
  - 二 道路管理者等が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
  - 三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
- 4 道路管理者等は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

- 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第1項から前項までの規定による権限を行うものとする。
- 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
- 7 機構は、第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。
- 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第1項から第4項までの規定による権限を行うものとする。
- 9 第5項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。
- 第76条の7 国土交通大臣は道路法第13条第1項に規定する指定区間外の国道（同法第3条第2号に掲げる一般国道をいう。）都道府県道（同法第3条第3号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第3条第4号に掲げる市町村道をいう。以下この項において同じ。）に関し、都道府県知事は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
- 2 国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
- 第76条の8 第76条の6に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに前条第1項及び第2項に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。
- （指定行政機関の長等の応急措置）
- 第77条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。
- 2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。
- （指定行政機関の長等の収用等）
- 第78条 災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があると認めるときは、その職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
- （指定行政機関の長等による応急措置の代行）
- 第78条の2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。
- （通信設備の優先使用権）
- 第79条 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるとき

は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(指定公共機関等の応急措置)

第80条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(公用令書の交付)

第81条 第71条又は第78条第1項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。

2 前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 当該処分の根拠となった法律の規定

三 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあっては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

3 前2項に規定するもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。

(損失補償等)

第82条 国又は地方公共団体(湾務局を含む。)は、第64条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)、同条第7項において同条第1項の場合について準用する第63条第2項、第71条、第76条の3第2項後段(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)、第76条の6第3項後段若しくは第4項又は第78条第1項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 機構又は地方道路公社は、第76条の6第5項又は第8項の規定により同条第3項後段又は第4項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

(立入りの要件)

第83条 第71条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立ち入る場合又は第78条第2項若しくは第3項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

2 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第84条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第65条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定又は同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第85条 国は、別に法律で定めるところにより、被災者の国税その他国の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

2 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

(国有財産等の貸付け等の特例)

第86条 国は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国有の物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用

の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

- 2 地方公共団体は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

(避難所等に関する特例)

第86条の2 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定があったときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定は、適用しない。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設に関する特例)

第86条の3 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定があったときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和23年法律第205号）第4章の規定は、適用しない。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定があった場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

(埋葬及び火葬の特例)

第86条の4 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があったときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができる。

(廃棄物処理の特例)

第86条の5 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 環境大臣は、前項の規定による指定があったときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針（以下この条において「処理指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

- 3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
- 二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項

- 4 環境大臣は、第1項の規定による指定があったときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。

- 5 環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。）は、廃棄物処理法第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準とみなす。

- 6 廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

- 7 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

- 8 環境大臣は、第4項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第5項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

- 9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わって自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
- 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
  - 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
  - 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- 10 第6項及び第7項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第6項中「若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。
- 11 第9項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第19条の4第1項の規定は、適用しない。
- 12 第9項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。
- 13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第5節 被災者の保護

##### 第1款 生活環境の整備

(避難所における生活環境の整備等)

第86条の6 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第86条の7 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### 第2款 広域一時滞在

(広域一時滞在外の協議等)

第86条の8 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在(以下「広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。
- 3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在外の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
- 4 第1項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第1項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在外の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在外の協議等)

第86条の9 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在(以下「都道府県外広域一時滞在」という。)の必要があると認め

- るときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
- 2 前項の規定による要求があったときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
  - 3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。
  - 4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
  - 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
  - 6 第4項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
  - 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第2項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
  - 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 11 第1項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
  - 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第6項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- （都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行）
- 第86条の10 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第86条の8第1項及び第5項から第7項までの規定により実施すべき措置（同条第6項及び第7項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
  - 3 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。
- （都道府県外広域一時滞在の協議等の特例）
- 第86条の11 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第86条の9第1項の規定による要求がない場合であっても、同条第2項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第9項中「第1項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第11項中「第1項」とあるのは「第86条の11前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第9項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第13項中「前項」とあるのは「第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第11項」とし、同条第10項及び第12項の規定は、適用しない。
- （都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）
- 第86条の12 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第86条の8第1項の規定による協議の相手方そ

の他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第86条の9第2項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。  
(内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行)
- 第86条の13 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第86条の8第1項及び第5項から第7項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わって実施し、又は当該都道府県の知事が第86条の11前段並びに第86条の9第8項並びに第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第86条の9第9項及び第11項の規定により実施すべき措置(第86条の11後段の規定に読み替えて適用する第86条の9第9項及び第11項の規定による報告を除く。)の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わって実施しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。
  - 3 第1項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第3款 被災者の運送

- 第86条の14 都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。
- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

### 第4款 安否情報の提供等

- 第86条の15 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報(次項において「安否情報」という。)について照会があったときは、回答することができる。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
  - 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
  - 4 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

### 第6節 物資等の供給及び運送

(物資又は資材の供給の要請等)

- 第86条の16 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対しては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長に対しては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。
- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

- 第86条の17 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

ない。

(災害応急対策必要物資の運送)

第86条の18 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材(次項において「災害応急対策必要物資」という。)の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

## 第6章 災害復旧

(災害復旧の実施責任)

第87条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

(災害復旧事業費の決定)

第88条 国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。

2 前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たっては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分な配慮をしなければならない。

(防災会議への報告)

第89条 災害復旧事業に関する主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行ったとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

(国の負担金又は補助金の早期交付等)

第90条 国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあっせんをするものとする。

## 第7章 被災者の援護を図るための措置

(罹災証明書の交付)

第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(第4項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

3 特別区の区長は、第1項の規定による調査のため必要があると認めるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができる。

4 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、第1項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被災者台帳の作成)

第90条の3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の救護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の救護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第1項において「被災者台帳」という。)を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる次項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 救護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

- 3 市町村長は、第1項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (台帳情報の利用及び提供)
- 第90条の4 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下この条において「台帳情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- 一 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - 二 市町村が被災者に対する救護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
  - 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 2 前項(第1号又は第3号に係る部分に限る。)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

## 第8章 財政金融措置

(災害予防等に要する費用の負担)

第91条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第92条 第67条第1項、第68条、第74条第1項又は第74条の4の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担)

第93条 第72条第1項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

(災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助)

第94条 災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

第95条 前条に定めるもののほか、第23条の7第2項の規定による特定災害対策本部長の指示、第28条第2項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第28条の6第2項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

(災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助)

第96条 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

(激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)

第97条 政府は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

第98条 前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生のつどこれを制定することを避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければならない。

第99条 第97条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

- 一 激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準

二 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に  
対する国の特別の財政援助

三 激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成

(災害に対処するための国の財政上の措置)

第100条 政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこうことなく災害に対処するため、  
必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

2 政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為（財政法（昭和22年法律第34号（第15条  
第2項に規定する国庫債務負担行為をいう。）の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

(地方公共団体の災害対策基金)

第101条 地方公共団体は、別に法令で定めるところにより、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害  
対策基金を積み立てなければならない。

(起債の特例)

第102条 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の  
属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5  
条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及  
び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

二 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の  
負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3 第1項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法  
その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

(国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置)

第103条 国及び地方公共団体は、激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについての当該地方  
公共団体等の負担が著しく過重であると認めるときは、別に法律で定めるところにより、当該復旧事業費の財  
源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

(災害融資)

第104条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、政令で定める災害が発生したときは、  
災害に関する特別な金融を行ない、償還期限又はすえ置き期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合におけ  
る利率の低減等実情に応じ適切な措置をとるように努めるものとする。

## 第9章 災害緊急事態

(災害緊急事態の布告)

第105条 非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激  
甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該  
災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関  
係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる。

2 前項の布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を発する日時を明示しなければな  
らない。

(国会の承認及び布告の廃止)

第106条 内閣総理大臣は、前条の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発した日から20日以  
内に国会に付議して、その布告を発したことに付いて承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の  
場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求  
めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が災害緊急事態の布告の廃止を議決  
したとき、又は当該布告の必要がなくなったときは、すみやかに、当該布告を廃止しなければならない。

(災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置)

第107条 内閣総理大臣は、第105条の規定による災害緊急事態の布告があったときは、当該災害に係る緊急災害  
対策本部が既に設置されている場合を除き、第28条の2の規定により、緊急災害対策本部を設置するものとし  
る。

(対処基本方針)

第108条 政府は、第105条の規定による災害緊急事態の布告があったときは、災害緊急事態への対処に関する基  
本的な方針（以下この条において「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 災害緊急事態への対処に関する全般的な方針

二 災害応急対策に関する重要事項

三 国の経済の秩序の維持に関する重要事項

四 前二号に掲げる事項のほか、当該災害に係る重要な課題への対応に関する重要事項

## 五 前三号に掲げる事項に係る事務を的確に遂行するための政府の体制に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、直ちに、対処基本方針を告示しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、災害緊急事態への対処に当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
- 6 第3項及び第4項の規定は、対処基本方針の変更について準用する。
- 7 対処基本方針は、第106条第2項の規定により災害緊急事態の布告が廃止された時に、その効力を失う。
- 8 内閣総理大臣は、前項の規定により対処基本方針がその効力を失ったときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

## (情報の公表)

第108条の2 内閣総理大臣は、第105条の規定による災害緊急事態の布告に係る災害について、当該災害の状況、これに対してとられた措置の概要その他の当該災害に関する情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により公表しなければならない。

## (国民への協力の要求)

第108条の3 内閣総理大臣は、第105条の規定による災害緊急事態の布告があったときは、国民に対し、必要な範囲において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をみだりに購入しないことその他の必要な協力を求めることができる。

- 2 国民は、前項の規定により協力を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

## (災害緊急事態の布告に伴う特例)

第108条の4 第105条の規定による災害緊急事態の布告があったときは、第86条の2第1項、第86条の3第1項、第86条の4第1項及び第86条の5第1項の規定により当該災害を指定する政令が定められたものとみなして、第86条の2第2項及び第3項、第86条の3第2項及び第3項、第86条の4第2項並びに第86条の5第2項から第13項までの規定を適用する。この場合において、第86条の2第2項及び第86条の3第2項中「政令で定める区域及び期間」とあるのは、「当該災害に係る緊急災害対策本部の所管区域及び当該災害に係る災害緊急事態の布告が発せられた時から当該緊急災害対策本部が定める日までの間」とする。

- 2 第105条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に第86条の2第1項、第86条の3第1項、第86条の4第1項又は第86条の5第1項のいずれかの規定により当該災害を指定する政令が定められたときは、前項(当該政令に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第108条の5 第105条の規定による災害緊急事態の布告があったときは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下この条において「特定非常災害法」という。)第2条の規定により、当該災害を特定非常災害として指定し、当該災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置として特定非常災害法第3条から第6条までに規定する措置を指定する政令が定められたものとみなして、特定非常災害法第3条から第6条まで(特定非常災害法第4条第1項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる特定非常災害法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	超えない範囲内において政令で定める	経過する
第3条第4項	延長期日が定められた	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第105条の規定による災害緊急事態の布告があった
第4条第2項	免責期限が定められた	災害対策基本法第105条の規定による災害緊急事態の布告があった
	免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して4月を経過する
	到来する特定義務	到来する特定義務(特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務をいう。以下同じ。)
	責任	その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)
第4条第3項	免責期限が定められた	災害対策基本法第105条の規定による災害緊急事態の布告があった
	前2項	前項
	免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して4月を経過する
	前項	同項
第4条第4項	前3項	前2項
第5条第1項	第2条第1項又は第2項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の	災害対策基本法第105条の規定による災害緊急事態の布告があった
	超えない範囲内において政令で定める	経過する

第5条第5項	同項に規定する政令で定める	同日後2年を経過する
第6条	政令で定めるもの	法務大臣が告示するもの
	超えない範囲内において政令で定める	経過する
	当該政令で定める	特定非常災害発生日から起算して1年を経過する

2 第105条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に特定非常災害法第2条第1項の規定により当該災害を特定非常災害として指定する政令が定められたときは、前項の規定は、適用しない。

(緊急措置)

第109条 災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

- 一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しを制限若しくは禁止
- 二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定
- 三 金銭債務の支払(賃金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長

2 前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して2年以下の懲役若しくは禁錮、10万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができない場合にその価額を追徴する旨の規定を設けることができる。

3 内閣は、第1項の規定により政令を制定した場合において、その必要がなくなったときは、直ちに、これを廃止しなければならない。

4 内閣は、第1項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、そのとった措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて承認を求めなければならない。

5 第1項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、前項の国会の臨時会又は参議院の緊急集会においてその政令に代わる法律が制定されたときは、その法律の施行と同時に、その臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されないこととなったときは、制定されないこととなった時に、その効力を失う。

6 前項の場合を除くほか、第1項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、第4項の国会の臨時会が開かれた日から起算して20日を経過した時若しくはその臨時会の会期が終了した時のいずれか早い時に、又は同項の参議院の緊急集会が開かれた日から起算して10日を経過した時若しくはその緊急集会を終了した時のいずれか早い時にその効力を失う。

7 内閣は、前2項の規定により政令がその効力を失ったときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

8 第1項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、その政令が効力を有する間に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了し、又は第5項若しくは第6項の規定によりその効力を失った後においても、なお従前の例による。

第109条の2 災害緊急事態に際し法律の規定によっては被災者の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、内閣は、当該受入れについて必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。

## 第10章 雑 則

(特別区についてのこの法律の適用)

第110条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(防災功労者表彰)

第111条 内閣総理大臣及び各省大臣は、防災に従事した者で、防災に関し著しい功労があると認められるものに対し、それぞれ内閣府令、デジタル庁令又は省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(政令への委任)

第112条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第11章 罰 則

(罰則)

第113条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第71条第1項の規定による都道府県知事(同条第2項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。)の従事命令、協力命令又は保管命令に従わなかったとき。

二 第78条第1項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長(第23条の6第1項、第27条第1項又は第28条の5第1項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。)の保管命令に従わなかったとき。

第114条 第76条第1項の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第115条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第71条第1項(同条第2項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)第78条第2項(第23条の6第1項、第27条第1項又は第28条の5第1項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。)又は第78条第3項(第23条の6第1項、第27条第1項又は第28条の5第1項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 第71条第1項又は第78条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第116条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 第52条第1項の規定に基づく内閣府令によって定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

二 第63条第1項の規定による市町村長(第73条第1項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。)の、第63条第2項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第3項において準用する同条第1項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者

第117条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第113条又は第115条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 14-4 指定文化財一覧

区分	種別	名称	所在地	所有者又は管理者	指定日
国指定	特別天然記念物	魚津埋没林	釈迦堂814	魚津市	昭和30年8月22日
	"	ホタルイカ群遊海面	富山湾(水橋より魚津)	富山県	昭和27年3月29日
	"	カモシカ	地域を定めず	富山県	昭和30年2月15日
	重要無形民俗文化財	魚津のタテモン行事	諏訪町	魚津たてもん保存会	平成9年12月15日
県指定	天然記念物	大沢の地鎖杉	大沢字前田632	個人	昭和40年1月1日
	"	坪野のつなぎがや	坪野字山の谷	坪野地区	昭和40年10月1日
	史跡	桜峠遺跡	布施爪字上野212他	個人	昭和40年1月1日
	"	松倉城跡	鹿熊字城山3-2	魚津市、個人	昭和40年1月1日
	建造物	旧沢崎家住宅	歴史民俗博物館	魚津市	昭和49年7月1日
	彫刻	木造十一面観世音菩薩立像	歴史民俗博物館	神宮寺	昭和40年1月1日
	"	木造阿弥陀如来立像	金山谷3071	金山谷地区	昭和45年12月19日
	"	金銅千手観世音菩薩立像	小川寺2921-1	千光寺	昭和59年2月22日
	有形民俗文化財	たてもん	諏訪町	諏訪神社氏子総代	昭和47年10月5日
	無形民俗文化財	小川寺の獅子舞	小川寺	小川寺獅子舞保存会	平成6年2月24日
市指定	史跡	天神山城跡	小川寺字天神山	光学坊ほか	昭和38年4月1日
	"	升方城跡	升方字城山	魚津市、個人	昭和38年4月1日
	"	北山(金山谷)城跡	北山	個人	昭和38年4月1日
	"	坪野城跡	坪野	個人	昭和38年4月1日
	"	魚津城跡	本町一丁目	魚津市	昭和38年4月1日
	"	石の門	鹿熊字石ノ門	魚津市、個人	昭和38年4月1日
	"	武隈屋敷跡(小菅沼城跡)	小菅沼	個人	昭和38年4月1日
	"	青山佐渡守、豊後守父子の墓	小川寺字天神山	魚津市	昭和38年4月1日
	"	大音主馬の碑	本江字畑田73-9	長教寺	昭和38年4月1日
	"	大伴家持の歌碑	三ヶ(魚津総合公園内)	魚津市	昭和38年4月1日
	"	万灯台	新角川一丁目322-29	魚津市	昭和38年4月1日
	"	高円堂用水	天神野新	魚津市	昭和38年4月1日
	"	魚津町奉行所跡	双葉町601	長教寺	昭和38年4月1日
	"	小貝塚	諏訪町18-18	大泉寺	昭和38年4月1日
	"	水尾城跡	鹿熊字水尾山	個人	昭和56年7月29日
	名勝	屋気楼展望地点	釈迦堂地先	魚津市	昭和51年7月19日
	有形民俗文化財	農具	歴史民俗博物館	魚津市	昭和50年7月30日
	"	漁具	歴史民俗博物館	魚津市	昭和50年7月30日
	"	生活用具	歴史民俗博物館	魚津市	昭和50年7月30日
	"	獅子頭及び面	歴史民俗博物館	魚津市	昭和55年7月3日
	無形民俗文化財	せり込み蝶六	市内一円	せり込み蝶六保存会	昭和38年4月1日
	"	布施谷節	西布施	布施谷節保存会	昭和38年4月1日
	"	鹿熊の刀踊り	鹿熊	鹿熊刀踊り保存会	平成10年4月1日
	古文書	制札(高札)	歴史民俗博物館	魚津市	昭和47年1月26日
	"	椎名康胤寄進状	上村木二丁目17-31	常泉寺	昭和47年1月26日
	"	佐々成政書状	本町一丁目8-14	照顯寺	昭和47年1月26日
	"	雲門寺壁書	上村木二丁目17-31	常泉寺	昭和47年1月26日
	"	前田利常書状	本町一丁目8-14	照顯寺	昭和47年1月26日
	絵画	紙本着色釈迦三尊像	上村木二丁目17-31	常泉寺	昭和47年1月26日
	"	紙本着色庶民風俗図屏風	上村木二丁目17-31	常泉寺	昭和47年1月26日
	"	紙本水墨達磨大師図	上村木二丁目17-31	常泉寺	昭和47年1月26日
	"	紙本水墨虎図	上村木二丁目17-31	常泉寺	昭和47年1月26日
	"	紙本水墨獅子図屏風	上村木二丁目17-31	常泉寺	昭和47年1月26日
	"	絹本着色阿弥陀三尊像	諏訪町18-18	大泉寺	昭和63年2月2日
	"	魚津町惣絵図	魚津市立図書館	魚津市	昭和47年1月26日
	"	魚津町軒名図	魚津市立図書館	魚津市	昭和47年1月26日
	歴史資料	近世武具	歴史民俗博物館	魚津市、個人	平成13年6月4日
	彫刻	水噴きの龍	新角川二丁目6-4	桃原寺	昭和38年4月1日
	"	木造僧形八幡神座像	宮津1520	宮津八幡宮	平成12年4月3日
	天然記念物	洞杉及び岩上植物群落	三ヶ杉尾	三ヶ生産森林組合	平成25年5月8日
	建造物	富山県立魚津高校講堂	吉島945	富山県	平成29年6月28日
	"	東山円筒分水槽	東山地内	魚津市土地改良区	令和2年4月3日
	名勝地関係	魚津浦の屋気楼(御旅屋跡)	本町一丁目	魚津市	令和2年3月10日

R7.1.1 魚津市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

## 14-5 気象庁震度階級関連解説表

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

## 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>1</sup> や液状化 <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>3</sup> 。
7		

- 1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- 2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- 3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

